

令和3年度事務事業評価（令和2年度実施事業）結果概要一覧表

1. 行政評価・外部評価の目的

四街道市では、平成19年から行政評価を行っています。この行政評価の目的は各担当課が行った事務事業について、目標に見合った成果が上げられたか、効率的に実施されたかなどを検証することにより、事務事業の改善・見直しにつなげることにあります。

外部評価は、本市における事務事業の適正な執行及び改善等に関して、行政評価をより実効性のある制度として活用するために実施するものです。また、行政評価に外部の視点を加えることで、評価の客観性及び信頼性を確保するとともに、市民の意見を行政運営に反映させることを目的とします。

2. シート項目の内容説明

[目的]

当該事業を通じて何を実現しようとしているのか、事業の対象（例：市民）をどのような状態にしたいのかを記載しています。

[事業概要]

事業の対象（例：市民）に対して、どのような活動を行うのかを記載しています。

[令和元年度の事業成果]

当該事業を行ったことにより、どのような成果が得られたのかを記載しています。

[事業の評価]

《項目》

妥当性：法令上の位置付け（法令上の定めはあるか）、公共関与の必要性（市が関与すべき事業か）、目的の妥当性（事業の目的に問題はないか）、総合計画との整合性（施策目標を達成するために必要な事業か）等の観点から事業の必要性を評価しています。

有効性：成果の生産性（目標とする成果が得られているか）、事業内容の適正性（事業の目的と成果が一致しているか）、総合計画推進への貢献度（施策目標の達成に寄与しているか）等の観点から事業の内容を評価しています。

効率性：手段の最適性（事業の実施手段は最適か）、財源確保の適正性（補助金等の活用や受益者負担の導入が図られているか）、コスト縮減余地の有無（更なる事業の効率化は可能か）等の観点から事業の実施方法を評価しています。

《判定》

A：現状において対応すべき課題・問題がない又は改善の余地がない。

B：現状において対応すべき課題・問題があり改善の余地がある。

C：現状において対応すべき深刻な課題・問題があり抜本的な見直しが必要である。

[令和3年度の事業の方向性]

《 判 定 》

現行どおり : 前年度と同じ事業内容・実施方法等により事業を実施する。

一部改善 : 事業内容の拡大・縮小、実施方法の変更等、事業を改善（検討も含む）する。

休 止 : 事業を一時的に休止する。

廃 止 : 市政を取り巻く状況やニーズの変化等により事業を廃止する。

完 了 : 最終目的が達成されたことにより事業を終了する。

[令和3年度の事業の展開方針]

判定した事業の方向性に関して、事業の展開方針（事業の進め方や改善内容等）を記載しています。

目 次

| | |
|-----------|-----|
| 危機管理監 | 1 |
| 経営企画部 | 4 |
| 総務部 | 24 |
| 福祉サービス部 | 38 |
| 健康こども部 | 58 |
| 環境経済部 | 84 |
| 都市部 | 104 |
| 上下水道部 | 122 |
| 会計課・行政委員会 | 131 |
| 教育部 | 135 |
| 消防本部・署 | 169 |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

危機管理監

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | |
|----------|--|-------|---|---|--|----------|---|--------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 |
| 1 | 地域災害対策事業 | 危機管理室 | 大地震等の自然災害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的に、災害対策に関する諸事業を実施することにより、災害発生時の被害の防止及び軽減を行う。 | 地域防災計画に基づく防災対策を計画的に進め、災害から市民の生命、身体、財産を保護するため、防災訓練や防災行政無線等の維持管理、備蓄品の整備を行う。 | 防災資器材や備蓄品の購入により適切な管理等を実施できました。また、地域防災力を向上させるため、自助、共助、公助の役割を明確にし、事業者を含めた地域と連携した防災対策を進めることができました。本市における国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進のための基本的な方針として「四街道市国土強靱化地域計画」を策定しました。 | 妥当性 A | 災害対策基本法に基づく市地域防災計画により、防災資器材の整備や避難所の整備、災害発生時における対応に備えます。可能な限りの備えをハード、ソフト両面から、総合的かつ計画的に取り組むことで地域防災力を向上させる必要があります。 | 現行どおり | 災害の発生は予想できないため、平素より防災資器材や備蓄品の適切な管理等を確実に実施していく必要があります。また、地域防災力を向上させるため、自助、共助、公助の役割を明確にし、事業者を含めた地域と連携した防災対策を進めていきます。さらに、国土強靱化地域計画で定められた各種施策を推進します。 |
| 有効性 A | 各避難所の整備や防災行政無線の整備により防災対応力の向上や、地域防災訓練や出前講座により防災意識の向上を行い、防災・危機管理体制が強化されています。 | | | | | | | | |
| 効率性 A | 地域防災力を向上させるため、自助、共助、公助の役割を明確にし、事業者や地域と連携した防災対策を進めています。防災資器材や施設の整備にあたっては補助制度等や起債を活用し、コスト縮減に取り組んでいます。 | | | | | | | | |
| 2 | 災害復興支援事業 | 危機管理室 | 平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被災者の支援を行う。 | 被災者相談受付、各種連絡事務、全国避難者情報システム登録支援、原発避難者特例法に係る庁内調整などを行う。 | 四街道市への避難者に対し、支援を行うことができました。 | 妥当性 A | 東日本大震災では、被害が甚大であり、当市でもいまだに避難生活を行っている避難者が多数いるため、引き続き情報提供などの支援の必要があります。 | 現行どおり | 避難者への情報提供や全国避難者情報システム等の管理を行い、支援を継続していきます。 |
| 有効性 A | 被災者支援等は避難生活の長期化、被災者の分散化や多様化等に伴い、被災者に対する健康・生活支援が重要な課題となっています。今後は避難者の自立を促していく必要もあります。 | | | | | | | | |
| 効率性 A | 全国避難者情報システムの運用と、避難者への情報提供等が主であり、費用は要しません。 | | | | | | | | |
| 3 | 自主防災組織育成事業 | 危機管理室 | 大規模災害が発生した場合には、行政機関のみでは対応に限界があることから、地域住民の連携による自主防災組織を育成することにより、災害発生時の初動対策を強化し、災害による被害の防止、軽減を行う。 | 自主防災組織の発足を促進するため、自主防災組織を結成する自治会等に防災資器材購入補助金を交付する。また、自主的に行う防災訓練等の活動を支援するために活動補助金を交付する。 | 自主防災組織への補助金を支出することにより、組織での防災訓練や防災啓発活動が行われ、自主防災組織の活動の活性化や防災機能を強化することができました。また、助成により、防災リーダーを育成できました。 | 妥当性 A | 災害対策基本法第8条第2項第13号により、災害の発生の予防と災害の拡大を防止するため、自主防災組織の育成による防災活動の環境整備、その他市民の自発的な防災活動を促進しています。また、いまだ自主防災組織を設立していない自治会も多く、市民の防災意識を高める上でも継続して実施していく必要があります。 | 現行どおり | 自主防災組織の発足を促進するため、自主防災組織を結成する自治会等に防災資器材購入や自主的に行う防災訓練等の活動を支援するために活動補助金を交付します。また、防災リーダーを育成するために助成金を交付します。 |
| 有効性 A | 防災資器材の購入や防災訓練の実施経費に対して助成することで地域防災力が向上しています。また、増加傾向にある自主防災訓練の開催や自主防災組織の結成は、この事業による補助金の支給や、行政からの訓練への支援及びバックアップの成果です。 | | | | | | | | |
| 効率性 A | 自治会が行う自主防災訓練の回数は増加傾向にあり、市民の防災意識を高める上でも補助金の交付及び活動の支援は継続して実施していく必要があります。また、防災資器材の購入については「千葉県地域防災力向上総合支援補助金」を活用し、財源確保を行っています。 | | | | | | | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

危機管理監

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-------------------------|-------|--|---|---|-------|--------|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 4 | 国民保護計画推進事業 | 危機管理室 | 武力攻撃事態等において、国民の生命・身体及び財産を保護し、武力攻撃に伴う被害を最小限にすることができるよう、国や地方公共団体の役割とその具体的な措置を行う。 | 武力攻撃や緊急対処事態から市民の生命、身体、財産を保護するための体制整備を推進するとともに、国民保護協議会を開催し、国民保護措置について審議する。 | 全国瞬時警報システムの適切な機能維持及び運用ができました。 | 妥当性 | A | 国民保護法及び県の国民保護に関する計画に基づく、市の国民保護に関する計画により、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置を実施することが義務付けられています。そのため、武力攻撃や武力攻撃以外の緊急対処事態から市民の生命、身体、財産を保護することは必要不可欠です。 | 現行どおり | 武力攻撃や緊急対処事態から市民の生命、身体、財産を保護するために国民保護計画に基づき、防災・危機管理体制を強化していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 武力攻撃や緊急対処事態から市民の生命、身体、財産を保護するために国民保護計画に関する啓発や防災訓練等により市民に周知を行っており、防災・危機管理体制が強化されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 人命保護については、地域防災計画と目的が同じですが、現在、国民保護計画推進事業においては国民保護協議会にかかる報償費や機器の維持費が主であるため削減は難しい状況です。 | | |
| 5 | 危機管理事業 | 危機管理室 | 危機事案発生時の初動対応と体制整備及び危機発生時に的確な対応を行う。 | 突発的な危機から市民の生命・財産を保護するために作成される危機管理指針に基づく危機管理マニュアルの整備を推進する。 | 爆破や薬物散布等の予告事件に的確に対応するため、「市有公共施設への爆破予告等対応マニュアル」を作成しました。また、業務継続計画（BCP）の改定に向けた準備を進めました。 | 妥当性 | A | 市の業務に関する危機管理を推進し、各所管部署の危機管理意識を向上させることで、危機的状況の発生を未然に防ぎ、さらに自らの業務において、危機的状況が発生させないために危機管理対策を講じる必要があります。 | 現行どおり | 市の業務に関する危機管理を推進し、危機的状況の発生を未然に防ぐため、危機管理指針に基づき危機管理マニュアルの作成を推進します。また、昨年度に引き続き、業務継続計画（BCP）の改定を進めます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 突発的な危機から市民の生命・財産を保護するため各所管部署におけるマニュアルの整備を積極的に進めると共に職員個人の危機対応能力を向上させ、危機事案発生時の初動対応と体制整備及び危機発生時に的確に対応するための体制を確立します。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 危機管理は、自らの業務に責任を持つこと、予測できる危険を発生させないためにとる行動であり、マニュアルは手順等を示し、全員で情報を共有することにより、危機管理体制の強化につながります。人的コストが必要となりますが、それ以外はほとんど費用を要しません。 | | |
| 6 | 新型コロナウイルス対策危機管理用備品等整備事業 | 危機管理室 | 新型コロナウイルス感染症が流行している中、災害発生時における避難所等での感染拡大を防止する。 | 感染拡大を防止するための衛生用品等の備蓄及び備蓄のための各避難所への倉庫の設置。 | 災害発生前に、新型コロナウイルス感染拡大を防止するための衛生用品等の備蓄を進め、災害時における避難所での感染拡大を防止するための準備ができました。なお、倉庫の設置については、令和3年度に繰り越しました。 | 妥当性 | A | 新型コロナウイルス感染症が流行している中、災害が発生し、避難所を開設する場合、避難所は比較的密な状態になりやすいため、可能な限り感染拡大を防止するための対策が必要となります。 | 現行どおり | 新型コロナウイルス感染拡大を防止するための衛生用品等の備蓄及び備蓄のための各避難所への倉庫の設置を進めていきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 新型コロナウイルス感染拡大を防止するための衛生用品等の分散備蓄により、各避難所における早期の対応が可能になります。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 新型コロナウイルス感染拡大を防止するための衛生用品等の購入及び倉庫の設置については、国の財政支援である「地方創生臨時交付金」を活用しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

危機管理監

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | |
|----|---------------------------|-------|---|--|--|--|--|--------|----------------|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 |
| 7 | 新型コロナウイルス対策自主防災組織等特別給付金事業 | 危機管理室 | 新型コロナウイルス感染症が流行している中、災害時、避難所を必要とする場合、可能な限りの分散避難を行うために、地区集会場等を活用することを想定し、その際の感染拡大の防止を行う。 | 分散避難時の活動主体として考えられる自主防災組織、或いは区・自治会において、感染拡大の防止を目的とした衛生用品等を備蓄するための支援を行う。 | 災害発生前に、新型コロナウイルス感染拡大を防止するための衛生用品等の備蓄が進められ、災害時において活用する地区集会場等での感染拡大を防止するための準備ができました。 | 妥当性 A | 新型コロナウイルス感染症が流行する中で、災害が発生し避難を必要とする場合は、可能な限りの分散避難が感染拡大の防止に有効と考えられ、地区集会場等も分散避難の場となることが想定されますが、当該場所における感染拡大を防止するための対策も必要です。 | 完了 | 令和2年度のみのも事業です。 |
| | | | | | 有効性 A | 新型コロナウイルス感染拡大を防止するための衛生用品等を各地区でも備蓄することにより、地区集会場等を避難所の代替場所として使用する際にも、早期の対応が可能になります。 | | | |
| | | | | | 効率性 A | 自主防災組織、或いは区・自治会に対する給付金については、国の財政支援である「地方創生臨時交付金」を活用しています。 | | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

経営企画部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|--------------|-------|-------------------------------------|--|--|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 1 | 総合計画推進事業 | 政策推進課 | 総合計画の推進により、将来都市像の実現に向けたまちづくりが推進される。 | 総合計画に掲げる将来都市像の実現、基本目標の達成を目指し、計画的な行政運営を推進するため、後期基本計画を推進する。また、施策推進に寄与する事業の進行管理を行う。 | 後期基本計画に位置付けた施策・事業について、それらの適正な進行管理を行うことで、計画の実効性の確保に資することができました。 | 妥当性 | A | 総合計画の着実な推進と計画に位置付けた施策・事業の実効性を確保するため、計画期間を通じた取組が必要です。 | 現行どおり | 後期基本計画の実効性を確保し、計画事業を積極的に推進するため、適正な進行管理を行います。また、新たな総合計画の策定に向けた各種基礎調査業務を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 本事業の継続的な取組により、基本計画の施策目標の達成に大きく寄与するものです。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 庁内推進組織及び関係各課と十分な調整を行いながら、最適な実施手法等を選択し実行するほか、必要に応じて見直しを行います。 | | |
| 2 | 広域行政事務推進事業 | 政策推進課 | 市民が、周辺自治体と同水準の行政サービスを利用することができる。 | 関係自治体における事務の共同処理や自治体間の連携及び協議を行う。 | 広域的な地域課題等を関係自治体との連携により、効果的に処理することができました。 | 妥当性 | A | 本事業は、広域的な観点から取り組むことが効率的かつ効果的と認められる行政事務を自治体間の協力・連携により共同で処理するものです。 | 現行どおり | 本事業は、広域的な観点から取り組むことが適当と認められる行政事務を共同にて処理するものであり、各自治体による単独実施と比べ、様々なメリットが期待できることから、今後とも適切に事業を執行します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 本事業を適切に執行することで、事業目的に対する成果は十分に得られており、行政サービスの向上に寄与しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 本事業に係る実施手法等については、その効率性を含め、組合議会等において十分な審議がなされています。 | | |
| 3 | 印旛広域水道用水供給事業 | 政策推進課 | 市民が、安定的な水道用水の供給を受けすることができる。 | 印旛郡市広域市町村圏事務組合の実施する印旛広域水道用水供給事業に参画し、水源開発及び広域化対策に要する経費に対し、出資金及び負担金を支出する。 | 水道用水供給事業に参画することにより、今後の長期安定的な水源の確保に寄与することができました。 | 妥当性 | A | 本事業は、その性質上、安定的かつ恒久的な行政サービスの提供が求められます。 | 現行どおり | 本事業は、水道水の安定供給に必要な水源の確保を目的としていることから、今後とも適切に事業を執行します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 本事業を適切に執行することで、事業目的に対する成果は十分に得られており、目的の達成に大きく寄与しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 本事業に係る実施手法等については、その効率性を含め、組合議会等において十分な審議がなされています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

経営企画部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|------------|-------|--|--|---|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 4 | 重要施策調整事業 | 政策推進課 | 重要施策が解決されることで市民が安心して暮らせるまちになる。 | 千葉市を中心とした自治体間の連携により、定住促進や経済の活性化の他、女性の社会進出を一段と促進するための連携事業を推進する。 | 千葉市を中心とした自治体間の連携事業について、協議・検討を行いました。 | 妥当性 | A | 千葉市を中心とした周辺自治体を一つの圏域として活性化をするためには、本市の積極的な関与が必要です。 | 現行どおり | 子育て及び産業分野において、千葉市を中心とした自治体間の連携による各種事業を推進するとともに、他の分野における連携事業を協議・検討します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 千葉市を中心とした自治体間の連携による各種事業を進めることで、市域に関わらず子ども・子育て支援環境の充実、定住促進や経済の活性化等を行うことができます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 千葉市を中心とした自治体間の連携による各種事業を進めることで、効率的に事業を推進することができます。 | | |
| 5 | 男女共同参画推進事業 | 政策推進課 | 男女がお互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を発揮することができる社会の実現に向けた意識啓発している。 | 本市の男女共同参画推進計画に基づき、男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画審議会の開催、職員向け研修会の開催、男女共同参画フォーラム実行委員会の主催するフォーラム事業等を支援する。 | 男女共同参画フォーラム実行委員会主催の市民向け講座等の実施や、広報紙の発行を支援することにより、市民と協働して男女共同参画に対する啓発を行うことができました。 | 妥当性 | A | 男女共同参画社会基本法第9条による事業であり、男女共同参画社会の実現のために事業を継続する必要があります。 | 現行どおり | 市の男女共同参画推進計画に基づき、計画に掲げる「めざす社会のすがた」の実現に向け、各種施策を継続的に推進するとともに、フォーラム事業を始めとする市民等の自主的な活動を支援します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 男女共同参画推進計画に基づく各種施策を総合的・体系的に進めることで、施策目標の達成に寄与しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | フォーラムの開催や啓発活動は市民活動を主体とした運営方法としており、これ以上のコスト縮減は見込めません。 | | |
| 6 | 交通計画推進事業 | 政策推進課 | 市民の利便性向上に向け、公共交通の維持・充実に向け取り組む。また、交通事業者が市民の要望を把握することにより、その内容を踏まえた事業を行う。 | 地域の実情やニーズにあった地域公共交通について協議・検討を行う地域公共交通会議の開催や交通事業者・関係事業者との調整を行う。併せて、公共交通空白地域の解消に向け、新たな公共交通システムを構築する。 | 交通施策を円滑に推進するため、地域公共交通会議の開催、バス事業者等との協議・調整及び国・県並びに東日本旅客鉄道株式会社・バス事業者への要望活動を行いました。公共交通空白・不便地域の解消に向け、デマンド型乗合タクシーの実証運行を実施しました。公共交通空白・不便地域以外にも、利便性の向上のために、グリーンスローモビリティの実証実験を行いました。 | 妥当性 | A | 公共交通の確保・維持・充実をするため、交通事業者に対し、調整・協議・要望活動を実施する必要があります。 | 現行どおり | 地域の実情に応じた地域公共交通について協議するため、引き続き地域公共交通会議を開催します。また、交通事業者と利便性向上に向けた協議等を行います。市内の利便性向上のため、グリーンスローモビリティの実証実験を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 交通事業者に対し、調整・協議・要望活動を実施しています。また、地域の活性化も踏まえた視点から、さらなる交通手段の導入検討を行う必要があります。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 交通事業者に対し、調整・協議・要望活動を行い、地域公共交通会議については必要に応じて開催し、協議を行っており、効率性の面では現状の方法に問題はありません。また、実証実験においては過大な費用をかけずに、効率よく実施できました。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

経営企画部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|---------------|-------|--|---|--|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 7 | 市内循環バス運行事業 | 政策推進課 | 安定した市内循環バス運行が確保され、市民の利便性の向上、交通不便地域の解消、高齢者・障害者などを含めた利用者の外出機会を増やす。 | 市民の利便性向上、交通不便地域の解消をするため、市内循環バス「ヨッピー」を運行するバス事業者に対して、補助金交付による支援を行うとともに、運行内容の見直しや時刻表配布等のPRにより、利用を促進する。 | 市内循環バス「ヨッピー」を運行するバス事業者に対し、運行経費から運賃収入を控除した額の補助を行いました。 | 妥当性 | A | 民間路線バスが通っていない地域の公共交通として、バス事業者に補助を行うことで維持している路線であるため、公共交通として事業は継続する必要があります。 | 一部改善 | 市民の利便性向上、交通不便地域を解消するため、市内循環バス「ヨッピー」を運行するバス事業者に対して、補助金交付による支援を行います。また、時刻表配布等PRによる利用促進を行います。 |
| | | | | | また、円滑な市内循環バスの運行により、地域住民の交通利便性を確保しました。利用促進チラシを配布し、利用拡大を目指しました。 | 有効性 | B | 効率的な運行ルート等の検討を行う必要があります。 | | |
| | | | | | | 効率性 | B | 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用者が減少したため、補助金額が増大しましたが、補助金の縮減に向けて検討を行う必要があります。 | | |
| 8 | 生活交通路線維持事業 | 政策推進課 | 市民の利便性の向上、地域住民の日常生活及び小・中学生の通学などを含めた利用者に対する安定したバス路線を維持する。 | 吉岡線を運行するバス事業者に対して、補助金交付による支援を行う。 | 吉岡線を運行するバス事業者に対し、運行経費の一部補助を行いました。運行経費の一部補助により、路線バスの運行を維持し、地域住民の交通利便性を確保しました。 | 妥当性 | A | 吉岡・鷹の台地域住民の移動手段、総合公園へのアクセス手段、また、吉岡小学校児童、旭中学校生徒の通学手段を確保する上で、事業は継続する必要があります。 | 現行どおり | 市民の利便性の向上、地域住民の日常生活及び小・中学生の通学に必要な生活路線を維持するため、引き続き吉岡線を運行するバス事業者に対して、運行経費の一部補助による支援を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 吉岡・鷹の台地域及び小・中学生の通学に必要な公共交通が確保されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 路線バス運行維持のための市負担としては必要最小限に抑えています。今後も利用者の状況を踏まえ、効率的な事業の推進を検討します。 | | |
| 9 | バス回転広場整備・管理事業 | 政策推進課 | バス事業者が安定したバス運行をする。 | 安定したバスの運行を確保するため、バスが回転できる広場を整備・管理する。 | 亀崎地区のバス回転広場の管理により、亀崎地区のバス運行が可能となり、地域住民の交通利便性を確保しました。 | 妥当性 | A | 公共交通を確保・維持するため、回転広場の管理は継続する必要があります。 | 現行どおり | 引き続き回転広場の管理により、バス運行を確保・維持します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 回転広場の管理により、公共交通が確保・維持されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 必要最小限の負担にとどめながら、回転広場の管理を適切に行っています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

経営企画部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-----------------|-------|--|---|---|-------|--------|---|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 10 | まち・ひと・しごと創生推進事業 | 政策推進課 | まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進により、本市の活力ある社会が維持される。 | まち・ひと・しごと創生総合戦略における目指すべき将来の方向に向けて、各種施策の推進と総合戦略の進行管理を行う。 | 本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けた事業を推進するとともに、結婚を機に本市で新生活を始める若い世代に対し、補助金を交付したことにより、結婚に伴う経済的負担を軽減することができました。 | 妥当性 | A | まち・ひと・しごと創生法の規定により地方公共団体において総合戦略を策定する必要があるとともに、総合戦略に定める各種取組を効果的に推進するため、市による取組が必要です。 | 現行どおり | まち・ひと・しごと創生総合戦略の継続的な推進と効果的な進行管理を行います。また、結婚を機に本市で新生活を始める若い世代を支援します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 本事業の継続的な取組により、総合戦略に定める各基本目標の達成に大きく寄与するものであり、本市の活力ある社会が維持されます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 庁内推進組織による総合戦略の推進と関係機関からの意見徴取により、効果的に施策が展開されます。 | | |
| 11 | ふるさと応援推進事業 | 政策推進課 | ふるさと寄附を通じて本市の知名度を向上させながら、「四街道市を応援したい」という寄附者の想いをまちづくりに役立てる。 | 市内産業の活性化や本市の魅力発信に資する取組として、市へのふるさと寄附を推進する。 | 市の魅力ある特産品等をPRすることにより、市の認知度向上に寄与することができました。 | 妥当性 | A | 本事業は、四街道市へのふるさと寄附を推進するものであることから、「選ばれるまち」を目指し、市が主体となって積極的に取り組む必要があります。 | 現行どおり | 本市が多くの方から「選ばれるまち」となるよう、引き続き、積極的な取組を進めます。なお、返礼品に関しては、制度の趣旨を踏まえつつ、その品目や内容の更なる充実を目指します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 本事業においては、市の特産品や体験チケット等を返礼品として採用することで、市内産業の活性化や市の魅力発信に資するとともに、寄附件数の大幅な増加につながります。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 本事業の制度設計に当たっては、ふるさと納税制度の趣旨を踏まえ、収入（寄附額）と支出（返礼品、その他事務的経費等）における収支バランスを十分に考慮しています。 | | |
| 12 | イベント事業 | 政策推進課 | 公開番組、各種イベント等の開催により、まちが活性化される。メディアや参加者を通じて、市の認知度を向上させる。 | テレビ・ラジオの公開番組等、市の魅力をPRできるイベントの共催・後援を行う。 | NHK公開番組誘致に関する申請等を行い、令和3年度に市制40周年を記念したNHK公開番組を誘致することができました。 | 妥当性 | A | シティセールスの一環として、知名度を向上させるために必要な事業です。 | 現行どおり | 公開番組については引き続きNHKに本市での開催を要望していきます。イベントに関しては、他の自治体等とも連携して開催していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 全国放送のNHKの公開番組を共催することで、本市の名前が全国に周知され、また、他の自治体等とイベントを開催し本市をPRすることで、認知度を向上させています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | NHKの公開番組を共催で実施することや、イベントを共同開催することで、少ない予算で本市をPRし、認知度を向上することができています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

経営企画部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-------------|-------|---|---|--|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 13 | シティセールス推進事業 | 政策推進課 | 本市が持つさまざまな魅力を積極的に市内外に発信することにより、本市の認知度を向上させるとともに、イメージをアップさせる。 | 様々なメディアや手法を活用することにより市のPRを積極的に行う。 | 積極的なプレスリリースを行いました。市外の商業施設や宿泊施設、不動産会社等にPRパンフレットの配架を行いました。 | 妥当性 | A | 今後人口が減少していく中で、選ばれるまちとなり、四街道に居住してもらうために、市の認知度の向上やイメージアップを目指す本事業は今後も実施していく必要があります。 | 現行どおり | PRパンフレットを市内外の店舗やパーキングエリアに配架するとともに、引き続き積極的にプレスリリースを行っていきます。また、東関東自動車道にかかる陸橋に市のPR横断幕を設置します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 本市を知っていただくためのPRリーフレット、動画等を制作し、配布するとともに、プレスリリースを積極的に行うことで、さらなる認知度の向上とイメージアップをしています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | リーフレットについては無料で設置できる施設と、戦略的に設置する有料の施設に効果的に配置していくとともに、プレスリリース配信委託を行うことで、各種メディアに本市の記事が掲載されています。 | | |
| 14 | 広報事業 | 政策推進課 | 市政に関する必要な事項を市民に周知し、その理解を深めるため、市政だより四街道を発行、及び市ホームページ等の運用管理を行う。 | 市政だより等の発行と配布及びホームページやSNSの運用管理を通じた広報活動を行う。 | 広報紙「市政だより四街道」を月2回発行し、全世帯に配布するとともにホームページやSNSの運用管理を適正に行うことで、市民に必要な情報の提供を行いました。 | 妥当性 | A | 市政に関する必要な事項を市民に周知させ、その理解を深めるために必要な事業です。 | 現行どおり | 市民が必要としている情報を的確に把握し、必要な情報を効果的に発信することを目指します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 市政に関する情報を、月2回の市政だよりの発行、及び市ホームページ等の運用により、効果的に市民に対し伝えています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 市政だよりの年間掲載計画、毎号の編集において記事を精査し、原稿料を削減しています。また、記事の詳細については、市ホームページへの閲覧を誘導し効率化しています。 | | |
| 15 | 国際交流事業 | 政策推進課 | 国際交流事業や交換留学の実施により、市民が異なる文化の理解と認識を深め、国際感覚を養うことができている。 | 四街道市国際交流協会と連携して交流事業を行う。また、姉妹都市短期留学制度に基づき、短期交換留学事業を行う。 | 新型コロナウイルス感染症の影響で、10月の受け入れと3月の派遣を中止しました。 | 妥当性 | A | 市民が異なる文化の理解と認識を深め、国際感覚を養うために、市民団体である「四街道市国際交流協会」と協働して、市が継続的に事業を実施する必要があります。 | 現行どおり | 引き続き交換留学事業の実施や訪問団の派遣を支援するなど、今後も市民が異文化に触れる機会をつくっていきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 若い世代に異文化理解を促し、国際感覚を養うために必要です。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 事業を四街道市国際交流協会と協力して実施することで、リバモア市との調整等が円滑に行われています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

経営企画部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-------------------|-------|--|--|---|-------|--------|---|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 16 | 市民協働推進事業 | 政策推進課 | NPO等の活動が活性化し、NPO等と本市が一体となった協働意識が醸成されている。 | みんなで地域づくり指針に基づき、市民参画の進め方を工夫することによって、市民活動の主体と協力して、本市の事業を効果的に行う。 | みんなで地域づくり推進委員会を開催することで、「みんなで地域づくり」の積極的な推進を行うことができました。また、コミュニティ助成事業を活用した、「コマ撮りアニメワークショップ」を開催し、魅力ある地域づくりが実践されました。 | 妥当性 | A | みんなが主役のまちづくりを進めるために、協働意識を醸成する事業であり、継続して事業する必要があります。 | 現行どおり | みんなで地域づくり推進委員会を開催し、みんなで地域づくりセンターの活動に関する確認、みんなで地域づくり事業提案制度（コラボ四街道）のふりかえり、事業審査等を実施します。コミュニティ助成事業を活用した「音楽づくりワークショップ」、長寿社会づくりソフト事業を活用した「Farm Art Project」を実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | みんなで地域づくり推進委員会を開催することにより、事業の適正性についてのチェック機能等が果たされており、また、市民との連携協力を通じた協働意識の醸成が進んでいます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 交付金等を活用することにより財源を確保しています。 | | |
| 17 | みんなで地域づくりセンター運営事業 | 政策推進課 | 地域づくりの拠点が整備・運営され、活動団体などが交流・連携し、効果的に市民活動が行われている。 | 地域づくりの各分野において、情報の収集・発信・相談・コーディネートを通じ、市と市民が協働して地域課題を解決する取り組みをプロデュースする「みんなで地域づくりセンター」を運営する。 | コーディネーターを配置して、地域課題への取組をプロデュースするとともに、地域づくりを担う主体の課題解決能力の向上、団体同士の円滑な連携に向けた支援を行うため、地域づくりの情報収集、整理、提供及び関係者間での共有をすることで、地域づくりが推進されました。また、オンラインコミュニケーション講座を開催し、市民がより快適に地域と関わっていきける環境を整える支援をしました。 | 妥当性 | A | 市民や市民団体等が連携・協力して、地域課題等を解決する取り組みを支援する事業であり、継続して実施する必要があります。 | 現行どおり | 地域づくりに関する情報の収集・発信・相談・コーディネートを通じ、地域課題等を解決する取り組みを支援する「みんなで地域づくりセンター」を運営します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 「みんなで地域づくりセンター」の運営により、市民や市民団体等が連携・協力して、効果的に市民活動が行われており、総合計画の施策目標の達成にも寄与しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 「みんなで地域づくりセンター」を運営し、地域づくりコーディネーターを配置して地域課題等を解決する取り組みを支援することにより、行政のみでは行き届かないきめ細やかなサービスを提供できています。 | | |
| 18 | コラボ四街道事業 | 政策推進課 | 市民団体が自主的に、または市と協力して事業を実施することで、地域課題等が解決されるとともに、開かれた魅力ある地域づくりが実践されている。 | 地域課題等の解決につながる、NPO法人、ボランティア団体、自治会等のさまざまな団体からの事業提案について、みんなで地域づくり推進委員会での審査を経て採択の決定を行う。また、採択された事業を実施する団体へ補助金を交付する。 | 市民団体が自主的に、または市と協力して事業を実施することで、地域課題等の解決に向けた取り組みを行うとともに、開かれた魅力ある地域づくりが実践されました。 | 妥当性 | A | 市民や市民団体等と直接関わる事業であるため、市民のニーズ等を的確に捉え、本事業を通じた魅力的な地域づくりの実践のために必要な事業です。 | 一部改善 | 市民団体からの地域課題等の解決につながる事業提案について、みんなで地域づくり推進委員会での審査を経て採択の決定を行います。また、採択された事業を実施する団体へ補助金を交付します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 市民団体等と市が連携・協力して、様々な公益性の高い事業を展開することで、地域課題を解決し、魅力的な地域づくりが行われ、総合計画の施策目標の達成にも寄与しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | B | 継続性のある制度運営のため、補助金の財源確保策について検討する必要があります。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

経営企画部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | |
|----|-------------------------|-------|---|---|--|--|---|--------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 |
| 19 | ドラマチック四街道推進事業 | 政策推進課 | みんなで地域づくりを基軸とし、シビックプライドが醸成されている。 | 四街道の普遍的な暮らしを見つめ、等身大のまちの様子を映像や写真など、さまざまな媒体で発信する。 | 各プロジェクトを通して、まちの魅力を視覚化、体感することができ、まちへの愛着や誇りを育むことができました。 | 妥当性 A | まちに関わる人のまちへの愛着、誇り(シビックプライド)を醸成することで、魅力的な地域づくりを進めるために必要な事業です。 | 一部改善 | ドラマチック四街道プロジェクトとして、まちの魅力を伝える映像やコラム等各種コンテンツの公開などを行います。また、コンテンツの見直し等の事業整理を行います。 |
| | | | | | 有効性 A | 本事業を通じて、市民が地域に誇りを持ち、主体的に地域づくりに参画する機運が醸成されており、その成果が市内に留まらず他の地域に向けても、当市の魅力が認知されるきっかけとなっています。 | | | |
| | | | | | 効率性 B | 委託事業者との相談・連絡等を綿密に行い、事業を実施していますが、本年度事業の見直しを行い、更に効率化を目指します。 | | | |
| 20 | 新型コロナウイルス対策自動応答サービス導入事業 | 政策推進課 | 市民がスマートフォンやパソコンなどから時間・場所を選ばずに行政に問い合わせを行えるようサービスを構築する。 | 新型コロナウイルス感染症についての市民からの問い合わせに対し、24時間対応可能なチャットボットを構築する。 | 新型コロナウイルス感染症に関する市民への情報提供として、外国人の方も利用できるAIチャットボット「よつぼと」をホームページ上に導入しました。また、トップページに、緊急時や重要なお知らせ情報を掲載できるように改修を行いました。AIチャットボットの導入により、いつでも手軽に問い合わせが可能となりました。 | 妥当性 A | 今後も新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、新しい情報に対応していく必要があります。AI等の新たなICTを活用し業務効率を向上させる必要があります。 | 完了 | 令和2年度に交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した単年度事業のため、完了しました。 |
| | | | | | 有効性 A | 24時間対応可能なチャットボットの導入により、開庁時間に限らず、問い合わせに対応することが可能となりました。 | | | |
| | | | | | 効率性 A | 新型コロナウイルス感染症に関する市民への情報提供を効率的に行うことができました。 | | | |
| 21 | 新型コロナウイルス対策周知啓発事業 | 政策推進課 | 市民・事業者等に対し新型コロナウイルス感染症に係る市民や事業者に向けた支援策などの情報の周知啓発を行う。 | A4版20頁の新型コロナウイルス感染症周知啓発パンフレットを発行し、全戸配布を行う。 | 新型コロナウイルス感染症に係る市民や事業者等へ向けた支援策などの情報を掲載したパンフレットを作成し、周知啓発を行いました。また、高齢者に向けたICT活用や自宅で行える介護予防の周知啓発もを行いました。 | 妥当性 A | 新型コロナウイルス感染症に関する市独自支援策や国・県の支援策等を広く市民に周知するために必要な事業です。 | 完了 | 令和2年度に交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した単年度事業のため、完了しました。 |
| | | | | | 有効性 A | インターネットを利用できない高齢者などにも、新型コロナウイルスに関する情報を正確にわかりやすく周知することができました。 | | | |
| | | | | | 効率性 A | 新型コロナウイルス感染症に関する市民への情報提供を効率的に行うことができました。 | | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

経営企画部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | |
|----|----------------------|-------|--|--|-------|-------|--|--------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 |
| 22 | 新型コロナウイルス対策若者結婚応援事業 | 政策推進課 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている若者の経済的な負担軽減を行い、結婚を応援する。 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中で、新規に婚姻した若い世代に給付金を交付したことにより、婚姻に伴う経済的負担を軽減することができました。 | 妥当性 | A | 総合計画において、子育て世代の転入促進、定住促進につながる事業を重点的に推進していることから、本事業の取組は妥当です。 | 完了 | 令和2年度に交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した単年度事業のため、完了しました。 |
| | | | | | 有効性 | A | 本事業の取組は、子育て世代の転入促進、定住促進につながっており、総合計画が掲げる人口減少や人口構成の不均衡への対応という目的達成に寄与するものです。 | | |
| | | | | | 効率性 | A | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としており、全国的に珍しい取組として知名度向上に寄与していることから、効果的な施策が実施されています。 | | |
| 23 | 新型コロナウイルス対策交通事業者支援事業 | 政策推進課 | 市内の公共交通を運行しているバス事業者及びタクシー事業者が、公共交通の運行を維持するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施することにより、市民が安心して公共交通を利用できる。 | 市内で公共交通を運行し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じたバス事業者及びタクシー事業者に対し奨励金を支給する。 | 妥当性 | A | 新型コロナウイルス感染症の拡大防止と公共交通事業を維持する観点から、新型コロナウイルス感染症の影響で経営に大きな打撃を受けている公共交通事業者を支援する必要があります。 | 完了 | 令和2年度に交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した単年度事業のため、完了しました。 |
| | | | | | 有効性 | A | 市内公共交通は、利用者が大幅に減少しているものの、新型コロナウイルス感染症対策を施しながら適切な運行を維持することができています。 | | |
| | | | | | 効率性 | A | 事業者の規模、対策経費に応じ、効率的に支援を行うことができました。 | | |
| 24 | 新型コロナウイルス対策四街道応援動画事業 | 政策推進課 | 日常の暮らしの尊さやありがたさを再認識するとともに、まちの明るい未来に向けて、エールを届ける。 | ドラマチック四街道の写真からセレクトした写真をつないだ映像と、公募で集めた写真及びメッセージをオリジナル楽曲に乗せた映像を制作し、発信する。 | 妥当性 | A | コロナ禍で不安の多い市民を支援するために必要な事業です。 | 完了 | 令和2年度に交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した単年度事業のため、完了しました。 |
| | | | | | 有効性 | A | 市民等からメッセージを募集する参加型の企画であることから、市民等のリアルな想いを発信することができ、視聴者への訴求性の高いものとなりました。 | | |
| | | | | | 効率性 | A | 委託事業者との相談・連絡等を綿密に行い、事業を効率的に実施しました。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

経営企画部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|------------------|-------|--|--|---|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 25 | 路線バス通学定期券購入支援事業 | 政策推進課 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用者が減少している路線バスの維持及び学生(中学生・高校生・大学生等)世帯の経済的負担を軽減する。 | 市内路線バスの通学定期券を購入した学生がいる世帯に支援金を支給する。 | 市内路線バスの通学定期券を購入した学生がいる世帯に支援金を支給し、路線バスの維持及び学生がいる世帯の負担軽減に寄与しました。 | 妥当性 | A | 新型コロナウイルス感染症の影響で経営に大きな打撃を受けている市内路線バス事業者及び学生がいる世帯の経済的負担を軽減する必要があります。 | 完了 | 令和2年度に交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した単年度事業のため、完了しました。 |
| | | | | | | 有効性 | B | 市内路線バスの運行を維持することができるものの、支給対象について、検討を行う必要があります。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 住民登録データ等との連携により効率的かつ正確に支援を行うことができました。 | | |
| 26 | グリーンスローモビリティ推進事業 | 政策推進課 | 新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、地域活動を継続しながら、高齢者や子育て中の方が安心して社会参加できるようにする。また、地域の活性化及び公共交通の利便性を向上させ、「新しい生活様式」による地域づくりを支援する。 | 新たなモビリティ(グリーンスローモビリティ)の車両を購入し、運行する。 | 令和3年度に予算を繰越して購入手続きを行います。 | 妥当性 | A | 高齢化の進行により課題となっている地域の公共交通の利便性を向上し、地域を活性化するために必要な事業です。 | 現行どおり | 納品された車両を使用し、千代田地区において実施を予定している市独自の新たな実証運行に向けた諸準備を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 新型コロナウイルス感染拡大防止に有効であるとともに、社会参加に大きく貢献できます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 車両の形状、機能面からみて、目的達成に必要と考えられます。 | | |
| 27 | 秘書事業 | 秘書課 | 市長・副市長の秘書業務を適正に執行し、市政運営に係る団体及び個人と良好な関係を保つことにより、円滑な市政運営が行われている。 | 市長及び副市長の日程調整、来客対応などの秘書業務全般を行うほか、市長交際の状況の公表及び市長の資産の公開を行う。 | 市長及び副市長の日程調整を行うほか、市長交際費の支出管理、支出状況の公表及び市長の資産の公開を行いました。これにより、市政運営に関する団体及び個人と良好な関係を保ちつつ、円滑な市政運営ができました。 | 妥当性 | A | 秘書事業は市長・副市長が円滑に市政運営を進めるためには必要不可欠な事業です。 | 現行どおり | 市長及び副市長のスケジュール管理、及び調整業務、市長交際費管理事務、来客窓口対応業務、送迎随行業務等々、秘書業務全般について、引き続き実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 適切なスケジュール管理と市長交際費の支出を行っています。市長については公務多忙を極めることから体調管理にも十分配慮しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 秘書事業は市長・副市長の日程調整事務、市長交際費管理事務、来客窓口対応及び送迎随行業務など多岐にわたるものですが、最小限の人員で効率的に対応しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

経営企画部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-----------|------|--|---|---|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 28 | 表彰事業 | 秘書課 | 市政の発展及び福祉の増進に寄与、または市民の模範となる行為をした人が顕彰され、これが周知されることで、市政への理解・協力が得られている。 | 市政の発展及び福祉の増進に寄与した方、または市民の模範となる行為をした方を表彰するとともに、市政だより等を通じて広報を行う。 | 市政の発展及び福祉の増進に寄与し、又は市民の模範となる行為をした方を表彰しました。 | 妥当性 | A | 四街道市として市民や団体を顕彰する事業であり、市民の善行意識の高揚や受賞者の励みとなるため、継続して実施する必要があります。 | 現行どおり | 市政の発展及び福祉の増進に寄与し、又は市民の模範となる行為をした個人又は団体の情報収集を行い対象者を表彰します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 個人、または団体の栄誉を称え、これを市民に広くお知らせすることにより善行の啓発や継続的な市政の発展に寄与しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 表彰対象者が増えるごとにコストが増えますが、コストを意識しつつ効率的な方法で実施しました。 | | |
| 29 | 広聴事業 | 秘書課 | 子どもから大人まで幅広い世代の市民の皆さんの意見・要望を市政に取り入れてより良いまちづくりに生かす。 | 子ども世代を対象に、小中学校全17校においてランチトークを実施する。また、市長への手紙制度を活用して、市民の意見・要望を聴く機会を設ける。 | 市長への手紙制度を通じ、幅広い世代の市民の皆さんの意見・要望を市政に反映しました。また、ランチトークはコロナ禍により中止しました。 | 妥当性 | A | 市民の意見・要望を取り入れることは、まちづくりを進めるために必要不可欠です。 | 現行どおり | 子どもから大人まで幅広い世代の市民の皆さんの意見・要望を取り入れ、市政に反映できるよう取り組みます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 幅広い世代の市民の皆さんの意見・要望を市政に取り入れ、より良いまちづくりに活用しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 市長への手紙を受け入れる場所や方法を複数設け、より多くの意見・要望を取り入れられるようにしています。 | | |
| 30 | 各種要望書提出事業 | 秘書課 | 国・県の施策と連携し、本市の施策が効果的に展開されている。 | 国、県に要望書を提出する。 | 国、県に対して要望活動を行いました。 | 妥当性 | A | 施策目標達成のため、継続的に要望活動を実施する必要があります。 | 現行どおり | 国、県と連携し、本市の施策が効果的に展開されるよう、継続的に要望活動を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 要望活動を行うことは、国、県の施策に対する本市の考えを伝えるために重要です。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 人件費以外の経費を要することなく、最適な手法により実施されています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

経営企画部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-----------|------|---|--|---|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 31 | 財政管理事業 | 財政課 | 計画的かつ効率的な財源配分による予算編成と、執行計画に基づく適正かつ効果的な予算執行により、事業が円滑に進捗している。 | 当初予算及び補正予算の編成、予算の執行、財務会計システムの運用管理、資金計画及び執行計画の作成、地方交付税及び地方譲与税算定に伴う基礎資料の作成、予算、決算及び編成過程等の公表を行う。 | 適切な予算編成及び予算執行を管理し、財政の健全性を確保しました。また、統一的な基準による財務書類を作成し、市の資産、負債等に関する内容を把握できました。 | 妥当性 | A | 地方自治法に基づき、予算編成や予算執行管理を行うものであり、必須の事業となります。 | 現行どおり | 経常経費の一件査定による見直し等により、適正な予算編成及び予算執行を行います。また、統一的な基準による財務書類を作成し、市の資産、負債等に関する内容を把握します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 持続可能な財政運営を維持するために適切な予算執行の管理や予算編成における一件査定などによる見直しを行っており、有効な事業です。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 予算の適正な執行を確保するための財務事務研修や、決算概要、予算編成方針に向けた説明会など、効率的に行っています。 | | |
| 32 | 基金管理事業 | 財政課 | 財政調整基金他、各種基金の適正な運用により、長期にわたる財源の調整ができています。 | 財政調整基金等の運用、利子の積立て、残高の管理、充当事業の検討を行う。 | 財政調整基金などの各種基金を適切に管理運用し、長期に渡る財源の調整を行うことができました。 | 妥当性 | A | 地方自治法、地方財政法に基づき行う事業です。 | 現行どおり | 持続可能な財政運営を維持するため、財政調整基金については、一定額の基金残高を維持しながら、他の基金については、利活用等を引き続き検討していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 財政調整基金については、地方財政法に基づき積み立てを行う必要があります。その他の基金の積み立てや、取り崩しは、基金の目的に応じ、適正に管理しており、有効な事業です。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 事業の目的に応じた基金の適正な運用を行い、効率的に基金の利活用を行っています。 | | |
| 33 | 決算等財政統計事業 | 財政課 | 決算統計結果が、行政目的の達成度、財政の健全性を測る判断材料となり、財政が健全化しているとともに、その他の各種調査結果についても国・県の施策に反映される。 | 各種決算資料を作成する。地方財政状況調査（決算統計）及び財政統計に係る各種調査資料を作成する。決算カードを作成する。 | 各種決算資料の作成、地方財政状況調査（決算統計）及び当初予算編成状況等調査を作成し、財政状況を指標化することで、市の財政運営に反映させることができました。 | 妥当性 | A | 地方自治法に基づき行う事業です。 | 現行どおり | 各種決算統計結果を指標化することで、適切な財政運営を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 地方財政状況調査（決算統計）は財政状況を分析するには不可欠であり、近隣市町村や類似団体との比較をするうえでも有効な事業となります。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 地方財政状況調査（決算統計）は国で定められた様式でシステム化されており、効率的に作成しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

経営企画部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-------------|------|---|---|--|-------|--------|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 34 | 市債管理事業 | 財政課 | 市債の発行により、財源が確保され、事業を適正に執行できている。また、適正な借り入れ、計画的な償還により、財政負担の平準化、世代間負担が公平化している。 | 市債元金・利子を償還する。起債借入協議（届出）の申請をする。市債を借り入れる。公債台帳を管理する。 | 各種事業の財源として借り入れた市債の元金及び利子を計画どおり適正に償還できました。 | 妥当性 | A | 各種事業の財源として起債は不可欠です。 | 現行どおり | 実質公債費比率などの指標を踏まえ、事業の重要性、緊急性や交付税措置の有無などを考慮し、起債対象事業を選択して借入を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 起債は、各種財政指標を考慮して借入しており、持続可能な財政運営に有効です。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 既発債は償還予定どおり償還する必要がある義務的経費のため、事業の手段を変更することはありません。また、公債台帳はシステム化されており、効率的に管理しています。 | | |
| 35 | 外郭団体業務監督等事業 | 財政課 | 市の外郭団体の運営が健全に行われている。 | 四街道市地域振興財団の業務を監督する。 | 四街道市地域振興財団の業務監督を行うことで、適正な運営を行うことができました。 | 妥当性 | A | 地方自治法に基づき、外郭団体に対する指導監督等は、市が行うことが必須となります。 | 現行どおり | 出資者である市による指導監督等を継続して行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 市が補助金等を支出することなく、自主運営することができています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 理事会、評議会等へ参加することで、効率的に指導監督しています。 | | |
| 36 | 行財政改革推進事業 | 財政課 | 市民の意見を反映させた、全庁的な行財政改革が行われている。 | 行財政改革推進計画の進行管理及び経営改革会議の収支改善の取組等により、効果的かつ効率的な行財政運営を推進する。 | 行財政改革推進計画の進行管理を行うとともに、行財政改革審議会より進捗状況について評価をいただきました。また、経営改革会議や、予算編成の過程で検討した収支改善の取組を行いました。 | 妥当性 | A | 厳しい財政状況を改善し、限られた財源で、多様化する市民ニーズに的確に対応するために、計画的・継続的な行財政改革の取組みを行っています。 | 現行どおり | 第8次行財政改革推進計画に位置付けた、18の改革項目の着実な実施と適切な進行管理を行うことにより、効果的かつ効率的な行財政運営を推進します。また、経営改革会議や、予算編成の過程で検討する収支改善を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 行財政改革推進計画は、概ね計画どおりに取り組んでおり、適切な行財政運営が行われています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 経営改革会議では、各部より収支改善の取組項目を提案してもらうことで、全庁を挙げた収支改善を行っています。また、行財政改革推進計画では、審議会評価の実施や議会報告をしており、適切に進行管理を行っています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

経営企画部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-----------------------|------|--|--|--|-------|--------|--|---------|--------------------------------------|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 37 | 行政評価事業 | 財政課 | 市における業務活動の目的と目標及び効果と成果を明確にし、現状分析を行うことにより、顧客、成果主義に基づいた行政運営を実践し、行政の透明性の確保及び市民サービスの向上を実現している。 | 業務活動の目的と目標及び効果と成果を明確にするため事務事業評価を実施し、現状の分析を行い、業務活動が最適な手段となっているかを検証し、公表する。 | 令和元年度に実施した事務事業を評価し、現行どおり423事業、一部改善31事業、休止7事業、廃止2事業、完了1事業となりました。また、評価結果に対して市民意見を募集する外部評価を行いました。なお、行政評価の実施方法について見直しを行った結果、全事務事業を見直す機会の確保と事務負担のバランスを考えたうえで、現在の実施方法が適切であると判断をしました。 | 妥当性 | A | 行政評価は、事務事業の改善等を行う取組みとして重要な役割を果たしています。 | 現行どおり | 令和2年度に実施した事務事業の評価を実施して、事務事業の検証を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 行政評価事業の所管課が財政課になったことにより、予算編成時の資料として有効に活用できるようになりました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 事務事業評価シートの見直しを行ったことで、評価事務の負担軽減が実現し効率性が向上しています。 | | |
| 38 | 新型コロナウイルス対策企業会計特別補助事業 | 財政課 | 企業会計へ補助金を交付することにより、財源不足が生じないようにする。 | 新型コロナウイルス対策に係る企業会計に対する補助のため、サーマルカメラ設置等の実績により補助金を交付する。 | 重要なインフラである上下水道事業庁舎の新型コロナウイルスの感染防止対策を行うことができました。 | 妥当性 | A | 新型コロナウイルス対策として、企業会計が行うサーマルカメラの設置やトイレ蛇口の自動水栓化に対して、補助金を交付しました。 | 完了 | 令和2年度のみのも事業です。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 補助金を交付したことで、新型コロナウイルス対策に要する経費について支援できました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 地方創生臨時交付金を活用し、感染防止対策など、必要な補助ができました。 | | |
| 39 | 新型コロナウイルス対策公益財団法人支援事業 | 財政課 | 公益財団法人へ支援金を交付することにより、財源不足が生じないようにする。 | 新型コロナウイルス対策に係る公益財団法人四街道市地域振興財団に対する支援のため、実費相当額の支援金を交付する。 | 地域振興財団における新型コロナウイルス感染拡大防止対策に取り組みました。 | 妥当性 | A | 新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき事業者において感染拡大防止に取り組んでいます。 | 完了 | 令和2年度のみのも事業です。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 支援金を交付したことで、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費について支援できました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 地方創生臨時交付金を活用し、感染防止対策など、必要な補助ができました。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

経営企画部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-----------|------|--|--|--|-------|--------|---|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 40 | 財産管理事業 | 管財課 | 市有財産を適正に管理することで公有財産が有効に活用される。 | 市有財産台帳を適正に管理する。市有地の貸付・売却業務等を行う。 | 市有財産の未利用地の貸付及び売却を積極的に実施し、市の財源に寄与しました。 | 妥当性 | A | 市有財産(土地)の適正管理を行い財産の保守及び活用をするには必要性の高い事業です。 | 現行どおり | 市有地(普通財産)の適正管理及び未利用地の有効活用を促進します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 市の財産確保に貢献しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 未利用地を有効活用しています。 | | |
| 41 | 庁舎等維持管理事業 | 管財課 | 庁舎及びJR駅自由通路の適正管理と環境改善を推進することで、職員の事務効率の向上と、庁舎及びJR駅自由通路利用者の安全性・快適性が向上している。 | 庁舎等利用者の安全と快適性の向上及び職員の執務環境維持向上のため、庁舎の適正な維持管理等を行う。 | 庁舎の適正な維持管理のため、経年劣化の不具合等を改修したことにより、来庁者の安全と快適性及び職員の職場環境が向上しました。 | 妥当性 | A | 来庁者の安全と快適性の向上及び職場環境を向上させるため必要な事業です。 | 現行どおり | 庁舎の老朽化のため、継続的に修繕を行い、来庁者の安全確保及び庁舎の適正な維持管理を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 経年劣化による庁舎内外の不具合箇所を改修することにより、来庁者の安全と快適性及び職員の職場環境が向上しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 庁舎の建て替え時期を想定しながら改修等を行うことで、来庁者の安全と快適性及び職員の職場環境が向上しています。 | | |
| 42 | 車両維持管理事業 | 管財課 | 公用車の適切な管理と共用車の効率的な稼働が行われ、維持管理経費が削減されている。 | 公用車の共用化を行うとともに、共用車の車検整備等適切な管理を行う。 | 公用車を適切に管理し、効率的に稼働されました。また、職員選抜チームがセーフティドライバーズクラブ2020に参加し、規定期間中の無事故・無違反を達成しました。公用車の事故件数は5件で、前年度13件に対し、8件減少しました。 | 妥当性 | A | 公用車のコスト削減及び効率的な稼働をするには必要性の高い事業です。 | 現行どおり | 公用車の共用化により、車両の適正管理及び効率的な稼働を行います。また、安全運転管理業務の実施により、安全運転に対する職員の意識の向上に取り組めます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 公用車を共有することで車両台数及びコスト削減をするため必要性の高い事業です。また、職員の安全運転意識の向上のため、安全運転管理者業務を併せて行います。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 公用車を共有することで、車両経費や稼働率を効率的かつ容易に把握し、コスト削減に貢献しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

経営企画部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|------------------|------|-------------------------------------|---|---|-------|--------|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 43 | 文化センター管理事業 | 管財課 | 市民の文化、教養の向上が増進している。 | 指定管理者による文化センターの管理運営を行う。また、会館棟の耐震改修工事を行う。 | 指定管理者により、利用者等の利便性の向上と効率的な施設運営が行われました。また、会館棟耐震改修工事が完了し、安全が確保されました。 | 妥当性 | A | 市民の文化振興及び教養を向上させるために必要性の高い事業です。 | 現行どおり | 指定管理による文化センターの管理運営を行います。また、会館棟の屋上遮熱塗料塗布工事やホール棟の排煙窓改修工事等を実施し、施設の安全の確保及び適正な維持管理を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 指定管理者の施設運営により、市民等の文化及び教養の向上、また、福祉の増進がなされました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 指定管理者の施設運営により、利用者の利便性の向上及び経費の節減を行いました。 | | |
| 44 | ファシリティマネジメント推進事業 | 管財課 | 公共施設等が、適正な配置及び保有量の下、最大限効率的に利用されている。 | 長期的な視点による一元的かつ戦略的な施設マネジメントにより、公共施設等の最適化を目指す。 | 公共施設再配置計画等を踏まえ、適正な改修等の実施時期等を取りまとめた個別施設計画を策定し、効率的な施設の管理及び運営に寄与しました。また、電力については、引き続き、一元的な管理により、エネルギーコストの削減を推進しました。 | 妥当性 | A | 公共施設等の老朽化が進み、今後、更新等で多額の財政負担が見込まれるなか、施設の適正な配置と保有量の削減を実現し、財政負担を削減することは市の責務です。 | 現行どおり | 公共施設再配置計画の進行管理を行うとともに、必要に応じ個別施設計画を見直します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 各施設の機能や使われ方を検証したうえで、効率化を行っていくことは、将来の負担軽減に大きく影響します。ただし、効率化を含めた最適化のためには、施設利用者をはじめとした市民の合意形成が大きな課題となります。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 公共施設等総合管理計画を的確に推進していくことにより、施設の適正な配置と保有量の削減が期待できると共に、施設管理に必要な財政負担の削減が期待できます。 | | |
| 45 | 広告事業 | 管財課 | 新たな広告媒体の導入により財源が確保されている。 | 新たな財源の確保や歳出を抑制するため、市が管理する資産のうち、活用が見込まれるものを広告媒体とした広告掲載を行う。 | 事業の継続した取り組みを行いました。 | 妥当性 | A | 事業の継続した取り組みにより、自主財源確保に寄与しています。 | 現行どおり | 安定的な自主財源確保の観点から、継続した取組が必要です。新たな対象媒体の導入については、その実行性や費用対効果等を勘案しながら、引き続き、検討を進めます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 社会情勢や市民ニーズに対応した行政サービスを継続的に提供するため、安定的な自主財源の確保が必要であることから、本事業における取り組みは、健全な財政運営の推進に寄与するものです。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 本事業は、人件費以外の経費を要することなく実施されており、コスト削減の余地はありません。また、事業の性質上、一般財源での措置が必要です。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

経営企画部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|----------------|------|---|---|--|-------|--------|---|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 46 | 市有建築物設計・工事監理事業 | 管財課 | 最新の技術基準に適合した設計図書を作成し契約を円滑にするとともに、監理においては、施工管理者に設計趣旨及び要求品質を確実に伝えることにより、良好な品質確保及び費用対効果が実現できている。 | 各種研修会などに参加し技術情報を収集し、最新技術基準に適合した設計図書の作成及び工事監理を実施する。 | 各種研修会などに参加し技術情報を収集し、最新技術基準に適合した設計図書の作成及び工事監理を実施しました。 | 妥当性 | A | 建物が老朽化してきている中で、建築物の保全業務に必要な設計・積算・監理業務は必要不可欠です。 | 現行どおり | 市有建築物建築工事（新設、改修）等の設計段階において、仕様の再検討、工期の縮減等を行い、設計・積算及び工事監理をしており、事業コストの縮減及び地方自治法に基づく契約の適正な履行が行われています。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 設計段階において仕様の再検討等を行い、設計・積算及び工事監理をしており、事業コストの縮減及び地方自治法に基づく契約の適正な履行が行われています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 営繕積算システム（RIBC）を導入し低価格かつ高品質な成果を充実させています。 | | |
| 47 | 市有建築物保全調査事業 | 管財課 | 施設の概要・工事履歴・現状及び関係法令、最新技術などの調査を行い、施設管理者を適正な方針へ誘導することにより、建築物を耐用年数まで良好に維持保全できる。 | 法令義務である特殊建築物の定期報告業務を実施し、また、施設管理者より建築物の改修等の相談を受けた場合、調査・研究し適正な方向へ誘導する。 | 法令義務である特定建築物の定期報告業務を実施し、また、施設管理者より建築物の改修等の相談を受けた場合、調査・研究し適正な方向へ誘導しました。 | 妥当性 | A | 公共建築物の既存ストックの有効活用および適正な維持管理は必要不可欠です。 | 一部改善 | 特殊建築物の定期報告業務を実施し、また、施設管理者より建築物の改修等の相談を受けた場合、調査・研究し適正な方向へ誘導します。定期報告業務には市単独では調査が不可能な内容が含まれているため、定期報告業務の一部を専門業者へ外部委託発注することを検討します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 施設の概要・工事履歴・現状ならびに関係法令、最新技術などの調査を行い、施設管理者を適正な方針へ誘導することにより、建築物を耐用年数まで良好に維持保全できます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | B | 建築基準法第12条で規定されている定期報告業務には、市単独では調査が不可能な内容が含まれており、定期報告業務の一部は専門業者へ外部委託発注する必要があります。 | | |
| 48 | 契約管理事業 | 契約課 | 各課からの契約依頼に基づいて適正な事務処理を行い、公正な入札・契約が実施されている。 | 各課からの契約依頼に基づいて適正な入札・契約事務処理をし、もって予算の適切な執行に資する。入札参加者の適正な審査の実施により、事業者が公平に入札に参加することができ、公正な競争の促進、不正行為の排除及び適正な施工を確保する。情報公表を推進することで、入札・契約における透明性を確保する。 | 契約依頼に基づき、適正に入札及び契約事務処理を行いました。 | 妥当性 | A | 地方自治法施行令に基づく事業であり、適正な発注のため継続して実施する必要があります。 | 現行どおり | 契約業務を履行するため、審査会での随意契約の適否の審査、入札参加資格者名簿の登録等を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 入札の参加資格要件等の審査、指名業者選定、随意契約の適否等の審査を行うことにより、公平性・透明性の確保ができます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 入札参加資格者名簿への随時及び新規の登録受付をしています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

経営企画部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|--------------|------|---|---|---|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 49 | 建設工事完成検査事業 | 契約課 | 工事を監督し、適格業者による良好な工事目的物が完成している。 | 1件の契約金額が、500万円以上の工事についての完成検査及び工事成績評定を行う。 | 工事検査を的確に実施したことにより、建設工事請負契約の適正な履行の確保ができました。 | 妥当性 | A | 地方自治法第234条の2に基づき実施しています。 | 現行どおり | 工事検査を的確に実施することにより、建設工事請負契約の適正な履行を確保します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 工事検査を適正に実施することにより、建設工事請負契約の適正な履行が確保できます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 人件費以外の経費を要することがなく、最適な方法により実施しています。 | | |
| 50 | 新技術・設計積算情報事業 | 契約課 | 適正且つ能率的な設計積算により良好な工事が行われる。 | 土木積算システムのデータ更新等を行う。設計積算関連通知文書や情報などを関係各課へ周知する。工事に関する技術の指導及び研修、研修関連通知文書や情報など関係各課へ周知を行う。 | 土木積算システムのデータ更新等を的確に行うことで、工事担当課が行う土木工事に係る積算業務の適正・円滑化が確保できました。 | 妥当性 | A | 適正かつ効率的な設計積算により、良好な工事が行われるため、継続して実施する必要があります。 | 現行どおり | 最新の土木積算システムのデータ更新等を的確に行います。また、最新の設計積算関連通知文書等に情報入手後、直ちに関係各課へ周知します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 土木積算システムのデータ更新等を的確に行うことにより、工事担当課が行う土木工事に係る積算業務の適正・円滑化が確保できます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 最新の土木積算システムのデータ更新等を的確に行っています。コストについては、千葉市以外の公共団体が同額で負担しています。 | | |
| 51 | 指定管理者制度運用事業 | 契約課 | 施設を効率的に運用することで、利用者に対するサービスの向上や経費の節減等を行っている。 | 指定管理者による施設管理状況の評価・指定管理者の選定について、外部委員による指定管理者選定評価委員会にて審査・審議を行いました。また、指定管理者の選定を行いました。 | 指定管理者による施設管理状況の評価について、外部委員による指定管理者選定評価委員会にて審査・審議を行いました。また、指定管理者の選定を行いました。 | 妥当性 | A | 定員適正化計画により職員数が抑制される中、権限移譲等による事務事業の増加や新たな市民サービスへ対応するため、財源の創出や人員の適正配置等を行う手段として指定管理者制度を運用しています。 | 現行どおり | 指定管理者による施設管理状況の評価について、外部委員による指定管理者選定評価委員会にて審査・審議を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 指定管理者制度を運用したことにより、事業が効率的・効果的に実施されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 指定管理者制度については、運用指針及び各種マニュアル等を整備し、事務効率の向上を行っているところであり、外部委員による指定管理者選定評価委員会も適正に運営されています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

経営企画部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-------------|-------|---|---|--|-------|--------|---|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 52 | 電子自治体推進事業 | 情報推進課 | 市の情報施策の根幹となる計画や、それに付随する規程等を整備することにより、市民の利便性向上と共に、効率的に情報化を活用した業務等が改善している。 | 総合行政ネットワーク(LGWAN)の維持管理、情報化の適正な導入管理、情報化推進計画等の策定及び人材育成を行う。 | 計画的な情報化施策の企画立案や情報システム調達指針に基づく導入管理を行うとともに、ITを効果的に活用できる人材を育成することにより、行政事務の効率化及び市民サービス等が向上しました。また、自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化ができました。 | 妥当性 | A | 国、県とのIT連携に必要な総合行政ネットワーク(LGWAN)の維持管理に係る事業であり、今後とも継続していく必要があります。 | 現行どおり | 本市から接続するインターネットは自治体情報セキュリティ対策に基づき、千葉県セキュリティクラウドを通じた接続を継続します。さらに、ITを活用した庁内全体の計画的・効率的な業務推進をするとともに、活用できる職員の育成を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用した国・県等とのIT連携、職員のIT能力向上等により、ITを活用した全庁的な業務の効率化は、引き続き必要です。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)による研修やe-ラーニング等の活用をし、効率的・効果的に職員の人材育成を行っています。なお、インターネット分離により接続人数に限りがあることから、研修参加人数を見直し、実施しています。 | | |
| 53 | IT活用推進事業 | 情報推進課 | サーバ機器等の資産を保有せず民間のASPサービス等を活用することにより、最新のシステムを長期的に利用することが可能になるほか、資産等の維持管理の負担軽減及び効率的に事務運営がされている。 | ASPサービスを活用する。 | ITを活用したシステムを導入することにより、事務が効率化しました。また、ASPサービスやクラウド化を進めることにより、機械及びシステムを管理する負担が軽減しました。 | 妥当性 | A | IT活用による利便性の向上、業務改善及び事務の効率化を行うため、必要な事業です。 | 現行どおり | 今後とも事務を効率化するために、システム導入の検討を行い、推進していきます。また、長期的な運用を想定した場合、コスト面や運用面を考慮して、ASPサービスやクラウド利用を推進していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | イントラネット基盤をはじめ多くの庁内情報系サービスを活用することにより、事務を効率化することは、引き続き重要です。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 現段階では、サーバを保有してシステムを利用するより、ASPサービスの利用やクラウド化を行う方が、コスト面・運用負担面・継続性などからメリットがあるため、導入を推進しています。 | | |
| 54 | イントラネット運営事業 | 情報推進課 | イントラネットに係る維持管理を適正に行うことにより、情報セキュリティに配慮された安全な事務環境を維持し、安定かつ継続的な運用が行われる。 | イントラネット運用システムの維持管理及びサーバ・ネットワーク機器の保守・管理を行い、必要に応じて、必要機器を整備する。 | 庁内ネットワーク(イントラネット)を構築することによって、グループウェアや全庁的なシステムを運用することができ、市の業務を効率的に行うことができました。 | 妥当性 | A | 庁内における職員業務の連携による効率化、またLGWANをはじめとする各種外部ITサービスを効果的に活用するために、イントラネットによる庁内ネットワークを構築し運用しており、必要な事業です。 | 現行どおり | グループウェア、庶務事務、財務など、全庁的なシステムはイントラネットにより運用されており、これらは職員業務の効率化のために必要不可欠であることから、今後も安定的に稼働できるように取り組んでいきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 庁内ネットワークを利用した、システムの導入は、事務の効率化にとって重要な役割を担っています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | イントラネット運用システムの多くをクラウド化し、また端末もシンクライアント化することによって、セキュリティの向上や、効率的な運用・管理を行っています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

経営企画部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|------------|-------|--|--|---|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 55 | 住民情報業務運営事業 | 情報推進課 | 行政情報システムの安定的な稼働及び情報セキュリティ対策による情報漏えいが防止されるとともに、住民情報を利用した電算処理により職員の業務が効率化している。 | 行政情報システムの維持管理及び業務システム等の稼働支援に係る業務を行うほか、セキュリティに関する各種対策を実施する。 | 住民情報システムを活用することにより、効率的に業務を行うことができました。 | 妥当性 | A | 市民サービスの正確性、効率性を行うために行政情報システムを導入し、運用をしています。これらのシステムは住基ネットやマイナンバー制度に対応するためには必要不可欠です。 | 現行どおり | 行政情報システムは住民サービスに直結することから、今後とも安定稼働に取り組んでいきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 住民情報を利用する部署においては、行政情報システムを利用することにより、住民記録と連動して業務を行うことができるため、業務を効率的に進めることができます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 行政情報システムをクラウド運用することにより、業務を効率的に実施しています。 | | |
| 56 | 各種統計調査事業 | 情報推進課 | 統計調査が滞りなく実施され、各種施策に利用される。 | 国及び県で実施している統計調査を受託し実施する。 | 各種統計調査を実施したことにより、国や地方公共団体の各種施策の基礎資料とすることができました。 | 妥当性 | A | 法令により実施されている事業であるため、継続は必要です。 | 現行どおり | 国や県から委託された各種統計調査を実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 各種施策の基礎資料となっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 国で定められた法令により実施しています。 | | |
| 57 | 統計事務事業 | 情報推進課 | 統計調査が滞りなく実施され、各種施策に利用される。 | 四街道市統計書の作成、関係団体等との連絡調整等を行う。 | 四街道市統計書の作成により、諸施策の計画や立案、市勢の基礎資料として利用されました。 | 妥当性 | A | 統計資料は各種施策を実施するに当たり、その基礎調査資料として用いられることから継続は必要です。 | 現行どおり | わかりやすい統計データの公開することで、市勢への理解を深めてもらうとともに各種施策に活用してもらいます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 継続することで市勢への理解が促進しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 広範囲の資料を限られた人員で必要最小限の経費で作成しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

経営企画部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|--------------|-------|---|---|--|-------|--------|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 58 | 国勢調査事業 | 情報推進課 | 統計調査が滞りなく実施され、各種施策に利用される。 | 国勢調査を実施する。 | 国から委託された国勢調査を実施することにより、国や地方自治体の社会福祉、雇用、環境整備、災害対策などの各種施策の基礎資料とすることができました。 | 妥当性 | A | 法令により実施されている事業であるため、継続は必要です。 | 休止 | 令和3年度は国勢調査の予定はありません。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 各種施策の基礎資料となっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 国で定められた法令により実施しています。 | | |
| 59 | 社会保障・税番号制度事業 | 情報推進課 | 「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」の導入により、公平・公正な社会の実現、行政の効率化、国民の利便性の向上を実現している。 | 「社会保障・税番号制度」に対応するため、必要なシステム改修及び台帳整備を行う。個人番号の独自利用及び個人番号カードの利活用並びにマイナポータルの活用等を検討し、社会保障・税番号制度の適切に運用する。 | マイナポイント事業やマイナンバーカードの保険証利用などの手続きを窓口で行い、市民サービス向上を行いました。番号制度を取り巻く変化に対応できるよう、適切な制度運用を行いました。 | 妥当性 | A | 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の挿入は、法的受託事務であり、公平・公正な社会の実現、行政の効率化、国民の利便性の向上のため必要な施策です。 | 現行どおり | マイナポイント事業に係る対応を引き続き行います。また、介護ワンストップサービスの導入等マイナンバーカードの利活用に関する施策を検討します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 行政運営の効率化及び市民サービスを向上するため、情報連携が適切に実施できるよう周知を行っていきます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 国の提供する中間サービスシステムを利用することにより効率化されています。国や県からの情報を適時に庁内に周知することで、効率的に制度が運用されています。 | | |
| 60 | 職員事務環境整備事業 | 情報推進課 | 新型コロナウイルス感染症拡大の防止に有効な職員事務環境を整備します。 | 職員がテレワーク、分散勤務及びWeb会議を実施するために必要な環境を整備する。 | テレワーク、分散勤務及びWeb会議を実施するために必要な端末等の購入及びネットワークの整備することにより、新型コロナウイルス感染症拡大の未然防止に有効な職員事務環境を整備することができました。 | 妥当性 | A | 新型コロナウイルス感染症対策として、必要な事業です。 | 完了 | 令和2年度で完了しました。 |
| | | | | | | 有効性 | A | テレワーク、分散勤務及びWeb会議は、新型コロナウイルス感染症対策として、一定の効果が得られています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 地方創生臨時交付金活用事業であり、財源確保は適正です。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

総務部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-----------|------|--|---|---|-------|--------|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 1 | 自衛官募集事務事業 | 総務課 | 自衛官募集に関する情報が受けられる。 | 自衛官募集に関する情報の提供を行う。 | 自衛官募集に関する情報の提供を行い、自衛隊法等に基づく募集事務地方公共団体委託費の配分を受けました。 | 妥当性 | A | 自衛隊法及び政令に基づく事業のため必要となります。 | 現行どおり | 自衛官募集に関する情報の提供を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 自衛隊法及び政令に基づいた対応となり、入隊希望者に対する情報提供を行っています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 自衛隊法及び政令に基づいた対応となり、市政だよりへの掲載等により適切に実施しています。 | | |
| 2 | 行政相談事業 | 総務課 | 行政に対するあらゆる相談が可能になっている。 | 総務大臣が委任する相談委員活動の助成を行う。 | 相談者に対して、適切かつ的確な助言を行うとともに、所管先の紹介や所管先との調整を行ったことで、相談内容の早期解決等に向けた取組を進めることができました。 | 妥当性 | A | 総務省から委任を受けた事業であり、市政に対する要望等を把握する手段として必要となります。 | 現行どおり | 総務省の方針に沿った対応として、行政相談委員法に基づき、行政全般に対する意見・要望等を聴くため、原則、毎月第1、3水曜日に福祉センターにおいて相談窓口を開設し、3人の相談員により相談業務を実施します。また、年1回巡回行政相談を実施しています。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 総務省から委任を受けた事業であり、国や県をはじめ行政全般に対する市民の意見・要望等の相談が可能になっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 総務省から委任を受けた事業であり、原則、毎月第1、3水曜日に福祉センターにおいて相談窓口を開設し、年1回巡回行政相談をすることにより適切に実施しています。 | | |
| 3 | 平和関連事業 | 総務課 | モニュメントの維持により、核兵器廃絶意識の浸透がされている。また、市の歴史財産の保存により平和意識が醸成されている。 | 市民の平和意識の醸成のため、核兵器廃絶平和都市宣言モニュメントの動産保険の加入、記念碑等の維持管理を行うとともに、庁舎ロビーにおいて原爆写真パネルの展示等を行う。 | 平和関連事業の推進とともに、平和都市宣言モニュメント(母子像、ハト像、核兵器廃絶平和都市宣言文碑)の維持管理などにより、市民の平和に対する意識を醸成しました。 | 妥当性 | A | 本市では、昭和58年に「核兵器廃絶平和都市宣言」を行い、市民一人ひとりの平和意識が醸成されています。戦争体験を持つ市民が減少するなか、平和の大切さを継続して啓発することが重要となっています。 | 現行どおり | 市民団体等の活動支援、平和都市宣言モニュメントの管理、原爆写真パネルの展示などを行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 世界の恒久平和と安全を実現することは世界共通の願いであり、継続した取組によって市民の平和に対する意識醸成に繋がっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 必要最小限のコストで実施しており、経費削減の余地はありません。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

総務部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|------------|------|--|-------------------------------|--|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 4 | 直接請求受付事務事業 | 総務課 | 法令や諸手続きなどが教示されることにより、円滑な請求が可能になるとともに、市民の市政参加が容易となっている。 | 直接請求者との連絡調整、教示、各種公示、請求の受付をする。 | 令和2年度は、請求実績がありませんでした。 | 妥当性 | A | 地方自治法に基づく事業のため必要となります。 | 現行どおり | 地方自治法に基づき、法令に沿った対応として、請求代表者証明書の交付申請があった際には、直接請求者及び関係機関との連絡調整を速やかに行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 地方自治法に基づき、法令に沿った対応となり、住民に直接自己の意思を表示する機会を付与しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 地方自治法に基づき、法令に沿った対応となり、直接請求者との連絡調整、教示、各種公示、請求の受付をすることにより適切に実施しています。 | | |
| 5 | 公益通報事業 | 総務課 | 通報者の保護がされ、もって行政の透明化が促進されている。 | 通報を受け、調査、是正措置などを講ずる。 | 令和2年度の通報実績はありませんでした。 | 妥当性 | A | 法令違反の発生と被害の予防を行うためにも必要な事業となります。 | 現行どおり | これまで通報等の実績はありませんが、有事の際には適切に対応します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | これまで通報等の実績はありませんが、有事の際には適切に対応します。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | これまで通報等の実績はありませんが、有事の際には適切に対応します。 | | |
| 6 | 中学生模擬議会事業 | 総務課 | 市政への意見発言機会が与えられ、政治行政への関心が高められる。 | 模擬議会を開催するための企画及び調整を行う。 | 令和2年度に開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、生徒、教員及び市職員等の健康・安全を第一に考慮した結果、開催を中止しました。 | 妥当性 | A | 次代を担う中学生のまちづくりに対する意見や思いを聴くことにより、今後の市政の参考とするとともに、議会制民主主義制度の根幹となる議会運営の仕組みを体験的に学習してもらおう場として必要な事業です。 | 休止 | 3年毎の開催としているため、令和3年度の実施予定はありません。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 市政への意見発言機会が与えられ、中学生の政治・行政への関心が高められています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 市内各中学校から生徒が参加しており、効率的に事業を実施しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

総務部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|----------|------|--|--|---|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 7 | 郵送文書管理事業 | 総務課 | 郵送文書等が適正に管理され、郵便窓口の一元化により職員の事務が軽減され、一括発送・購入等により経費が削減されている。 | 郵送等により到達した文書及び物品の受領と各課配布を行う。郵送等により発送する文書及び物品の取りまとめと発送を行う。返信用切手等の一括購入と管理を行う。市の公用封筒の一括印刷及び管理を行う。 | 郵送文書として88,352通の郵便物を送付しました。なお、251g以上の郵便物についてはレーザーバックライトを活用する等により郵送料の削減を行いました。 | 妥当性 | A | 本事業は、市役所業務に関連する郵便物を管理するものです。これら一連の業務は、適切な行政運営を進める上で、必要不可欠なものです。 | 現行どおり | 各種封筒の印刷、郵便物の発送などに係る事務を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 郵送文書等を一元的に管理することにより、職員の事務負担の軽減化が促進され、同時に最適な送付方法を選択することにより通信運搬費を節減しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 郵便物を送付する際には、日本郵便と宅配便業者の料金比較を行うなど、コストの削減を行いながら、効率的な事業の実施をしています。 | | |
| 8 | 文書保管事業 | 総務課 | 事務スペースが有効に活用され、事業用消耗品の一括購入により経費が削減されている。また、機密文書が適正に処理され、資源が有効活用されている。他にも、経年劣化による文書の破損対策と書庫の有効活用がされている。 | ボックスファイリング用品、文書保存箱等を購入する。完結文書を引継ぎ、文書目録を作成の上、書庫に保管する。保存期間満了文書を破砕により機密抹消処理し、再生紙その他の原料とする。長期保存を要する文書をマイクロフィルム化する。 | ボックスファイリングシステムを活用することにより、行政文書の適正な文書管理に資することができました。また、ボックスファイリング用品については、文書廃棄等の際のリサイクルを推進し、9.210kgの紙を再生紙の原料にしました。 | 妥当性 | A | 行政文書の保管・廃棄等の業務は、適正な文書管理を推進する上で必要不可欠なものです。 | 現行どおり | 行政文書を、適正に管理します。また、文書管理に当たっては、当市の実情を踏まえた最適な手法を模索し、これにより業務の軽減や効率化の促進につなげます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 本事業は、四街道市文書管理規程に基づき適切に実施しています。また、本事業では、保存期限満了になった文書を適正に廃棄処理するとともに、保管スペースを確保するために、引継文書のマイクロフィルム化を行っています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 既存の庁舎の一室を利用した、文書保管庫の新設により、特定個人情報を含む文書の保管場所と方法について解決がなされました。前述の文書を含め、行政文書の発生から廃棄までの一連の文書管理を適正に行い、業務の軽減や効率化につなげています。 | | |
| 9 | 法規事業 | 総務課 | 法令等の解釈運用が適正に行われることや市の条例規則等の制定改廃時における適法性、整合性を確認すること等により、適切な行政運営が行われ、行政の信頼が確保される。 | 例規集（電子データ・紙ベース）の管理及び更新、加除式法令図書等の管理、法令改廃情報の収集及び提供、業務に係る弁護士相談の調整及び立会い等を行う。 | 条例・規則等の制定改廃は、87件の例規について行いました。また、弁護士相談では24件の相談がありました。 | 妥当性 | A | 本事業は、地方自治法第14条、第15条、第16条に基づく業務を行うものであり、条例や規則等は、全ての行政事務の基礎となる重要なものであることから、これらを適切に管理、運用していく必要があります。 | 現行どおり | 適正な行政事務の執行に資するため、条例・規則等の制定改廃及び法律相談等の業務を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 例規集等の管理や、弁護士相談等を実施することにより、適正な行政事務の執行がなされています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 地方分権の進展に伴い、これによる例規等の制定・改廃案件も増加する傾向にあることから、効率的に事務を執行することで、的確な対応がなされています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

総務部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|---------------|-------|---|---|--|-------|--|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 10 | 情報公開・個人情報保護事業 | 総務課 | 行政運営の透明性が向上し、行政の保有する情報や審議会等の会議の内容を市民が知ることができる。個人情報の管理運用が適正に取り扱われ、個人の権利利益が保護される。情報公開・個人情報保護制度の適正な運用が確保される。 | 情報公開・自己情報開示請求の受付等や審議会等の会議の公開、結果の公表を行う。また、実施機関からの諮問等に応じ、情報公開・個人情報保護審査会を開催する。 | 情報公開・自己情報開示の請求について、条例の趣旨に則り、適切に事務を遂行しました。審議会等の会議について、開催及び結果の公表を適切に行いました。情報公開・個人情報保護審査会を5回開催し、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運用を確保しました。 | 妥当性 | A | 情報公開制度及び個人情報保護制度の運用並びに審議会等の会議の公開は、行政運営の透明性の向上に繋がるため、継続的に行う必要があります。 | 現行どおり | 情報公開制度及び個人情報保護制度の趣旨に則り、行政の公正性及び透明性確保のため、適切に事務を遂行します。 |
| | | | | | 有効性 | A | 情報公開制度及び個人情報保護制度の運用並びに審議会等の会議の公開により、行政運営の透明性が向上することで、市政運営における信頼性の確保に繋がります。 | | | |
| | | | | | 効率性 | A | 情報公開制度及び個人情報保護制度の運用並びに審議会等の会議の公開については、市政だよりや市ホームページ、よめーるを活用するなど、必要最小限のコストで効率的な周知を行っています。 | | | |
| 11 | 市民参加推進事業 | 総務課 | 市が行う行政活動に市民等が参加し、意見を述べる機会が適切に確保される。 | 市民参加条例に基づく市民参加手続を適正に運用するため、市民参加推進評価委員会を開催する。 | 市民参加推進評価委員会を3回開催し、各年度の行政活動にかかる市民参加手続の実施予定、実施状況等について審議し、市民参加条例の適正な運用を確保しました。 | 妥当性 | A | 市民等が市の行政活動に参加し、意見を反映させるための機会を保障する制度であり、市が実施する必要がある事業です。 | 現行どおり | 市民参加条例及びその運用について、社会情勢や市民ニーズの変化、実施方法における課題等を踏まえて見直しを検討します。また、市民参加推進評価委員会を開催し、条例に基づく市民参加手続等について審議します。 |
| | | | | | 有効性 | A | 市民等が行政活動に参加する機会を設け、そのニーズを汲み取り、反映させることで、市が充実したサービスを提供することを可能にしています。 | | | |
| | | | | | 効率性 | A | 手続が必要な行政活動の種類をあらかじめ定めることで、市民等の意見を反映させる必要がある行政活動においてのみ手続が行われるようにしています。また、手続を行う場合、それぞれの行政活動の性質に適した方法で市民参加手続を行っています。 | | | |
| 12 | 市民自治組織運営補助事業 | 自治振興課 | 市民自治組織の基本的運営に係る経費及び各種部会などの活動を助成することにより、組織の活動が活性化し、コミュニティ活動が推進される。 | 地域住民の交流が深まり、うるおいと活力のある地域づくりが推進され、住民福祉が向上するように市民自治組織への補助金を交付する。 | 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市民自治組織における多くの事業が中止になったことから、ふるさとづくり助成金交付件数は減りましたが、市民自治組織助成金及びふるさとづくり助成金を交付することにより市民自治組織のコミュニティ活動が活性化し、住民福祉の増進を促すことができました。また、自治会加入率の向上のために、転入者に対して自治会加入案内の配布や、市政だより、ホームページにおける加入のお知らせ、開発行為の際には事業者に対し入居者への加入依頼のお願いなどの取り組みを行いました。 | 妥当性 | A | 市民自治組織が担う活動・事業が増加してきており、地域コミュニティを活性化するうえからも必要です。 | 一部改善 | 市民自治組織の基本的運営に係る経費及び各種活動に対して助成することにより、コミュニティ活動を活性化させます。 |
| | | | | | 有効性 | A | 市民自治組織助成金、ふるさとづくり助成金を交付することにより、市民自治組織の活動が活性化しコミュニティ活動が推進しており、施策目標の達成に寄与しています。 | | | |
| | | | | | 効率性 | B | 多種多様な市民自治組織の運営に対する助成は、地域コミュニティの活性化のために最適な方法です。自治総合センターの一般コミュニティ助成金等を効果的に活用します。複数の助成金等の統廃合及び予算の見直しにより、コスト縮減の可能性はあります。 | | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

総務部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-----------|-------|--|--|---|-------|--------|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 13 | 地区連絡協議会事業 | 自治振興課 | 中学校地区連絡協議会を設置・開催することで、地区内市民自治組織相互の連絡調整、地域の枠を超えた広域的な諸問題の協議や情報交換など広域的なコミュニティが推進される。 | 5つの中学校毎に、市民自治組織の協議会を開催する。通知及び要望案件に対する回答の取りまとめなど一般的な事務を行う。 | 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、1地区のみ感染症拡大防止対策を施したうえ集会により開催し、他4地区は書面による開催にはなりましたが、区・自治会との連絡調整を行い、地区毎の問題意識を共有し、市政の健全な発展と住民福祉の増進を促すことができました。 | 妥当性 | A | 中学校地区連絡協議会を設置・開催することで、地区内市民自治組織相互の連絡調整、地域の枠を超えた広域的な諸問題の協議や情報交換など広域的なコミュニティが推進されていることから、必要な事業です。 | 現行どおり | 中学校地区連絡協議会を設置・開催することで、地区内市民自治組織相互の連絡調整、地域の枠を超えた広域的な諸問題の協議や情報交換など広域的なコミュニティの推進を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 中学校地区連絡協議会を設置・開催することで、地区内市民自治組織相互の連絡調整、地域の枠を超えた広域的な諸問題の協議や情報交換など広域的なコミュニティが推進されていることから、有効な事業です。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 必要最低限の運営経費で行っています。 | | |
| 14 | 行政連絡事業 | 自治振興課 | 市民に各種の行政情報を伝達し、市民の市政に対する要望を的確に受け止めることにより、市民自治組織と市が緊密に連携し、市政の健全な発展と住民福祉が増進される。 | 毎月、第1・第3水曜日に市及び市の関係団体からの連絡事項を、市内の各市民自治組織にお知らせするとともに、地区からの要望事項を把握し、その対応を行う。また、行政連絡事業に対する交付金を支給する。 | 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、文書回覧は4月の1回の実施となりましたが、地区からの要望事項を連絡票により把握し、その対応を行い、行政連絡事業に対する交付金を支給したことにより、区・自治会との連絡調整を行い、市政の健全な発展と住民福祉の増進を促すことができました。 | 妥当性 | B | 市からの行政連絡事項の伝達は十分にできなかったものの、市民に対する広報事業の一環として実施しており、他の事業（市政だより・ホームページ等）と合わせ、市の広報事業の一翼を担っており、市が実施すべき事業です。連絡票等により地域の要望を的確に受け止めることにより、社会情勢や市民ニーズの変化に適応しています。 | 一部改善 | 掲示板は市の広報事業の一翼を担っておりますが、区、自治会の掲示作業の負担軽減や老朽化している掲示板の修繕費等を削減するため、新規設置を行わず、老朽化した掲示板は有効性を精査し、撤去します。なお、回覧については実施回数の削減を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | B | 市からの行政連絡事項の伝達は十分にできなかったものの、市民からの要望の伝達がスムーズに行われることにより、市民自治組織と市との緊密な連携が行われるという成果が得られている事業であり有効な事業です。 | | |
| | | | | | | 効率性 | B | 国・県からの補助金制度等はありません。区・自治会に対し、行政連絡事業として交付金を支出していますが、区・自治会加入世帯数を算定数値としていることから、世帯数の増減により交付額の変動はあります。回覧が実施できなかったことにより、別の手段を講じた所属があります。 | | |
| 15 | 地縁団体認可事業 | 自治振興課 | 市民自治組織が、地方自治法に基づき、市長の認可を受けることにより、法人格を取得し、法律上の権利義務の主体となることができるとともに、その団体名義で不動産登記を行うことができる。 | 市民自治組織からの地縁団体認可申請に関する事前相談を受けるとともに、申請に対し審査のうえ、認可をする。 | 各区・自治会が、土地などの登記に際し、法人化されることにより代表者変更などの諸問題が解決されました。 | 妥当性 | A | 地方自治法第260条の2第1項の規定により、実施しています。区・自治会の不動産登記での問題を解消するための制度であることから、必要不可欠な事業です。 | 現行どおり | 市民自治組織自らの財産管理意識の高まりなどからも今後認可団体の申請は増加していくものと思われませんが、法定事務であることから引き続き実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 各区・自治会が、不動産登記に際し、法人化されることにより代表者変更などの諸問題が解決されるため、成果は得られています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 特に財源の確保はしていません。人件費以外のコストはありません。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

総務部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|----------------|-------|---|---|---|-------|--|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 16 | コミュニティ施設維持管理事業 | 自治振興課 | 地域住民のコミュニティ活動の拠点となる地区集会所・コミュニティ施設を整備することで、施設が適正に維持管理されている。 | 地域活動の拠点となる集会施設の整備、維持管理に補助金を交付するとともに、市民相互に交流するためのコミュニティ施設の維持管理を指定管理により行う。 | 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、区・自治会の集会施設やコミュニティ施設における地域住民のふれあいやコミュニティ活動の機会は減少しましたが、区・自治会の集会施設については維持管理に対する補助金を交付し、コミュニティ施設については適切に維持管理を行ったことで、今後の地域住民のふれあいとコミュニティ活動の推進に繋がりました。 | 妥当性 | A | 市単独事業として、四街道市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例、四街道市地区集会所建設費等補助金交付要綱により実施しています。市所有の施設については市で実施せざるを得ません。市民自治組織等で所有している施設については、建設計画や修繕計画等の相談に応じています。 | 一部改善 | 地域住民のコミュニティ活動の拠点となる施設を整備することで、市民相互の交流が行われることから、地域住民のふれあいとコミュニティ活動の推進をします。 |
| | | | | | 有効性 | B | 地域住民のコミュニティ活動の拠点となる施設を整備することで、市民相互の交流が行われることから、成果は得られています。施設の老朽化が進んでいることから大規模修繕や建て替えを計画的に進めていくことが必要です。 | | | |
| | | | | | 効率性 | B | 地域活動の拠点を整備するためには、現状の方法が最適ですが、施設の状況や財政状況を踏まえて適宜見直ししていく必要はあります。自治総合センターのコミュニティセンター助成事業の活用を推進していきます。市所有の地区集会場については、地元自治会等へ移管することでコストを削減することは可能です。また補助事業の整理統合も検討する必要があります。 | | | |
| 17 | 住居表示事業 | 自治振興課 | 住所を分かり易く表示するため、住居表示の整備を進める。 | 住居表示の決定、住居表示街区表示板の維持管理、住居表示証明書の発行などを行う。また、住居表示審議会の事務局となる。 | 住居表示を実施することで、市街地の町名、町境、住所がわかりやすくなりました。 | 妥当性 | A | 住居表示に関する法律に基づき実施しています。住居表示は、街をわかりやすくし、郵便物の誤配や緊急車両の到着の遅れなどを防ぐことを目的とした制度であることから、社会情勢や市民ニーズの変化に適応している事業です。 | 現行どおり | 法定事務であり、住所を分かり易く表示するため、住居表示の実施及び整備を進めます。 |
| | | | | | 有効性 | A | 街をわかりやすくし、郵便物の誤配や緊急車両の到着の遅れなどを防ぐことを目的とした制度であり、住居表示番号の決定数も活動指標を上回っており、施策目標の達成に寄与しています。 | | | |
| | | | | | 効率性 | A | 法定事務ですが、国・県等の補助はありません。住居表示実施予定区域内で、実施要件が整い住居表示が実施されればコストは増加します。 | | | |
| 18 | 防犯対策事業 | 自治振興課 | 青色回転灯付防犯パトロール車によるパトロール活動、自主防犯組織及び自治会による各種防犯活動に対する支援・助成をすることで、市内の犯罪が抑制されている。 | 市民が安全で安心して暮らせる街づくりに向け、安全安心ステーションを中核とした自主防犯体制を強化・拡大し、市民・事業者、学生等の自主防犯活動の活性化を行う。また、防犯協会への財政支援、青色回転灯付防犯パトロール車の貸出などの支援、自治会等の防犯対策に対する助成、防犯カメラの適正な維持管理を行い、安全・安心な環境を構築する。 | 安全安心ステーションを中心に、各地域の自主防犯組織・団体等の活動により、地域の防犯意識が向上されました。 | 妥当性 | A | 安全で犯罪のない社会の実現のため、関係機関や地域の住民等と協力した安全・防犯対策を実施する必要があります。 | 現行どおり | 安全安心ステーションを中核とした、防犯体制を確立し、市、市民、関連団体が一体となって、犯罪防止に取り組んでいきます。また、鷹の台地区に設置した防犯ボックスの運用により、警察、県、市、地域住民が一体となり、地域防犯力の向上を推進します。 |
| | | | | | 有効性 | A | 安全安心ステーション及び防犯ボックスが活動の拠点施設として設置されていることで、自主防犯組織や青パト隊の市内での防犯活動が活発になり、地域の安全確保に寄与しています | | | |
| | | | | | 効率性 | A | 自動販売機の設置により、自主財源を確保し、コスト削減をしています。 | | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

総務部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-----------|-------|---|---|---|-------|--------|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 19 | 交通安全対策事業 | 自治振興課 | 市民が、交通事故から身を守る知識を習得し、交通事故の防止のための交通安全施設が設置され、快適で安全な市民生活を送っている。 | 安全なまちの実現に向け、交通安全教室の実施等により、交通安全に対する市民意識を高揚させるとともに、県警に対する交通安全施設等(信号機・横断歩道)の設置要望、地域における交通安全活動の推進を行う団体への補助金交付を行う。 | 市内の各教育機関等の交通安全教育を行い、市民の交通安全意識を高揚させました。 | 妥当性 | A | 交通安全教室の開催や注意喚起看板の設置、交通安全施設の設置要望等は、交通事故を未然に防ぐためには、必要不可欠な事業です。 | 現行どおり | 交通安全対策基本法に基づき、日々変化していく交通安全情勢に対応していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 市内において交通死亡事故が発生しており、継続して行う必要性があります。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 交通安全教室の実施内容の見直しを行い、近年増えている小規模保育園等でも交通安全教室が実施可能となりました。 | | |
| 20 | 防犯灯維持管理事業 | 自治振興課 | 防犯灯の新設改修及び維持管理により地域防犯の向上と夜間の安全が確保されている。 | 各区、自治会等からの要望に基づき防犯灯の新設及び既存防犯灯の改修を行う。また、市民等からの連絡により修繕を行う。 | 防犯灯の新設修繕及び維持管理を行い、夜間通行の安全が確保されました。 | 妥当性 | A | 地域防犯の意識向上と歩行者等の通行面での安全性の確保のためにも、必要不可欠な事業です。 | 現行どおり | 自治会等の要望から、防犯灯の設置が必要と判断した場合は、予算の範囲内で対応していきます。また、市民等からの連絡により防犯灯の修繕を行っていきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 防犯灯の新設・修繕により、市内における犯罪の抑止になり、安全安心な街づくりにつながっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | LED灯に転換したことにより、従来より長寿命・省電力の防犯灯になり、電気代や修繕のコストダウンにつながっています。 | | |
| 21 | 職員研修事業 | 人事課 | 市職員が必要な知識、技能、接遇を習得することにより、職務遂行能力を向上するとともに、職場・組織が活性化されている。 | 職員として必要な知識、能力を習得するため、階層別研修等を庁内で実施するとともに、千葉県自治研修センターや印旛郡市広域市町村圏事務組合等で開催される研修へ職員を派遣する。 | 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、庁内研修の開催回数が減少しました。また、外部研修機関への派遣職員数についても減少しました。 | 妥当性 | A | 地方公務員法第39条に基づき実施しています。 | 現行どおり | メンタルヘルス(ラインケア)研修やハラスメント予防対策研修など各職位に必要な基本的知識、能力、判断力などを習得する階層別研修やレベルアップ！接遇マナー研修など職務遂行に必要な専門的知識及び技能を習得する特別研修を実施します。研修内容については、時代のニーズに合わせた内容を取り込み、研修内容を充実します。また、外部研修機関へ職員を派遣します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 限られた人員で正確且つ効率的な公務を行うためには、職員一人ひとりの能力を向上させるなど人材育成に向けて研修内容の充実が必要となります。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 階層別研修、特別研修、外部研修など様々な方法により効率的に実施しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

総務部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|----------|------|--|---|---|-------|--------|---|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 22 | 安全衛生管理事業 | 人事課 | 良好な職場環境が確保され、職員の健康維持、増進がなされている。 | 労働安全衛生法など各種法令・規則を遵守し、職員の安全と健康管理を行うため、安全衛生委員会の定期開催と産業医による施設の巡視と健康相談、職員健康診断・予防接種・ストレスチェックなどを行う。 | 良好な職場環境の確保と職員の健康を維持することができ、効率的に執務を行うことができました。 | 妥当性 | A | 労働安全衛生法、四街道市職員安全衛生管理規程に基づき実施しています。 | 現行どおり | 良好な職場環境の確保と職員の健康維持、増進の観点から、産業医による施設の巡視と健康相談、予防接種、職員健康診断等の事業を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 健康診断の結果を確認することで生活習慣病の予防になるなど、良好な職場環境の確保と職員の健康維持・増進がなされています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 健康診断や予防接種について、対象年齢や業務内容等を考慮し効果的に実施しています。 | | |
| 23 | 福利厚生事業 | 人事課 | 被服を貸与することにより、職務能率・安全性が向上している。また、職員表彰を行うことにより、職員の勤労意欲の高揚と業務能率が向上している。 | 被服の貸与を必要とする職務に就く職員に作業服・防寒服の貸与を行う。四街道市職員表彰規程に基づき、職員表彰を行う。 | 作業服・防寒服の着用を必要とする職務に従事する職員に貸与することで公務効率の向上を推進し、執務環境を向上させることができました。職員永年勤続表彰については、新型コロナウイルスの感染拡大が深刻化している状況を考慮し、表彰式は中止しましたが、個別に表彰を行いました。 | 妥当性 | A | 地方公務員法第42条に基づき実施しています。 | 現行どおり | 作業服及び防寒服を必要とする職員に適正に貸与を行い、職務能率・安全性の向上を目指します。また、職員表彰を行い、職員の勤労意欲の高揚と業務能率の向上を目指します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 作業服・防寒服の適正な貸与により、作業効率が向上しています。職員永年勤続表彰により、職員の勤労意欲を高めることができます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 作業服・防寒服の適正な貸与により、作業効率が向上しています。 | | |
| 24 | 年金者連盟事業 | 人事課 | 市に貢献された職員退職者及びその遺族の福利厚生を行っている。 | 日帰り研修等、会員相互の親睦を行う。 | 日帰り研修等について、新型コロナウイルスの感染拡大が深刻化している状況を考慮し、開催しませんでした。 | 妥当性 | A | 千葉県市町村職員年金者連盟に加入し、四街道支部を希望する者で構成しています。今後、退職者の増加が予想されるため、事業の妥当性は高まります。 | 現行どおり | 日帰り研修や長寿の祝い等を行い、会員相互の親睦を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 日帰り研修等を実施することにより、福祉の増進、会員相互の親睦が行われています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 人的支援は行っていますが、他の経費の支出はありません。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

総務部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|----------|------|--|--|---|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 25 | 人事管理事業 | 人事課 | 公務員としての意識が高まり、市行政組織全体の公務能率が向上している。また、職務と責任に応じた適正な給与体制となっている。 | 職員の任免、服務、勤務条件、人事評価、給与の支給など人事に関する事務を行う。 | 人材の確保、効率的な人員配置を実施したことにより、公務員としての意識を高め、行政組織全体の公務能率の向上を推進することができました。また、定年延長を見据え、職員の年齢構成を平準化するため、昨年度に引き続きフルタイム勤務の再任用を実施しました。 | 妥当性 | A | 地方自治法、地方公務員法、市条例等に基づき実施しています。 | 現行どおり | 人材の確保や効率的な人員配置を実施することにより、公務員としての意識を高め、行政組織全体の公務能率の向上を目指します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 人材の確保や効率的な人員配置など、行政運営のために必要不可欠な事業であり、法令に基づき適正に実施しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 平成28年度から導入した人事及び給与情報の一元管理システムの有効活用により、効率的に業務を実施しています。 | | |
| 26 | 職員提案事業 | 人事課 | 行政運営の能率及び市民へのサービス向上に向けた事務事業が改善され、併せて職員の研究心と勤労意欲が高揚している。 | 職員提案（職員アイデア提案及び事務改善実績報告）の募集、職員アンケートの実施、事例集への掲載等を行うことにより、職員の意識が啓発されている。 | 職員アイデア提案を8件受理し、アンケートを実施し、結果を取りまとめ、庁内へ周知しました。 | 妥当性 | A | 本事業を通じて職員への意識啓発を継続することで、職員一人ひとりが自らの仕事の価値と意味を認識し、積極的かつ主体的な姿勢で事務改善に取り組んでいます。 | 現行どおり | 職員の意識啓発や事務を効率化することで、行政サービスの向上につながるため、引き続き事業を実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 職員アイデア提案の募集を行うことにより、職員の事務改善意識の醸成が促進されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 提案の実現性を高めるように改正した制度で効果的・効率的に実施しています。 | | |
| 27 | 審議会等管理事業 | 人事課 | 様々な行政ニーズや社会経済情勢の変化に的確に対応し、簡素で効率的な行政運営が行われている。 | 附属機関などの設置・運営状況や委員選任などに関する指針の管理を行う。 | 公募委員選考委員会を6回開催し、10の審議会等の公募委員を選考しました。審議会等の運営が指針に基づき適正になされているか等の確認及び設置運営状況調査を行いました。公募委員の選考について、効率的・効果的に実施できるよう庁内周知等を行いました。 | 妥当性 | A | 市民ニーズが高度化・多様化する中、有識者や公募市民等の外部委員によって構成される審議会等の効率的な管理に継続して取り組んでいます。 | 現行どおり | 公募委員選考委員会を開催し、審議会等の公募委員を選考します。審議会等の運営が指針に基づき適正になされているか等の確認及び設置運営状況調査を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 審議会情報の一元管理及び公募委員選考委員会の運営により、事業は最適に実施されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 審議会委員の更新や年1回の実態調査等を通じて、定期的に現況確認を行っています。公募委員選考委員会について、効率的な方法に見直して公募委員の選考を実施しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

総務部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|------------|------|--|--|---|-------|---|---|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 28 | 内部統制事業 | 人事課 | 「業務の効率的かつ効果的な遂行」・「財務報告等の信頼性の確保」・「業務に関わる法令等の遵守」・「資産の保全」の4つの目的が達成されないリスクが一定水準以下に抑えられている。 | 組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別、評価し、対応策を講じる。 | 令和3年度からの地方自治法に基づく内部統制の導入に向けて、6月と8月に説明会を実施し、その後、リスク管理シートを試行作成し、9月から11月までの期間で試行運用を行いました。また、「四街道市内部統制基本方針」を策定しました。 | 妥当性 | A | 地方自治法に基づき実施するものです。 | 現行どおり | 組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることにより、リスクを一定の水準以下に抑えます。 |
| | | | | | 有効性 | A | リスクの発現を一定水準以下に抑え、事務の適正な執行を確保する取組であり、法令に基づき適正に実施します。 | | | |
| | | | | | 効率性 | A | 人件費以外の支出はなく、必要最小限の経費で実施しています。 | | | |
| 29 | 軽自動車税等賦課事業 | 課税課 | 軽自動車税の適正な課税処理が行われている。適正な税務行政の執行が行われている。 | 軽自動車税の申告受付・電算投入・賦課・取消等を行う。市たばこ税の調定事務を行う。 | 課税客体を正確に把握することにより、軽自動車税の賦課を適正に行うことができました。 | 妥当性 | A | 地方税法で規定されている事務であり、歳入を安定的に確保するうえで必要不可欠な事業です。 | 現行どおり | 地方税法に基づき、軽自動車税の申告受付・電算投入・賦課・取消等を行います。 |
| | | | | | 有効性 | A | 課税客体を正確に把握することにより、適正な課税処理が行われています。 | | | |
| | | | | | 効率性 | A | 地方税法により課税客体及び課税方法が規定されています。電算システムの有効活用及び会計年度任用職員の雇用によりコスト縮減を行っています。 | | | |
| 30 | 住民税賦課事業 | 課税課 | 住民税の適正な課税処理が行われている。適正な税務行政の執行が行われている。 | 各種資料をもとに市民税の賦課に関する処理を行い、納税通知書の発送を行う。また、未申告調査などを行う。登録法人への申告書発送、提出された申告書等の入力処理、毎月の調定額の報告を行う。 | 課税客体を正確に把握することにより、個人市民税及び法人市民税の賦課を適正に行うことができました。 | 妥当性 | A | 地方税法で規定されている事務であり、歳入を安定的に確保するうえで必要不可欠な事業です。 | 現行どおり | 地方税法に基づき、各種資料をもとに市民税の賦課に関する処理を行い、納税通知書の発送を行います。また、未申告調査などを行います。法人市民税に関しては、登録法人への申告書発送、提出された申告書等の入力処理、毎月の調定額の報告を行います。 |
| | | | | | 有効性 | A | 課税客体を正確に把握することにより、適正な課税処理が行われています。 | | | |
| | | | | | 効率性 | A | 地方税法により課税客体及び課税方法が規定されています。電算システムの有効活用及び会計年度任用職員の雇用によりコスト縮減を行っています。 | | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

総務部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|----------|------|---|---|--|-------|--------|---|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 31 | 税務相談事業 | 課税課 | 相談者が持つ税全般に対する疑問・悩みを解消することができる。 | 税理士による税務相談を運営する。 | 市民の相談に適切に対応することができました。 | 妥当性 | A | 税理士会との協調として実施しているもので、税全般に対する市民の相談窓口として必要な事業です。 | 現行どおり | 税に関する疑問を解消するため、税理士による税務相談を運営します。(年9回開催) |
| | | | | | | 有効性 | A | 相続税等の市役所では扱っていない税目についての相談件数が多く、税全般に関する疑問が多く解消されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 税理士会との合意による税理士の派遣費用のみで実施しています。 | | |
| 32 | 諸証明等発行事業 | 課税課 | 申請者が必要な諸証明等を迅速・確実に入手することができる。 | 所得等証明書、納税証明書等諸証明書の発行を行う。臨時運行許可申請に対し、審査及び許可を行う。 | 各種税務証明等の発行を適正に行うことができました。 | 妥当性 | A | 地方税法、道路運送車両法及び同施行規則で規定されているため必要不可欠な事業です。 | 現行どおり | 地方税法に基づき、所得・課税証明、納税証明書等諸証明書の発行を行います。また、臨時運行許可申請に対し、適正な審査及び許可を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 申請内容に応じて、必要な諸証明等を発行しています。また、臨時運行についても適正な審査及び許可を行っています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 地方税法、道路運送車両法及び同施行規則で規定されています。電算システムの有効活用及び会計年度任用職員の雇用によりコスト縮減を行っています。 | | |
| 33 | 諸税賦課事業 | 課税課 | 国有資産等所在市町村交付金が適正に収入される。特別土地保有税の適正な賦課、徴収猶予が行われている。 | 特別土地保有税の徴収猶予の賦課、調定事務、国有資産等所在市町村交付金法の規定に基づき交付金の請求、調定事務を行う。 | 国有資産等所在市町村交付金が適正に収入されました。特別土地保有税の徴収猶予が適正に行われました。 | 妥当性 | A | 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法で規定されている事業であり、歳入を安定的に確保するうえで必要不可欠な事業です。 | 現行どおり | 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法に基づき、交付金の請求事務等を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 国有資産等所在市町村交付金、特別土地保有税の適正な賦課、徴収猶予が行われています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法で規定されている事務です。現状で本事業にかかるコストはほとんどないため、今以上のコスト削減は困難です。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

総務部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-----------|------|--|---|--|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 34 | 固定資産税賦課事業 | 課税課 | 固定資産評価の情報提供及び研修、法令改正などを行い、適正・公正に評価、賦課されている。 | 固定資産の評価方法に関する調査研究、職員の評価技術向上、条例・規則などの改正を行い固定資産税賦課に備え、課税客体(固定資産)に関する現地調査、価格決定事務及び賦課事務を行う。 | 課税客体を正確に把握することにより、適正かつ公正に評価、賦課することができました。 | 妥当性 | A | 地方税法で規定されている事務であり、歳入を安定的に確保するうえで必要不可欠な事業です。 | 現行どおり | 地方税法に基づき、土地、家屋、償却資産について固定資産税の賦課に関する処理を行い、納税通知書の発送を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 課税客体を正確に把握することにより、適正な課税処理が行われています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 地方税法により課税客体及び課税方法が規定されています。電算システムの有効活用及び委託業務の一部で一般競争入札を実施することにより、コスト削減を行っています。 | | |
| 35 | 市税徴収事業 | 収税課 | 市税収納事務が適正に執行されることにより、納税者が利便よく税金を納付できている。また、公平・公正な徴収事務が遂行されることにより、納税者の不公平感がなくなるとともに、安定的な自主財源が確保されている。 | 広報・HPで納期内納付の周知・啓発を行う。口座振替、コンビニ収納を推進する。休日収納窓口を開設する。収納員による臨戸訪問を実施する。督促・催告状を発送し、地方税法等に基づく滞納処分を遂行する。市税等収納向上対策本部による滞納整理等を実施する。 | 市税等収納向上対策本部による滞納整理や市税収納員による収納事務を実施するとともに、滞納が累積する滞納者への差押等の執行により、市税収納率の向上につながりました。 | 妥当性 | A | 地方税法及び国税徴収法に基づき実施する事業です。 | 現行どおり | 地方税法等の規定に基づき、固定資産税・都市計画税、個人市県民税、法人市民税、軽自動車税等の徴収に係る事務を執行します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 休日滞納整理(臨戸訪問、電話催告)や休日納税相談(呼出)等の実施により、市税等の収納率が向上しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 市税等収納向上対策本部において実施計画を定め、効果的・効率的な徴収対策を行っています。 | | |
| 36 | 市税収入返還金 | 収税課 | 市税の還付及び充当処理を適正に行うことにより、市税が適正に収納され、納税者が公平な租税負担をしている。 | 課税更正や過誤納に伴って生じた市税還付及び充当処理を適正に行う。 | 課税の更正等に伴う還付金支出を適時適正に実施することにより、適正な徴税事務を行うことができました。 | 妥当性 | A | 地方税法及び税条例に基づき実施する事業です。 | 現行どおり | 地方税法等の規定に基づき、個人、法人からの修正申告、確定申告による課税更正等に伴う還付金を支出します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 市税が適正に収納され、納税者の公平な租税負担が行われています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 課税更正や過誤納に対して、市税の還付及び充当処理が適正に行われています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

総務部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-----------------|---------|--|---|---|-------|--------|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 37 | 固定資産評価審査委員会運営事業 | 収税課 | 固定資産評価審査委員会制度を適正に運用することにより、納税義務者の課税に対する信頼性が保たれている。 | 固定資産評価審査委員会は課税台帳に登録された価格に関する審査の申出に対して、中立・公正な立場で審査・決定を行う。 | 令和2年度は審査の申出がありませんでしたので、委員会を開催しませんでした。 | 妥当性 | A | 地方自治法及び地方税法に基づき実施する事業です。 | 現行どおり | 地方自治法等の規定に基づき、固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出に対し、固定資産評価審査委員会を開催します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 審査の申出があった場合に固定資産評価審査委員会を開催するものであり、適切に対応しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 審査の申出があった場合に固定資産評価審査委員会を開催するものであり、適切に対応しています。 | | |
| 38 | 債権回収事業 | 収税課 | 徴収業務の移管を受けた滞納案件に対する当該債権の適正な回収が行われている。 | 移管を受けた滞納案件に対して滞納処分による債権回収を行うとともに、移管以外の事案についても状況に応じて一括して交付要求及び公売を実施する。 | 徹底的な財産調査の上、換価可能な債権を中心に滞納処分を行ったことで、債権を回収することができました。 | 妥当性 | A | 地方税法及び国税徴収法に基づき実施する事業です。 | 現行どおり | 関係他課から移管を受けた滞納事案に対して、差押、公売等の滞納処分により債権の回収を行います。また、総合的な債権回収処理として移管案件以外の交付要求、公売についてもあわせて実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 換価可能な債権を中心とした、差押、公売等の滞納処分により、債権の回収が進んでいます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 市税等収納向上対策本部において実施計画を定め、効果的・効率的な徴収対策を行っています。 | | |
| 39 | 戸籍記録整備事業 | 窓口サービス課 | 戸籍に関する届書が正しく処理されている。 | 戸籍届書の審査・受理・送付、戸籍の記載・編製・整備を行う。 | 戸籍届出に基づき、法令の適合性を審査し、適正な記録をしたことにより、身分変動を公的に証明するための、戸籍の役割が果たせました。 | 妥当性 | A | 地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であり、戸籍法に基づいて実施しています。 | 現行どおり | 戸籍法に基づき、戸籍届書の審査・受理・送付、戸籍の記載・編製・整備を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 戸籍に関する届書が正しく処理されていることにより、常に各種行政事務の基本となる重要な役割を果たしています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であり、戸籍法に基づいて実施しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

総務部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|----------------|---------|--|---|---|-------|---|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 40 | 窓口証明交付事業 | 窓口サービス課 | 市民が申請した住民票、印鑑登録証明書などの各種証明書、個人番号カード及び電子証明書を申請どおり正確にかつ迅速に交付されている。また、住民基本台帳に登録された事項が適正に管理されている。 | 市民サービス向上のため、総合窓口(ワンストップサービス)のフロアサービス、受付業務を実施する。また、住民による届出や他市区町村からの通知による住民の異動情報を適正に住民基本台帳へ記載し、管理するとともに、市民等からの申請に基づき各種証明書を交付する。 | 届出や各種申請に基づき、適正かつ迅速な処理を行い、証明書等の交付を行いました。また、届出や申請などの窓口を集約した総合窓口や証明書のコンビニ交付サービスにより、利用者の利便性が向上しました。 | 妥当性 | A | 戸籍法や住民基本台帳法及び施行令等において、市が実施しなければならないと定められています。 | 現行どおり | 総合窓口や休日窓口を実施し、各種証明書の交付を行います。また、休日窓口の業務内容を引き続き検討するとともに、各種証明書のコンビニ交付サービスを運営します。 |
| | | | | | 有効性 | A | 総合窓口や休日窓口及びコンビニ交付サービスを実施することにより、利用者の利便性が向上しています。 | | | |
| | | | | | 効率性 | A | 市民の申請に応じて実施するものであり、様々な手続きにおいて適正かつ迅速な処理を行っています。 | | | |
| 41 | 市民サービスセンター運営事業 | 窓口サービス課 | 市役所窓口以外で、証明書の交付や申請の取次ぎを行うことにより、市民の利便性が向上している。また各種証明書が申請どおり正確にかつ迅速に交付されている。 | 四街道駅市民サービスセンター及び千代田・旭公民館では、住民票、戸籍謄・抄本の取次ぎ交付を行う。鷹の台市民サービスコーナーでは、住民票、印鑑登録証明書の即日交付と戸籍謄・抄本の取次ぎ交付を行う。 | 住民票等の交付や取次ぎによる交付を行い、市役所の窓口に来られない市民へのサービスが向上しました。また、各種証明書のコンビニ交付サービスの開始に伴い、事業の縮小について検討しました。 | 妥当性 | A | 市役所窓口に来ることが難しい方や開庁時間に来られない方のため、市役所窓口以外での各種証明書の交付や申請の取次ぎの必要性は高く、市民サービスの向上のため実施している事業です。 | 一部改善 | 市役所窓口に来ることが難しい方や開庁時間に来られない方のため、市役所窓口以外での各種証明書の交付や申請の取次ぎを行います。また、各種証明書のコンビニ交付サービス開始に伴い、事業の縮小について検討します。 |
| | | | | | 有効性 | B | 駅市民サービスセンター、鷹の台市民サービスコーナー及び公民館(千代田、旭)において、各種証明書の交付や取次ぎを行っておりますが、更なる利便性の向上を図るため、令和元年12月から実施している、各種証明書のコンビニ交付サービスの開始に伴い、事業の縮小について検討します。 | | | |
| | | | | | 効率性 | A | 市民の申請に応じて実施するものであり、様々な手続きにおいて適正かつ迅速な処理を行っています。 | | | |
| 42 | 窓口案内事業 | 窓口サービス課 | 来庁者が目的の窓口に行き、申請・届出の手続き等が円滑にできている。 | 来庁者に対し、庁内等の窓口案内や関係各課への連絡業務を、総合案内において実施する。 | 来庁された方の用件に沿った案内を行い、スムーズに手続きが完了しました。 | 妥当性 | A | 市民サービスとして庁舎等の案内は不可欠であり、来庁者等からも要望が多い事業です。 | 現行どおり | 来庁者に対し、庁内等の窓口案内や関係各課への連絡業務を、総合案内において実施します。 |
| | | | | | 有効性 | A | 来庁された方への窓口案内や、市に対する要望等について関係各課への取次ぎが円滑に行われています。また、混雑時には、フロアマネージャーと連携し、申請書・届出書の記載補助も行っています。 | | | |
| | | | | | 効率性 | A | 民間委託により実施しており、繁忙期には市職員と連携しながら効率的に事業を実施しています。 | | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|--------------|-------|----------------------------------|--|--|-------|--|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 1 | 福祉施策推進事業 | 社会福祉課 | 各種福祉施策の適正な運営により市民福祉が充実している。 | 保健福祉審議会の運営、福祉有償運送運営協議会の運営、避難行動要支援者に関する事務、若者育成支援に関する事務、市民後見人に関する事務等を行う。 | 保健福祉審議会の運営では福祉に係る3つの計画について、計画ごとに部会を設置し、審議しました。これにより、保健福祉行政の総合的かつ計画的な運営をすることができました。避難行動要支援者避難支援体制整備事業の区・自治会説明会は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を中止しましたが、避難行動要支援者名簿を提供する際に個別に説明を行いました。また、市政だよりにより市民向けの広報を掲載しました。 | 妥当性 | A | 保健福祉審議会は市民参加条例、四街道市保健福祉審議会条例により、また、避難行動要支援者避難支援体制整備事業は災害対策基本法により実施する必要があります。 | 現行どおり | 保健福祉に対する需要は年々増加していることから、効率性に注視しつつも外部委員や公募市民の意見を取り入れることができる審議会等を効果的に開催します。また、避難行動要支援者避難支援体制整備事業の利用者を増加させるため、区・自治会、市民への広報・啓発活動を行います。 |
| | | | | | 有効性 | A | 福祉施策の推進において外部委員、市民の意見を取り入れることができることから有効です。 | | | |
| | | | | | 効率性 | A | 審議会等会議においては複数の議題をまとめて開催する等、工夫して実施しています。 | | | |
| 2 | 社会福祉法人指導監査事業 | 社会福祉課 | 社会福祉法人の運営が適正かつ円滑に行われている。 | 市が所管する社会福祉法人に対し、指導監査を実施し、監査結果を通知する。 | 市が所管する社会福祉法人3法人の運営管理及び会計状況について、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面による指導監査を行いました。監査を行うことで社会福祉法人の適正な運営を監督することができました。 | 妥当性 | A | 社会福祉法第56条第1項の規定により実施しています。 | 現行どおり | 市が所管する社会福祉法人に対し、指導監査を実施し、社会福祉法人の適正な運営を監督します。 |
| | | | | | 有効性 | A | 社会福祉法人の適切な運営のために有効です。 | | | |
| | | | | | 効率性 | A | 社会福祉法、国の審査基準等に基づき実施しており、改善の余地はありません。 | | | |
| 3 | 地域福祉施設管理運営事業 | 社会福祉課 | 高齢者や福祉団体が、生きがいがづくりや地域福祉活動を行っている。 | 地域福祉施設の管理運営を行うとともに、新たな地域福祉施設を検討する。 | 高齢者や福祉団体に対して、生きがいがづくりや地域福祉活動を行う拠点を提供できました。中央公園屋根付多目的運動場の事務移管については、引き続き準備を進めます。 | 妥当性 | A | 地域福祉施設に関しては、地方自治法第244条、第244条の2の規定により実施しています。 | 一部改善 | 引き続き、高齢者や福祉団体の活動拠点の整備・運営を行います。また、中央公園屋根付多目的運動場の事務移管について準備を進めます。 |
| | | | | | 有効性 | A | 高齢者や福祉団体の生きがいがづくりや地域福祉活動の形成に寄与しています。 | | | |
| | | | | | 効率性 | B | 中央公園屋根付多目的運動場の管理運営について、事務の効率化の観点から公園所管課への移管を引き続き検討しています。 | | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|----------------|-------|---|--|---|-------|--------|---|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 4 | 保養センター管理運営事業 | 社会福祉課 | 市民が保健向上とレクリエーション活動を健全に育成している。 | 保健向上とレクリエーション活動を健全に育成するための施設である保養センターの管理運営を指定管理者制度により行う。 | 市民に対して、保健向上とレクリエーション活動の健全な育成を行う場を提供できました。 | 妥当性 | A | 地方自治法第244条、第244条の2の規定により実施しています。 | 現行どおり | 指定管理者により、今後も引き続き利用者のニーズに応えられるようサービスの提供を行っていきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 新型コロナウイルス感染症の影響により、利用人数が減少している状況であり、市民の保健向上とレクリエーション活動の健全な育成の寄与については、平時における利用状況であれば、より高い効果が望めるものです。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 指定管理者制度により効率的・効果的な管理運営を実施しています。 | | |
| 5 | シニア憩いの里運営支援事業 | 社会福祉課 | 地域の高齢者が生きがいづくりや集いの場として活用している。 | シニア憩いの里の運営に対し補助金を支出して支援事務を行う。 | 地域の高齢者が生きがいづくりや集いの場として活用できる拠点の運営に対して、支援を行うことができました。 | 妥当性 | A | 高齢者の増加に伴い、市として地域の団体等が行う高齢者の生きがいづくり、社会参加の場に対する支援は継続して実施する必要があります。 | 現行どおり | 引き続き高齢者の生きがいづくりを目的とした施設の設置運営を補助していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 高齢者の生きがいづくり、社会参加の促進につながっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 総合福祉センター等の公共施設の活用による「場の提供」には限界があり、安定的な場の提供が困難であることを考えると、補助金による運営費の補助は効率的です。 | | |
| 6 | 総合福祉センター管理運営事業 | 社会福祉課 | 市民が利用できる公の施設を運営することにより、市民が、市民福祉向上のための活動を行う。 | 市民福祉を向上させるための施設である総合福祉センターの施設管理、運営を指定管理者により行う。 | 市民に対して、市民福祉向上のための活動拠点を提供できました。 | 妥当性 | A | 地方自治法第244条、第244条の2の規定により実施しています。 | 現行どおり | 引き続き利用者のニーズに応えられるよう、総合福祉センターの施設管理、運営を指定管理者制度により行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 新型コロナウイルス感染症の影響により、利用人数が減少している状況であり、平時における利用人数を考慮すると、本来の福祉活動の拠点としての効果はより高くなります。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 指定管理者制度により効率的・効果的な管理運営を実施しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|------------------|-------|--|--|---|-------|--------|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 7 | 南部総合福祉センター管理運営事業 | 社会福祉課 | 市民が利用できる公の施設を運営することにより、市民が、市民福祉向上のための活動を行う。 | 市民福祉を向上させるための施設である南部総合福祉センターの施設管理、運営を指定管理により行う。 | 市民に対して、市民福祉向上のための活動拠点を提供できました。 | 妥当性 | A | 地方自治法第244条、第244条の2の規定により実施しています。 | 現行どおり | 引き続き利用者のニーズに応えられるよう、南部総合福祉センターの施設管理、運営を指定管理者制度により行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 新型コロナウイルス感染症の影響により、利用人数が減少している状況であり、平時における利用人数を考慮すると、本来の福祉活動の拠点としての効果はより高くなります。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 指定管理者制度により効率的・効果的な管理運営を実施しています。また、ふれあいセンターにおける受益者負担を導入しています。 | | |
| 8 | 福祉施設苦情相談員設置事業 | 社会福祉課 | 相談員を設置することで、施設利用者が施設に対する苦情を相談できる体制を提供する。 | 市が設置している福祉施設に関する苦情を解決するための苦情相談員を委嘱している(対象施設:中央・千代田保育所、くれよん)。 | 施設利用者が施設に対する苦情を相談できる体制を提供できました。 | 妥当性 | A | 社会福祉法第82条の規定により実施しています。 | 現行どおり | 引き続き、市が設置している福祉施設に関する苦情を解決するための相談員を設置します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 利用者からの苦情の相談を受けることにより、より良い施設運営につながります。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 委員に対しては、報酬の支払いはなく費用弁償のみであることから、最低限の費用で実施しています。 | | |
| 9 | 民生委員事業 | 社会福祉課 | 民生委員・児童委員及び民生委員・児童委員協議会は活動費等の財源が得られる事により、民生委員活動を活発化することができる。 | 民生委員・児童委員の推薦及び活動支援、民生委員・児童委員協議会の運営を支援するための補助を行う。 | 民生委員・児童委員が地域で活動しやすいよう、研修や情報交換を随時おこない、活動支援を行うことができました。 | 妥当性 | A | 民生委員法第17条に基づき実施しています。 | 現行どおり | 民生委員・児童委員が地域で活動しやすいよう、研修や情報交換を随時行います。また、欠員が生じた地域については、欠員補充に向けて一層の支援を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 地域住民の立場にたって地域の福祉を担う民生委員の活動支援は、福祉のまちづくり推進に寄与しています。今後は、高齢者人口の増加により見守り対象者が増えるなど、内容や水準等の増強が必要となる可能性があります。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 高齢化する本市において民生委員の活動環境をサポートするためには、財政的な支援を引き続き行う必要があります。定数は人口規模に応じて県条例で定められていますが、最低限の人員で行っています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|------------|-------|---|--|---|-------|--------|---|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 10 | 日本赤十字事業 | 社会福祉課 | 各種実施事業を支援し、赤十字活動が円滑に運営されている。 | 社資募集・災害救援・災害時募金・献血推進実施・奉仕団・青少年赤十字・救急法などの普及活動に関する事務などを行う。 | 日本赤十字社の事業を滞りなく進め、地区内の理解と多大な協力を得ることができました。 | 妥当性 | A | 日本赤十字社法に基づき実施しています。 | 現行どおり | 引き続き赤十字活動の啓発を進め、事業の支援を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 四街道市赤十字奉仕団の活動や献血など、地域福祉の推進に大きく寄与しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 事業費は全て日赤から交付されています。地区補助金は通常、地区からの社資の割合で決定しているため、社資が減少傾向にある現在、全体経費も減少にありますが、限られた予算内で実施しています。 | | |
| 11 | 更生保護事業 | 社会福祉課 | 保護司活動の円滑な運営、更生保護女性会の円滑な運営、犯罪の無い明るい社会づくりが行われる。 | 佐倉地区保護司会の意見を聴取し、保護司候補者を千葉保護観察所長に内申する事務、佐倉地区保護司会への助成金支出及び保護司法に基づく職務遂行のための支援事務、更生保護女性会運営支援事務、講演と映画の集いの開催・市内広報巡回及び啓発物品の配布などを行う。 | 保護司会・更生保護女性会の円滑な運営のための支援、社会を明るくする運動強調月間における啓発活動などを行いました。また、保護司が1名委嘱されました。 | 妥当性 | A | 再犯防止推進法第24条に規定されています。また、保護司会は、保護司法第17条に規定されています。更生保護女性会は、犯罪者・非行少年の更生に協力することを目的とする女性のボランティア団体です。市としては両団体の活動を支援する必要があります。 | 現行どおり | 再犯防止の推進に向け、引き続き保護司会、更生保護女性会が円滑な運営を行い、より良い活動が出来るよう支援していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 保護司・更生保護女性会とも犯罪者の更生や、犯罪予防の啓発活動を行っており、その活動支援は再犯防止の推進と、犯罪のない明るい社会づくりの一助となっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 保護司会には財政的支援を行っていますが、更生保護女性会については市から財政的支援をしておらず、保護司会外からの支援で運営されています。 | | |
| 12 | シニアクラブ支援事業 | 社会福祉課 | シニアクラブ連合会及び単位シニアクラブの活動が活性化している。 | シニアクラブ連合会及び単位シニアクラブに対する補助金支出事務・各種実施事業支援事務・運営指導事務を行う。 | シニアクラブ連合会及び単位シニアクラブの活動を支援することにより、高齢者の社会参加、健康維持、生きがいづくりの推進を行いました。 | 妥当性 | A | 老人福祉法第13条の規定により実施しています。 | 現行どおり | 引き続きシニアクラブ連合会及び単位シニアクラブが活発に活動し、高齢者の生きがいづくりにつながるよう支援していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 高齢化が進む中、高齢者が生きがいを持って生活できるよう自主的に活動し、社会的な役割を果たしているシニアクラブに対して補助金を交付し活動に係る経済的支援を行うことにより、安定的な運営や活動の活性化に寄与しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 国・県からも補助金の交付があり、市が間接的に交付しています。シニアクラブは事業の企画・立案等について自立して活動することができることから、補助金を交付することで支援を行っている現在の方法は効率的です。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|----------------|-------|---|--|--|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 13 | シルバー人材センター支援事業 | 社会福祉課 | シルバー人材センターが安定的な財源を確保し、センターの活動が活性化している。 | 高齢者の臨時的・短期的就業機会の確保・提供を行っているシルバー人材センターに対し補助金を交付し、その組織及び活動を支援する。 | シルバー人材センターに対して運営費の一部を補助したことにより、安定した運営を支援し、高齢者の就労を援助することができました。 | 妥当性 | A | 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第36条において、定年退職者等の職業生活の充実に資するため、臨時的かつ短期的な就業を希望する者について、その希望に応じた就業の機会を提供する団体を育成することに努める旨、規定されていることから実施しています。 | 現行どおり | 自主財源の確保が依然として十分な状況に至らないため、今後も引き続き現行どおり支援します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 就労機会の確保のみならず、高齢者の生きがいづくり、健康づくり、地域とのコミュニケーションの強化につながっており、今後も引き続き支援していく必要があると考えます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 受託事業の増加に伴い、補助金交付額も年々減少傾向にあります。 | | |
| 14 | 人権擁護事業 | 社会福祉課 | 人権擁護委員活動を支援することにより、市民が抱える人権問題へのスムーズな対応が行えている。 | 人権擁護委員と連携し、各種人権啓発活動を行う。また、佐倉人権擁護委員協議会等に負担金を支出することにより市域を超えた人権啓発の推進に取り組んでいる。 | 相談事業の実施により、相談者の問題解決の一助となりました。また、各種啓発事業の実施により、人権意識を向上させることができました。 | 妥当性 | A | 人権擁護委員法・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律によって活動しています。各法務局管内の市町村から選出している人権擁護委員が在籍している協議会への負担金拠出により活動支援を行っています。 | 現行どおり | 引き続き人権擁護委員と連携し、人権啓発活動を推進しています。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 市民ニーズが高まる中で、相談事業・啓発事業を実施する効果は高く、安心して安全なまちづくりにおける地域福祉としては無くてはならない事業です。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 経費については、佐倉人権擁護委員協議会からの啓発物品配布など市の負担のない事業実施も取り入れています。 | | |
| 15 | 社会福祉協議会支援事業 | 社会福祉課 | 社会福祉協議会が安定的な財源を確保し、地域福祉活動を活性化する。 | 地域福祉推進のため、社会福祉協議会へ補助金を交付する。 | 社会福祉協議会の運営を支援したことにより、地域に密着し福祉サービスに寄与した社会福祉・地域福祉を充実させることができました。 | 妥当性 | A | 社会福祉法第58条において、地方公共団体は条例の定める手続きに従って、社会福祉法人に対し、補助金を支出することができる旨、規定されています。 | 現行どおり | 近年の核家族化や少子高齢化の進行といった社会情勢の変化により、社会福祉協議会が行う地域福祉の需要は増加していますが、会費収入が横ばいで推移している状況から、今後も引き続き現行どおり支援していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 社会福祉協議会が行う事業を支援することは、地域福祉のまちづくりを推進するために有効な手段です。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 社会福祉協議会の活動環境をサポートするためには、財政的な支援を引き続き行う必要があります。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|----------------|-------|---|--|---|-------|--------|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 16 | 長寿者褒賞事業 | 社会福祉課 | 長年社会に貢献した長寿者へ敬意を示すことで、高齢者の生きがいがづくりにつながっている。 | 記念品の購入事務、祝い状の作成事務、100歳の誕生日を迎えた高齢者への褒賞事務などを行う。 | 記念品を贈呈することで、長年社会に貢献した長寿者へ敬意を示し、高齢者の生きがいがづくりにつながることができました。 | 妥当性 | A | 多年にわたり社会の発展向上に寄与された高齢者に対して長寿を褒賞し、市民の敬老意識を高めることにより、高齢者福祉を向上することを目的として長寿者褒賞規則に基づき実施しており、必要性が高い事業です。 | 現行どおり | 引き続き、記念品の購入事務、祝い状の作成事務、100歳の高齢者への褒賞事務などを行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 長寿者への敬意を示すことで高齢者の生きがいがづくりにつながっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 対象者の増加に伴い、コストは増加傾向にありますが、単価の引き下げなどで対応しています。 | | |
| 17 | 戦傷病者戦没者遺族等援護事業 | 社会福祉課 | 戦傷病者戦没者遺族の援護及び恒久平和を祈念する意識が醸成されている。 | 特別弔慰金などの事務並びに遺族会の支援及び戦没者追悼式の挙行、遺族会の事務を行う。 | 遺族会の活動支援などにより、遺族の援護及び恒久平和を祈念する意識を醸成することができました。 | 妥当性 | A | 特別弔慰金等の事務は戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき実施しています。また、戦没者を追悼し、恒久平和を祈念するため、戦没者追悼式は引き続き挙行する必要があります。 | 現行どおり | 隔年で挙行している戦没者追悼式を挙行します。遺族会活動の支援と弔慰金等の事務については引き続き行っていきます。また、遺族の高齢化などにより、遺族会の会員は減少傾向にあるため、広報周知する等して遺族会の会員増強を行っていきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 遺族の高齢化などにより、遺族会の会員は減少傾向にあり、それに伴い戦没者追悼式への参列者も減少していますが、若い世代へと戦争の悲惨さを語り継ぐために、市で継続的に行っている唯一の事業であると言えます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | この事業の主なものである戦没者追悼式については、新たに大きな経費が発生することは考えにくく、内容を精査して実施しています。 | | |
| 18 | 生活保護給付事業 | 社会福祉課 | 生活保護の要否を判定し、適正に実施することにより、保護を要する人の最低限度の生活が保障できるとともに、その自立を助長することができる。 | 生活保護法に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長するため、生活困窮者に対し必要な保護を行う。 | 生活保護を必要とする人に生活を保障するとともに、自立に向けた取り組みを実施し、生活向上を目指すことができました。 | 妥当性 | A | 生活保護法第19条第1項において「都道府県、市町村が保護を決定し、かつ実施しなければならない。」旨規定しています。 | 現行どおり | 生活保護法に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長するため、生活困窮者に対し必要な保護を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 被保護者の個別の状況に応じた自立助長策として、当市独自に策定した個別支援プログラムに基づき支援を行っています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 生活保護法令及び要領等により、適正に実施しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-------------|-------|--|---|---|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 19 | 生活保護給付事務事業 | 社会福祉課 | 生活保護法に基づく調査・実施などに要する経費の支払などの事務を行うとともに医療扶助相談・指導員や医療事務管理士を配置し、医療扶助の適正化対策を行うことにより保護費が削減される。 | 生活保護法第29条調査の実施等における事務費やその他必要な経費の支出を行う。また、頻回・重複受診等の指導を行うとともに、レセプト再審査等により、医療扶助費を削減し、生活保護費の適正な支出を行う。 | 生活保護法に基づく各種調査を実施し、受給資格の可否を問い、不正受給を防止することができました。また、レセプト点検や医療扶助相談・指導員の指導により生活保護費を適正に支出しました。 | 妥当性 | A | 市から県へデータや資料の提供を行うことにより、国・県・市の生活保護状況資料の基になり、生活保護業務を行うのに、必要な予算等の資料として活用することができるのと同時に、生活保護法に基づく調査の実施及び医療扶助の適正実施を行うことができるため、継続する必要があります。 | 現行どおり | 生活保護法に基づく、調査の実施等における事務費やその他必要な経費の支出を行います。また、頻回・重複受診等の指導を行うとともに、レセプト再審査等により、生活保護費を適正に支出します。さらに、生活保護受給者への健康管理支援を行うため、医療レセプト等のデータについて、収集、分析を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 頻回・重複受診等の指導を行うとともに、レセプト再審査等により、医療扶助費を削減し、生活保護費の適正な支出を行うことができます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 面接相談員や就労支援員の配置により、効果的な相談業務の実施並びにケースワーカー活動を充実させることができます。 | | |
| 20 | 行旅死亡人等墓埋事業 | 社会福祉課 | 行旅病人に対し医療給付などによる救護を行うこと、行旅死亡人及び身元引受人のいない遺体を引き取り埋火葬などを行うことで、公衆衛生、社会秩序が保持されている。 | 諸規定で定められている処理により、かかる費用を給付する。 | 行旅死亡人及び身元引受人のいない遺体を引き取り埋火葬等を行うことで、公衆衛生、社会秩序が保たれました。 | 妥当性 | A | 行旅病人及び行旅死亡人取扱法第2条及び第7条、千葉県行旅病人及び行旅死亡人取扱法施行規則、墓地、埋葬等に関する法律第9条により実施しています。 | 現行どおり | 引き続き、行旅病人に対し、医療給付などによる救護を行うこと、行旅死亡人及び身元引受人のいない遺体を引き取り埋火葬などを行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 行旅病人に対して医療給付などによる救護を行うこと、行旅死亡人及び身元引受人のいない遺体を引き取り埋火葬などを行うことで、公衆衛生、社会秩序が保持されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 法令の定めに基づき事業を継続し、事業の性格上速やかな対応が要求されることから、合理的かつ適正な事業を実施しています。 | | |
| 21 | 生活困窮者自立支援事業 | 社会福祉課 | 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れがある人に対して、自立に向けた取り組みを実施することで、生活が向上する。 | 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業を行い、生活困窮状態からの早期自立を支援する。 | 生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化し、生活困窮者に自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行い生活向上を目指しました。 | 妥当性 | A | 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、自立を促進するものであり、今後も継続して実施する必要があります。 | 現行どおり | 生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業を行い、生活困窮状態からの早期自立を支援します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 生活困窮者に自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等の支援を行うことにより、早期自立の支援を行っています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 生活困窮者自立支援法に基づく事業であり、国庫負担金及び国庫補助金の対象となります。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|--------------------------|-------|--------------------------------|-----------------------------|---|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 22 | 地域福祉計画策定事業 | 社会福祉課 | 地域福祉を推進することができる。 | 第3次地域福祉計画の策定を行う。 | 市民アンケート、パブリックコメント等を実施し、審議会での審議を経て、第3次四街道市地域福祉計画を策定することができました。 | 妥当性 | A | 社会福祉法第107条の規定により実施しています。 | 休止 | 地域福祉計画は5か年計画であるため、次期計画策定に着手するまで、本事業は休止します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 市民や福祉関連団体の課題やニーズを把握し策定した計画で、市の取り組みだけでなく、自助、共助、公助それぞれの視点から計画を策定しており、市全体で地域福祉を推進することができます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 業務の一部を委託することで効率的に実施しました。 | | |
| 23 | 特別定額給付金給付事業 | 社会福祉課 | 簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う。 | 世帯主に対し、世帯構成員1人につき10万円を支給する。 | 特別定額給付金を支給することにより、家計への支援を行うことができました。 | 妥当性 | A | 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月30日閣議決定）により、実施しました。 | 完了 | 令和2年度のみのも事業です。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことができました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 業務の一部を委託することで効率的に実施しました。 | | |
| 24 | 新型コロナウイルス対策緊急小口資金受給者支援事業 | 社会福祉課 | 緊急小口資金を申請した市民に支援金を給付し、生活支援を行う。 | 緊急小口資金を申請した市民に5万円を支給する。 | 支援金を支給することにより、生活支援を行うことができました。 | 妥当性 | A | 新型コロナウイルス感染症による影響を受けている方を対象とし、地方創生臨時交付金を用い実施しました。 | 完了 | 令和2年度のみのも事業です。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 新型コロナウイルス感染症を受けている方に対し、生活支援を行うことができました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 簡素な仕組みで迅速に支援を行うことができました。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|---------------------------|--------|--|---|---|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 25 | 新型コロナウイルス対策住居確保給付金受給者支援事業 | 社会福祉課 | 住居確保給付金の支給が決定した市民に支援金を給付し、生活支援を行う。 | 住居確保給付金の支給が決定した市民に5万円を支給する。 | 支援金を支給することにより、生活支援を行うことができました。 | 妥当性 | A | 新型コロナウイルス感染症による影響を受けている方を対象とし、地方創生臨時交付金を用い実施しました。 | 完了 | 令和2年度のみのも事業です。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 新型コロナウイルス感染症を受けている方に対し、生活支援を行うことができました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 簡素な仕組みで迅速に支援を行うことができました。 | | |
| 26 | 老人保護措置事業 | 高齢者支援課 | 環境上、経済上の事情により居宅において養護を受けることが困難な者が施設に入所し、生活の援護を受けることができる。 | 措置が必要な高齢者に対し、老人ホーム入所判定委員会より入所判定を行い、入所措置する。入所委託先施設を訪問して、状況把握調査を行う。 | 市内3ヶ所、市外2ヶ所の養護老人ホーム等に居宅での生活が困難な高齢者を入所措置することにより、適正な生活の援護を行うことができました。 | 妥当性 | A | 老人福祉法に基づき、行う事業であり、環境上、経済上の理由により、居宅において生活することが困難な人を施設に入所させ、生活の援護をするうえで、必要な事業です。 | 現行どおり | 措置が必要な高齢者に対し、老人ホーム入所判定委員会により、入所判定を行い、入所措置します。継続入所者については、入所状況把握調査を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 老人福祉法に基づき、行う事業であり、環境上、経済上の理由により、居宅において生活することが困難な人を施設に入所させ、生活の援護を行うことができました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 国通知の「老人ホームへの入所措置等の指針について」のとおり実施しており、入所状況把握調査を行うなどして、効率的な事業の実施を行うことができました。 | | |
| 27 | 高齢者在宅生活支援事業 | 高齢者支援課 | 在宅福祉サービスを利用することでひとり暮らし等高齢者や介護者が安心して暮らすことができる。 | 介護保険サービス以外の在宅福祉サービス(緊急通報装置の設置、介護用品の給付等)を提供する。 | 在宅福祉サービスの提供により、高齢者本人及び介護者の精神的負担や経済的負担を軽減することができました。 | 妥当性 | A | 支援を必要とする高齢者が在宅生活を維持するために必要な事業です。 | 現行どおり | 介護保険サービス以外の在宅福祉サービス(緊急通報装置の設置、介護用品の給付等)を提供し、在宅生活を支援します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 在宅生活を維持するために、必要な経済的支援や精神的支援を行うことができます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 介護用品引換券の対象者見直しや緊急通報装置設置の妥当性の確認を行うことで、効率的な事業の実施を行うことができました。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|----------------------------|--------|--|--|---|-------|--------|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 28 | 新型コロナウイルス対策在宅介護サービス利用者支援事業 | 高齢者支援課 | 在宅生活を送る要介護又は要支援認定者が新型コロナウイルス感染症の影響が続く中においても、必要な介護保険サービスを受け、安心して生活することができる。 | 新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、在宅介護サービス利用者の感染予防に向けた衛生材料等の購入支援を目的として、四街道市新型コロナウイルス対策在宅介護サービス利用者支援臨時給付金を支給する。 | 在宅介護保険サービスを利用されている要介護又は要支援認定者が感染予防を目的としたマスク等の衛生材料を購入するための経済的支援を行うことができました。 | 妥当性 | A | 新型コロナウイルス感染症の影響が続く中においても、介護保険サービスの利用を必要とする高齢者は多く、感染予防に資するために必要な事業です。 | 完了 | 新型コロナウイルス感染症が拡大する中、令和2年度の単年度事業として実施しました。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 新型コロナウイルス感染症の影響が続く中においても、安心して介護保険サービスを利用することができました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業です。 | | |
| 29 | 介護保険事業 | 高齢者支援課 | 高齢者が必要なサービスを受け、安心して生活できる。 | 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定します。また、介護人材を確保するため、介護職員初任者研修及び実務者研修にかかる研修費用を助成する。 | 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画を策定しました。また、研修費の助成により、介護保険サービスの安定供給に資することができました。 | 妥当性 | A | 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は介護保険法及び老人福祉法に規定された法定の計画になります。また、研修費用の助成も介護人材確保のため、必要な事業です。 | 現行どおり | 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は3年に1度の策定のため、今回は令和5年度に策定業務を行います。介護職員初任者研修及び実務者研修にかかる研修費用の助成は継続して実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定することで、必要な介護サービス等の提供が可能となります。また、介護人材を確保することで、高齢者が必要なサービスを受けることができます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 計画策定については、プロポーザル方式により、コストも含めた提案内容により策定支援事業者を選定しました。また、研修費用の助成事業は県の補助(補助率3/4)を活用しています。 | | |
| 30 | 新型コロナウイルス対策介護サービス事業所支援事業 | 高齢者支援課 | 高齢者が必要なサービスを受け、安心して生活できる。 | 新型コロナウイルス感染症が拡大する中、介護保険サービスの提供を継続する事業者に対して奨励金を支給する。 | 介護保険サービスの提供を継続する事業者に対して奨励金を支給しました。 | 妥当性 | A | 新型コロナウイルス感染症が拡大する中、介護サービス事業の継続は必要です。 | 完了 | 新型コロナウイルス感染症が拡大する中、令和2年度の単年度事業として実施しました。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 市内の介護事業所のサービス提供継続に寄与しており、有効な事業です。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業です。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|----------------------------------|--------|--|---|--|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 31 | 賦課徴収事業 (介護保険特別会計) | 高齢者支援課 | 被保険者が公平に介護保険料を負担している。 | 介護保険料賦課処理、納入通知書発送、介護保険料収納処理、督促・催告、滞納整理等を適正に行う。 | 適正な介護保険財政を運営することができました。 | 妥当性 | A | 介護保険法に基づき、所得に応じた介護保険料を負担することで、制度の安定的な運営を行うために必要な事業です。 | 現行どおり | 介護保険料の適正な賦課徴収を行います。広報、ホームページで納期内納付の周知・啓発を行うとともに、休日滞納整理等の実施により収納率の向上を目指します。また、新たにスマートフォンを用いた決済サービスを導入します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 被保険者の所得を正確に把握することにより、適正な保険料の賦課を行っています。広報、ホームページで納期内納付の周知・啓発を行うとともに、休日滞納整理等の実施により、収納率の向上を目指しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 他課との連携をとりながら、計画的に、効果的かつ効率的に執行しています。また、事務の電算化により、効率的に事業を実施しています。 | | |
| 32 | 要介護等認定事務事業 (介護保険特別会計) | 高齢者支援課 | 要介護・要支援認定申請を提出した市民が適正な介護認定調査を受けることができ、また、審査会での判定結果を受理している。 | 要介護認定申請(新規・更新・区分変更)受付業務、資格者証の交付、認定調査業務、認定調査委託業務、認定調査のための会計年度任用職員雇用、死亡・転入・転出・取り下げ処理、介護認定審査会結果通知、国・県への結果報告等を行う。 | 介護認定審査会の運営と認定調査事務の適正な実施により、申請者が介護(予防)給付の種類と量を選択するための適切な要介護認定を行うことができました。 | 妥当性 | A | 介護保険法の規定に基づき、所得に応じた介護保険料を負担することで、制度の安定的な運営を行うために必要な事業です。市が行わなければならない必要な事業です。 | 現行どおり | 介護保険法の規定に基づき、迅速かつ公平な認定を実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 申請者が適正な要介護等認定を受けることにより、状態に応じた介護保険サービスの選択に寄与しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | コストの増加傾向を抑えながら適正な認定を担保するために、日常の事務処理を効率化しています。介護認定審査会資料作成用の機器見直しにより経費削減につながりました。 | | |
| 33 | 介護・介護予防サービス等諸費給付事業 (介護保険特別会計) | 高齢者支援課 | 要介護(要支援)認定を受けた被保険者が適正な介護給付を受けている。 | 要介護(要支援)認定を受けた被保険者に対し、指定介護サービス事業者などから受けたサービスに要する費用の7~9割を給付する。 | 適正な介護保険財政を運営することができました。 | 妥当性 | A | 要介護・要支援認定を受けた被保険者が受ける必要な介護サービスに要する費用は介護保険法に基づき給付しています。 | 現行どおり | 介護保険法に基づき、引き続き、適正な介護給付事業を実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 要介護・要支援認定を受けた被保険者に対し、指定介護サービス事業者などから受けたサービスに要する費用を適正に給付することで、被保険者や家族の負担が軽減されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 委託や電算化により、効率的に事業を実施しています。また、財源は介護保険法の規定により、国、県、市及び介護保険料により賄われています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|---------------------------------|--------|--|--|---|-------|--------|---|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 37 | 介護予防・日常生活支援サービス事業 (介護保険特別会計) | 高齢者支援課 | 要支援や介護予防・日常生活支援サービス事業対象者が適正な介護予防・日常生活支援サービスを受けている。 | 要支援や介護予防・日常生活支援サービス事業対象者が、指定サービス事業者などから受けたサービスに要する費用の7～9割を給付する。 | 適正な介護保険財政を運営することができました。 | 妥当性 | A | 要支援や介護予防・日常生活支援サービス事業対象者が受ける必要な介護サービスに要する費用は介護保険法に基づき給付しています。 | 現行どおり | 介護保険法に基づき、引き続き、適正な介護給付事業を実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 要支援や介護予防・日常生活支援サービス事業対象者が、指定介護サービス事業者などから受けたサービスに要する費用を適正に給付することで、被保険者や家族の負担が軽減されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 委託や電算化により、効率的に事業を実施しています。また、財源は介護保険法の規定により、国、県、市及び介護保険料により賄われています。 | | |
| 38 | 一般介護予防事業 (介護保険特別会計) | 高齢者支援課 | 高齢者が介護予防に取り組むことで、要支援・要介護状態とならずに、住み慣れた地域でいきいきと暮らせる。 | 高齢者が個々の介護予防に取り組めるよう、介護予防の方法について各種教室で普及啓発する。介護予防教室については委託により実施する。住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。 | 種々の介護予防事業を実施したことにより、高齢者の介護予防に対する意識が高まり、実践できるようになりました。 *新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言に応じ、事業中止や週いち貯筋体操の活動を見合わせました。 | 妥当性 | A | 介護保険の地域支援事業に位置づけられた事業で、高齢者が介護予防に取り組むことで、要支援・要介護状態とならないために必要な事業です。 | 現行どおり | 委託による認知症予防に焦点をあてた教室は、非接触で普及啓発が行えるものとなります。住民主体の通いの場を充実させ、各会場において、フレイル予防の普及啓発を実施します。また、出前講座や各種講座についても、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しながら実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 高齢者が自主的に介護予防に取り組むために、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を講じながら、各種教室の実施、普及啓発を行い、また、住民主体の通いの場を充実させる必要があります。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 各種教室による普及啓発と同時に、住民主体の通いの場を充実させ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。 | | |
| 39 | 地域包括支援センター運営事業 (介護保険特別会計) | 高齢者支援課 | 高齢者等が、地域包括支援センターにおいて専門職に相談し、支援等を受けることで、引き続き住み慣れた地域で安心、安全に生活することができる。 | 地域住民の保健・福祉・医療の向上を包括的に支援する中核拠点である地域包括支援センターを運営し、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業を行う。 | 高齢者や関係者からの相談支援、各種ネットワーク会議等の主催・開催支援などを行い、高齢者の心身の健康保持および生活の安定に寄与することができました。 | 妥当性 | A | 法令等の定めの中で行う事業であり、高齢者等が専門職に相談し、支援等を受けることで、安心、安全に生活することができるようにするために必要な事業です。 | 現行どおり | 地域住民の保健・福祉・医療の向上を包括的に支援する中核拠点である地域包括支援センターを運営し、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 地域包括支援センターの専門職が、高齢者やその家族等の相談支援を行うことで、住み慣れた地域で安心安全に生活することができます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 法令等の定めの中で行う事業であり、地域包括支援センターの運営を業務委託することにより、効率的な事業の実施ができています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-------------------------|--------|--|--|---|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 40 | 在宅医療・介護連携推進事業(介護保険特別会計) | 高齢者支援課 | 医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。 | 在宅医療と介護を一体的に提供するため、在宅医療・介護連携支援センターを設置し、医療機関や介護事業所の相談支援、顔の見える関係づくりや研修会等を行う。また、市民への在宅医療や介護に関する普及啓発を行う。 | 在宅医療・介護連携支援センターが、高齢者を支える専門職からの相談を受けることで、高齢者の在宅療養を支援できました。また、市民向けの公開講座や専門職向けの研修を開催したことにより、医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるための知識の普及ができました。 | 妥当性 | A | 法令等の定めの中で行う事業であり、在宅医療と介護の連携を推進することで、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようにするために必要な事業です。 | 現行どおり | 在宅医療・介護連携支援センターの周知により、高齢者を支える専門職からの在宅医療に関する相談がスムーズに行えるような体制整備を行います。また、専門職及び市民への在宅医療・介護に関する普及啓発を行います。 |
| | | | | | 在宅医療・介護連携支援センターが各種事業を行うことで、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができている。 | 有効性 | A | | | |
| | | | | | 法令等の定めの中で行う事業であり、在宅医療・介護連携支援センターの設置運営を業務委託することにより、効率的な事業の実施ができています。 | 効率性 | A | | | |
| 41 | 認知症総合支援事業(介護保険特別会計) | 高齢者支援課 | 認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。また、必要な医療、介護および生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築する。 | 認知症の人に早期に関わり、適切な医療や介護等につなげるための初期集中支援チームを設置し、チーム員による支援を行う。認知症に関する普及啓発や相談支援を行う。認知症サポーター等認知症の人を支援する関係者の連携する取り組みを推進する。 | 認知症初期集中支援チームによる支援を行うことで、認知症当事者や家族の精神的負担の軽減ができました。認知症サポーターの養成やステップアップ講座の開催などを行い、認知症の人を地域で支える体制づくりを推進しました。 | 妥当性 | A | 法令等の定めの中で行う事業であり、認知症の人の効果的な支援体制を構築することで、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするために必要な事業です。 | 現行どおり | 認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築や、必要な医療、介護および生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築していきます。 |
| | | | | | 認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築や、認知症の人やその家族を支援するための相談支援、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制が構築されつつあります。 | 有効性 | A | | | |
| | | | | | 法令等の定めの中で行う事業であり、初期集中支援チームの業務や認知症地域支援推進員の配置を業務委託することにより、効率的な事業の実施ができています。 | 効率性 | A | | | |
| 42 | 生活支援体制整備事業(介護保険特別会計) | 高齢者支援課 | 単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、NPO法人、ボランティア等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に行っていく。 | 生活支援コーディネーターや協議体を設置し、地域のニーズと資源の状況把握、地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ、関係者のネットワーク化、資源開発、ニーズとサービス提供主体のマッチングなどを行う。 | 市政だよりや通信の発行などで事業の周知ができました。地域のワークショップの開催により、地域のニーズ把握や資源把握が行えました。ニーズとサービス提供主体のマッチングができました。 | 妥当性 | A | 法令等の定めの中で行う事業であり、高齢者が多様な日常生活上の支援を受けることにより、住み慣れた地域で安心、安全に生活するために必要な事業です。 | 現行どおり | 生活支援コーディネーターや協議体を設置し、事業の周知、地域でのワークショップ開催によるニーズと資源の把握、地縁組織等多様な主体への働きかけ、関係者のネットワーク構築、資源開発ニーズとサービス提供主体のマッチングなどを進めていきます。 |
| | | | | | 生活支援コーディネーターや協議体を設置し、地域のワークショップの開催などで地域のニーズと資源の情報把握、多様な主体への協力依頼等の働きかけ、ネットワーク構築が進められています。 | 有効性 | A | | | |
| | | | | | 法令等の定めの中で行う事業であり、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置を業務委託することにより、効率的な事業の実施ができています。 | 効率性 | A | | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|----------------------------|--------|--|---|---|-------|--------|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 43 | 地域支援任意事業 (介護保険特別会計) | 高齢者支援課 | 要介護4・5の認定を受けている方に家族介護用品の給付を行い、また、市長申し立て成年後見制度利用に係る費用の助成を行うことで、要介護者が地域で安心して生活できている。 | 在宅の要介護認定者(要介護4・5)に対し、介護用品引換券を給付する。また、高齢者成年後見制度利用事業として自ら審判請求ができない、判断力が十分でない高齢者に対する市長の審判請求及び費用の助成をする。 | 介護用品引換券の給付を行うことにより、高齢者本人や介護者の精神的・経済的な負担を軽減することができました。成年後見人等が必要な方の市長申し立てや成年後見人等への報酬費の助成を行うことで、財産管理や身上監護の支援を行うとともに、報酬費支払いが困難な方への経済的支援を行うことができました。 | 妥当性 | A | 国の地域支援事業実施要綱に基づき、実施している事業であり、高齢者が地域で安心して生活できるようにするために必要な事業です。 | 現行どおり | 在宅の要介護認定者(要介護4・5)に対し、介護用品引換券を給付します。また、高齢者成年後見制度利用支援事業として自ら審判請求ができない、判断力が十分でない高齢者に対する市長の審判請求及び費用の助成をします。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 国の地域支援事業実施要綱に基づき、実施している事業であり、高齢者本人や介護者の経済的・精神的負担の軽減を行うことができました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 国の地域支援事業実施要綱に基づき、効率的に事業を実施しました。 | | |
| 44 | 介護給付等費用適正化事業 (介護保険特別会計) | 高齢者支援課 | 介護保険制度の適切な運営により、介護給付費が適正に支出されている。 | 介護給付適正化システムによる不適切な請求等の抽出、介護給付費通知による利用者の自己点検等により、介護給付費を適正に支出する。 | 介護給付費を適正に支出しました。 | 妥当性 | A | 介護給付費の適正化のため、国より実施が求められている事業です。 | 現行どおり | 適正な介護保険の給付を行うため、引き続き、介護給付適正化システムによる不適切な請求等の抽出や介護給付費通知を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 不適切な請求等を抽出し、事業者に点検を促すことや、介護給付費通知により、利用者が自己点検を行うことにより、介護給付が適正化されます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 委託や電算化により、効率的に事業を実施しています。また、財源は介護保険法の規定により、国、県、市及び介護保険料により賄われています。 | | |
| 45 | 介護相談員派遣事業(介護保険特別会計) | 高齢者支援課 | 介護サービス利用者の不安・不満が解消し、サービス内容が改善されることで、質の高いサービスを受けることができる。 | 市が委嘱した相談員が、適宜介護保険施設を訪問し、サービス利用者から日常抱えている疑問や不安を聴き、サービス提供事業者との調整を行う橋渡し役を担う。介護サービスの質の向上を目指すため、利用者の苦情やトラブルを未然に防ぐ。 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業所への訪問はできませんでしたが、連絡会を1回開催し、次年度の事業再開に向けて意見交換を行いました。 | 妥当性 | A | 介護保険法の地域支援事業に位置付けられています。 | 現行どおり | 介護保険法の地域支援事業に位置付けられていることから、今後も事業を継続して行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 介護サービス利用者の不安・不満が解消し、サービス内容が改善されることで、質の高いサービスを受けることができます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 対象サービスや訪問回数などを精査し、効率的に実施しています。また、財源は介護保険法の規定により、国、県、市及び介護保険料により賄われています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|--------------------------|--------|---|--|--|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 46 | 第1号被保険者保険料還付事務（介護保険特別会計） | 高齢者支援課 | 該当する被保険者が介護保険料の還付を適正に受けている。 | 誤納付及び資格喪失者の保険料還付処理を行う。 | 介護保険料収納額が適正化されました。 | 妥当性 | A | 介護保険法の規定に基づき実施している必要な事業です。 | 現行どおり | 過誤納の把握を速やかに行い、できる限り短期間に還付処理を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 介護保険料の還付を適正に処理することで、納付者への公平な負担を行っています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 委託や電算化により、効率的に事業を実施しています。 | | |
| 47 | 一体的実施事業（介護保険特別会計） | 高齢者支援課 | 高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施することで、効果的かつ効率的に高齢者の健康を保持増進する。 | 国保データベースシステムを活用したデータ分析を行い、通いの場への積極的な関与や電話や訪問による個別支援を行う。 | 国保データベースシステムの活用により、後期高齢者の健康課題の抽出を行いました。新型コロナウイルス感染症の影響により、通いの場における健康教育や訪問はできませんでしたが、後期高齢者の質問票による健康状態の把握や電話による個別支援を行いました。 | 妥当性 | A | 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、千葉県後期高齢者医療広域連合より委託を受けて実施している必要な事業です。 | 現行どおり | 国保データベースを活用したデータ分析を行い、通いの場への積極的な関与や電話や訪問による個別支援を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 疾病の重症化予防と介護予防の双方を踏まえて支援することで、後期高齢者の健康保持、増進や介護予防を効果的に推進することができます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 国保データベースシステムを活用することで、後期高齢者の健康課題に応じた普及啓発活動を実施します。また、支援の必要性が高い対象者を抽出し、支援を行います。 | | |
| 48 | 障害者相談支援事業 | 障害者支援課 | 市担当ケースワーカー、身体障害者相談員、知的障害者相談員や障害者相談支援事業所、地域活動支援センターI型の窓口に対象者が相談し、適切な助言を受けることで心身の負担が軽減している。 | 多岐に渡る相談に対し、解決に向けての助言、関係機関との調整を行う。また、障害者相談支援事業所、地域活動支援センターI型の委託に係る事務、障害者自立支援協議会の運営に係る事務、知的・身体障害者相談員の推薦等に関する事務を行う。 | 障害者相談支援事業所に相談業務を委託することで、障害に関する多岐にわたる相談に対応することができました。また、障害者に対し設定されている各種減免制度の適用に際し、証明書発行業務を行いました。 | 妥当性 | A | 障害者総合支援法第77条により、市の責務で行わなければならない事業であることから、必要な事業です。 | 現行どおり | 相業業務は専門知識と経験やケースによっては資格が必要な場合もあり、また、携わる相談員の適応もあることから、人材として職員を確保し事業を実施するよりも、委託により専門的な知識を有する人材を活用することで、質の高い相談事業を実施します。証明業務については、広く啓発、周知を行い、証明は円滑に実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 障害のある人や家族の相談に専門知識や資格を有する相談員が対応することにより、適切なサービスを提供することができます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 委託により相談窓口の増加及び専門知識や資格を有する相談員の確保がされており、市民サービスの向上及び人件費の軽減に繋がっています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-------------|--------|---|---|---|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 49 | 障害者自立支援給付事業 | 障害者支援課 | 障害のある人が障害福祉サービスを利用することにより地域で自立した生活を営んでいる。 | 自立支援給付事業として居宅介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援等の障害福祉サービスに係る介護給付費等の支給や、自立支援医療費及び補装具費の支給等を行う。 | 自立支援給付事業の各サービスを、必要とする障害者に適切に提供し、障害福祉の向上に寄与しました。 | 妥当性 | A | 障害者総合支援法第2条により、市の責務で行わなければならない事業であることから、必要な事業です。 | 現行どおり | この事業は、直接的に障害者の福祉増進に繋がることから、障害者や家族に対し、制度やサービスの内容の周知を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 自立支援給付事業は、日中活動支援や居住支援など、障害者の生活の場を確保するサービスを提供しており、安定してサービス提供することで、障害のある人の自立支援がされています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 実施方法については、国の法律に定められており、必要な事務の電算化により、効率的に実施しています。 | | |
| 50 | 経済支援事業 | 障害者支援課 | 重度障害者等に、手当や助成金を給付することにより、経済的な負担が軽減されている。 | 特別障害者手当、重度知的障害者ねたきり身体障害者福祉手当、重度心身障害者医療費助成、精神障害者通所医療費助成、手帳取得助成等、手当助成金の支給を行う。 | 重度心身障害者医療費助成では、精神障害者手帳で1級を所持する人も対象者に加え、対象者の拡大を行いました。この他の手当の事業も円滑に実施し、受給者に対し適切な給付を行うことで、経済的負担が軽減されました。 | 妥当性 | A | 特別障害者手当は、法定受託事務であり、重度知的障害者ねたきり障害者福祉手当、重度心身障害者医療費助成は県の補助対象事業です。その他は市の単独事業ですが、障害者の経済的負担の軽減をするうえで必要な事業です。 | 現行どおり | 障害のある人の経済的負担の軽減につながるよう、引き続き、医療費の助成や福祉手当の支給事業を円滑に実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 障害のある人に対する直接的な支援により、障害者の経済的な負担が軽減されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 事務に必要な電算化は完了しており、また、重度心身障害者医療費助成の現物給付の実施により、事務処理が軽減されています。 | | |
| 51 | 地域生活支援事業 | 障害者支援課 | 障害のある人が障害福祉サービスを利用することにより地域で自立した生活を営んでいる。 | 移動支援、日中一時支援等にかかる地域生活支援給付費を支給する。日常生活用具の給付、意思疎通支援を行う。 | 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付について、自己負担を認定する所得区分の改正が行われたため、それに併せて市の規則の改正も行いました。その他、地域生活支援給付費の支給により、障害のある人の生活が向上されました。 | 妥当性 | A | 障害者総合支援法第2条により、市の責務で行わなければならない事業であることから必要な事業です。 | 現行どおり | 障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた地域生活支援事業を効率的・効果的に実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 地域生活支援給付は、外出支援や日中預かりを提供するものであり、安定して提供することにより、障害のある人の生活が支援されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 国の法律に基づいて実施しています。また、事務処理に必要な電算化がされています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | |
|----|------------|--------|--|--|--|--|--|--------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 |
| 52 | 在宅生活支援事業 | 障害者支援課 | 障害者が、様々な障害福祉サービスを利用し、在宅生活を維持できている。 | 福祉タクシー利用料の支払い、緊急通報装置の使用料の支払、障害者通所施設交通費の助成等、在宅での生活を支援するための対象者の認定事務及び支払い事務を行う。 | 福祉タクシー利用料の一部助成や、障害者通所施設交通費の助成等により、障害のある人の外出促進に寄与しました。 | <p>妥当性 A</p> <p>有効性 A</p> <p>効率性 A</p> | <p>障害者通所施設交通費助成などについては、市の単独事業ですが、障害のある人の支援として必要な事業です。</p> <p>在宅の障害者が増加傾向にある中、通所や外出などの援助を継続して実施することにより、障害のある人の在宅における生活が向上しています。</p> <p>事業の実施にあたり、必要最低限の人員で効率的に事業を実施しています。</p> | 現行どおり | 障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた在宅生活支援事業を効率的・効果的に実施します。 |
| 53 | 障害福祉推進事業 | 障害者支援課 | 四街道市障害者自立支援協議会や福祉作業所の運営や障害者優先調達事業、相談支援事業所や福祉カーの貸付事業の委託などを円滑に実施することにより、地域の障害者福祉が向上している。 | 四街道市障害者自立支援協議会や福祉作業所の運営、障害福祉団体の育成、障害者優先調達事業の実施や、障害者グループホームの運営費や家賃助成、障害者スポーツ大会に関する取りまとめ等を行い、地域の障害福祉が向上する。 | 四街道市障害者自立支援協議会の運営を円滑に実施したほか、グループホームの運営費や家賃助成の実施、福祉カーの貸付事業等を委託により行い、地域の福祉向上に寄与しました。福祉作業所については、利用者説明会を実施し、改修工事を完了させ、荷物の移動などを経て、令和3年4月から統合後の新たな体制での作業所運用を開始できるよう準備しました。 | <p>妥当性 A</p> <p>有効性 B</p> <p>効率性 A</p> | <p>市による障害者自立支援協議会の設置は総合支援法で定められており、またグループホームの運営費及び家賃助成は、県の補助金対象事業となっています。その他、各委託事業や福祉作業所の運営は、障害のある人の支援として必要な事業です。</p> <p>四街道市障害者基幹相談支援センターを新たに設置することにより、地域の相談支援体制の連携・強化を行います。</p> <p>国・県の補助金を活用し、事業を実施しています。また、専門性が必要な事業は、委託や指定管理等により実施する等、効率的に事業を実施しています。</p> | 一部改善 | 令和4年度障害者基幹相談支援センター設置に向け、準備を進めます。四街道市障害者自立支援協議会の各部会の活動等、各事業を円滑に実施し、地域の障害福祉の向上に寄与します。 |
| 54 | 精神保健普及啓発事業 | 障害者支援課 | 市民に対し、精神保健福祉に関する普及啓発を行い、精神保健福祉に対する理解が深まっている。精神科の専門医に相談できる場を作り、相談者に必要とされる精神保健福祉や医療が提供されている。 | 精神保健の普及啓発のため、精神保健に精通した医師等による講演会を開催する。 | 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、講演会については実施しませんでした。心の健康相談を年2回、街かど心の相談を年2回実施し、心の悩みを相談する場を設けました。 | <p>妥当性 A</p> <p>有効性 B</p> <p>効率性 A</p> | <p>障害者手帳を所持する方々は、年々増加している傾向のため、障害のある人の関わり方などの知識を得ることを目的とした講演会や生活にかかる相談会は、今後も必要な事業です。</p> <p>精神障害のある人を対象とした講演会とその他の障害のある人を対象とした講演会のテーマについて、複数年計画で検討する必要があります。</p> <p>事業の実施にあたり、必要最低限の人員で効率的に事業を実施しています。</p> | 一部改善 | 精神障害のある人を対象とした講演会とその他の障害のある人を対象とした講演会のテーマについて、複数年計画で検討し、講演会を開催します。 |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|----------------------------|--------|---|--|--|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 55 | 障害者基本計画等推進事業 | 障害者支援課 | 障害のある人が地域でその人らしく生活するための、基本理念が定まっている。国の指針に基づき、3か年の障害福祉サービス見込み量が定まっている。 | 障害者基本計画を策定する。障害福祉計画を策定し各年度における検証を行う。 | 障害福祉団体からの意見聴取、保健福祉審議会及び障害者自立支援協議会での審議を経て、パブコメを実施し、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を策定しました。第4次障害者基本計画に掲げた取り組みに対する各課の進捗内容に関する調査を行いました。 | 妥当性 | A | 障害者基本計画は障害者基本法第11条で定められた事業であり、その中に掲げた取り組みについて、関係各課に照会し、計画の進捗を管理することは障害福祉の推進に必要です。 | 一部改善 | 各課の実施事業の管理と調査シートの内容見直しを実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | B | 各課の取り組む事業によっては、すでに廃止されたものもあり、実施されている事業の管理をよりの確に行う必要があります。 | | |
| | | | | | | 効率性 | B | 各課への実施事業の照会を行った際、調査シートの記入についての質問が出るため、記載例を添付したり、調査シートの記入欄等の見直しをするなど、スムーズな調査ができるよう見直す必要があります。 | | |
| 56 | 意思疎通支援事業 | 障害者支援課 | 聴覚、言語・音声機能障害のため、意思疎通を行うことに支障がある障害者のために、コミュニケーションがとれるよう手話通訳者を設置する。 | 聴覚、言語・音声機能障害のため、意思疎通を行うことに支障がある障害者のために、手話通訳者、要約筆記者を派遣する。また、市役所での諸手続きにおいて、コミュニケーションがとれ円滑に手続きが行えるよう手話通訳者を設置する。 | 聴覚、言語・音声機能障害のため、意思疎通を行うことに支障がある障害者のために、手話通訳によりコミュニケーションをとることができました。新型コロナウイルス感染防止のため遠隔手話サービスが利用できるよう、通信機器を整備しました。また、手話奉仕員を育成するために手話奉仕員養成講座(後期)は、新型コロナウイルス感染防止のため、令和2年度の講座は中止しました。 | 妥当性 | A | 障害者総合支援法第2条により、市の責務で行わなければならない事業であることから必要な事業です。 | 現行どおり | この事業は、聴覚、言語・音声機能障害により不利益を生じないように意思疎通が円滑に行えるために手話通訳者等を派遣することが必要なことから、本事業は実施していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 聴覚、言語・音声機能障害者に手話通訳者が対応することにより、意思疎通が円滑に行われました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 聴覚、言語・音声機能障害者に対するコミュニケーションツールとして手話で対応することで、対応時間が削減されました。 | | |
| 57 | 新型コロナウイルス対策障害福祉サービス事業所支援事業 | 障害者支援課 | 新型コロナウイルス感染症による影響が続く中、献身的にサービスを提供している市内の障害福祉サービス事業所の感染拡大防止対策を支援する。 | 市内の障害福祉サービス事業所に奨励金を支給する。 | 市内の障害福祉サービス事業所のうち、入所施設9施設に20万円、その他の23施設に10万円、奨励金を支給しました。 | 妥当性 | A | 新型コロナウイルス感染症による影響が続く中、障害福祉サービスを継続して提供している事業所に対する感染拡大防止対策への支援は必要性が高いです。 | 完了 | 令和2年度のみのも事業です。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 障害福祉サービス事業所へ奨励金を支給することにより、感染拡大防止対策の一助となりました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 入所施設とそれ以外の施設の2通りで定額支給したことにより、短期間で効率的に支給することができました。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

福祉サービス部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-------------------------|----------------------|--|---|---|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 58 | 新型コロナウイルス対策遠隔手話サービス実施事業 | 障害者支援課 | 新型コロナウイルスの拡大防止のため、また、感染が疑われる聴覚障害者のために、遠隔手話通訳を行う。 | 感染が疑われる市内在住の聴覚障害者に対し、医療機関受診の際に手話通訳を利用できるよう、スマートフォンなどのテレビ電話機能による遠隔手話通訳サービスを行う。また、機器の貸し出しを行う。 | 遠隔手話通訳により、聴覚障害者の日常生活の利便性につながるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策にも活用できました。 | 妥当性 | A | 聴覚障害者と手話通訳者の連絡手段として妥当です。 | 完了 | 令和2年度のみのも事業ですが、遠隔手話通訳サービスは、引き続き意思疎通支援事業の中で実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 遠隔手話通訳を実施することで、新型コロナウイルス感染症拡大防止につながります。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | タブレットを利用することで、映像と文字が選べ、効果的に手話通訳者を活用することができます。 | | |
| 59 | 児童デイサービスセンター施設管理事業 | 障害者支援課（児童デイサービスセンター） | 安全・清潔な施設利用ができる。 | 児童デイサービスセンター建物の管理業務を行う。 | わろうべの里と施設管理を一体的に行いながら、利用者に安全・清潔な施設を提供できました。 | 妥当性 | A | 児童発達支援を実施するにあたり、重要な衛生管理および安全確保などの環境整備のために必要な事業です。 | 現行どおり | わろうべの里と施設管理を一体的に行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 施設の安全整備を行うことにより、児童発達支援実施中、安心して施設を利用することができます。また、衛生管理を行うことにより、清潔な施設の提供ができています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 施設管理をわろうべの里と一体的に行い、消耗品・備品管理はそれぞれの必要性に応じて実施することで、経費的、時間的に効率性がとられています。 | | |
| 60 | 児童発達支援事業 | 障害者支援課（児童デイサービスセンター） | 児童一人ひとりの発達に応じた適切な指導・訓練が受けられる。 | 心身の発達に支援を必要とする児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行うとともに、保護者への指導、助言を行いました。 | 心身の発達に支援を必要とする児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行うとともに、保護者への指導、助言を行いました。 | 妥当性 | A | 心身の発達に支援を要する児童に対して重要である早期療育の場の提供、またその保護者への指導・助言を地域の中で行っており、必要性の高い事業です。 | 現行どおり | 心身の発達に支援を必要とする児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行うとともに、保護者への指導、助言を行います。個々の児童の発達に応じたグループ編成の検討、ニーズに応じた開所時間の検討など充実した療育を実践していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 心身の発達に支援を要する児童が、日常生活における基本的動作や集団生活への適応訓練などの早期療育を一人ひとりの発達に応じて受けることができ、また保護者がこどもの成長発達について相談できる場の提供ができています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 児童福祉法に基づき、児童一人ひとりが平等に、その発達に応じた適切な指導・訓練をうけられるようクラス編成やプログラム内容の工夫をし効率的に運営しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|------------------|--------|--|---|--|-------|--------|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 1 | 子ども医療対策事業 | 子育て支援課 | 医療費を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減及び子どもの保健の向上と健やかな子育てがされている。 | 中学校3年生までの児童の医療に要する保険診療の自己負担分について全額を助成する。 | 現物給付及び償還払いによる助成を行い、子どもの保健の向上に寄与するとともに、保護者の経済的支援を行うことができました。 なお、保護者に対して子ども医療の適正受診を周知しており、引き続き削減の効果等を見極めていく必要があります。 | 妥当性 | A | 市の子育て支援の主要事業であり、他市町村でも同様の事業が実施されています。子育て世帯の経済的負担を直接的に軽減する施策であり、市民ニーズも高いことから継続して実施する必要があります。 | 一部改善 | 中学3年生までの医療費を助成することにより、子どもの保健の向上に寄与するとともに、保護者の経済的支援を行います。保護者に適正受診を促進しながら、助成額の動向等に注視し、必要に応じて助成内容の見直しについての検討を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 子どもの健康にも結びつく事業であり、広く子育て世帯の経済的負担が軽減されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | B | 中学3年生まで自己負担なしで実施していますが、助成額の負担が大きくなっています。適正受診を促進しながら、助成額の動向等に注視し、必要に応じて助成内容の見直しについての検討が必要です。 | | |
| 2 | 家庭児童相談事業 | 子育て支援課 | 児童とその家族が良好な生活を送れる。 | ケースワーカーと家庭児童相談員が、家庭及び児童のあらゆる相談に応じる。併せて、母子・父子自立支援員として母子・父子家庭・寡婦家庭の相談や指導、婦人相談員としてDV被害者への相談や必要な支援を行う。 | 児童とその家庭が良好な生活を送れるよう各種相談に応じ、関係機関との連携を行いながら、問題解決のための支援を行うことができました。 | 妥当性 | A | 児童福祉法第10条第1項第3号において、市の相談業務が義務づけられています。 | 現行どおり | 家庭及び児童に関する相談機関として、ケースワーカーと相談員が面接や家庭訪問、関係各課・機関と連携し問題解決に向けた支援を行います。（令和3年度より、児童虐待防止・DV被害者支援事業と一本化し、子ども家庭総合支援事業として展開） |
| | | | | | | 有効性 | A | 児童や家庭に関するあらゆる相談に応じることで、問題解決のための支援を行うことができます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 各種研修に参加したケースワーカーと家庭児童相談員、母子・父子自立支援員、婦人相談員を兼務した相談員が対応しています。婦人相談活動強化事業による国庫補助金を受けています。 | | |
| 3 | 児童虐待防止・DV被害者支援事業 | 子育て支援課 | 児童が虐待により死亡しないこと。被虐待児童とその養育者が効果的な支援を受けられる。また、DV被害者がDVを受けなくなる。 | 児童の健全育成を担う関係機関で構成される「四街道市児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会(CANPY)」を運営し、児童虐待の予防、早期発見及び被虐待児への適切な対応及びDV防止にかかる支援を実施する。また、DVによる生命の危険から安全を確保するため、避難先の確保や費用の支給を行う。 | 関係機関と連携を取り、児童虐待の予防、早期発見及び被虐待児への適切な対応、また、DV防止にかかる支援を実施しました。 | 妥当性 | A | 児童虐待通告件数、DV相談件数が増加している中、早期発見やその適切な支援及び暴力を防止するため必要な事業です。 | 現行どおり | 引き続き、関係機関との連携を強化し、児童虐待の未然防止やDV被害者支援につなげ、市民の生命や安全を確保します。（令和3年度より、家庭児童相談事業と一本化し、子ども家庭総合支援事業として展開） |
| | | | | | | 有効性 | A | 関係機関と連携し、被虐待児童及びDV被害者の早期発見やその適切な支援及び暴力を防止することができます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 家庭児童相談システムの活用により事務処理を効率化しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-------------|--------|---|--|------------------------------|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 4 | 養育医療給付事業 | 子育て支援課 | 生命の危険のある未熟児に対し医療の給付を行うことにより、健全な育成が行われている。 | 生命の危険のある未熟児に対し、県の指定した医療機関による医療を現物給付により実施する。また、保護者の所得に応じ国の定めた自己負担金を徴収する。 | 現物給付を行い、児童の福祉に寄与することができました。 | 妥当性 | A | 母子保健法第20条により、市が実施主体と位置づけられているため、必要な事業です。 | 現行どおり | 生命の危険のある未熟児に対し医療の給付を行うことにより、健全な育成を支援します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 未熟児に必要な医療を給付することにより、乳児の生命の保護及び健康の増進が行われています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 件数が少ないため、電算化せず、現在の実施方法が最適と判断します。国、県の負担金があり、財源確保に問題はありません。 | | |
| 5 | 児童手当支給事業 | 子育て支援課 | 中学校修業までの児童を養育している保護者に手当を支給することにより、家庭における生活が安定し、次代の社会を担う児童が健全に育っている。 | 児童手当支給該当者に対し、児童手当制度の案内、申請の受理、審査、支給を行う。 | 保護者等の経済的支援を行うことができました。 | 妥当性 | A | 児童手当法に基づき実施しています。 | 現行どおり | 児童手当支給該当者に対し、児童手当制度の案内、申請の受理、審査、支給を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 児童手当を支給することにより、生活が安定し児童が健やかに成長しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 児童手当法により、国、県、市及び事業者の費用負担割合が定められています。また、児童手当システムにより事務処理の効率化や現況届発送事務処理委託を行い、事務を効率化しています。 | | |
| 6 | ひとり親家庭等支援事業 | 子育て支援課 | 子育てをするひとり親家庭等を支援することにより、ひとり親家庭の生活が安定し児童が健全に育っている。 | ひとり親家庭等への経済的支援(医療費の助成、入学時等祝金の支給他)を実施する。 ひとり親家庭の自立を促進するため、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金等の支給を行う。 ひとり親家庭等の中学生を対象に学習支援を行う。 | ひとり親家庭等の生活・経済的支援を行うことができました。 | 妥当性 | A | 国のひとり親家庭支援施策による「母子家庭等対策総合支援事業補助金要綱」、千葉県「ひとり親家庭等医療費等助成事業実施要領」等に基づき、実施している事業です。 | 現行どおり | ひとり親家庭等への経済的支援(医療費の助成、入学時等祝金の支給他)を実施します。 また、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金等の支給を行い、ひとり親家庭の自立を促進します。 さらに、ひとり親家庭等の中学生を対象に学習支援を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 医療費助成や自立に向けた支援により、ひとり親家庭等の経済的な支援を行っています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | ひとり親医療費は児童福祉システム(ひとり親家庭医療費助成)により、事務処理を効率化しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-----------------|--------|---|--|--|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 7 | 母子生活支援施設等入所保護事業 | 子育て支援課 | 母子家庭の生活安定と向上のために必要な措置をとることで母子家庭の生活が安定する。 | 母子家庭及びこれに準ずる事情にある女子及びその児童を入所させ保護し、自立促進のため、その生活を支援する。経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させ助産を受けさせる。 | 母子生活支援施設及び助産施設への入所委託を行うことで、その家庭を保護し、自立促進のため、その生活を支援することができました。 | 妥当性 | A | 児童福祉法第22条及び第23条に規定されている事業です。 | 現行どおり | 支援が必要な母子家庭及びこれに準ずる事情のある女子ならびに児童を入所保護し、生活の安定と経済的な自立を促進します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 入所支援を行うことにより、母子家庭の生活が安定しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 事業費の1/2は国庫補助金、1/4は県補助金として受けています。支援を必要とする対象者が安心して生活できるよう支援を行っています。 | | |
| 8 | 児童扶養手当事業 | 子育て支援課 | ひとり親等で児童を養育する者に手当を支給することにより、ひとり親家庭等の生活が安定し、児童が健全に育っている。 | 児童扶養手当支給該当者に対し手当制度の案内、申請の受理、審査・認定、支給を行う。 | ひとり親家庭等の生活安定のための経済的支援を行うことができました。 | 妥当性 | A | 児童扶養手当法に規定されている事業です。 | 現行どおり | 児童扶養手当支給該当者に対し手当制度の案内、申請の受理、審査・認定、支給を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 児童扶養手当を支給することにより、ひとり家庭等の経済的支援を行っています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 児童扶養手当法の規定されている事業であり、支給手当額の1/3の国庫補助金を受けています。児童扶養手当システムより適正かつ効率的な事務処理を行っています。 | | |
| 9 | 児童遊園管理事業 | 子育て支援課 | 広場や遊具を備えた遊び場を、児童が安全で気軽に利用できる。 | 児童の健康増進や安全な遊び場として設置された市内の児童遊園の管理運営を行う。 | 児童に健全な遊び場を提供するため児童遊園を維持管理することにより、児童の健康を増進し、情操を豊かにする効果が得られました。 | 妥当性 | A | 安心・安全な遊び場を提供することは良好な子育て環境を充実させるために必要な事業です。 | 一部改善 | 児童遊園の管理の一部を引き続き地元自治会の協力のもと行います。また、近隣の類似施設や利用者の状況によっては、事業の縮小を検討します。 |
| | | | | | | 有効性 | B | 子どもたちの安全な遊び場を提供することで良好な子育て環境の充実に寄与していますが、近隣の類似施設や利用者の状況によっては、事業の縮小を検討します。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 清掃などを地元自治会の協力を得て行うことで、効率的に管理を行っています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|---------------|--------|--|---|--|-------|--------|---|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 10 | 児童センター運営委託事業 | 子育て支援課 | 児童センターを適切に運営することで、児童や保護者が安心・安全に遊ぶことができる。 | 児童や保護者が安心・安全に遊びを展開できる場として、総合福祉センター・南部総合福祉センター内の児童センター運営を指定管理者として社会福祉協議会に委託する。 | 児童に健全な遊び場を提供するとともに、児童の健全な育成に関する各種事業を実施することにより、児童の心身の健やかな成長を促すことができました。 | 妥当性 | A | 子どもたちの安全な遊び場を確保し、良好な子育て環境を充実させるために必要な事業です。 | 現行どおり | 子育て支援の一環として、児童に安心・安全な遊び場を提供するため、児童センター2か所を指定管理制度により、適正に実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 子どもたちの安全な遊び場を確保することで、子育て環境が充実しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 外部委託することにより、効率的に運営しています。 | | |
| 11 | プレーパーク運営事業 | 子育て支援課 | 子どもの冒険心や好奇心をかき立てる遊び場や自然の中で思い切り遊ぶことができる。 | 子どもたちが木・土・水などの自然と触れ合いながら、のびのびと遊ぶことができる遊び場(プレーパーク)を運営する。 | 自由な遊び場を通して子どもたちの交流を促進するとともに、子どものいる親たちが子育ての情報等を交換できる場を提供することができました。 | 妥当性 | A | 子どもたちの安全な遊び場を確保し、良好な子育て環境を充実させるために必要な事業です。 | 現行どおり | 子どもたちが安全に自然と触れ合いながら、のびのびと遊ぶことができる遊び場(プレーパーク)を委託により運営します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 子どもたちの安全な遊び場を確保することで、子育て環境が充実しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 外部委託することにより、効率的に運営しています。 | | |
| 12 | 子ども・子育て施策推進事業 | 子育て支援課 | 子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進することで、子育て環境が充実している。 | 子ども・子育て会議を開催する。「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の進行管理を行う。 | 子ども・子育て会議を開催し、計画事業の進捗を確認しました。みんなが笑顔のまち子ども条例を周知するためのパンフレットを作成し、配布しました。 | 妥当性 | A | 子ども・子育て会議は子ども・子育て支援法第77条に基づき設置しています。(努力義務) | 現行どおり | 子ども・子育て支援施策に関し必要な事項について審議するため、子ども・子育て会議を開催します。計画に位置付けた各施策・事業の実効性を確保するために計画の適正な進行管理を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 子どもを取り巻く環境が大きく変化するなか、関係機関等からの意見聴取は、子ども・子育て施策の推進に必要です。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 事業費は委員報酬及び費用弁償が主なものであり、会議開催回数についても必要最小限に留め、コストの削減を行っています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|------------------------|--------|--|--|--|-------|--------|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 13 | 子育て情報提供事業 | 子育て支援課 | 子育てについての情報提供サービスを利用することができる。 | あらゆる主体による子育て支援に関するデータベースを構築するための検討を行い、新たな情報を提供する。 | 市ホームページ上の子育て応援サイト「すくすく」において、最新の情報を提供することができました。また、次年度予定している子育て情報ブック「すくすく」の更新に向けた作業に着手しました。 | 妥当性 | A | 子育て支援の一環として子育て情報の提供は子育てへの不安や負担感の緩和や各種サービスの利用促進のため必要な事業です。 | 現行どおり | ホームページにおいて、子育て世代に分かりやすい情報発信を行うとともに、情報ブック「すくすく」の更新を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 子育て支援に関する情報を簡単に入手できることで、子育てへの不安や負担感の緩和や各種サービスの利用促進につながっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 最新の情報をホームページ等を通じて発信することで効率的に実施しています。 | | |
| 14 | 新型コロナウイルス対策高校生家庭等支援事業 | 子育て支援課 | 新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けている高校生等がいる子育て家庭のうち、経済的に厳しい状況にある準要保護世帯と同水準の世帯を支援する。 | 高校生等がいる子育て家庭（準用保護世帯と同水準）を対象に1世帯につき5万円を支給する。 | 保護者等への経済的支援を行うことができました。 | 妥当性 | A | 新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けている高校生等がいる子育て家庭のうち、経済的に厳しい状況にある準要保護世帯と同水準の世帯の経済的負担を軽減する必要があります。 | 完了 | 令和2年度のみのも事業です。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 保護者等の経済的支援を行うことができました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しました。 | | |
| 15 | 新型コロナウイルス対策未就学児童家庭支援事業 | 子育て支援課 | 新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受け、生活様式の変更を余儀なくされている未就学児（0歳から6歳）のいる子育て家庭を支援する。 | 未就学児（0歳から6歳）のいる子育て家庭を対象に、生活を支援するため、対象児童1人あたり、5千円を支給する。 | 保護者等への経済的支援を行うことができました。 | 妥当性 | A | 新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受け、生活様式の変更を余儀なくされている未就学児（0歳から6歳）のいる子育て家庭の経済的負担を軽減する必要があります。 | 完了 | 令和2年度のみのも事業です。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 保護者等の経済的支援を行うことができました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しました。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-----------------------|--------|---|---------------------------------------|-------------------------|-------|--------|--|---------|----------------|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 16 | 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業 | 子育て支援課 | 新型コロナウイルス感染症拡大を受け、国の緊急経済対策として、児童手当を受給する世帯を支援するため子育て世帯を支援する臨時特別給付金事業を実施する。 | 児童手当を受給する世帯を支援するため、対象児童1人につき1万円を支給する。 | 保護者等への経済的支援を行うことができました。 | 妥当性 | A | 国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、実施しました。 | 完了 | 令和2年度のみのも事業です。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 保護者等の経済的支援を行うことができました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業補助金、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金を活用しました。 | | |
| 17 | 新型コロナウイルス対策ひとり親家庭支援事業 | 子育て支援課 | 新型コロナウイルス感染症拡大を受け、ひとり親世帯の生活を支援するため、緊急支援給付金を支給する。 | ひとり親世帯の支援策として、対象世帯に対して5万円を支給する。 | 保護者等への経済的支援を行うことができました。 | 妥当性 | A | 新型コロナウイルス感染症拡大を受け、ひとり親世帯の生活を支援することを目的として、経済的負担を軽減する必要があります。 | 完了 | 令和2年度のみのも事業です。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 保護者等の経済的支援を行うことができました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しました。 | | |
| 18 | ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業 | 子育て支援課 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、これらの世帯を支援する臨時特別給付金を支給する。 | ひとり親世帯の支援策として、対象世帯に対して臨時特別給付金を支給する。 | 保護者等への経済的支援を行うことができました。 | 妥当性 | A | 新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などを踏まえ、経済的負担を軽減する必要があります。 | 完了 | 令和2年度のみのも事業です。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 保護者等の経済的支援を行うことができました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 母子家庭等対策総合支援事業費補助金、母子家庭等対策総合支援事務費補助金を活用しました。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|---------------------|------|--|---|--|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 19 | ファミリー・サポート・センター運営事業 | 保育課 | 地域の相互援助活動により、仕事と育児が両立できている。 | 子育ての支援を受けたい人とそれを応援したい人が会員となり、3人のコーディネーターが会員相互のコーディネートを行う。 | ファミリー・サポート・センターの運営を通じ、市民相互で行う育児の援助活動の支援を行うことができました。また、連携市間で活動等の情報共有や合同でマスクを作成し、広域連携を進めることができました。 | 妥当性 | A | ファミリー・サポート・センターの運営は市民相互で行う育児の援助活動を支援するうえで必要な事業です。 | 現行どおり | 市民への周知により、随時会員の新規登録がされ続けている状況であり、利用ニーズに応えるため、引き続きファミリー・サポート・センターの運営を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 利用ニーズは多く、安定した新規会員登録があり、市民相互で行う育児の援助活動の支援ができています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 国・県の補助金を効率的に活用している事業であり、また、周知も着実に進められていることから、実施方法に問題はありませぬ。 | | |
| 20 | 私立幼稚園等運営補助事業 | 保育課 | 私立幼稚園の費用負担を軽減することで、幼児教育を受けやすい環境ができている。 | 私立幼稚園設置者に対し特別支援教育運営費補助金(心身障害児の受け入れに対する補助)、預かり保育補助金(延長保育や長期休業期間における保育の実施に対する補助)、一時預かり事業(幼稚園型)補助金を交付する。 | 幼稚園の経営に対する経済的負担を軽減し、幼児教育体制の拡充に寄与することができました。 | 妥当性 | A | 公立幼稚園がない本市では、幼児教育環境の充実と幼児教育を向上させるため、私立幼稚園に対する支援が必要です。 | 現行どおり | 幼児教育体制の拡充を推進するため、私立幼稚園における心身障害児の受け入れに対する補助、夏季休業期間中の預かり保育に対する補助及び幼稚園型一時預かり事業に対する補助を実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴う低所得者層への補給給付事業の実施と合わせ、可能なものについて改廃をしました。その他については、私立幼稚園に対して支援することで、幼児教育環境の充実と幼児教育の向上に寄与しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 私立幼稚園のニーズを把握し、補助内容について可能なものは改廃することにより、効率的に実施しています。 | | |
| 21 | 保育所入所等管理事業 | 保育課 | 保護者が保育の必要な児童への保育サービスの提供を受け、就業などができる。 | 保育希望保護者との面接、入所申請受付、入所・退所決定、延長保育決定などを行う。管外保育所入所希望者の場合は、当該市町村長と入所協議を行う。また、保育料を決定し徴収業務を行う。 | 適正な入所判定会議の実施、事務処理により、円滑な業務運営を行うことができました。 | 妥当性 | A | 児童福祉法の規定に基づいて実施している事業であるため必要な事業です。 | 現行どおり | 保護者が保育の必要な児童への保育サービスの提供を受けられるよう、適正な入所判定会議の実施、事務処理により、円滑な業務運営を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 児童福祉法の規定に基づいて、適正な入所判定会議を実施することで、適正に保育サービスが提供されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 児童福祉法の規定に基づいて行っている事業で適正に保育サービスの提供を実施しています。また、窓口業務の改善や必要な事務の電算化により、効率的に事業を実施しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|------------|------|--|---|--|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 22 | 保育所運営委託事業 | 保育課 | 国の基準での運営費を交付されることにより、充実した保育サービスを受けられる。 | 保育所及び認定こども園等に対し、国で定められた基準に基づき運営費を支出する。 | 児童を保育所等で教育・保育することにより子育てと児童の健全育成をすることができました。 | 妥当性 | A | 法令に基づいて実施している事業であり、すべて公立保育所での対応はできないため、私立保育園への委託は必要です。 | 現行どおり | 法令に基づいて実施している事業であり、増大する保育ニーズのすべてを公立保育のみでは対応できないため、計画的な私立保育園への委託を活用します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 児童福祉法に基づいて実施している事業であり、計画的に保育施設を確保することで、待機児童対策に大きく寄与しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 児童福祉法に基づき、国の交付金で財源を確保しながら、私立保育園へ委託をすることにより、効率化ができています。 | | |
| 23 | こどもルーム運営事業 | 保育課 | 放課後家庭に保護者がいない小学生がこどもルームで保育を受けられる。 | 就労等により、昼間保護者が家庭にいない小学生の生活を守るため、放課後や夏休みなどの学校休業日に遊びや生活の場を提供するこどもルームを運営する。 | 市社会福祉協議会に運営を委託し、市内22ルームで学童保育を行うことにより、子育て支援と児童の健全育成に寄与しました。また、四街道小学校内に新たに1ルーム施設を整備することができました。 | 妥当性 | A | 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供することで、健全育成をするために必要な事業です。 | 現行どおり | 就労等により、昼間保護者が家庭にいない小学生等の生活を守るため、放課後等に適切な遊び及び生活の場としてこどもルームを提供します。また、業務委託により、適正に事業を実施します。また、和良比小学校内に新たに2階建ての施設を整備する予定です。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供することで、健全な育成に寄与しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 市の直営ではなく、事業の一部を業務委託により実施することで、効率的に事業を行っています。 | | |
| 24 | 保育所管理運営事業 | 保育課 | 入所児童が、清潔で安全な保育を受けられる。 | 清掃、機械警備業務など公立保育所の施設・設備の維持管理を行う。 | 各保育所における適正な保育環境を確保しました。 | 妥当性 | A | 安全で快適な保育環境を確保するために必要な事業です。 | 現行どおり | 安全で快適な保育環境を確保するために引き続き施設・整備の維持管理業務を委託により実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 施設・設備の維持管理に必要な最低限の業務を委託により実施しており、安全で快適な保育環境を確保することで保育サービスの充実につながっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 施設・設備の維持管理に必要な最低限の業務を委託により実施しており、効率的に実施しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|---------------|------|---|--|---|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 25 | 私立保育園運営費等補助事業 | 保育課 | 運営支援を受けることで、充実した保育サービスを受けられる。 | 私立保育園に要綱で定められた補助金を交付する。 | 私立保育園の安定した運営ができたことにより、入所児童の健全な保育が行われました。 | 妥当性 | A | 私立保育園へ補助金を交付することで、安定した運営が行われ、さらには各種保育サービスの充実が保育ニーズにつながっているため必要な事業です。 | 現行どおり | 通常保育以外の特別保育への期待が高まっていること、また、公立保育所で全ての保育ニーズへの対応は不可能であることから、私立保育園を活用した各種保育サービスを継続して提供していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 補助金を交付することで、私立保育園の安定した運営が行われるとともに、各種保育サービスが充実しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 公立保育所ですべての保育ニーズへの対応は不可能であるため、私立保育園での各種保育サービスを効率的に活用しています。 | | |
| 26 | 保育所等緊急整備事業 | 保育課 | 新設、改修により保育所定員数を拡充し、保育の必要がある児童が、保育サービスの提供を受けられる。 | 民設・民営による認可保育所等を整備するため、施設整備の補助金を交付する。 | 新たな認可保育所3施設及び小規模保育事業所2施設の整備により、218人の定員を確保することができました。（5施設のうち、補助金交付4件、自主整備1件） | 妥当性 | A | 待機児童対策としての保育所施設の整備は、市が行うものであり、民間活力の導入を中心とした保育ニーズへの対応・量の供給に必要な事業です。 | 現行どおり | 認可保育所等の整備は待機児童解消に向けた有効な対策であり、今後も待機児童数の状況を踏まえ、民間活力の導入を中心に計画的に整備していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 保育施設の整備により、効果的に待機児童が減少し、保育サービスが向上しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 公立保育所として整備するよりも民間活力導入による保育所整備が効率的な方法であり、実施にあたり可能な特定財源を確保しています。 | | |
| 27 | 保育所運営連絡調整事業 | 保育課 | 保育所間の連携を行うことで、一体的な保育が実施できている。 | 公立保育所及び私立保育園間との連絡調整及び千葉県保育行政主管者協議会に参加し、諸事項の検討と情報交換を行う。 | 市内保育所（園）連絡調整会議の開催や千葉県保育行政主管者協議会に参加することで、諸事項の検討と情報交換会を行いました。 | 妥当性 | A | 安全で良質な保育サービスの提供には保育所間等との定期的な情報交換が必要です。 | 現行どおり | 円滑な保育事業の実施のため、市内各保育園と連絡調整や他市との情報交換を引き続き定期的に行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 適正かつ円滑な保育事業を実施するためには、市内各保育園との連絡調整や他市との情報交換は諸事項を把握するうえで効果的です。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 人件費以外の経費はありませんが、効率的に事業を行っています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|------------------|------|---|---|--|-------|--------|---|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 28 | 病児・病後児保育事業 | 保育課 | 子どもが無理なく体力を取り戻せ、子育てと就労の両立がされている。 | 病気の回復期、病気後の児童の一時的な預かりを実施するため、市内医療機関に事業を委託する。 | 事業を市内医療機関に委託し、専門性のある保育を実施しました。 | 妥当性 | A | 他制度での預かりが困難な児童を対象としており、実施機関が少ないため必要な事業です。 | 現行どおり | 市内医療機関への委託により、病児・病後児保育を実施し、保護者の子育てと就労の両立を支援します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 医療機関への委託により専門性のある保育を実施し、保護者の子育てと就労の両立を支援しました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 民間への事業委託及び補助金の活用により効率的な運営を実施しています。 | | |
| 29 | 幼児教育振興費補助事業 | 保育課 | 学校法人立幼稚園協会の運営のうち、幼児教育の振興に資する事業に対し補助金を交付することにより幼児期教育の振興ができる。 | 学校法人立幼稚園協会の幼児教育の振興に資する事業に対し補助金を交付する。 | 芸術及び文化的行事並びに研修及び研究事業を補助したことで、幼児教育が振興しました。 | 妥当性 | A | 公立幼稚園がない本市では、幼児教育環境の充実と幼児教育を向上させるため、私立幼稚園に対する支援が必要です。 | 現行どおり | 市内の半数以上の私立幼稚園等が合同で行う幼児教育の振興に関する事業に対して補助を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 私立幼稚園に対して支援することで、幼児教育の振興に寄与しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 市規定により、適正に実施しています。 | | |
| 30 | 子育てのための施設等利用給付事業 | 保育課 | 幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、子育てのための施設等利用給付事業を実施することで、施設等利用保護者の経済的負担を軽減する。 | 市が確認をした、子どものための教育・保育給付の対象である幼稚園、特別支援学校幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、子育て援助活動推進事業を利用した3歳から5歳までの子ども又は0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性があるものに、支給する。 | 子育てのための施設等利用給付事業を実施することで、施設等利用保護者の経済的負担を軽減できました。 | 妥当性 | A | 国の基準・指導のもと、国庫補助を受けて行っている事業であり、幼児教育・保育の充実と保護者の経済的負担の軽減をするために必要な事業です。 | 現行どおり | 幼児教育・保育を無償化するため、支給要件を満たした子どもが対象施設を利用した際に要する費用を支給します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 保護者の経済的負担が適正に軽減され、幼児教育・保育を受けやすい環境が維持できています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 国の基準・指導のもと、国庫補助を受けて適正に実施しています。また、窓口業務の改善や必要な事務の電算化により、効率的に事業を実施しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-----------------------------|------|--|---|--|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 31 | 実費徴収に係る補足給付事業 | 保育課 | 幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、低所得者及び第3子以降を対象に実費徴収に係る補足給付事業を実施することで、保護者の経済的負担を軽減する。 | 幼稚園において実費徴収している食事の提供に要する費用及び保育所等において実費徴収している日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯等を対象に費用の一部を補助する。 | 低所得者及び第3子以降を対象に実費徴収に係る補足給付事業を実施することで、保護者の経済的負担を軽減できました。 | 妥当性 | A | 国の基準・指導のもと、国庫補助を受けて行っている事業であり、保護者の経済的負担の軽減するために必要な事業です。 | 現行どおり | 幼稚園において実費徴収している食事の提供に要する費用及び保育所等において実費徴収している日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯等を対象に費用の一部を補助します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 保護者の経済的負担が適正に軽減され、幼児教育・保育を受けやすい環境が維持できています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 国の基準・指導のもと、国庫補助を受けて適正に実施しています。また、窓口業務の改善や必要な事務の電算化により、効率的に事業を実施しています。 | | |
| 32 | 児童福祉施設等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 | 保育課 | 市が行う新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要なとなる感染拡大防止や職員の支援等に要する経費に対し補助金を交付する。 | 通常保育、延長保育、子育て支援センター、一時保育等の各事業における、新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる経費等に対し1施設50万円を補助する。 | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、備品等の物品の購入や施設の消毒にかかる経費を補助することにより、事業所等の感染拡大防止対策を支援することができました。 | 妥当性 | A | 令和2年度のみを対象期間とし、緊急的に新型コロナウイルス感染拡大防止を目的としたものです。 | 完了 | 令和2年度のみのも事業です。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした、必要な経費に対する補助金を交付することで児童福祉施設等の感染拡大防止に寄与しました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 千葉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金を活用しました(補助率10/10)。 | | |
| 33 | 新型コロナウイルス対策保育施設支援事業 | 保育課 | 新型コロナウイルスの感染予防対策に苦慮している市内の保育施設等を支援するため、奨励金を支給する。 | 奨励金を給付する。 対象：市内保育施設等(認可、認可外計25施設) 給付額： 定員60名以上 1施設 20万円 定員60名未満 1施設10万円 | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言が出される中、子どもの保育や支援を行う市内の保育事業所等へ奨励金を支給することにより、事業所等の感染拡大防止対策を支援することができました。 | 妥当性 | A | 奨励金については用途を限定したものではありませんでしたが、緊急事態宣言が出される中、運営を続けるために施設が必要とする経費に充てるための緊急措置として実施しました。 | 完了 | 令和2年度のみのも事業です。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言が出される中、運営を続けるための緊急措置として市内保育施設の負担軽減に寄与しました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しました。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|----------------------|------------|---|---|---|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 34 | 新型コロナウイルス対策私立幼稚園支援事業 | 保育課 | 新型コロナウイルスの感染予防対策に苦慮している市内の私立幼稚園等を支援するため、給付金を支給する。 | 奨励金を給付する。 対象：市内私立幼稚園等（8施設） 給付額：1施設 20万円 | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言が出される中、子どもの保育や支援を行う市内の私立幼稚園等へ奨励金を支給することにより、事業所等の感染拡大防止対策を支援することができました。 | 妥当性 | A | 奨励金については用途を限定したものではありませんでしたが、緊急事態宣言が出される中、運営を続けるために施設が必要とする経費に充てるための緊急措置として実施しました。 | 完了 | 令和2年度のみのも事業です。 |
| | | | | | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言が出される中、運営を続けるための緊急措置として市内私立幼稚園の負担軽減に寄与しました。 | 有効性 | A | | | |
| | | | | | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しました。 | 効率性 | A | | | |
| 35 | 中央保育所施設維持管理事業 | 保育課（中央保育所） | 施設を適切に管理することにより、保育所を利用するすべての人々が安全に施設を利用している。 | 保育における施設管理及び環境整備を行い、安全かつ過ごしやすい環境を整備する。 | 保育における施設管理及び環境整備を行い、安全かつ過ごしやすい環境を整備しました。 | 妥当性 | A | 地方自治法・児童福祉法・市の保育実施に関する条例に基づいて実施しています。 | 現行どおり | 入所乳幼児の安全に対する配慮は不可欠であり、継続的かつ適切な施設の維持管理及び環境整備を行います。 |
| | | | | | 施設の維持管理及び環境整備をすることで、乳幼児が安全で安心できる施設となっています。 | 有効性 | A | | | |
| | | | | | 早期の点検・修理を実施しており、乳幼児が安全に過ごせる施設となっています。費用も最小限に抑えることができています。 | 効率性 | A | | | |
| 36 | 中央保育所保育運営事業 | 保育課（中央保育所） | 保育所・家庭間の連携が円滑になり、保育所への信頼感も高まり、市民が良質な保育サービスを受けている。 | 子ども・子育て支援法に基づき保育を必要とする乳幼児（0歳～5歳児）の保育を行い、その健全な心身を発達させるとともに、子どもの保護者に対する育児支援や指導を行う。通常保育に加えて時間外保育や障害児保育も実施する。 | 子ども・子育て支援法に基づき保育を必要とする乳幼児（0歳～5歳児）の保育を行い、その健全な心身を発達させるとともに、子どもの保護者に対する育児支援や指導を行いました。また、通常保育に加えて時間外保育や障害児保育も実施しました。 | 妥当性 | A | 地方自治法・児童福祉法・市の保育実施に関する条例に基づいて実施しています。 | 現行どおり | 子育てをめぐる問題が増加している中で、地域子育て支援拠点の一つとして、公立保育所の機能を発揮していきます。 |
| | | | | | 保育所・家庭間の連携が円滑になり、保育所への信頼感も高まり、市民が良質な保育サービスを受けています。 | 有効性 | A | | | |
| | | | | | 保育ニーズは多く、公立保育所として多様な保育サービスを充実する等の役割があります。保育所の全体的な計画を柱に発達過程を踏まえた指導計画に沿って保育を実施しており、子どもの健全な発達を促すことができます。 | 効率性 | A | | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-------------|------------|---|--|--|-------|--------|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 37 | 中央保育所給食運営事業 | 保育課(中央保育所) | 安全かつ栄養バランスのとれた給食を食べることができる。 | 安全かつ栄養バランスのとれた給食や補食を提供する。給食室を安全に管理する。 | 安全かつ栄養バランスのとれた昼食や補食を提供することができました。 | 妥当性 | A | 地方自治法・児童福祉法・市の保育実施に関する条例に基づいて実施しています。また、アレルギー疾患対策基本法に基づきアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に資するため、アレルギーを持つ子どもへ適切に対応しています。 | 現行どおり | 安全かつ栄養バランスのとれた昼食や補食を提供し、給食室を安全に管理します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 栄養バランスを考慮した、新鮮で安全な食材を衛生的に調理し提供することにより、乳幼児の健やかな成長を促進することができています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 乳幼児の健康状態・栄養状態への配慮は、現在の実施方法が最適であり、多様化する食物アレルギーを持つ子どもへ適切に対応するためにはコストや人件費を削減することは難しいと考えられます。 | | |
| 38 | 分園施設維持管理事業 | 保育課(中央保育所) | 施設を適切に管理することより、保育所(分園)を利用するすべての人々が安全に施設を利用している。 | 保育における施設管理及び環境整備を行い、安全かつ過ごしやすい環境を作る。 | 保育における施設管理及び環境整備を行い、安全かつ過ごしやすい環境を整備しました。 | 妥当性 | A | 地方自治法・児童福祉法・市の保育実施に関する条例に基づいて実施しています。 | 現行どおり | 入所乳幼児の安全に対する配慮は不可欠であり、継続的かつ適切な施設の維持管理及び環境整備を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 施設の維持管理及び環境整備をすることで、幼児が安全で安心できる施設となっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 早期の点検・修理を実施しており、子どもたちが安全に過ごせる施設となっています。費用も最小限に抑えることができています。 | | |
| 39 | 分園保育運営事業 | 保育課(中央保育所) | 保育所(分園)・家庭間の連携が円滑になり、保育所(分園)への信頼感も高まり、市民が良質な保育サービスを受けている。 | 子ども・子育て支援法に基づき保育を必要とする幼児(2歳～5歳児)の保育を行い、その健全な心身を発達させるとともに、子どもの保護者に対する育児支援や指導を行う。通常保育に加えて時間外保育も実施する。 | 子ども・子育て支援法に基づき保育を必要とする幼児(2歳～5歳児)の保育を行い、その健全な心身を発達させるとともに、子どもの保護者に対する育児支援や指導を行いました。また、通常保育に加えて時間外保育や障害児保育も実施しました。 | 妥当性 | A | 地方自治法・児童福祉法・市の保育実施に関する条例に基づいて実施しています。業務委託契約に基づき連絡を密にし、本園と事業を整合させ適切に運営しています。 | 現行どおり | 幼児の健全な心身を発達させるとともに、子どもの保護者に対する育児支援や指導を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 学校の余裕教室を活用し、小規模ながらも活発に活動しています。分園と家庭間の連携が円滑になり、分園への信頼感も高まり市民が良質な保育サービスを受けています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 入所者数は定員を満たしていませんが、学校との連携を取りながら効率的な運営するなど、分園としての良さを発揮しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|----------------|-------------|---|---|---|-------|--------|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 40 | 分園給食運営事業 | 保育課(中央保育所) | 安全かつ栄養バランスのとれた給食を食べることができている。 | 安全かつ栄養バランスのとれた昼食や補食を提供する。給食室を安全に管理する。 | 安全かつ栄養バランスのとれた昼食や補食を提供することができました。 | 妥当性 | A | 地方自治法・児童福祉法・市の保育実施に関する条例に基づいて実施しています。業務委託契約に基づき連絡を密にし、本園と事業を整合させ適切に運営しています。 | 現行どおり | 安全かつ栄養バランスのとれた昼食や補食を提供し、給食室を安全に管理します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 栄養バランスを考慮した、新鮮で安全な食材を衛生的に調理し提供することにより、幼児の健やかな成長を促進することができています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 幼児の健康状態・栄養状態への配慮は、現在の実施方法が最適であり、多様化する食物アレルギーを持つ子どもへ適切に対応するためにはコストや人件費を削減することは難しいと考えられます。 | | |
| 41 | 千代田保育所施設維持管理事業 | 保育課(千代田保育所) | 施設を適切に管理することにより、保育所を利用するすべての人々が安全に施設を利用している。 | 保育における施設管理及び環境整備を行い、安全かつ過ごしやすい環境を整備する。 | 保育における施設管理及び環境整備を行い、安全かつ過ごしやすい環境を整備しました。 | 妥当性 | A | 地方自治法・児童福祉法・市の保育実施に関する条例に基づいて実施しています。 | 現行どおり | 入所乳幼児の安全に対する配慮は不可欠であり、継続的かつ適切な施設の維持管理及び環境整備を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 施設の維持管理及び環境整備を行うことで乳幼児が安全で安心できる施設となっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 早期の点検・修理を実施しており、乳幼児が安全に過ごせる施設になっています。費用も最小限に抑えることができています。 | | |
| 42 | 千代田保育所保育運営事業 | 保育課(千代田保育所) | 保育所・家庭間の連携が円滑になり、保育所への信頼感も高まり、市民が良質な保育サービスを受けている。 | 子ども・子育て支援法に基づき保育を必要とする乳幼児(0歳～5歳児)の保育を行い、その健全な心身を発達させるとともに、子どもの保護者に対する育児支援や指導を行う。通常保育に加えて時間外保育や障害児保育も実施する。 | 子ども・子育て支援法に基づき保育を必要とする乳幼児(0歳～5歳児)の保育を行い、その健全な心身を発達させるとともに、子どもの保護者に対する育児支援や指導を行いました。また、通常保育に加えて時間外保育も実施しました。 | 妥当性 | A | 地方自治法・児童福祉法・市の保育実施に関する条例に基づいて実施しています。 | 現行どおり | 子育てをめぐる問題が増加している中で、地域子育て支援拠点の一つとして、公立保育所の機能を発揮していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 保育所・家庭間の連携が円滑になり、保育所への信頼感も高まり、市民が良質な保育サービスを受けています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 保育ニーズは多く、公立保育所として、多様な保育サービスを充実する等の役割があります。保育所の全体的な計画を柱に、発達過程を踏まえた指導計画に沿って保育を実施しており、子どもの健全な発達を促すことができています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|--------------|-------------|---|--|---|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 43 | 千代田保育所給食運営事業 | 保育課(千代田保育所) | 安全かつ栄養バランスのとれた給食を食べることができる。 | 安全かつ栄養バランスのとれた給食や補食を提供する。給食室を安全に管理する。 | 給食室を衛生的に管理し、安全かつ栄養バランスのとれた昼食や補食の提供を行いました。 | 妥当性 | A | 地方自治法、児童福祉法、市の保育実施に関する条例に基づいて実施しています。また、アレルギー疾患対策基本法に基づき、アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に資するため、アレルギーを持つ子へ適切に対応しています。 | 現行どおり | 給食室を衛生的に管理し、安全かつ栄養バランスのとれた昼食や補食の提供を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 栄養バランスを考慮した新鮮で安全な食材を衛生的に調理し提供することにより、乳幼児の健やかな成長を促進することができています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 乳幼児の健康状態・栄養状態への配慮は、現在の実施方法が最適であり、多様化する食物アレルギーを持つ子どもへ適切に対応するためにはコストや人件費を削減することは難しいと考えられます。 | | |
| 44 | 保健活動地域連携事業 | 健康増進課 | 各市町村共通の保健事業のよりよい事業が展開されることにより、市民の健康増進に役立っている。 | 市町村保健活動に携わる者の連携強化・資質が向上する事業に対する補助金・負担金を交付する。 | 地域保健活動に関する事業を推進するために必要な環境の維持、整備ができました。 | 妥当性 | A | 少子高齢社会において、子育て支援事業や生活習慣病予防事業の必要性は高くなる一方であり、健康増進法第3条により、市はその対応に携わる者に資質を向上させる必要があります。 | 現行どおり | 負担金審議会等に基づく負担金の支出を行うとともに、県内市町村との連携・研修に積極的に参加し、得られた知識や情報を、当市の保健活動に活用していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 保健医療にかかる地方事務の増大と課題は圏域市町村で共通するものがあり、研修等に参加し得られた知識や情報により、市の保健事業の改良改善、市民サービスの向上に寄与しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 事業内容は県及び印旛郡市の負担金審議会において審議されています。負担金は規約に基づき人口割・会員数割などで算出されています。 | | |
| 45 | 保健医療体制整備事業 | 健康増進課 | 各団体の保健医療活動の実施により、市民の健康増進、健康危機対策が行われている。 | 保健医療に関する活動に対する補助金・負担金を交付する。 | 広域的な診療体制の整備や災害時の医療救護設備の整備等により、保健医療体制の維持、整備ができました。 | 妥当性 | A | 救急医療体制の整備や広域災害への備えなど広域で対応が必要な課題のほか、複雑化する保健事業の安全・円滑な実施には、医師会、歯科医師会など関係機関との連携・協力が不可欠です。 | 現行どおり | 県及び印旛郡市の負担金審議会のほか、協定や市補助金交付要綱等に基づき負担金等を交付します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 各団体の活動により、本市が行う保健事業等への円滑な協力が得られるとともに、市民の疾病予防と健康増進を行っています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 事業内容は県及び印旛郡市の負担金審議会にて審議されているほか、協定や補助金交付要綱等に基づき交付しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|----------------------|-------|--|--|--|-------|--------|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 46 | 健康データ管理事業 | 健康増進課 | データを活用した適切な保健事業や健康情報の提供が受けられることにより、市民がより健康な生活を送れている。 | 保健事業の対象者や受診者のデータを経年管理し、効率的な事業運営を行うとともに、結果を分析し事業企画等に反映させる。 | 各種保健事業の勧奨通知や結果通知などの円滑な実施と、統計報告等のデータ処理業務を効率的に行うことができました。 | 妥当性 | A | 市民の健康づくりのために実施する保健事業の効率的な運営や、効果的な事業企画等に反映させるためのデータ管理であり、健康増進法第三条に基づき、市の施策として実施しています。 | 現行どおり | 市民の健康づくりに寄与する事業運営を行うため、データを蓄積し、その有効活用ができるよう、各職員の研鑽をすすめます。また、法改正に対応するためのシステム改修を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 経年的なデータ管理により、個人及び集団の傾向が把握できます。また、各種保健事業数、対象者・利用者数とも年々増加しており、その膨大なデータの処理に欠かせないシステムです。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | サーバを保有せず、パッケージソフトをASPサービスで使用するにより、経費の節減ができています。 | | |
| 47 | 健康増進人事管理事業 | 健康増進課 | 健康増進課で実施する各種事業において、それぞれの業務に必要な事務員及び医療資格者を雇用することで、各種事業の円滑な執行及び適正な管理を行う。 | 健康増進課事業の会計年度任用職員にかかる報酬、職員手当等、共済費の執行管理を行う。 | 検診事業、予防接種事業（高齢者・母子）、よい歯のコンクールの口腔内審査補助、健康相談・健康教育等の成人保健事業、赤ちゃん訪問・妊産婦相談・乳幼児健診等の母子保健事業を円滑に実施できました。 | 妥当性 | A | 年間を通じ様々な事業や相談を行っており、時期あるいは事業実施日に多くの人員が必要となり一般職員だけでは事業の実施に支障が生じるため必要な事業です。 | 現行どおり | 健康増進課で実施する各種事業を円滑に、かつ感染予防対策をとりながら執行するため、必要な事務職員及び医療資格職員を確保します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 各事業により必要とされる医療資格が異なることから、臨機応変に必要な知見を有する職種をそれぞれの業務に従事させることで、各事業が円滑に実施できました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 各会計年度任用職員を横断的に複数の事業に従事させることで、事業間を連携させるとともに雇用の効率性が確保できました。 | | |
| 48 | 新型コロナウイルス対策医療機関等支援事業 | 健康増進課 | 新型コロナウイルス感染防止にかかる各種助成金の支給等により、地域医療体制を維持する。 | 新型コロナウイルス感染防止のため、市内医療機関等に対し、医療資材を購入・配布、助成金（発熱対応医療機関、感染防止対策、オンライン診療等）の支給等を行う。 | 新型コロナウイルス感染症の影響で医療機関が被る物的・経済的負担を軽減することにより、住民の医療需要に応えるとともに、地域の医療体制が維持できました。 | 妥当性 | A | 国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業として認められたものです。 | 現行どおり | 新型コロナウイルス感染症対策に協力する医療機関等への奨励金の支給を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 医療現場に必要な医療資材を調達し、適時に配布できたこと、また新型コロナウイルス感染症の対応により発生する医療機関への負担を、各種助成金等の支給により直接的かつ効果的に軽減できました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 医療機関と直接きめ細かなやり取りを行い、適切に進捗管理を行うことで高い執行率が確保できました。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|--------------------------|-------|--|---|--|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 49 | 新型コロナウイルス対策検診等予約システム導入事業 | 健康増進課 | 各種検診に事前予約制を導入することにより、これまでの先着順から人数制限を設ける予約制に改めることで、新型コロナウイルス感染症対策を行う。 | 感染予防対策として予約制で集団検診を実施するため、予約システム導入に向けた健康管理システムの改修と電話予約受付回線工事を行う。 | 検診予約システムの導入により予約制による検診事業の実施体制が整備できました。 | 妥当性 | A | 市民の健康づくりのために実施する保健事業の効率的な運営や、効果的な事業企画等に反映させるためのデータ管理であり、健康増進法第三条に基づき、本市の施策として実施しています。 | 完了 | 令和2年度のみのも事業です。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 健康管理システムと連携した検診予約システムを導入することで、膨大なデータ処理に対応できます。また予約システムを利用できない人に向け電話予約回線を増設することができました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 検診予約システムと健康管理システムでデータの取り込みが可能になることで経費の節減ができています。また、健康管理システムで予約管理することで、検診業務を効率化することができます。 | | |
| 50 | 検診事業 | 健康増進課 | 検(健)診を受け、疾病の予防・早期発見・早期治療を行い、市民が健康な生活を送れている。 | 市民の健康保持増進を目的とし、各種がん検診や骨粗しょう症検診等を行う。 | 新型コロナウイルス感染症の流行により春夏の検診を中止し、再開時には密を避けるため定員制として感染防止対策を行い実施しました。 | 妥当性 | A | 健康増進法第19条の2、がん対策基本法第4条、千葉県乳がん検診ガイドラインに基づき実施しています。疾病の早期発見、早期治療に結びつけることができるよう各種検診の実施は必要です。 | 現行どおり | 市民の健康保持増進を目的とした各種検診等は今後も継続して実施していきます。疾病の予防・早期発見・早期治療、市民が健康な生活を送れるよう受診勧奨を続けます。感染予防のため集団検診も予約制を導入します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 検診の内容は国の指針などの基準を踏まえて実施しています。検診の種類は、集団・個別検診とも目標とする検診を実施できています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 集団検診と個別検診を選択でき、集団検診では土曜日実施等、市民への利便性を検討し実施しています。感染症予防事業費等国庫補助金・千葉県健康増進事業費補助金を活用しています。4～7月の集団検診との中止とその後受診控えが続いたことにより、大幅に実績が減少したものと推察します。 | | |
| 51 | 予防接種事業 | 健康増進課 | 市民が予防接種を安全に受けることができ、感染症を予防し、健康で快適な生活を送れている。 | 市民を対象に予防接種法に基づく定期予防接種及び感染症の流行等に伴い必要な任意予防接種を行う。感染症予防のための啓発、予防策についての普及活動を実施する。感染症発生時は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく県の依頼要請等を受けて対応する。 | 各種予防接種の実施と対象者への周知を行いました。県内統一の予診票を導入し、過誤を防ぐ体制づくりを行いました。緊急風しん対策としての予防接種費用の助成申請が22件、骨髄移植等特別の理由により、免疫が消失した未成年者の再接種費用の助成申請が1件ありました。10月からロタウイルスワクチンの定期接種を開始しました。 | 妥当性 | A | 予防接種法に基づき実施が義務付けられている定期の予防接種を継続して実施する必要があります。 | 現行どおり | 感染症予防に関する普及啓発を随時実施していきます。風しんの追加的対策の最終年度となるため、抗体検査およびMR接種を勧奨していきます。また、緊急風しん対策としての、予防接種費用の助成も継続実施していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 基本的に予防接種法に基づき実施します。疾病予防に寄与できる接種率を保持するよう、また、過誤なく接種できるように医療機関や市民に周知しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | A類疾病の予防接種は9割、B類疾病は3割程度を地方交付税で手当てされています。B類疾病の高齢者等インフルエンザ・肺炎球菌ワクチンは被接種者に一部負担金があります。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|----------------------|-------|---|---|--|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 52 | 感染症予防事業 | 健康増進課 | 適切な新型コロナウイルス感染症対策をとることができる。市民への予防対策等の周知を行い、市民が適切な予防活動をとることができる。拠出した衛生資材の備蓄を補充できる。 | 新型コロナウイルス感染症対策本部事務局を担い、市の方針を決定する場を設け、市民へ予防対策や感染状況などの情報提供を行う。感染症予防対策のための消毒薬・マスク等の購入、配布を行う。 | 新型コロナウイルス感染症対策本部会を19回、幹事会を5回開催し、その都度事務局として、開催準備や庁内調査、とりまとめ等を行いました。情報提供については国・県の情報をもとに緊急事態の協力要請や市内感染状況の周知について、市政日より、パンフレット、ホームページ、ツイッター・よめーる・ヤフー防災アプリ・LINE・Facebook、防災行政無線などを活用して行いました。 | 妥当性 | A | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、新型インフルエンザ等対策特別措置法等に市の対策本部の設置や役割が定められており、市での対応も必要です。 | 一部改善 | 社会的にも重大で危機的な状況が長期に続くことを鑑み、市の危機対応として、新型インフルエンザ等対応ガイドラインを策定し、対策本部における事務分掌を明確化し、事務局を担う部署に負担が集中せず、庁内の力を結集して取り組める方向に改善できるよう検討します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 関係法令に従い、国・県の対策と整合性を持って各種対策を実施しました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | B | 備蓄品については新型コロナウイルス感染症対策として地方創生臨時交付金を活用しました。幅広い対策について、本部内で分担して対応しましたが、対策本部事務や情報提供のあり方については検討が必要です。 | | |
| 53 | 新型コロナウイルス対策周知啓発事業 | 健康増進課 | 新型コロナウイルス感染症に係る情報を市民や事業者などが容易かつ平等に入手できる。 | 新型コロナウイルス感染症対策の情報を網羅したパンフレット等を発行し、全世帯に配布する。 | パンフレット発行時点での最新の情報を提供できるよう作成し、全世帯に配布できました。 | 妥当性 | A | 市民に必要な感染対策の情報と市の支援策等を周知する手段として、手元で確認できるパンフレットにしたことでインターネットを使いづらい世代にも届きやすい情報発信ができました。 | 完了 | 令和2年度のみのも事業です。 |
| | | | | | | 有効性 | B | 作成時点としては最新の情報を紙媒体で提供し、市民の皆様によりわかりやすいように情報を分類して掲載することができました。ただ、情報が随時変化するため、長期に利用することはできませんでした。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 地方創生臨時交付金を活用しました。配布についてはシルバー人材センターに委託し、費用対効果を高める工夫をしました。 | | |
| 54 | 新型コロナウイルス対策衛生資材等整備事業 | 健康増進課 | 各種保健事業を行う上での新型コロナウイルス感染防止にかかる必要物資等の整備を行うことで、安全に保健事業を利用することができる。 | 安全な保健事業実施に向けた感染防止対策をする。新しい生活様式の継続を踏まえ、必須となるマスクの備蓄をする。 | 安全に保健事業を実施することができました。 | 妥当性 | A | 感染症流行下での安全な事業実施には感染防止のための資材は必須です。 | 完了 | 令和2年度のみのも事業です。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 事業の再開に向け、また、各事業の実情に応じて、実際に必要な資材を検討しながら購入できました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業を利用し財源を確保して実施できました。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|----------------------------|-------|--|---|---|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 55 | 新型コロナウイルス対策インフルエンザ任意接種助成事業 | 健康増進課 | 市民にインフルエンザ任意接種助成金を支給し、インフルエンザによる肺炎の重症化を予防することにより、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、来る冬季に向けて医療体制の負担を軽減している。 | 新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、インフルエンザによる肺炎の重症化を予防し、来る冬季に向けて医療体制の負担を軽減する。 | 妊婦および生後6か月から小学校2年生相当の年齢の方で申請のあった3,745人に助成金を給付し、インフルエンザ感染症を予防し、間接的に医療体制の負担軽減ができました。 | 妥当性 | A | 国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業として認められたものです。 | 完了 | 令和2年度のみのも事業です。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 妊婦および乳幼児に対して、インフルエンザ予防接種助成を行うことでインフルエンザ感染症予防を行い、医療体制の負担が軽減されました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業を利用し財源を確保して実施できました。 | | |
| 56 | 新型コロナウイルスワクチン接種事業 | 健康増進課 | 市民が予防接種を安全に受け、感染症を予防し、健康で快適な生活を送れている。 | 法に基づく新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの臨時接種を安全かつ円滑に実施するため、体制整備・市民周知を行う。 | 今後必要な新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種体制を整えることができました。また、令和3年度に予算を繰り越して事業を継続し、接種体制の確保を進めます。 | 妥当性 | A | 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種については、市町村が実施主体となっており、住民には努力義務が課せられています。 | 現行どおり | 新型コロナウイルスワクチンの十分な供給が可能となった場合には、速やかに住民に対する接種を行うことも想定されるため、準備を進めていきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 新型コロナウイルスワクチン接種は、生命・健康を損なうリスクの軽減や医療への負荷の軽減、更には社会経済の安定につながる事が期待されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | ワクチン供給量の見通しが不透明であり、超低温管理を要するなど取扱いに特別な配慮が必要なため、国庫補助を最大限に活用し、予約システムの稼働と接種施設へのワクチン供給について適時に最適化を行うための準備を計画しています。 | | |
| 57 | 保健推進員事業 | 健康増進課 | 市民の健康に関する意識の向上、健康の保持増進に役立てる。 | 自治会からの推薦があった人(40人以内)を市長が委嘱し、行政と市民とのパイプ役、地域の身近な相談役として活動する。市内5中学校区に分かれて活動を行う。 | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地域ミニ講座等例年実施している地区活動はできませんでしたが、ウォーキングマップ作成や食育劇の動画撮影など、活動方法を工夫しながら実施しました。また、新任期の委嘱の準備ができました。 | 妥当性 | A | 市と市民のパイプ役、市民協力の担い手としての意味合いを持つ活動団体で、市民のニーズを踏まえた活動を行うことで、地域への健康意識の高揚や知識の普及につながっています。 | 現行どおり | 保健推進員自らが、健康的な生活を心がけ、市民ニーズの把握や地域の状況に応じた活動を行いながら、市と市民とのパイプ役として活動します。また、市民に保健推進員の活動について周知します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 実践活動の中で、保健推進員自身も健康について学ぶ場や振り返る機会となり、資質の向上につながっています。保健推進員が健康情報を提供することで、家族、近隣、地域へと健康づくりの取り組みが広がっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 健康づくりの推進のため、5中学校区毎に活動を行っています。地域と行政をつなぐ役割を担い、地域の健康水準の向上を目指しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-------------------|-------|--|--|--|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 58 | 健康よつかいどう21プラン推進事業 | 健康増進課 | 多くの市民が各種健康づくり事業を利用し、自らの主体的な健康づくりに役立っている。 | 健康づくりの指針である「健康よつかいどう21プラン」の推進のための啓発活動、各種健康づくり施策を実施するとともに、実施状況の管理を行う。 | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりイベント中止が相次ぐ中、プラン推進のための啓発として、市政だよりやホームページの活用のほか、大手スーパーと連携し、栄養バランスについての健康情報を幅広い年齢層に提供しました。よい歯のコンクールは標語部門のみ実施、各種教室は感染対策を行い、緊急事態宣言時はオンラインでの運動教室を実施しました。 | 妥当性 | A | 健康増進法および市民の健康づくりの指針である健康よつかいどう21プランに基づき実施される健康づくりの施策として必要な事業です。 | 現行どおり | 「第2次よつかいどう21プラン」の推進のための啓発活動、各種健康づくり施策を、新しい生活様式に合わせた形で実施し、プラン推進状況の管理を行います。 |
| | | | | | 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、第2次プランに位置付けられた各種健康づくり施策を可能な範囲で形を変えるなど工夫をしながら実施しました。 | 有効性 | A | | | |
| | | | | | 市の大型イベントが中止になったため、大手スーパーと連携することで、幅広い年齢層に健康情報を提供することができました。 | 効率性 | A | | | |
| 59 | 成人保健事業 | 健康増進課 | 市民が健康に関する情報を得て、生活習慣が改善される。 | 生活習慣の改善及び健康意識を向上させるため、健康増進法、自殺対策基本法に基づき、市民の健康保持増進と疾病予防のための健康教育・健康相談事業等を行う。 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、前半の集団検診が中止となったため、母子保健事業を中心に生活習慣病予防の大切さについて啓発を行いました。健康相談、教室は感染対策を徹底して実施しました。また、自殺対策連絡会議ではコロナ禍の自殺者増加の懸念や、連携の重要性を共有し、今後の活動につなげることができました。ゲートキーパー研修は参加人数を減らし、2回実施しました。 | 妥当性 | A | 市町村の責務として健康増進法や自殺対策基本法に基づき、保健事業を実施しています。生活習慣病の予防、その他心身の健康に関する正しい知識の普及により、「自分の健康は自分で守る」という健康意識の向上や健康の保持増進に取り組んでいます。 | 現行どおり | 生活習慣の改善及び健康意識の向上のため、健康増進法、自殺対策基本法に基づき、市民の心身の健康保持増進と疾病予防のための健康教育・健康相談事業等を行います。また、状況に応じて、新しい生活様式に合わせた形で実施していきます。 |
| | | | | | レベルの異なる健康度の市民に対し、様々な手法を用いて事業を実施することで、市民の健康意識の向上や、健康の保持増進につながっています。 | 有効性 | A | | | |
| | | | | | 生活習慣病予防と健康意識の向上のために、既存の保健事業を利用して広く健康情報を提供したり、生活習慣病予備軍などのハイリスク者へ働きかける等、様々な手法を組み合わせて、保健事業を実施しました。 | 効率性 | A | | | |
| 60 | 母子保健事業 | 健康増進課 | 親子支援を通して、親が育児不安・負担を解消し、健やかな子育てができている。 | 健康の保持増進、育児支援のため、妊産婦、乳幼児を対象に相談、健診、各種教室等の開催、家庭訪問等を行う。 | 新型コロナウイルス感染症拡大により、各種事業中止時には、専門職による訪問・面談を実施し、孤立しがちな家庭や複雑な家庭環境等にあるハイリスクケースの支援ができました。また、事業再開後は、各種事業感染対策を実施しながら切れ目のない事業を展開できるように対応しました。 | 妥当性 | A | 主に母子保健法に基づいた事業で、市町村が実施主体となります。親子の孤立やステップファミリーなど複雑な家庭環境の増加により、虐待予防の観点からもニーズは増大しており、必要な事業です。 | 現行どおり | 新型コロナウイルス感染症対策を取りながら妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。 |
| | | | | | 切れ目のない子育て支援を行うため、妊娠期から子育て期のきめ細やかな支援として各種事業を展開しています。 | 有効性 | A | | | |
| | | | | | 新型コロナウイルス感染症の感染状況や緊急事態宣言発令の状況に応じて、最適な事業形態を模索しながら実施しました。 | 効率性 | A | | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-------------------------|-------|---|---|---|-------|--------|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 61 | ことばの相談事業 | 健康増進課 | ことばの発達の遅れ、またはその疑いがある児童及び保護者が、個別相談を受け、関係機関の支援等を受けることで育児不安が軽減できる。 | ことばの個別指導・相談、関係機関との連携、小学校への引継ぎなどを行う。 | 個別相談や関係機関と連携し、ことばを含めた育ちの発達支援を行い、また、ニーズに応じて受診相談や療育相談を行うことにより、育児不安の軽減につながりました。 | 妥当性 | A | ことばの相談は福祉・保健・療育分野に関わる必要性の高い事業です。 | 現行どおり | 就学前のお子さんを持つ市民の、子どもの育ちに関する不安や心配に対し、他機関と連携しながら対応することで、親子関係が安定し、家族の健康度を保ちます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 乳幼児の育ちや、親子関係の相談を育児支援の枠内で扱うことで、保護者の経済的負担がなく、心理的負担の少ない方法で気軽に相談ができ、早期に必要な支援を行えました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 言語聴覚士が1名で、個別相談時間の確保が難しいため、関係機関と必要時連携を取り、保育園や幼稚園等集団の場での支援も行いました。 | | |
| 62 | 新型コロナウイルス対策妊産婦等支援事業 | 健康増進課 | 新型コロナウイルス感染症拡大による影響を大きく受ける中で、妊娠、出産した家庭への経済的支援のため給付金を支給する。 | 新型コロナウイルス感染症対策として、妊婦および出産された方へ支援を行う。 | 新型コロナウイルス感染症拡大による影響を大きく受ける中で、妊娠、出産した家庭529件に5万円を給付し経済的支援が実施できました。 | 妥当性 | A | 国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業として認められたものです。 | 完了 | 令和2年度のみのも事業です。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 妊婦および産婦に対して、給付金を支給することで経済支援を行うことができました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業を利用し財源を確保して実施できました。 | | |
| 63 | 新型コロナウイルス対策2歳6か月児歯科健診事業 | 健康増進課 | 新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式に対応し個別方式で2歳6か月児歯科健診を実施し、むし歯予防への支援を行う。 | 新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式に対応した2歳6か月児個別歯科健診を行う。 | 個別方式による2歳6か月児健診を実施し、536人の受診がありました。国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業を利用することで、健診を実施することができ、むし歯予防の支援をすることができました。 | 妥当性 | A | 国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業として認められたものです。 | 完了 | 母子保健事業の中で集団方式による健診を実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 新型コロナウイルス感染症対策をしながら個別方式で健診を受診することができ、むし歯予防に寄与することができました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業を利用したことにより、個別対応での健診を実施することができました。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|--------------------|-------|---|---|--|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 64 | 保健センター管理運営事業 | 健康増進課 | 保健センターを衛生的、安全に管理し、利用者が安心して利用している。 | 市民の生活に密着した保健サービスの拠点となる保健センターの保守・保安管理、施設・設備の維持管理を行う。 | 施設管理等委託、施設老朽箇所の工事や修繕により、安全で安定した施設運営が行え、良好な使用環境を整えることができました。 | 妥当性 | A | 建築物として各種法定点検が必要です。また、市民の健康づくり、保健事業の拠点として多くの市民が利用しており、施設の老朽化に伴い、快適性の維持、安全管理が必要です。 | 現行どおり | 適正な保守、点検により改善箇所を検出します。修繕、改修等の実施は、優先順位をつけ、大きなものは計画的に行っていきます。また、可能な限り本庁舎管理との一括契約や同一業者に委託する等により経費を縮減していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 各種点検、修繕等を行い、市の保健事業の最大にして唯一の拠点である保健センターを、衛生的、安全に管理できています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 通年業務については、本庁舎管理と協力し可能な限り一括契約等により経費の縮減を行っています。なお、建物が築30年を超え、維持管理のコストが増加していくことが見込まれます。 | | |
| 65 | 休日夜間急病診療所事業 | 健康増進課 | 休日夜間急病診療所業務が円滑に遂行されることにより、市民が休日夜間における適切な一次診療を受けている。 | 医師会等の協力により、日曜・祝日及び年末年始の夜間に市保健センター内に休日夜間急病診療所を開設し、急病患者の応急診療を行う。 | 地区医師会・市薬剤師会等の従事協力により初期診療業務を運営することができました。 | 妥当性 | A | 医療法および県保健医療計画に基づき、市が公設診療所で初期救急医療を確保することにより、市民が安心して適正な救急診療を受けられる体制を維持する必要があります。 | 現行どおり | 救急医療機関は、経常的に存在することにより、市民の安心につながり、また、初期救急医療を確保することは市の役割であることから、平常時から基本的な診療体制を整備しておく必要があるため、継続して運営します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | コロナへの不安から受診控えがあったと推察されますが、診療や電話相談対応により、急病時の苦痛や不安の軽減とともに、繁忙期には、2次救急医療機関の負担軽減につながっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 初期救急医療であるため医療設備等は必要最小限で運営しており、医師会、薬剤師会の協力を得ながら必要最低限の経費で維持管理を行っています。また、発熱外来の指定を受けなかったため、実績は大幅に減少しました。 | | |
| 66 | 国保運営事業（国民健康保険特別会計） | 国保年金課 | 医療費を適正化することで、保険者及び被保険者の医療費負担軽減になっている。適正な資格審査及び資格管理を行うことで、被保険者が安心して医療を受けられている。 | 資格管理及び被保険者証交付事務などの電算化、被保険者資格の適正化、退職被保険者等資格の適正化、医科・歯科レセプト及び柔道整復療養費申請書の2次点検による医療費の適正化、国保運営協議会の開催等を行う。 | 業務委託により、レセプトの2次点検を行い、医療費の適正化や被保険者資格の適正化を行いました。運営協議会を開催し、国保運営の重要事項について審議しました。 | 妥当性 | A | 国民健康保険法で定められている事業であり、健全で安定的な国保運営をするためには必要な事業です。 | 現行どおり | 被保険者の資格確認を行い、レセプト等の2次点検による医療費を適正化することで、引き続き適正かつ安定的な運営を実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | レセプトの2次点検による医療費の適正化、被保険者資格の適正化及び運営協議会の開催について、成果目標を達成でき、一定の効果をいただいています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 必要な事務の電算化や委託化により、効率的に事業を実施しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|---------------------------|-------|---|---|---|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 67 | 国保給付事業 (国民健康保険特別会計) | 国保年金課 | 保険者が医療費など適正な負担をすることにより、被保険者が一定の負担で安定的な医療サービスを受けられている。 | 国保連合会から請求された保険者負担分及び診療報酬審査手数料を支払う。被保険者が申請した療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費などを支払う。 | 被保険者に対して、適正な保険給付を行い、負担の軽減につなげました。 | 妥当性 | A | 国民健康保険法で定められている事業であり、被保険者が一定の負担で安定的な医療サービスを受けるうえで必要な事業です。 | 現行どおり | 国保連合会で診療報酬審査を委託し、適正かつ効率的な事業運営を行います。被保険者が一定の負担で安心して医療サービスが受けられるよう適正な保険給付を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 適正な保険給付をすることで、必要な医療サービスが受けられ、被保険者の負担軽減につながります。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | レセプトの審査、支払事務を委託にすることにより、事務の軽減につながり、適正化・効率化を行います。また、必要な事務の電算化により効率的に事業を実施しています。 | | |
| 68 | 国保保健事業 (国民健康保険特別会計) | 国保年金課 | 保健事業を展開することにより、医療費の抑制を行い、健全で安定的な運営を行っている。被保険者の健康維持増進及び疾病予防が自己の医療費負担の軽減になっている。 | 40歳以上の国民健康保険の被保険者に対し、メタボリックシンドローム等生活習慣病を中心とした疾病予防を目的とする特定健康診査・特定保健指導を行う。疾病の早期発見のために人間ドックの受検費用に対し、助成を行う。 | 被保険者に対し、特定健康診査・特定保健指導及び、短期人間ドック助成事業を行い、医療費の負担軽減と被保険者の健康維持増進に取り組みました。 | 妥当性 | A | 特定健康診査・特定保健指導については国民健康保険法第82条で定められている事業であり、被保険者の健康維持増進、健全で安定的な事業運営のため必要な事業です。 | 現行どおり | 引き続き被保険者に対し、特定健康診査・特定保健指導及び、短期人間ドック助成事業を行います。また、受診勧奨を行い、受診者を増やすことで疾病の予防・早期発見・早期治療につなげ、また、糖尿病性腎症重症化予防事業を行い、さらなる医療費の負担軽減と被保険者の健康保持増進に取り組んでいきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 特定健診の結果から、積極的支援と動機付け支援に該当する者に保健師や管理栄養士など、専門職による継続的な支援を行い、被保険者の生活習慣を改善することで、被保険者の健康維持、疾病予防が行われています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 引き続き補助金を活用し、効果的な保健事業を展開することで、受診率の向上を目指します。 | | |
| 69 | 国保税賦課徴収事業 (国民健康保険特別会計) | 国保年金課 | 適正な賦課及び徴収により被保険者が公平に保険税を負担している。 | 国民健康保険被保険者に対する保険税の賦課徴収を行う。 | 市税等収納向上対策本部による滞納整理を実施し、令和3年度からの電子収納を導入する準備を行いました。また、新型コロナウイルス感染症により一定程度収入が減少した被保険者等に対し、保険税の減免を実施しました。 | 妥当性 | A | 地方税法に定める規定と国保税条例に基づく事業です。加入世帯の員数・所得に応じて国保税を賦課徴収するもので、負担の公平性から必要な事業です。 | 現行どおり | 市税等収納向上対策本部による滞納整理並びに国保税収納員による収納事務を実施します。また、令和3年4月から、スマートフォン決済アプリを利用した納付を開始します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 被保険者の世帯員数・所得状況を適切に把握し、適正な保険税賦課を行います。また、滞納整理等の実施により収納率が向上しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 市税等収納向上対策本部において計画した、効果的かつ効率的な徴収対策を実施しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|--------------------------------|-------|--|---|---|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 70 | 国保税還付金 (国民健康保険特別会計) | 国保年金課 | 保険税の還付及び充当を行うことで、被保険者が保険税を適正に納めることができる。 | 過誤納保険税は、未納期間がある場合、まず未納となっている保険税や他の市税等に充当処理を行う。充当すべきものがない場合や、充当してもなお過誤納保険税が残る場合に還付処理を行う。 | 被保険者の過誤納から生じる還付金支出について、短期間で的確に実施し納税者の税負担の公平性につなげました。また、新型コロナウイルス感染症により一定程度収入が減少し、保険税の減免の対象となった被保険者に対し、既に納付済みの保険税還付を行いました。 | 妥当性 | A | 還付・充当は地方税法に定められているものであり必要な事業です。 | 現行どおり | 地方税法の規定と国保条例に則り過誤納金を的確に管理し短期間での還付充当処理を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 還付・充当を的確に処理することで納税者の税負担の公平性につながっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 充実した電算化によりの確に課税が管理され、結果として過誤納による還付充当も効率的となっています。 | | |
| 71 | 後期高齢者医療制度事務事業 (後期高齢者医療特別会計) | 国保年金課 | 被保険者の身近である市役所で、窓口業務を担うことにより、各種申請手続きの利便性がよくなる。後期高齢者医療制度の適正な運営が行われる。 | 被保険者の資格の得喪や給付の申請などの窓口業務を行う。 | 各種申請書の受付業務や、保険証の再発行などを行い、後期高齢者医療制度の円滑な運営ができました。 | 妥当性 | A | 高齢者の医療の確保に関する法律第48条及び千葉県後期高齢者医療広域連合規約第4条別表第1に掲げる事務であるため必要です。 | 現行どおり | 被保険者の利便性がよくなることで、安心して医療が受けられるよう実施していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 高齢者の医療の確保に関する法律第48条及び千葉県後期高齢者医療広域連合規約第4条別表第1に掲げる事務であり、被保険者の申請手続きの利便性につながっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 高額療養費支給申請書や基準収入申請書など各種申請書の窓口での受付及び保険証の郵送により、被保険者の利便性がよくなっています。 | | |
| 72 | 長寿・健康増進事業助成事業 (後期高齢者医療特別会計) | 国保年金課 | 短期人間ドックを受検することにより、生活習慣の見直しや疾病の予防・早期発見が可能となり、健康保持が増進され医療費抑制に繋がる。 | 短期人間ドック受検料の助成を行う。 | 短期人間ドック受検料の助成を行い健康保持の増進に寄与することができました。 | 妥当性 | A | 短期人間ドックを受検することにより、生活習慣の見直しや疾病の早期発見ができ、早期治療及び医療費の抑制につながるため必要な経費です。 | 現行どおり | 短期人間ドック受検料の助成を行うことで、疾病を予防・早期発見でき、医療費抑制にも繋がるため、関係機関と連携を行います。また、令和3年度から千葉県後期高齢者医療広域連合からの補助金が廃止となったことから、今後、助成額等の見直しの検討を引き続き行う必要があります。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 短期人間ドック受検料を助成することで、被保険者が負担する受検料が軽減されるとともに、被保険者の健康保持の増進、疾病の早期発見、早期治療が期待されます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 千葉県後期高齢者医療広域連合からの補助金が令和3年度から廃止されるため、今後、助成額の見直しの検討が必要です。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-------------------------------------|-------|---|---|--|-------|--------|---|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 73 | 後期高齢者医療制度保険料徴収事務事業 (後期高齢者医療特別会計) | 国保年金課 | 後期高齢者医療制度の適正な運営が行われている。 | 千葉県後期高齢者医療広域連合により決定された保険料を徴収する。 | 負担能力に応じた保険料を徴収することで、制度を円滑に運営することができました。また、新型コロナウイルス感染症による保険料の減免を実施しました。収納率向上対策として、市税等収納向上対策本部による滞納整理を実施しました。 | 妥当性 | A | 高齢者の医療の確保に関する法律第104条及び千葉県後期高齢者医療広域連合規約第4条別表第1に掲げる事務であり、負担能力に応じた保険料を徴収することで、円滑な制度運営を行うために必要です。 | 現行どおり | 高齢化の進捗に伴い、医療費の増大が予想されることから保険料の確保が不可欠となるため、関係法令に則って保険料の収納率向上を目指します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 広報・ホームページ等で納付方法に関する周知・啓発を行うとともに、電話催告・休日滞納整理を実施により収納率の向上を目指しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 他の課と連携をとり、計画的に効果・効率的に収納対策を実施しています。 | | |
| 74 | 後期高齢者医療保険料還付金 (後期高齢者医療特別会計) | 国保年金課 | 被保険者の過誤納となった保険料を還付することで、被保険者の保険料を適正に納めることができる。 | 被保険者の過誤納となった保険料を還付する。 | 賦課更正等に伴い過誤納となった保険料を還付し、適正な保険料を徴収することができました。 | 妥当性 | A | 高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法に基づき行っている必要な事業です。 | 現行どおり | 被保険者の過誤納となった保険料を迅速に還付します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 保険料の還付を適正に処理することで、被保険者の公平な負担につながっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 事務の電算化により、過誤納となった保険料の還付処理を効率的に行っています。 | | |
| 75 | 国民年金事務事業 | 国保年金課 | 国民年金第1号被保険者の資格取得、免除申請等及び老齢基礎年金等の制度の説明を行うとともに、各種申請書等の届出の受付を円滑に行い年金制度の普及・啓発を行う。 | 国民年金被保険者などの資格の得喪及び免除や年金裁定請求の受付を行い進達を行う。 | 国民年金第1号被保険者に関する各種届出事務や裁定請求に関する事務を行い、被保険者等に対し年金制度の普及・啓発を行いました。また、年金事務所と連携して、相談業務を行いました。 | 妥当性 | A | 国民年金法第3条及び第6条に定められており、市が実施すべき法定受託事務です。 | 現行どおり | 法定受託事務であるため、関係法令に則って事務を適正に実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 被保険者の各種届出申請などの手続きが適正に行われています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 窓口業務の委託や事務の電算化により、効率的に事業を実施しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

健康こども部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | |
|----|------------|-------|----------------------|--|--------------------------------|--|--------|-------------------------------------|---------|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 |
| 76 | 日雇特例健康保険事業 | 国保年金課 | 日雇特例健康保険が適切に受けられている。 | 被保険者手帳の収入印紙の貼付を確認し、被保険者の受給資格の検認を行う。また受給資格者票や被保険者手帳の交付・更新を行う。 | 事務の適正な実施により、日雇特例保険が適切に受けられました。 | <p>妥当性 A 健康保険法施行令第61条第1項及び第62条に定められており、市が実施すべき法定受託事務です。</p> <p>有効性 A 各種届出申請などの手続きを適正に行い、被保険者が日雇特例健康保険を適切に受けられています。</p> <p>効率性 A 日雇特例被保険者数は極めて少ないですが、効率的に事業を実施しています</p> | 現行どおり | 法定受託事務であるため、関係法令に則って事務を適正に実施していきます。 | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

環境経済部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|----------|-------|---|---|---|-------|--------|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 1 | 環境政策推進事業 | 環境政策課 | 環境施策に関する事項の審議結果が環境行政の運営に反映されている。 | 環境審議会において環境政策に関する審議を行うため、委員の委嘱、会議の運営等を行う。 | 審議会に諮る重要事項がなかったため、環境審議会は実施しませんでした。第2次環境基本計画の進行管理を行いました。 | 妥当性 | A | 環境審議会は、環境基本法第44条及び地方自治法第138条の4及び四街道市環境審議会条例に位置づけられており、実施すべき事業です。 | 現行どおり | 環境審議会を適切、効率的に運営します。第2次環境基本計画の進行管理を着実にを行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 環境施策に関する重要事項を審議し、適正な環境行政の運営に寄与しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 重要事項の審議に当たり、すぐに諮問できる体制を整えていることにより、緊急性を要する案件に迅速に対応できています。 | | |
| 2 | 環境衛生推進事業 | 環境政策課 | 四街道駅周辺をはじめとした市内全域が清潔できれいなまちになり、市民が快適に生活している。 | 市民が快適に生活できる清潔できれいなまちづくりを推進するため、環境美化推進重点地区の見回りや駅前公衆トイレの衛生管理、環境美化表彰などを実施する。 | 市民が快適に生活できる清潔できれいなまちづくりを推進するため、環境美化推進重点地区の見回りや駅前公衆トイレの衛生管理、環境美化表彰などを実施しました。 | 妥当性 | A | 「まちをきれいにする条例」における、市民が快適に生活できる清潔できれいなまちづくりを推進するために必要な事業です。 | 現行どおり | 美化推進重点地区を中心に市内の環境美化に関する施策を引き続き推進します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 事業を推進することで、四街道駅周辺をはじめ市内の環境美化が維持されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 市内の美化を進める個人、団体の活動が広がっており、行政との連携が進んでいます。 | | |
| 3 | 食品衛生事業 | 環境政策課 | 市民及び事業者に食中毒防止の啓発を行うとともに、食中毒注意報及び食中毒警報の発令時はすばやく、注意喚起を行うことで市民が食の安全を確保できている。 | 県と連携し食中毒注意報及び食中毒警報の発令時の各関係機関への周知を行う。 | 食中毒注意報及び食中毒警報発令時の各関係機関への周知を行いました。 | 妥当性 | A | 管内保健所と連携し食中毒防止を行う必要があります。 | 現行どおり | 引き続き食中毒注意報及び食中毒警報発令時の各関係機関への周知を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 市内の状況を把握する市が県と連携することで適切な状況判断が可能となります。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 食中毒注意報及び警報発令は県の権限となりますが、市が連携することで適切な状況判断が可能となり、市民の食の安全の確保につながっています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

環境経済部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|------------|-------|--------------------------------|--|--|-------|--------|---|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 4 | 畜犬事業 | 環境政策課 | 狂犬病の予防及び人と動物が共生できる社会が形成されている。 | 狂犬病予防法に基づく飼犬の適性飼育の一環として、登録鑑札の交付、狂犬病予防注射済票の交付、集合狂犬病予防注射を実施する。 | 犬の登録鑑札の交付、狂犬病予防注射済票の交付を実施しました。 | 妥当性 | A | 犬の登録及び注射は、狂犬病予防法に基づき実施する事業です。 | 現行どおり | 犬の登録鑑札の交付、狂犬病予防注射済票の交付、集合狂犬病予防注射を実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 狂犬病発症を防止するとともに飼犬の適正飼育につながっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、集合狂犬病予防注射は実施できませんでしたが、市内動物病院との連携や飼い犬の登録等臨時窓口の開設により、狂犬病予防注射の実施率の減少を最大限抑制させました。 | | |
| 5 | 飲用水衛生対策事業 | 環境政策課 | 水道法等に基づき水道施設が適正に管理されている。 | 水道施設の水質及び施設が適正に管理されるよう立入検査等による指導を行う。また適切な施設指導及び施設把握のため諸手続きの審査及び受理を行う。 | 水道施設の水質及び施設が適正に管理されるよう立入検査等による指導を実施しました。また適切な施設指導及び施設把握のため諸手続きの審査及び受理を実施しました。 | 妥当性 | A | 水道法第39条及び四街道市小規模水道条例第8条に基づく必須事業です。 | 現行どおり | 引き続き、水道施設の水質及び施設が適正に管理されるよう立入検査等による指導を行います。また適切な施設指導及び施設把握のため諸手続きの審査及び受理を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 小規模水道施設の適正管理につながっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 計画的な立入り調査を行っています。 | | |
| 6 | 市営霊園管理運営事業 | 環境政策課 | 霊園の安定管理、安定運営により利用者が安心して使用している。 | 墓地の使用許可、使用料及び管理料の徴収等に係る事務、霊園の一時使用受付事務・園内の清掃・樹木の剪定・施設の保守等の管理運営について指定管理者である地元地区へ委託する事務、その他霊園施設設備の保守点検等を各種専門業者に委託する事務を行う。 | 墓地の使用許可、使用料及び管理料の徴収等に係る事務、霊園の一時使用受付事務・園内の清掃・樹木の剪定・施設の保守等の管理運営について指定管理者である地元地区へ委託する事務、その他霊園施設設備の保守点検等を各種専門業者に委託する事務を実施しました。 | 妥当性 | A | 墓地、埋葬等に関する法律、四街道市営霊園条例、同条例施行規則に定められた霊園の整備業務です。 | 現行どおり | 墓地の使用許可、使用料及び管理料の徴収等に係る事務、霊園の一時使用受付事務・園内の清掃・樹木の剪定・施設の保守等の管理運営について指定管理者である地元地区へ委託する事務、その他霊園施設設備の保守点検等を各種専門業者に委託する事務を実施します。（令和4年度に市営霊園整備事業と統合します。） |
| | | | | | | 有効性 | A | 市営霊園の適正管理に寄与しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 適正な整備により効率的な運営につながっています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

環境経済部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|----------|-------|--|--------------------------------------|--|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 7 | 市営霊園整備事業 | 環境政策課 | 霊園を整備することにより、より多くの墓地使用者が安心して霊園を使用している。 | 必要に応じて改修工事等を行う。 | 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市営霊園内トイレの手洗い水栓を自動化する改修工事を行いました。 | 妥当性 | A | 墓地、埋葬等に関する法律、四街道市営霊園条例、同条例施行規則に定められた霊園の整備業務です。 | 現行どおり | 必要に応じて改修工事等を行います。（令和4年度から市営霊園管理運営事業に統合します。） |
| | | | | | | 有効性 | A | 市営霊園の適正管理に寄与しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 適正な整備により効率的な運営につながっています。 | | |
| 8 | 墓地等管理事業 | 環境政策課 | 公衆衛生上支障なく適正な墓地の使用及び改葬ができています。 | 墓地、納骨堂、火葬場の経営の許可等の事務を行う。 | 墓地、納骨堂、火葬場の経営の許可等の事務を適正に行いました。 | 妥当性 | A | 墓地、埋葬等に関する法律第5条（改葬）、第10条（経営許可等）及び四街道市墓地等の経営の許可等に関する条例に基づく必須事業です。 | 現行どおり | 墓地、納骨堂、火葬場の経営の許可等の事務を適正に行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 適正な事務の実施により、墓地の使用及び改葬が支障なく実施できています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 許可等の相談に適切に対応することで、その後の許可等を円滑に進めています。 | | |
| 9 | 公害調査測定事業 | 環境政策課 | 生活環境が公害などで汚染されていないことを知り、市民が安心して生活している。 | 継続的な公害調査を行い、大気、河川などが汚染されていないことを確認する。 | 河川水質、大気環境（ダイオキシン類濃度測定）及び地下水水質の各調査を実施しました。 | 妥当性 | A | 環境基本条例第21条及びダイオキシン類から大気を守る条例第6条に基づき実施しています。 | 現行どおり | 河川水質、大気環境（ダイオキシン類濃度測定）及び地下水水質の各調査を実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 市内の環境状況の継続的な把握が市民生活の安心につながっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 毎年計画的に市内の環境状況を把握し、最適に実施しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

環境経済部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|---------------|-------|--|---|--|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 10 | 環境保全対策事業 | 環境政策課 | 環境への負荷を低減し、地球温暖化防止等の環境保全に資するため、住宅用太陽光発電システム設置者等に補助金を交付することで普及が促進されている。野焼き行為、不法投棄等を防止し環境が保全されている。 | 市内の生活環境保全のため野焼き行為の指導、不法投棄及び残土等の埋め立て等の監視及び指導を行う。また、環境への負荷を低減し、地球温暖化防止等の環境保全に資するため、住宅用太陽光発電システム及び住宅用省エネルギー設備の普及促進に向け設置者に補助金を交付する。 | 住宅用省エネルギー設備等の普及のため補助金の交付を実施しました。また、補助金交付要綱の見直しを行い、改善をしました。 | 妥当性 | A | 環境への負荷の低減、地球温暖化防止等の環境保全に資するため今後も継続して実施する必要があります。 | 現行どおり | 住宅用省エネルギー設備等設置者への補助金交付を実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 住宅用省エネルギー設備等設置者に補助金を交付することで普及を促進し、環境への負荷が低減されています。また、職員による野焼き行為の指導等により、市内の生活環境が保全されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 住宅用省エネルギー設備等設置者への補助金については県補助を活用し、実施しています。 | | |
| 11 | 公害防止対策事業 | 環境政策課 | 生活環境が保全されている。 | 自動車騒音の測定及び調査・苦情に対応するため測定機器の維持管理を行う。 | 自動車騒音測定評価及び騒音、振動等測定機器の維持管理を実施しました。 | 妥当性 | A | 騒音規制法第18条に基づき実施しています。 | 現行どおり | 自動車騒音測定評価及び騒音、振動等測定機器の維持管理を行い、調査を実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 騒音、振動等の測定機器の維持管理を行い、調査・苦情に対応しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 最適な方法で実施しています。 | | |
| 12 | 合併処理浄化槽普及促進事業 | 環境政策課 | 高度処理型合併処理浄化槽を普及させることで、市民の生活環境の保全及び公衆衛生が向上している。 | 生活排水による公共用水域の水質汚濁防止のため、し尿と雑排水を合わせて処理する高度処理型合併処理浄化槽を設置した者に対し、合併処理浄化槽設置整備促進事業補助金を交付する。 | 高度処理型合併処理浄化槽を設置した者に対し、合併処理浄化槽設置整備促進事業補助金を交付しました。 | 妥当性 | A | 国、県の補助制度に基づく市の補助金支出事業です。 | 現行どおり | 高度処理型合併処理浄化槽を設置した者に対し、合併処理浄化槽設置整備促進事業補助金を交付します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 高度処理型合併処理浄化槽を普及促進させることで、市民の生活環境の保全及び公衆衛生が向上しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 市の補助金支出に係る国・県補助金の制度が確立されています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

環境経済部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|--------------|-------|--|--|--|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 13 | 地下水汚染防止対策事業 | 環境政策課 | 地下水汚染対策事業を実施し、汚染状況の把握及び汚染除去作業を行い、市民が安心して生活している。 | 観測井戸による水質などの監視及び汚染地下水の浄化作業を行うなど、地下水汚染対策を講ずるとともに、汚染井戸の水質調査を継続する。 | 地下水汚染機構説明調査、汚染井戸水質調査等を実施しました。 | 妥当性 | A | 地下水汚染防止対策として観測井戸及び汚染井戸の水質調査並びに曝気処理を行い汚染の拡散を防止するための事業であり、継続して実施する必要があります。 | 現行どおり | 物井地先の調査に加え、大日地区の汚染機構説明調査等を実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 地下水汚染防止対策として観測井戸及び汚染井戸の水質調査並びに曝気処理を行い汚染の拡散を防止するために実施しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 県と連携のうえ計画的に事業を実施しています。 | | |
| 14 | 自然環境対策事業 | 環境政策課 | 河川、湖沼の水環境の改善や治水対策に取り組むことにより、水質の悪化を防止し市民が安心して生活できる。また、ホタル自生地など優良自然地の保全を行う。 | 印旛沼流域水循環健全化会議の活動において河川清掃等を実施する。また、ホタル自生地保護のため、ホタル自生地の土地の借上げをする。 | 印旛沼流域水循環健全化会議の活動において河川清掃等を実施しました。また、ホタル自生地保護のため、ホタル自生地の土地の借上げを行いました。 | 妥当性 | A | 印旛沼流域市町等が一体となって印旛沼浄化対策に取り組む事業であり、本市としても流域自治体として継続的に行う必要があります。 | 現行どおり | 印旛沼流域水循環健全化会議の活動において河川清掃等を実施します。また、ホタル自生地保護のため、ホタル自生地の土地の借上げを行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 自然環境の保全を行うことにより、市民が暮らしやすい生活環境となっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 市職員及び市民団体等の協力により実施しており、コスト削減の余地はありません。 | | |
| 15 | 宅配ボックス購入支援事業 | 環境政策課 | ゼロカーボンシティ宣言の下、二酸化炭素排出量実質ゼロの地域社会の実現に向け、再配達に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、宅配ボックス設置者に対し補助金を交付することで普及促進されている。 | ゼロカーボンシティ宣言の下、二酸化炭素排出量実質ゼロの地域社会の実現に向け、再配達に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、宅配ボックス設置者に対し補助金を交付する。 | 宅配ボックス設置の普及のため補助金の交付を実施しました。 | 妥当性 | A | ゼロカーボンシティ宣言の下、二酸化炭素排出量実質ゼロの地域社会の実現に向け、実施する必要があります。 | 現行どおり | 宅配ボックス設置の普及のため補助金の交付を実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 宅配ボックス設置者に補助金を交付することで普及促進を行い、二酸化炭素排出量実質ゼロの地域社会の実現に向け、低減されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 最適な方法で実施しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

環境経済部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-----------------|--------|---|---|---|-------|---|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 16 | 廃棄物対策事業 | 廃棄物対策課 | 専門的知識の向上、情報の共有により、効率的かつ円滑に業務を実施する。また、ごみ処理対策委員の意見や助言を得て、効率的かつ円滑に業務を実施する。 | ごみ処理施策に関する諮問事項を審議するごみ処理対策委員会を開催する。全国都市清掃会議及び千葉県環境衛生促進協議会が主催する各種研修会に参加し、法令改正や他市町村の廃棄物行政の情報提供を受ける。不法投棄の迅速な撤去を行うとともに、不法投棄対策として看板の作製、設置を行う。 | ごみ処理対策委員会は、新型コロナウイルス感染防止対策により、家庭系ごみ処理手数料制度の効果が算定不可となったため、一般廃棄物処理基本計画の中間見直しの諮問を延期し、開催を見送りました。全国都市清掃会議及び千葉県環境衛生促進協議会が主催する各種研修会は、新型コロナウイルスにより意見交換会のみに参加となり、各市町村の廃棄物処理等に関する意見を聞くことができました。市民や事業所からの通報を受け、不法投棄物の回収、撤去を行うとともに、不法投棄対策として禁止看板の作製、設置を行い、公衆衛生を維持できました。 | 妥当性 | A | 一般廃棄物の処理に関する事務は、自治事務として定められており、職員の専門知識の習得や他市町村の情報収集は不可欠です。また、ごみ処理対策委員会については、各自治体により廃棄物の事情や方針が異なり、本市にとって最善の施策を検討するためには諮問等は必要です。 | 現行どおり | ごみの減量化・リサイクルなどの施策を立案する際に必要な職員の専門知識や先進自治体の情報を得るため、研修等に参加し、本市のごみ処理行政を担う職員の人材を育成します。ごみ処理施策に関して意見を伺うため、ごみ処理対策委員会を開催します。また、不法投棄禁止看板の作製、設置を行い、不法投棄禁止の周知を拡大します。 |
| | | | | | 有効性 | A | 研修会等による職員の専門知識の習得や他市町村の情報収集により効率的かつ円滑に廃棄物処理業務を行うことができています。 | | | |
| | | | | | 効率性 | A | 必要最小限のコストで、最適な方法により実施しています。 | | | |
| 17 | ごみ減量化・リサイクル推進事業 | 廃棄物対策課 | 循環型社会の構築に向け、3R啓発事業等を実施し、ごみの減量や資源物のリサイクルを推進する。 | ごみの減量、リサイクルを推進するため、買い物袋持参運動や産業まつりにおける啓発事業を行う。再資源化物集団回収事業実施団体等に対して助成を行う。 | 産業まつりは中止となりましたが、出前授業を通して食品ロス削減の啓発等3Rの啓発事業を実施し、ごみの減量、リサイクルを推進できました。令和2年9月1日から家庭系ごみ処理手数料制度を導入し、四街道市指定ごみ袋製造保管配送業務委託・四街道市指定ごみ袋受注収納管理業務委託・お試しセット配布・新旧ごみ袋交換といった各業務も滞りなく行いました。 | 妥当性 | A | 国が推進する廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用を通じ、環境負担の少ない循環型社会を構築するには、当事業は必要不可欠です。 | 一部改善 | ごみ処理手数料の導入により、一人1日当たりのごみ排出量の削減を行っていきます。また、一般廃棄物処理基本計画では、排出状況等に応じた目標数値等について、中間見直しを行います。同計画には食品ロス削減への取り組みを重要項目として新たに掲げます。 |
| | | | | | 有効性 | A | おおよそごみ減量傾向にあり、成果は上がっているものと考えます。また、市民活動が活発になることで、行政へのニーズも増大するものと考えられることから、当事業についても更なる拡充が必要です。 | | | |
| | | | | | 効率性 | B | 循環型社会の構築に向けて各施策の拡充により、市の費用負担は増大しますが、家庭系ごみ処理手数料制度の導入や民間事業者等によるリサイクルを活性化させることにより、行政によるごみ処理経費やリサイクル費用の負担が軽減されれば、将来的にトータルコストは削減される可能性があります。 | | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

環境経済部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | |
|----|-------------------|--------|--|--|--|--|--|--------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 |
| 18 | 新型コロナウイルス対策家計応援事業 | 廃棄物対策課 | 新型コロナウイルスによる外出自粛のため、家庭ごみの排出の増大が見込まれることから、ごみ袋に対する家計支援をする。 | 1人につき、新指定可燃ごみ袋30リットルサイズ30枚分を無料で配布する。 | 一時、市役所内において混雑を招きましたが、多くの市民に新指定ごみ袋を配布することができました。 | 妥当性 A | ごみ処理手数料制度の導入における家計負担の増加、外出自粛による家庭ごみの排出増加を考慮すると、本事業は家計支援に重要な役割があったと推察しています。 | 完了 | 令和2年度のみのも事業です。 |
| | | | | | 有効性 A | 国の交付金を利用した家計支援策として、有効性は十分に見込まれます。 | | | |
| | | | | | 効率性 B | 市役所にて混雑を招いたという課題はありましたが、コストを抑えつつ、多くの市民に配布することができました。 | | | |
| 19 | 次期ごみ処理施設整備事業 | 廃棄物対策課 | 次期ごみ処理施設等の整備を行い、市民が安心・安全に生活できる。 | 将来にわたって安定的なごみ処理を実現するための施設整備を行う。また、次期ごみ処理施設等用地の維持管理を行う。 | 土壌汚染対策法に基づき、地下水モニタリング調査及び深度調査を実施し、更に詳細な土壌汚染状況の把握ができました。また、深度調査の結果から、埋土層等に宙水が確認され、その宙水について、更なる調査が必要となりました。 | 妥当性 A | 現行ごみ処理施設の老朽化に伴い、一般廃棄物の処理等のため、新たなごみ処理施設の整備が必要不可欠です。 | 一部改善 | 今後の土壌汚染状況調査について、指定調査機関と調査方法等を協議検討を重ね、県に相談したうえで実施し、早期に土壌汚染対策の検討を進めます。 |
| | | | | | 有効性 B | 土壌汚染対策等の検討や新たに必要となった調査により、施設稼働時期が後ろ倒しになりましたが、現クリーンセンター周辺自治会と協議書、協定書、確認書により、新施設整備が必要です。 | | | |
| | | | | | 効率性 B | ごみ処理施設建設に向け、土壌汚染対策法に基づく調査を進めることができましたが、新たに鉛及びその化合物の土壌含有量基準の超過が確認されました。 | | | |
| 20 | ごみ処理施設周辺対策事業 | 廃棄物対策課 | 次期ごみ処理施設等用地周辺及び現クリーンセンター周辺地域の環境整備を行う。 | 次期ごみ処理施設等用地周辺地域からの要望に答えるとともに、現クリーンセンター周辺地域との協議を行う。 | 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、関係自治会等との協議会の開催回数が減少したが、それ以外の場面において、関係自治会等との協議並びに交渉を真摯に進めるとともに、次期ごみ処理施設の円滑な推進に向けて取り組む事ができました。 | 妥当性 A | 新たなごみ処理施設の整備には、関係自治会等との協議が必要不可欠です。 | 現行どおり | ごみ処理施設の操業及び整備においては、何より地元地区のご理解を得る事が最重要課題であり、協議並びに交渉を真摯に進めていきます。 |
| | | | | | 有効性 A | 国の交付金を有効的に活用し、次期ごみ処理施設等用地周辺地域の環境整備を進めることができました。 | | | |
| | | | | | 効率性 A | 次期ごみ処理施設等用地周辺地域における整備事業及び生活基盤整備等の地域振興事業を地元地区との協議を行う中でより良い環境整備を進めるため、吉岡区道路整備等検討業務委託を執行しました。 | | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

環境経済部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | |
|----|------------------|-------|--|---|--|---|--|--------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 |
| 21 | 地域農業振興特別融資制度推進事業 | 産業振興課 | 農業制度資金が適正かつ円滑に融資運営されるとともに農業者の経営が安定している。 | 農業制度資金を利用した農業者及び農業団体に対し利子補給を実施する。地域農業振興特別融資制度推進会議を運営する。 | 利子補給を行うことで農業者の経営安定に寄与しました。 | 妥当性 A | 四街道市農業近代化資金利子補給条例の規定により、利子補給を行っています。 | 現行どおり | 農業制度資金を利用した農業者及び農業団体に対し、利子補給を実施します。 |
| | | | | | 有効性 A | 農業制度資金が適正かつ円滑に融資されることで、本制度を利用する農業者等の経営が安定します。 | | | |
| | | | | | 効率性 A | 市だけでなく、国や県も利子補給していますが、本制度を利用する農業者も応分の負担はしています。 | | | |
| 22 | 農産物生産等支援育成事業 | 産業振興課 | 農産物の生産性が向上し、経営が安定し、農政に関する情報提供や地区・地域の連絡調整ができる。また、農産物生産団体の事業の円滑化と組織が強化されている。 | 農林業に関する調査、研究、研修及び啓発などの事業に対し、各農業団体等への補助金等を交付する。また、農作物の生産性向上のため水稲病害虫防除や有害鳥獣捕獲を行う。 | 有害鳥獣捕獲事業では、鳥類・小型獣ともに目標数に届かないものの農作物の被害防止に一定の効果がありません。またイノシシ棲み家撲滅対策事業では、山梨地区の耕作放棄地の整備を行いました。 | 妥当性 A | 有害鳥獣捕獲事業は、鳥獣保護法に基づき実施しています。また、近年の有害鳥獣による各種被害が増加傾向にあり市民や農作物等への被害防止の観点から本事業を継続することは必要です。 | 現行どおり | 農林業に関する調査、研究、研修及び啓発などの事業に対し、各農業団体等への補助金等を交付します。また、農作物の生産性向上のため水稲病害虫防除や有害鳥獣捕獲を行います。 |
| | | | | | 有効性 A | おおむね目標とする有害鳥獣捕獲数を達成しました。これからも継続して捕獲することにより、農産物等の被害防止を行います。 | | | |
| | | | | | 効率性 A | 鳥類捕獲数は銃器による鳥類の捕獲が年2回により大幅な増加は期待できませんが、限られた予算の中で効果的な捕獲を行っています。 | | | |
| 23 | 市民農園事業 | 産業振興課 | 市民が野菜などの栽培を通じて自然にふれあうとともにレクリエーションの場として、農業への理解を深められ、環境が保全されている。 | 野菜などの栽培を通じて自然にふれあうことができるレクリエーションの場として、また、農業への理解を深める機会として市内3か所の市民農園の貸出しを行う。 | 市民に野菜などの栽培を通じて自然にふれあうことができるレクリエーションの場を提供し、市民の農業への理解を深めることに寄与しました。 | 妥当性 A | 市民農園を運営することで、農業に対する理解を深める一助となっております。 | 現行どおり | 市政だよりや市ホームページ等の広報を活用して積極的にPRし新たな利用者を開拓するとともに、利用率を踏まえながら利用区画数の見直しを検討します。 |
| | | | | | 有効性 A | 市民の農業に対する理解を深めるには市民農園の運営は有効です。 | | | |
| | | | | | 効率性 A | 市民農園の管理を土地所有者に委託することで、農園管理が効率的に行われています。 | | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

環境経済部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|--------------|-------|--|---|--|-------|--------|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 24 | 水田農業振興事業 | 産業振興課 | 売れる米づくりを基本として、消費者、市場重視の米づくりにより、農業経営が安定し、生産調整が円滑に行われている。 | 水田の転作現地確認及び奨励補助金を交付、経営所得安定対策等事業、土地改良水田維持に対する補助を行う。 | 飼料用米等の主食用米以外の作付を行う農家に対し、補助金の交付を行いました。また、水田の管理や転作の配分の際に利用する耕作台帳システムについて、適切に管理・運営を行いました。 | 妥当性 | A | 主食用米の価格の下落を防ぐには、国策である米の転作事業（経営所得安定対策事業）を推進する必要があります。 | 現行どおり | 飼料用米や米粉用米等の主食用米以外の作付を行う農家等に対し、国の経営所得安定対策等事業やその他の補助事業により支援します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 各農家における水稲の作付面積が小さく、自家消費のために米を栽培している農家がほとんどですが、一部の農家では主食用米から飼料用米等への転換が進んでいます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 水稲の作付面積が1ヘクタール未満の農家が多い本市では効率的かつ効果的な農作業は難しいですが、規模拡大する農家への農用地集積が進むことで作業効率は上がります。また、国主導で転作事業を推進していることから、国補助は今後も期待できます。 | | |
| 25 | 農業振興地域整備計画事業 | 産業振興課 | 農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の整備と保全がなされ、生産基盤の整備が進められ、生産性の高い農業が確立されている。 | 優良農地の整備・保全等、農業振興のため、農業振興地域整備計画を策定する。また、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地区域からの除外手続きや農用地区域外確認を発行する。 | 農業振興地域整備計画に基づき、農用地区域からの除外手続きや農用地区域証明、同区域外の確認事務を適切に行いました。 | 妥当性 | A | 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地区域からの除外手続きや農用地区域証明、同区域外の確認事務は必要です。 | 現行どおり | 農業振興地域整備計画に基づき、農用地区域からの除外手続きや農用地区域証明、同区域外の確認事務を適切に行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地区域からの除外手続きや農用地区域証明、同区域外の確認事務を適切に行っています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 農用地区域からの除外手続きは農用地区域証明、同区域外の確認事務については、業者等からの依頼等に基づき適宜対応しています。 | | |
| 26 | 農業活性化事業 | 産業振興課 | 新規就農者が、就農後に経営が安定して農業が続けられている。 | 次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後に定着するため、資金等を交付する。 | 就農直後に課題となる所得の確保に対し、資金の交付を行うことで経営の安定化に寄与しました。 | 妥当性 | A | 次代を担う担い手を育成するために、事業の推進が必要です。 | 現行どおり | 就農直後に課題となる所得の確保に対して、資金等を交付することで経営の安定化を目指します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 若い世代の担い手を育成することにより、農業環境の維持、発展に寄与します。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 農業次世代人材投資事業補助金の交付事務は、県からの指導に基づき適切に行っています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

環境経済部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|--------------|-------|---|--|---|-------|--------|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 27 | 畜産支援事業 | 産業振興課 | 生産者の経営の安定化及び畜産物の安全性が確保されている。 | 畜産に関する調査、研究、研修及び啓発などの事業に対し、畜産団体に補助金を交付するとともに、伝染病の発生予防及び蔓延防止の対策を実施する。 | 家畜伝染病の予防接種と継続的な畜舎消毒の実施により、家畜伝染病の発生を防止することができました。 | 妥当性 | A | 畜産農家の育成や経営の安定化のためには、畜産農家や関係団体への支援は必要です。 | 現行どおり | 家畜伝染病に関する補助を行うとともに、畜産事業等に対し支援を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 家畜伝染病の予防接種や畜舎消毒への支援により、畜産農家の経営安定化や畜産物等の安定供給につながっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 国、県、畜産団体等が実施する各種事業の動向を注視しながら効率的かつ効果的な事業を実施しています。 | | |
| 28 | 農業経営基盤強化促進事業 | 産業振興課 | 農用地の利用集積により、営農意欲の高い農業者の農業経営が効率化され、規模が拡大されている。 | 農業者から提出される、安定的な農業経営の基礎となる農業経営改善計画を審査し、認定農業者の認定を行う。 | 経営改善効率化に意欲がある農業者等が作成した農業経営改善計画について、新規1件、再認定6件を認定しました。 | 妥当性 | A | 効率的かつ安定した農業経営を営む農業者等の育成をするため、事業の推進が必要です。 | 現行どおり | 経営改善・効率化に意欲ある農業者を認定農業者に誘導するとともに、認定農業者に認定農業者推進事業補助金を交付し、農業経営の改善に必要な機械・施設整備を支援します。また、営農意欲のある新規就農者を認定新規就農者に誘導し、認定新規就農者支援事業を交付し、営農定着に必要な支援を実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 認定農業者は、国の補助制度が活用でき、施設や機械の整備や資金面で優遇されることから、認定農業者の育成を推進することは有効です。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 経営改善・効率化に意欲のある農業者を認定農業者に誘導することにより、農業経営の改善を行っています。 | | |
| 29 | 農道整備事業 | 産業振興課 | 農作業の効率化や地域住民の生活環境が向上している。 | 農家組合等からの要望により、未舗装軟弱道路の農道舗装の実施や表面の荒れた砂利農道に農道整備用砕石を配布する。 | 小名木、山梨地先の農道の舗装を行いました。また、農道整備用砕石については、希望する農家組合に配布しました。 | 妥当性 | A | 農作業時の安全や効率化を行うためには、継続して農道舗装や砕石の配布を実施する必要があります。 | 現行どおり | 農家組合等からの要望により、未舗装の農道や軟弱、劣化した農道を舗装・補修します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 農道を整備することにより、農作業時の安全や効率化につながります。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 整備が必要な農道を順位付けし、予算を配分することで、効率的に実施しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

環境経済部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|---------------|-------|--|--|---|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 30 | 農地保全管理事業 | 産業振興課 | 高齢化、混住化の進行で集落機能が低下し農地の保全管理が困難となっているため、地域ぐるみでの農地の保全管理や耕作放棄地拡大抑制の事業を行い良好な農地が保全されている。 | 国制度の多面的機能支払交付金事業(旧農地・水・環境保全向上対策事業)及び環境保全型農業直接支援対策事業交付事務、耕作放棄地対策事業として補助金の交付事務を行う。 | 地域農業者が協力して農業用排水路や農道等の草刈、泥上げ等を行う多面的機能支払交付金事業の実施者に対して交付金を交付しました。 | 妥当性 | A | 良好な農村環境の維持のためには、地域農業者が協力して実施している活動への支援は必要です。 | 現行どおり | 多面的機能支払交付金事業及び環境保全型農業直接支援対策事業の交付事務を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 事業実施により農村機能が適切に維持されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 国の事業である多面的機能支払交付金や環境保全型農業直接支払事業を効果的に活用しています。 | | |
| 31 | 林業振興事業 | 産業振興課 | 森林整備を計画的に実施することや適正な指導による森林の保全などを行うことで、適切な林業経営、災害などの被害防止、緑豊かな生活環境が保たれている。 | 森林整備事業への補助金事務、伐採届の受理、小規模林地開発行為に伴う意見書の提出、緑の募金運動を実施する。 | 植林・下刈等の作業を行った実施者に対して、森林環境整備支援事業補助金の交付を行いました。緑の募金については、目標額を上回る募金額を集めることができました。 | 妥当性 | A | 水源涵養土砂の流出防止など、森林の持つ多面的機能を発揮させるために森林整備事業は必要です。 | 現行どおり | 植林・下刈・枝打ち・間伐の作業を行う実施者に対して、新たな森林整備事業等で支援します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 森林整備事業の実施により、森林の荒廃化防止につながっています。また、緑の募金は当該年度の募金目標額を上回っています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 現場を熟知する森林所有者が森林整備事業を実施することで、森林が適切に整備・保全されます。また、緑の募金は区・自治会で取りまとめもらうことにより、効率的に募金を集めています。 | | |
| 32 | 保存樹木樹林等保存選定事業 | 産業振興課 | 保存価値の高いもの、樹種が稀なもの、樹木を保存、管理することにより、緑化が保全されている。 | 四街道市樹木・樹林等保存要綱に基づき、保存樹木等の選定を行う。 | 現存している保存樹木・樹林について相談等のあった管理者に対し適切に対応しました。 | 妥当性 | A | 四街道市樹木、樹林等保存要綱に基づき、市が選定した保存樹木、樹林について、管理者に適切に管理してもらう必要があります。 | 現行どおり | 現在指定している保存樹木、樹林を適正に管理するよう管理者と連携します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 市が保存樹木、樹林に指定することにより、安易な伐採の防止や保存価値の高いものや樹種が稀なもの等の保存・管理が適切に行われます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 保存樹木、樹林の管理助成金は平成27年度に廃止しましたが、その後も管理者によって適切に管理されています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

環境経済部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|--------------|-------|---|---|---|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 33 | 農業施設災害復旧事業 | 産業振興課 | 災害により破損した農業目的道路及び公共施設などを被害状況の把握及び復旧を支援することで、安定した農業経営ができている。 | 被害発生した農道、農地の調査・報告・復旧支援を行う。 | 実績はありませんでした。 | 妥当性 | A | 台風や地震等の災害により破損した農道等の施設を復旧するために必要な事業です。 | 現行どおり | 台風や地震等の災害により被害が発生した農道等の農業施設について、現地確認、調査、復旧等を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 被害があった場合は適切に対応しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 被害があった場合は適切に対応しています。 | | |
| 34 | 食育推進事業 | 産業振興課 | 食育に関わる関係者が一体的に食育の普及・啓発を行い、食育活動が充実している。 | 近年、食生活をめぐる環境の変化に伴い、市民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進することが喫緊の課題となっていることから、食育に関する施策や事業を推進する。 | 食育推進計画に基づいた各種施策を、各担当部署で取り組みました。 | 妥当性 | A | 健全な食生活を実践するため、食育による基礎的な知識を身に着つけることで、生産者の作物の安全性などへ関心を深めるために必要です。 | 現行どおり | 食育関係は他課（指導課、健康増進課、保育所等）と連携し事業を推進していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 各担当部署で食育に関する各種施策が共有できます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 食育推進計画に沿って、各担当部署と各種施策に取り組んでいます。 | | |
| 35 | 森林ボランティア養成事業 | 産業振興課 | 森林所有者とともに森づくりをサポートする森林ボランティアを養成するため、森林ボランティア養成講座を開催する。 | 枝打ちや間伐など、森林の管理に必要な基礎的知識習得のための講義と、刈り払い機やチェーンソー等の操作実習を行う。 | 森林保全ボランティア養成講座を3回開催し、森林ボランティアの人材確保を行いました。 | 妥当性 | A | 森林所有者の高齢化等により、森林を整備する担い手が不足する中、市民を森林保全ボランティアとして養成することは森林の荒廃化を防止する上で必要です。 | 現行どおり | 森林の管理に必要な基礎的知識の習得のための講義と、チェーンソー等の機械の操作実習を行う養成講座を開催し、森林整備の担い手となる森林ボランティアを養成します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 水源涵養や土砂の流出防止など森林が持つ公益的な機能を発揮させるために、森林保全ボランティアを活用した森林整備は有効です。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 森林保全ボランティアが高齢化した土地所有者に代わって森林整備に従事することで、作業効率のアップが期待できます。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

環境経済部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|------------|-------|---|---|--------------------------------------|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 36 | 商工業振興促進事業 | 産業振興課 | 商工業の振興を促進することで、地域経済が活性化されている。 | 大規模小売店舗立地法や中心市街地の活性化に関する事項、商工近代化及び開発促進に関する事項の諮問を行う附属機関の運営を行う。 | 大規模小売店舗の届け出がなく、商工開発促進審議会を開催しませんでした。 | 妥当性 | A | 大規模小売店舗の立地による周辺環境への影響に配慮するためには、審議会を通じて様々な意見を集約する必要があります。 | 現行どおり | 大規模小売店舗の届出により、商工開発促進審議会を開催し、大規模小売店舗出店等に係る周辺環境への影響等について意見を集約します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 審議会を通じて、様々な意見を集約することによって、大規模小売店舗の立地による周辺環境への影響に配慮しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 意見を集約するにあたり、学識経験者や公募による市民などにより構成されている審議会を通じて、効率的に実施しています。 | | |
| 37 | 中小企業資金融資事業 | 産業振興課 | 融資及びその借入により生じる利子に対し支援を講じることで、中小企業の育成が振興している。 | 中小企業の育成と振興のため、中小企業者への資金融資及びその利子補給を行う。 | 利用者の円滑な資金調達を実現し、経営安定化及び事業拡大等に寄与しました。 | 妥当性 | A | 中小企業を育成振興するため、市が関与すべき事業です。 | 現行どおり | 中小企業者等に対する資金の貸付を円滑にするため、貸付金融機関にその資金源を預託します。また、融資申込者に対する経営の診断を中小企業経営診断顧問に委託します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 国・県及び他市町村が実施する融資制度の動向に注視しながら、事業者が利用しやすい制度に改善することで、中小企業等の経営安定化、事業拡大等につながっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 利用者は国、県及び市で実施する融資制度からどの制度を利用するか選択できることから、国、県の制度と連携し、効果的に実施しています。 | | |
| 38 | 産業まつり実施事業 | 産業振興課 | 市内の農産物、商工業製品等の展示及び即売等を通じて産業の発展状況を広く市民へ紹介することにより、生産者・商工業者と消費者との相互理解が深められている。 | 農林業団体、商工業団体、消費者団体等で構成される四街道市産業まつり実行委員会とともに、産業まつりを開催する。 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止しました。 | 妥当性 | A | 農業や製造業、小売業など異業種交流の場として、また消費者が市内産業の状況を知ることができる場として、市内産業の活性化のために必要な事業です。 | 現行どおり | コロナ禍におけるイベント実施について内容を見直します。市内外から産業まつりへの来場者増につながるよう、産業まつり実行委員会において、事業の効率性の観点から、引き続き経費の削減を目指します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 市内の事業者や団体が一堂に会する場を設けることで、消費者にとっては市内産業の状況について知ることができ、また農商工業者にとっては異業種交流の場として、市内産業を盛り上げていく機運を高めるものとなり、相互理解が深まっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 協賛金の新規獲得など歳入増にも着手し、必要最低限の経費支出で事業を開催することで、補助金額等に事業を左右されないように、経費削減を目指しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

環境経済部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-------------|-------|--|--|--|-------|--------|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 39 | 商工振興支援事業 | 産業振興課 | 各種商工団体等の活動を支援することで、地域の商工業が振興している。 | 地域の総合的な経済団体である商工会及びその他の団体の円滑な活動を支援するとともに、活動への助言、意見交換等を行う。 | 各団体の活動が効果的かつ適切に行われることで、地域経済の活性化に寄与することができました。 | 妥当性 | A | 地域の商工業振興や地域の経済活動の維持、向上を行うため必要な事業です。 | 現行どおり | 商工業を活性化させるため、各種商工団体に対して支援を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 各種商工団体の活動に対して補助金を交付することにより、安定した団体活動や地域と団体との交流が行われ、商工振興につながっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 補助率を設定するなど、自主性や自立性を促進することにより、効果的に実施しています。 | | |
| 40 | 中心市街地等活性化事業 | 産業振興課 | 中心市街地が活性化することにより、地域経済が活性化されている。 | 中心市街地の活性化に向け、空き店舗等活用事業補助金等を交付する。 | 空き店舗を活用する事業者に対し補助金を交付するなど、中心市街地の活性化に寄与しました。 | 妥当性 | A | 市の顔ともいえる中心市街地の衰退は、市全体のイメージを損なうものであり、市が関与すべき事業です。 | 現行どおり | 中心市街地を活性化させるため、空き店舗等活用補助制度を運用します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 市内にある空き店舗等が減少するように補助制度を活用してもらうことで賑わい等を創出し中心市街地の活性化及び地域活性化につながっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 市内にある空き店舗等が解消できるよう利用しやすい補助制度を設けるとともに、市政だよりなど周知を行い、効果的に事業を促進しています。 | | |
| 41 | 企業誘致事業 | 産業振興課 | 既存企業の育成と併せて、企業立地動向を把握することにより、立地希望企業へ良好な立地環境が提供できる環境が整備されている。 | 既存企業の育成と併せて既存企業の状況及び企業立地動向を把握するとともに、千葉県指定団地協議会の事業に参加し、情報を得るなど他市町村の環境整備の情報を把握し、調査研究を行う。 | 県、近隣市町村が実施する優遇措置等の動向を注視しながら調査研究を行い、「企業立地促進基本方針」の策定に向けて、整備を行いました。 | 妥当性 | A | 雇用や自主財源の確保するため、地域の特性を生かした企業立地活動を推進する必要があります。 | 一部改善 | 「企業立地促進基本方針」に基づき、企業交流会や会社への個別訪問等による情報収集及び誘致活動を行います。企業立地の促進に向け、進出企業に対する優遇措置等を検討していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 企業立地の促進に有効な「企業立地促進基本方針」の策定に向けて整備を行いました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | B | 企業立地の促進に向け、進出企業に対する優遇措置等を検討する必要があります。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

環境経済部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-----------|-------|---|--|--|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 42 | 労働行政事業 | 産業振興課 | 労働に関する情報、求人情報などを提供することで、市民が就業に向けた活動ができています。 | 千葉県やハローワーク、ジョブカフェ千葉等との連携し、就労支援のためのセミナーの開催や労働関係の情報及び雇用情報の提供を行う。 | 就労支援にかかる高齢者、女性に関するセミナーを3市連携の一環として開催しました。3市連携以外でも他市・外部機関と共催で中高年向け再就職セミナーを開催しました。 | 妥当性 | A | 市民の生活基盤を支える労働問題は根幹的なものであり、継続して実施する必要があります。 | 現行どおり | 国・県の雇用、労働等に関する情報の提供を行います。3市連携事業、他市・外部機関との連携を継続し、また、庁内各課とも連携をしながら、就労支援のためのセミナーや説明会を開催します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 外部機関との連携によるセミナー開催や情報提供を実施することですぐに雇用に結び付くものではありませんが、継続的に事業を展開し、雇用の機会を促進しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 国、県及び庁内各課との連携することで、雇用・労働等に関する情報発信を効率的に実施しています。 | | |
| 43 | 観光支援事業 | 産業振興課 | 団体の活動等を通じて、観光のPRが円滑に展開できるよう支援することにより、四街道市の観光が周知されている。 | 観光事業の振興のため、市内の観光資源について環境対策を実施する。また、ちば観光プロモーション協議会を通じて四街道市及び四街道市の地元産業のPRを行うとともに、着地型旅行商品の研究・開発を行う。 | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたものの、千葉市・市原市との3市連携事業として行っている観光ガイドブックへプラン掲載等を行い、市の魅力、知名度向上につながりました。 | 妥当性 | A | 将来的な税の減収が見込まれるため、市の魅力を創出し、市内外に向けて情報発信を行うことで、交流人口の促進をする必要があります。 | 現行どおり | 和良比はだか祭り、福星寺だれ桜、鹿放ヶ丘地区も含め、引き続き市の観光資源のPRを行うことで、市の知名度向上につなげていきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 観光まちづくりを実践することで、来訪者を市内各所へ集散往来させることにより、地域活力の向上につながっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 地域主体で事業が推進できるよう、その母体となる地域住民等で構成される組織と連携し、地域資源を活用しながら取り組んでいます。 | | |
| 44 | 消費者教育推進事業 | 産業振興課 | 消費者団体への支援を行うことなどにより、自立した賢い消費者が育成されている。 | 消費生活に必要な情報や知識を提供するため、各方面の専門家などを招き、講座・イベントの開催、消費生活展、啓発資料の広報などとおして、消費者啓発を行う。 | 市民の消費生活の安定と向上につながりました。 | 妥当性 | A | 消費生活に関するさまざまな知識を提供するため、必要な事業です。 | 現行どおり | 消費生活講座や子ども消費者教室を継続して開催し、消費生活展においても啓発資料を配布します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 消費教育を行うことにより、賢い消費者を育成し、詐欺や悪徳商法などの被害防止に貢献しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 消費者の要望を考慮した講座計画等により、効率的な事業実施を行っています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

環境経済部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|------------------------|-------|---|--|---|--------|---|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| | | | | | | 具体的な内容 | | | | |
| 45 | 消費者保護事業 | 産業振興課 | 消費生活に関する相談等を行うことにより、一般消費者の利益が保護されている。 | 消費生活上の被害を未然に防止する啓発活動を行うとともに、多様化する消費生活相談に対するアドバイスや、和解の仲介を行う消費生活センターを運営する。 | 消費生活センターに消費生活相談員を配置して、契約上のトラブルや消費生活に関する相談に対応し、安全な消費生活を推進できました。 | 妥当性 | A | 消費生活に関するトラブルは多重債務問題も含め多種多様であり、かつ複雑化しています。今後もトラブル解決に向けて、消費生活センターの機能を強化・充実していくことにより消費者の保護を行っていく必要があります。 | 現行どおり | 相談員の資質向上を行い、電話及び来所の相談を受け付けていきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 消費生活に関するトラブルの相談に対し、適切な助言をすることで解決につながっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 有資格消費生活相談員を配置することにより、効率的に事業を実施しています。 | | |
| 46 | 人・農地プラン事業 | 産業振興課 | 人・農地プランを実質化させることにより、国・県の補助等が優先的に受けられるなど農業者に有利に働く。 | 各地区での説明会、アンケート(作成・実施・集計)、実質化計画、人・農地プラン検討会の開催などを行う。 | 本年度、1地区が実質化を希望し、アンケート等を実施するとともに、実質化に向けて話し合いをしました。また、他の2地区からも実質化の希望がありました。 | 妥当性 | A | 良好な農業環境の維持のため、地域農業者が多い地区が補助金を受けやすくするなど農業への支援は必要です。 | 現行どおり | 前年度からアンケート等の作業を行っている1地区と実質化の希望があった2地区の実質化をめざし進めていきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 事業実施により地区での農業支援の選択肢が広がります。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 国や県などの支援を優先的に受けたり、補助の条件を満たすなど農業者にとって欠かせないものとなっています。 | | |
| 47 | 新型コロナウイルス対策協力個人事業主支援事業 | 産業振興課 | 新型コロナウイルス感染症対策に対する支援を行うことで、感染症拡大の防止につながっている。 | 新型コロナウイルス感染症防止対策を講じた市内に店舗を持ち、市内在住の個人事業主に対し、協力金を支給する。 | 積極的に広報を行い、申請後速やかに協力金の支給をすることができました。 | 妥当性 | A | 新型コロナウイルス感染症拡大に係る支援策として、地方創生臨時交付金を活用した支援事業です。 | 完了 | 令和2年度のみのも事業です。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 感染拡大防止に取り組む事業者へ協力金を支給することで、感染対策の促進と感染拡大の防止につながりました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 地方創生臨時交付金を活用し、適切に支援を行いました。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

環境経済部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|----------------------------|-------|--|--|--|-------|--------|---|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 48 | 新型コロナウイルス対策飲食店等支援事業 | 産業振興課 | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた飲食店を支援することで、地域経済の下支えとなっている。 | 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い売り上げが減少している市内飲食店に対し支援金を支給する。 | 積極的に広報を行い、申請後速やかに支援金の支給をすることができました。 | 妥当性 | A | 新型コロナウイルス感染症拡大に係る支援策として、地方創生臨時交付金を活用した支援事業です。 | 完了 | 令和2年度のみのも事業です。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 売り上げが減少した飲食店への下支えとして有効な支援です。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 地方創生臨時交付金を活用し、適切に支援を行いました。 | | |
| 49 | 新型コロナウイルス対策特設サイト活用事業者等支援事業 | 産業振興課 | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた飲食店を支援することで、地域経済の下支えとなっている。 | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、影響を受けている市内の飲食店等に対して、「さきめし」を活用した支援を行う。市民等が外出自粛などで今は行けない市内のお店に対し、新たに構築する特設サイトを通じて、後でお店を訪れるという応援の気持ちを込めて、商品を先に購入する仕組みにより経済を活性化させる。 | 「さきめし」を活用した支援として、市内飲食店で使える50%分を上乗せしたプレミアムチケット販売キャンペーンを実施し、地域経済の活性化につながりました。 | 妥当性 | A | 新型コロナウイルス感染症拡大により、売り上げが大幅に減った飲食店を支援するため、地方創生臨時交付金を活用した支援事業です。 | 完了 | 令和2年度のみのも事業です。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 売り上げが減少した飲食店は購入後すぐ入金があるため、減収の一時的な穴埋めができ、営業の継続につながりました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | さきめしシステムは近隣市でも実施され、知名度も高いことから掲載店舗の広告的な役割も十分に果たすことができました。 | | |
| 50 | 新型コロナウイルス対策デリバリーサービス支援事業 | 産業振興課 | 飲食店に対し需要が増えているデリバリーサービスの支援を行うことで、新しい生活様式の推進につながっている。 | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための外出自粛等による、飲食店等におけるデリバリーの需要拡大に対応するため、市内の飲食店等がタクシーによる有償貨物運送を活用した場合の経費の一部を補助する。 | 飲食店におけるデリバリー需要拡大に対する支援として、タクシーによる有償貨物運送を活用したデリバリー事業の経費の一部を補助することで、デリバリーを促進し、新しい生活様式の推進と地域経済の活性化につながりました。 | 妥当性 | A | 新型コロナウイルス感染症拡大に係る支援策として、地方創生臨時交付金を活用した支援事業です。 | 現行どおり | タクシーによる有償貨物運送を活用したデリバリー事業の経費の一部を補助することで、デリバリーを促進し、新しい生活様式の推進と地域活性化を行います。令和3年度より事務事業名が「地域経済回復支援事業」に変更になります。 |
| | | | | | | 有効性 | A | コロナ禍におけるデリバリー需要の拡大に対応するべく、タクシーデリバリーという新しい方法で事業を実施することで、地域経済の活性化につながっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 地方創生臨時交付金を活用し、適切に支援を行いました。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

環境経済部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|----------------------|-------|--|--|--|-------|--------|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 51 | 新型コロナウイルス対策商工会補助事業 | 産業振興課 | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた四街道市商工会員事業所に対する支援を行うことで、地域経済の下支えとなっている。 | 新型コロナウイルス感染症拡大による経済的な影響を受けている四街道市商工会の会員事業所に対し、今後の感染症拡大防止対策等を支援するため、補助金を交付する。 | 四街道市商工会に補助金を交付することで、経済的な影響を受けている商工会及び会員事業所に対して感染症拡大防止対策等の支援を行うことができました。 | 妥当性 | A | 新型コロナウイルス感染症拡大に係る支援策として、地方創生臨時交付金を活用した支援事業です。 | 完了 | 令和2年度のみのも事業です。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 四街道市商工会を通じて、経済的な影響を受けている会員事業者へ適切に感染拡大防止対策等の支援を実施することができます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 地方創生臨時交付金を活用し、適切に支援を行いました。 | | |
| 52 | 新型コロナウイルス対策減収事業者支援事業 | 産業振興課 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内事業者に対し支援を行うことで、地域経済の下支えとなっている。 | 新型コロナウイルス感染症の影響により減収が続く事業者に対し、事業活動を安定化させるための支援として、各月の売上高減少率のうち20%以上50%未満となる月がある市内に事業所を有する法人又は個人事業主に対して、10万円を支給する。 | 新型コロナウイルスに関する支援金が多々ある中で、対象から漏れてしまった事業者の救済措置として、対象の事業者に速やかに支援金を支給することができました。 | 妥当性 | A | 新型コロナウイルス感染症拡大に係る支援策として、地方創生臨時交付金を活用した支援事業です。 | 完了 | 令和2年度のみのも事業です。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 売り上げが減少しているにもかかわらず、他の支援を受けられなかった事業者に対して、救済措置として有効に支援をすることができます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 地方創生臨時交付金を活用し、適切に支援を行いました。 | | |
| 53 | キャッシュレス決済普及促進事業 | 産業振興課 | キャッシュレス決済の推進を行うことで、新しい生活様式の推進につながっている。 | 新型コロナウイルス感染症拡大による経済的な影響を受けている市内店舗等に対し、地域経済を活性化させるため、キャッシュレス決済（PayPay決済）した場合に最大5千円のポイントを還元するキャンペーンを開催する。また、「新しい生活様式」であるキャッシュレス決済の普及促進を行う。 | 市内の全店舗を対象にキャンペーンを実施したことで、キャッシュレス決済の普及促進をすることができました。また、市民の消費活動を促し、地域経済活性化に寄与することができました。 | 妥当性 | A | 新型コロナウイルス感染症拡大に係る支援策として、地方創生臨時交付金を活用した支援事業です。 | 現行どおり | キャッシュレス決済事業者と協力してポイント還元キャンペーンを行い、キャッシュレス決済を推進することで、新しい生活様式の推進と地域活性化を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 新しい生活様式が求められる中で、キャッシュレス決済の普及促進は重要課題であり、市内の全店舗を対象に実施したことで、キャッシュレス決済の普及促進及び地域経済の活性化につながっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 地方創生臨時交付金を活用し、適切に支援を行いました。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

環境経済部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|----------------|----------|---|---|---|-------|--------|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 54 | クリーンセンター管理運営事業 | クリーンセンター | 適切な運転管理及び施設維持管理業務により、ごみを適正に処理するとともに、周辺環境への影響を防止することができる。 | ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の適正な維持管理と周辺環境への影響防止のため、施設の運転管理及び保守点検・整備を行う。 | 施設の保守点検及び整備修繕を実施したことにより、安定した施設運転ができました。また、測定では規制基準を満たすことができ、周辺環境への影響を防止することができました。 | 妥当性 | A | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、一般廃棄物の処理については市町村の責務となっているため、必要な事業です。 | 現行どおり | 設備機器の突発的な故障への対応を速やかに行い、安定的な施設運営を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 施設設備の保守点検等が計画的に実施されており、施設の安定的な運転管理がされています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 施設の経過年数等を考慮すると、本来であれば基幹改修工事を行う必要がありますが、必要最低限の修繕を実施することにより、コスト削減を行っています。 | | |
| 55 | 廃棄物収集運搬処理処分事業 | クリーンセンター | 集積所回収をはじめとする廃棄物の収集運搬、中間処理、リサイクル、最終処分を適正に行うことにより、市民が清潔な環境で安心した生活を送ることができる。 | 集積所に排出される家庭系ごみの収集、クリーンセンターに直接搬入される粗大ごみや事業系一般廃棄物の処理などを行う。 | 市で発生したごみを、11分別18品目に区分して収集運搬するとともに、リサイクルに配慮した適正な処理・処分を行うことで市民が清潔な環境で安心した生活を送ることに貢献できました。 | 妥当性 | A | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項（市町村の責務）により、必要な事業です。 | 現行どおり | 市民が清潔な環境で安心した生活ができるよう、引き続き廃棄物の安定継続的な収集運搬、処理処分を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 市で発生したごみを収集運搬し、適正に処理処分を行っています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 市で発生したごみについては、効率的に処理・処分を行っています。 | | |
| 56 | ゴミゼロ運動事業 | クリーンセンター | 散乱する空き缶等の市内一斉清掃を行うことにより、ごみの散乱防止と自然環境及び街の美観が守られる。 | 年1回実施する事業であり、自治会を中心に市民協力のもと空き地に投げ捨てられた空き缶などの市内一斉清掃を行う。 | 新型コロナウイルスの感染拡大の収束が見込めないことから、令和2年度は中止することとしました。 | 妥当性 | A | 県が行うイベントに同調して行うものであり、必要な事業です。 | 現行どおり | 平成30年度より年一回（春のゴミゼロ運動）に限定したため、より多くの市民の皆様に参加していただけるよう広く周知し、実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 市民の環境保全や清掃活動に対する意識を向上させる効果があります。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 秋のゴミゼロ運動を廃止したことにより、コストの削減を行っています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

環境経済部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-------------|----------|--|--|---|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 57 | 地区清掃収集処理事業 | クリーンセンター | 区・自治会が行う地区清掃活動によって発生する草などを収集することで自然環境及び街の美観が守られるとともに、住民の意識が向上する。 | 区・自治会が行う地区清掃活動によって発生する廃棄物(草など)の収集運搬を行う。 | 区・自治会が自発的に行う清掃活動を支援することにより、環境美化と住みよいまちづくりを推進することにつながりました。 | 妥当性 | A | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項(市町村の責務)により、必要な事業です。 | 廃止 | 令和2年度をもって廃棄物処理作業場を地権者に返還することに伴い、事業は終了となりました。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 区・自治会が行う地区清掃活動によって発生する草などを収集し、適正に処理を行いました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 区・自治会で発生したごみについては、最適な方法で収集、処理を行いました。 | | |
| 58 | 不法投棄廃棄物処理事業 | クリーンセンター | 市内に不法に投棄された廃棄物を収集し、適正に処分することで市民の生活環境を保全することができる。 | 市内に不法投棄された廃棄物について回収し処分する。また、市で焼却等の処理ができない廃棄物については、廃棄物処理業者に処分を委託する。 | 不法投棄された廃棄物について迅速に回収したことで、市民の生活環境を保全することができました。また、処理が困難な廃棄物について業者に委託することで、廃棄物を適正に処分することができました。 | 妥当性 | A | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項(市町村の責務)により、必要な事業です。 | 現行どおり | 不法に投棄されたごみを迅速かつ適正に処分することで市民の生活環境を保全するため、不法投棄が発生した場合は、迅速かつ適正に処分を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 市民からの要望に迅速に対応し、適正に処分を行っています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 市民からの要望に対しては、最適な方法で収集、処分を行いました。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

都市部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | |
|----|--------------|-------|--|--|---|--|---|--------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 |
| 1 | 都市計画事務事業 | 都市計画課 | 市民などの意見が反映された都市計画事業が推進されている。 | 都市計画に関する事項を調査審議する都市計画審議会を運営する。また、千葉県都市協会への負担金を支出する。 | 都市計画審議会を開催することにより、都市計画に関する事項をより専門的に、また市民の意見を反映する場となりました。千葉県都市協会主催の講習会に参加することで、より深い知識を得ることができました。なお、特定生産緑地指定への意向調査により、地権者の意向を把握することができました。 | <p>妥当性 A</p> <p>有効性 A</p> <p>効率性 A</p> | <p>都市計画審議会は都市計画法及び条例に基づいて設置している。また、千葉県都市協会に在籍することにより得る情報は業務に必要なものです。</p> <p>審議会を開催したことにより、専門的な見解や市民の意見を得ることができました。都市協会から得る情報は最新のものであり、業務に必要なものです。</p> <p>審議会については案件を取りまとめ、開催回数を必要最小限にしました。千葉県都市協会負担金については、県から根拠が提示されており、適正です。</p> | 現行どおり | 都市計画に関する事項を調査審議する都市計画審議会を開催します。また、千葉県都市協会への負担金を支出します。都市計画法第6条の規定に基づき、都市計画基礎調査を行います。 |
| 2 | 開発行為許可申請事務事業 | 都市計画課 | 無秩序な開発の防止、優良な宅地供給により、公共公益施設の整備が充実し、もって、市民生活環境が維持されている。また、計画的な土地利用が促進されている。 | 四街道市開発行為指導要綱に基づき事前協議を行う。都市計画法に基づく開発行為許可申請等に対する審査及び進達を行う。公有地の拡大の推進に関する法律及び国土利用計画法に基づき関係機関と連携する。 | 都市計画法に基づき開発行為の指導等を行ったことにより、無秩序な開発の防止、良好な宅地供給、公共公益施設の整備がなされ、もって市民生活環境を維持することができました。また、計画的な土地利用を促進することができました。 | <p>妥当性 A</p> <p>有効性 A</p> <p>効率性 A</p> | <p>都市計画法、公有地の拡大の推進に関する法律、国土利用計画法、地価公示法により、市が関与する事業として位置づけられています。</p> <p>都市計画法、公有地の拡大の推進に関する法律、国土利用計画法、地価公示法に基づき、関係機関と連携し、迅速かつ的確に実施することにより、市民生活環境の維持や計画的な土地利用が促進されています。</p> <p>都市計画法、公有地の拡大の推進に関する法律、国土利用計画法、地価公示法に基づき、関係機関と連携し、的確に実施しています。</p> | 現行どおり | 四街道市開発行為指導要綱に基づき事前協議を行います。また、都市計画法に基づく開発行為許可申請等に対する審査及び進達を行います。公有地の拡大の推進に関する法律及び国土利用計画法に基づき、関係機関と連携します。 |
| 3 | 公園緑地事務事業 | 都市計画課 | 許可を得ることにより安心して公園利用ができる。公園緑地に関する課題、研究、事例等の講義の受講により、知識・技術が向上する。 | 事前に公園利用の相談を受け、公園利用になじむ内容か、他事業の予定等を確認し、許可が必要な場合には、申請書の作成を依頼し、許可書を発行する。 | 都市公園の利用申請を許可することにより、市民が安心して公園を利用することができました。公園緑地に関する課題、研究、事例等の講義については、新型コロナウイルスの感染拡大により、中止や書面開催となり、受講できませんでした。 | <p>妥当性 A</p> <p>有効性 A</p> <p>効率性 A</p> | <p>都市公園法により、都市公園の管理は当該地方公共団体が行うことや、都市公園内の占用許可や管理上必要な事項を条例で定めることと規定されているため、都市公園設置者が許可権限を有しています。また、公園緑地に関する知識・技術向上のため必要な事業です。</p> <p>利用申請に対する許可や公園緑地に関する知識・技術が向上しています。</p> <p>公園の利用申請に関しては、法令・条例に基づく手続きであることから、実施方法に改善の余地はありません。また、発生するコストが軽微であることからコスト縮減の余地はなく、財源については、都市公園条例及び使用料条例に基づき原則有料ですが、地域・公益活動については使用料の減免を行っています。</p> | 現行どおり | 公園の利用許可申請については、公園利用の相談を受け、公園利用になじむ内容か審査し、許可が必要な場合には申請書の作成を依頼し、許可書を発行します。 |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

都市部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|---------------|-------|---|---|---|-------|--------|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 4 | 都市公園・緑地維持管理事業 | 都市計画課 | 都市公園や都市緑地を適正に維持管理することにより、市民が安全・快適に利用できる。 | 都市公園や都市緑地の管理を指定管理により行う。都市公園の維持補修工事を行う。 | 都市公園や都市緑地の維持管理を指定管理にすることにより市民が安全・快適に利用できました。 | 妥当性 | A | 都市公園法により、都市公園の管理は当該地方公共団体が行うことと規定されています。また、総合計画「施策29計画的な緑の整備」に位置づけられています。 | 現行どおり | 都市公園や都市緑地の維持管理を指定管理者に行わせることによりコストの縮減を行っています。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 経年劣化による施設の老朽化や使用頻度の高い遊具等の劣化・破損に伴う維持補修等を適切に行うことにより、市民が安全・快適に施設を利用できています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 都市公園の維持管理を公募による指定管理とすることで、公園緑地の維持管理のコストの縮減を行っています。 | | |
| 5 | 緑化推進事業 | 都市計画課 | 公共施設や民有地の緑化を推進し、みどりのまちづくりができています。 | 民有地の緑化や緑化意識の高揚によるみどりを保全し、緑化推進するため、市民の森の維持管理や市民との協働により、栗山みどりの保全事業を充実させる。 | たろやまの郷において市民団体との協働により遊歩道の維持管理を行いました。また、緑化イベントとして、稲刈り体験・自然観察会を行いました。 | 妥当性 | A | 貴重な緑や多様な生態系を守っていくため、樹林などの緑の計画的な保全や緑化を推進していく必要があります。 | 現行どおり | みどりの保全と緑化を推進するため、花と緑の基金を有効活用します。また、緑化推進事業としてたろやまの郷において、自然観察会など市民が緑と触れ合う機会を提供していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 樹林などの緑の計画的な保全や緑化を推進することにより、市民が身近な自然環境と触れ合う機会の提供につながっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 緑化推進を行うため、花と緑の基金を活用します。 | | |
| 6 | 道路管理事業 | 土木課 | 道路用地の適正な維持管理を行うことにより、通行者の安全が確保されるとともに、道路環境が美化されている。 | 道路事業を円滑に推進するため、民有地の借上、道路用地の測量、道路通行の安全確保、市内道路用地の草刈、清掃等を行う。 | 適正な道路用地の管理及び市民生活の安全を確保することができました。 | 妥当性 | A | 道路法第16条により市道の管理が定められています。 | 現行どおり | 市民の安全を確保するため、道路用地の適正な維持管理を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 道路用地の適正な維持管理を行うことにより、通行者の安全確保や道路環境が美化されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 市民の安全確保や要望等に応えるためには、現状どおり直接職員により対応する必要がありますが、市民との協働など一部に検討する余地があります。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

都市部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-------------|------|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------|--------|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 7 | 四街道駅前広場管理事業 | 土木課 | 四街道駅前広場の快適な利用及び環境美化がされている。 | 駅前広場及び駅周辺の清掃、花壇への花の植付及び植替えを行う。 | 市の玄関口に相応しい、環境に配慮した維持管理を行うことができました。 | 妥当性 | A | 道路法第16条により市道の管理が定められています。 | 現行どおり | 清掃や植栽を行い、引き続き良好な道路環境を維持していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 清掃や植栽などを行い、駅前広場の快適な利用及び環境美化を維持しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | シルバー人材センターへ業務委託することにより、市の玄関口に相応しい効率的な維持管理を行っています。 | | |
| 8 | 放置自動車対策事業 | 土木課 | 不法な放置自動車の撤去により、適正な道路用地の管理がされている。 | 道路に放置してある自動車を保管場所へ移送し、保管する。 | 令和2年度の執行実績はありませんでした。 | 妥当性 | A | 道路法に定められた又は準じた事業であり、道路管理者である市が行う必要があります。 | 現行どおり | 放置自動車が発生した場合には、道路の適正な管理を行うため、撤去等必要な対応を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 放置自動車の撤去により、適正な道路用地の管理につながっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 放置自動車が発生した場合に対応する事業です。 | | |
| 9 | 物井駅前広場管理事業 | 土木課 | 物井駅前広場の快適な利用及び送迎スペースの確保が保持されている。 | フラワーポットへの花の植付及び植替え、回転広場の土地の借上げを行う。 | 物井駅利用者に配慮した適切な維持管理を行うことができました。 | 妥当性 | A | 道路法第16条により市道の管理が定められています。 | 現行どおり | 花植えや送迎スペースの確保を行い、引き続き利用しやすいきれいな駅前広場を維持していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 花植えや送迎スペースの確保を行うことにより、利用しやすいきれいな駅前広場を維持しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | シルバー人材センターへ業務委託することにより、駅前広場に相応しい効率的な維持管理を行っています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

都市部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|------------|------|---------------------------------------|---|--|-------|--------|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 10 | 街路樹管理事業 | 土木課 | 街路樹の適正な管理により、道路環境の美化及び通行者の安全が確保されている。 | 良好な交通環境の維持、景観の保全のため、街路樹帯の除草、街路樹の剪定、消毒等の維持管理を行う。 | 道路環境の美化を維持できました。なお、関係自治会と実施時期を調整しました。 | 妥当性 | A | 道路法に定められた又は準じた事業（道路の付属施設）であり、街路樹の適正な管理のため実施しています。 | 現行どおり | 街路樹等の剪定等を適宜行い、管理を進めます。なお、関係自治会と協議し、時期等を調整します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 街路樹帯の除草、街路樹の剪定、消毒等を行うことにより、道路の景観及び安全が確保されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 歩行者の通行障害や落葉対策等に関して、剪定の強度や時期等を考慮し効率的に実施しております。 | | |
| 11 | 橋梁長寿命化対策事業 | 土木課 | 修繕計画にもとづき市民生活の安全性・快適性が向上している。 | 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、長寿命化維持修繕工事の設計、積算、発注、施工管理を行う。 | 橋梁の延命化や財政支出の平準化ができました。 | 妥当性 | A | 道路法第42条第1項により実施している事業です。 | 現行どおり | 橋梁長寿命化計画に基づき、計画的に修繕工事を実施します。令和3～4年度については、5年毎の点検年度となります。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 四街道市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、長寿命化維持修繕工事の設計、積算、発注、施工管理が適正化されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 橋梁の点検については、5年毎に点検を行い、効率的に進めています。 | | |
| 12 | 舗装修繕事業 | 土木課 | 安全で円滑な交通を確保し、市民生活の利便性及び安全性が向上している。 | 交通の安全確保のため、老朽化した市道の舗装修繕を行う。 | 効率的な維持管理を行い、ライフサイクルコストの削減を行うことを目的とする舗装修繕計画を策定することができました。 | 妥当性 | A | 道路法第42条第1項により実施している事業です。 | 現行どおり | 舗装の老朽化による事故、振動、排水不良などを防止するため、社会資本整備総合交付金を活用し、計画的に舗装修繕工事を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 舗装の老朽化による事故、振動、排水不良など修繕の重要度は高く、適切な実施により市民の利便性及び安全性を確保しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 国の交付金を活用しながら、客観的数値を把握したうえで、修繕計画を策定し執行しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

都市部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-----------|------|---------------------------------|---|--|-------|--------|---|---------|-------------------------------------|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 13 | 道路維持事業 | 土木課 | 市民生活の安全性・快適性が向上している。 | 市内道路の小規模な維持補修工事（舗装、排水）を行う。 | 市民生活に密着した生活道路の維持補修工事を迅速に行うことができました。 | 妥当性 | A | 道路法第42条第1項により実施している事業です。 | 現行どおり | 市民からの要望や苦情に対し、迅速に対応します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 舗装の老朽化による事故、振動、排水不良など修繕の重要度は高く、適切な実施により市民の利便性及び安全性を確保しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 限られた予算の中で、緊急性が高い事案から迅速に対応しています。 | | |
| 14 | 排水溝整備事業 | 土木課 | 不安のない安全安心な市民生活が確保される。 | 道路雨水排水を速やかに排除するため、排水溝工事等を行う。 | 道路排水を速やかに排除するため排水施設の設置工事及び排水ポンプの交換工事を実施しました。 | 妥当性 | A | 道路法第42条第1項により実施している事業です。 | 現行どおり | 排水溝工事等を行い、道路の排水機能を確保します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 道路冠水を解消することで、安全で安心な道路の維持管理を行っています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 限られた予算の中で、計画的に事業を進めています。 | | |
| 15 | 排水溝維持管理事業 | 土木課 | 冠水被害を防止することで、安全安心な市民生活が確保されている。 | 良好な道路排水を行うため、排水溝、排水ポンプなどの排水施設の清掃、保守点検を実施する。 | 排水機能が回復し、雨水を速やかに排水することができました。 | 妥当性 | A | 道路法第42条第1項により実施している事業です。 | 現行どおり | 排水溝の清掃、排水ポンプの点検保守を実施し、道路排水機能を維持します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 道路冠水を解消することで、安全で安心な道路の維持管理を行っています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 関係法令の規定により、清掃と産業廃棄物処理に分け、効率的に執行しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

都市部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-------------|------|---|-------------------------------------|--|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 16 | 道路改良事業 | 土木課 | 狭隘道路の拡幅、交差点の改良などを行うことにより、市民生活の安全性・快適性が向上している。 | 防災・安全上問題のある狭隘道路などの拡幅等整備を行う。 | 大日12号北線道路改良工事を実施し、安全で快適な道路空間を確保することができました。 | 妥当性 | A | 道路法第42条第1項により実施している事業です。 | 現行どおり | 安全で快適な道路空間確保のため、道路改良工事等を行っています。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 狭隘道路の拡幅等により、安全安心な道路が整備されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 既存道路における小規模改良は、即効性の観点から有効であり、効率的な維持管理につながっています。 | | |
| 17 | 道路・水路財産管理事業 | 土木課 | 適正な道路等用地の管理及び市民生活の安全性が確保されている。 | 市が管理している道路、河川、水路等と接する土地との境界を明らかにする。 | 適正な道路用地の管理及び市民生活の安全性を確保することができました。 | 妥当性 | A | 地方財政法第8条、不動産登記法及び境界訴訟において、土地権利者として対応が必要な事業です。 | 現行どおり | 道路等の用地を適正に管理するため、境界査定を引き続き実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 市が管理している道路、河川及び水路等と接する土地との境界を確定することにより、適正な道路等用地の管理及び市民生活の安全性が確保されます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 境界が未確定な用地について、計画的に事業進行しています。 | | |
| 18 | 排水路維持管理事業 | 土木課 | 市民生活の安全性、快適性が向上している。 | 良好な水路機能を維持するため、排水路の清掃や除草及び高木の伐採を行う。 | 排水路の清掃及び除草を行うことにより、溢水を未然に防ぐことができました。 | 妥当性 | A | 法定外公物など一般排水路の維持管理については、条例の定めにより実施している事業です。 | 現行どおり | 排水路の清掃及び除草を行うことで溢水を未然に防止し、良好な住環境が維持できています。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 経常的に行っている第3排水路のほか、市民要望に応じた排水路の清掃を行うことで、溢水を未然に防止し、良好な住環境が維持できています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 一般競争入札で執行しており、効率的実施しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

都市部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-------------|------|--|---|---|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 19 | 排水路整備事業 | 土木課 | 豪雨による浸水被害を解消し、市民生活の安全性・快適性が向上している。 | 雨水排水を速やかに排除し、浸水を防止するため、地下貯留施設の設計及び東部排水路等の改修工事を行う。 | 内黒田地先排水路整備工事及び四街道鹿渡線排水路整備工事を実施し、雨水排水を速やかに排除し、浸水を未然に防ぐことができました。 | 妥当性 | A | 法定外公共物など一般排水路の維持管理については、条例の定めにより実施している事業です。 | 現行どおり | 雨水排水を速やかに排除し、浸水を未然に防止するため、一般排水路の改修工事を実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 浸水被害解消に向けた対応について、計画的に事業を進めており、一定の成果が得られています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 現状において実施方法は最適と考えており、効率的に事業が進展されています。 | | |
| 20 | 市営駐車場維持管理事業 | 土木課 | 駅周辺に設置されている駐車場・自転車駐車場の適切な管理及び運営がされている。 | 市営駐車場・市営自転車駐車場の施設の日常管理・利用登録受付及び登録料等の収受事務、登録外自転車の除去作業を行う。24時間の機械整備、効率の良いシステムの構築、施設用地の借上げを行う。 | 四街道駅及び物井駅の利用者の利便性を向上することができました。 | 妥当性 | A | 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律により定められている事業です。 | 現行どおり | 道路環境を維持するため、引き続き駐車場の維持管理を行っています。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 市営駐車場及び市営自転車駐車場の維持管理を行うことにより、駅周辺の交通環境が保全されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 指定管理者制度を導入することにより、効果的・効率的な運営管理を行っています。 | | |
| 21 | 放置自転車対策事業 | 土木課 | 道路景観の維持及び適正な自転車の利用推進がされている。 | 放置自転車等の移動、保管、所有者への返却を行う。 | 四街道駅及び物井駅周辺の放置自転車等禁止区域を中心に延べ70日の移動作業で年間385台の放置自転車等の移動を行い、市民の安全と景観を確保することができました。 | 妥当性 | A | 道路法に定められた又は準じた事業であり、道路管理者である市が行う必要があります。 | 現行どおり | 放置自転車が発生した場合には、道路を適正に管理するため、撤去等必要な対応を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 放置自転車等の撤去により、適正な道路用地の管理につながっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 放置自転車が減少すれば、置場(保管場所)の用地を縮小することができますが、現時点では実現が困難です。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

都市部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|---------------|------|--|--|-------------------------------------|-------|--------|---|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 22 | 交通安全施設保守・整備事業 | 土木課 | 市内道路の円滑な交通確保と交通事故防止がされている。 | 市内道路の円滑な交通確保と交通事故の防止に向け、交通安全施設（ガードレール、反射鏡、標識等）の新規設置、交換、再設置を行うとともに、歩道部段差解消によるバリアフリー工事を実施する。 | 道路の円滑な交通を確保するとともに交通安全を推進することができました。 | 妥当性 | A | 道路法第42条第1項により実施している事業です。 | 現行どおり | 市内道路の円滑な交通確保と交通事故防止のため、各種交通安全施設の設置等、社会資本整備総合交付金を活用し、事業を計画的に行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 道路交通に必要な不可欠な各種交通安全施設を設置、維持することで交通の安全が保たれています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 国の交付金を活用しながら、市内道路の安全対策をまとめて執行することにより、事業の効率性を高めています。 | | |
| 23 | 手繰川維持管理事業 | 土木課 | 上手繰川及び周辺の環境を良好に維持することで、市民が安心して生活できている。 | 上手繰川護岸の草刈を実施する。 | 除草を行ったことにより、機能を保持することができました。 | 妥当性 | A | 河川法第2条により定められている事業です。 | 現行どおり | 引き続き手繰川の草刈を実施することにより、上手繰川及び周辺環境の機能を維持していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 上手繰川の草刈りを実施することにより、上手繰川周辺の環境及び浸水軽減しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 除草を最適な方法により実施しています。 | | |
| 24 | 道路占用管理事業 | 土木課 | 適正な道路用地の管理により、市民生活の安全が確保されている。 | 占用申請受理、指導、許可証の交付及び占用料の調定、請求を行う。道路法による道路工事の協議、指導、承認を行う。特殊車両運行許可及び上級官庁からの意見照会の回答を行う。 | 適正な道路用地の管理により、市民生活の安全確保ができました。 | 妥当性 | A | 道路法に定められた又は準じた事業であり、適正な道路用地の管理のため実施しています。 | 現行どおり | 道路法に基づき申請内容に応じて、適切に許可・承認事務を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 道路占用について、申請内容を精査し適切に許可・承認事務を行っているため、事業内容に問題ありません。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 効率的に事務の執行をしており、現行の実施方法に改善の余地はありません。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

都市部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|------------|------|------------------------------------|---|----------------------------------|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 25 | 急傾斜地崩壊対策事業 | 土木課 | 急傾斜地におけるがけ崩れ等が防止されている。 | 千葉県による急傾斜地崩壊危険区域について、がけ崩れ、土砂災害の防止対策を実施する。 | 地権者の同意が得られず、急傾斜地崩壊対策が施工できませんでした。 | 妥当性 | A | 急傾斜地崩壊危険区域に指定されており、国県に準じて実施している事業です。 | 一部改善 | 地権者の同意が得られるよう、引き続き交渉を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | B | 急傾斜地対策事業地の地権者の施工同意が得られず、対策工事が進んでいない状況です。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 現時点では、事業費は発生していません。 | | |
| 26 | 私道整備助成事業 | 土木課 | 私道整備に要する費用を助成することで、市民の生活環境が向上している。 | 私道整備に要する費用への助成金を交付する。 | 令和2年度の執行実績はありませんでした。 | 妥当性 | A | 市民生活の利便性や生活環境の向上のため、私道整備助成金要綱に基づき実施している事業です。 | 現行どおり | 私道整備に要する費用への助成金を交付し道路機能を向上します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 助成金を交付することにより、私道の整備が促進されており、快適な道路空間が確保される等、一定の成果が得られています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 申請内容に応じた適正な審査により、交付決定を行っています。 | | |
| 27 | 開発行為等指導事業 | 土木課 | 市民の生活環境が向上している。 | 開発行為指導要綱に基づき、帰属道路施設に対して指導、助言、検査を実施する。 | 生活環境の向上に寄与することができました。 | 妥当性 | A | 都市計画法の定めによる四街道市開発行為指導要綱に基づき実施する事業です。 | 現行どおり | 既存道路等施設への影響の防止や新設道路等施設に関する指導を行うことにより、良好な道路環境を保持します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 帰属等を受ける道路の構造や貯留施設などの雨水抑制の指導等を行うことにより、良好な居住環境や安全な道路環境が形成されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 開発行為の有無により事業に係る人件費に増減が発生しますが、基本的にコスト削減の余地はありません。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

都市部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|--------------|--------|---------------------------------------|--|---------------------------|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 28 | 道路法面等崩壊対策事業 | 土木課 | 道路法面崩壊対策を行うことで、市民の生活環境が向上している。 | 道路法面等の崩落危険箇所について、対策工事を実施する。 | 亀崎地先の法面地の対策工事を実施しました。 | 妥当性 | A | 道路法第42条第1項により実施している事業です。 | 現行どおり | 道路法面や擁壁が崩壊するおそれがある場合、対策工事を実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 崩壊対策工事により道路の安全性が向上し、第三者被害を未然に防止できています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 災害発生前に未然に対策を行うことでコスト縮減につながっています。 | | |
| 29 | 道路附属物等維持修繕事業 | 土木課 | 道路附属物等維持修繕を行うことで、市民生活の安全性・快適性が向上している。 | 道路附属物の維持修繕工事を行う。 | 令和2年度の執行実績はありませんでした。 | 妥当性 | A | 道路法第42条第1項により実施している事業です。 | 現行どおり | 道路附属物の老朽化や破損による事故等を防止するため、社会資本整備総合交付金を活用し、計画的に維持修繕工事を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 道路附属物の老朽化や破損による事故等維持修繕の重要度は高く、適切な実施により市民の利便性及び安全性を確保しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 国の交付金を活用しながら、客観的数値を把握したうえで、修繕計画を策定していきます。 | | |
| 30 | 道路整備事務事業 | 市街地整備課 | 道路整備事業を円滑に行うことで、安全な交通が確保できている。 | 地域高規格道路、国道、主要地方道等(県道)の整備を、国・県などの関係機関に対し陳情・要望を行う。 | 事業の必要性を関係機関に要望することができました。 | 妥当性 | A | 特定の事業について、国道・県道管理者に対し実情を訴え、処理等を要望することで、早期の解決や事業計画の検討などが行われるため、必要となります。 | 現行どおり | 要望活動、連絡調整事務、情報交換等の活動を今後も進めていきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 活動により交付金の獲得や道路整備事務事業進捗の一助となっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 要望先は数多くあり、市単独での活動を行う事は効果や効率を考えると不合理な活動と考えていますので、活動に賛同する協議会等に参加して要望等の活動を行っています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

都市部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-----------------|--------|---|--|---|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 31 | 街路推進事業 | 市街地整備課 | 道路整備財源の確保により、道路整備が遅滞なく推進されている。 | 街路事業を推進するため要望活動等を行う。 | 事業の必要性を関係機関に要望することができました。 | 妥当性 | A | 特定の事業について、国道・県道管理者に対し実情を訴え、処理等を要望することで、早期の解決や事業計画の検討などが行われるため、必要となります。 | 現行どおり | 要望活動、連絡調整事務、情報交換等の活動を今後も進めていきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 活動により交付金の獲得や道路整備事務事業進捗の一助となっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 要望先は数多くあり、市単独での活動を行う事は効果や効率を考えると不合理な活動と考えていますので、活動に賛同する協議会等に参加して要望等の活動を行っています。 | | |
| 32 | 用地管理事務事業 | 市街地整備課 | 適正な用地維持管理を行うことで、周辺環境が保全されている。 | 管理地の除草及び害虫駆除などを行う。 | 管理用地の除草、パトロール等を実施したことにより、景観や環境に配慮した用地管理を行うことができました。 | 妥当性 | A | 管理用地は、宅地等に隣接する市街地にあたるため、草刈や害虫駆除等により、景観・環境に配慮した管理が必要となります。 | 現行どおり | 草刈り、害虫駆除、パトロール等により景観・環境に配慮した用地管理を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 委託業務による管理用地の剪定、除草により、景観・環境に配慮した状態が得られます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 委託料の安価なシルバー人材センターとの契約や職員による除草作業により、最小の経費で管理しています。 | | |
| 33 | 3・3・1号山梨臼井線整備事業 | 市街地整備課 | 災害発生時の避難路・救助路・災害遮断、ライフライン空間の確保などにより、市民が交通利便性や生活する上での安全性を得る。 | 国道51号からみそら団地まで(1工区)及びみそら団地から物井まで(2工区)の都市計画道路の整備を進める。 | 橋梁築造工事、道路新設改良工事を行うことにより、都市計画道路の整備が進みました。 | 妥当性 | A | 事業の目的を達成するため、「都市計画道路整備プログラム」で早期整備路線として位置づけられている本路線の整備を計画的に進める必要があります。 | 現行どおり | 令和3年度工事を効率よく発注・施工管理ができるよう予算面を含め精査しながら事業を進めていきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 用地取得、道路整備工事等により、都市計画道路の整備が促進され、完成(供用開始)までの事務進捗率を上げる事ができました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 都市計画道路の整備事業については、事業内容を精査しながら交付金も含め、最小限の費用で整備できるよう検討して、事業を進めています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

都市部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|--------------------|--------|---|--|--|-------|--------|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 34 | 3・4・7号南波佐間内黒田線整備事業 | 市街地整備課 | 災害発生時の避難路・救助路・災害遮断、ライフライン空間の確保などにより、市民が交通利便性や生活する上での安全性を得る。 | 鹿渡南部特定土地区画整理事業地境から県道までの都市計画道路の整備を進める。 | 不動産鑑定評価委託を実施し、道路用地約227㎡を買収し、都市計画道路の整備が進みました。 | 妥当性 | A | 事業の目的を達成するため、「都市計画道路整備プログラム」で早期整備路線として位置づけられている本路線の整備を計画的に進める必要があります。 | 現行どおり | 地権者の理解を得ながら、道路用地の取得を進めていきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 用地取得、道路整備工事等により、都市計画道路の整備が促進され、完成（供用開始）までの事務進捗率を上げる事ができました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 都市計画道路の整備事業については、事業内容を精査しながら交付金も含め、最小限の費用で整備できるよう検討して、事業を進めています。 | | |
| 35 | 道路新設事業 | 市街地整備課 | 道路整備により、人・車等が安全に通行できている。 | 安全かつ快適な通行の確保のため、一般市道（生活道路）の新設改良を行う。 | 道路用地約10㎡の買収や用地測量等の実施により、安全かつ快適な、道路新設事業を進めることができました。 | 妥当性 | A | 人や車などの利用者の安全や道路機能の向上のために、道路新設改良工事を進める必要があります。 | 現行どおり | 整備順位に応じて国等の補助金を活用し継続していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 用地買収、道路整備工事により人や車などの利用者の安全や道路機能の向上が得られます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 要望箇所は市内で複数存在しているため、各箇所の事業効果を判断し順次計画的に整備していきます。また、交付金を含め、最小の経費で整備できるよう検討して、事業を進めています。 | | |
| 36 | 都市整備事務事業 | 市街地整備課 | 市街地の公共施設の整備改善及び宅地の利用増進並びに土地の健全な高度利用を行う。また、四街道駅南側の周辺を整備する。 | 市街地の計画的な整備等を推進するため、市街地整備事業等推進連絡協議会等を開催し、意見交換等を行うとともに、街づくり区画整理協会等の専門機関を通じて必要な情報収集を行う。 | 街づくり区画整理協会および千葉県市街地整備推進協議会による研修・講習会を通し、市街地整備に必要な知識・情報を収集することができました。また、現在、施行中の区画整理事業については、各々の事業において、適宜、関係機関との協議を実施しました。 | 妥当性 | A | 市街地を計画的に整備していくのは行政の役割であり、その取組においてより良い市街地整備の実現を目指すため、外部有識機関及び行政内部機関による協議検討を行うとともに、必要な情報収集は不可欠です。 | 現行どおり | 現在、3地区で土地区画整理事業が施行中であり、より良い市街地整備の実現を目指し、引き続き、行政内部機関等において協議検討を行うとともに、必要な情報収集を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 協議検討結果及び収集情報を市街地整備の考えの中に活かしています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 効率的な事業活動に伴う予算措置であり、コスト削減の余地はありません。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

都市部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-----------------------------|--------|--|--|--|-------|--------|---|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 37 | 鹿渡南部特定土地 地区画整理事業 関連事業 | 市街地整備課 | 公共施設の整備改善 と宅地利用を増進し、 健全な市街地形成を 進める。 | 鹿渡南部土地地区画 整理組合が施行する鹿 渡南部特定土地地区画 整理事業への技術的 援助等を行う。 また、事業を円滑に推 進するため施行者・関 係機関・関係各課との 協議調整を行うととも に、事業完了に向け て必要な整備や措置 等を実施する。 | 過度の資金不足によ り事業が停滞しており、 大きな進捗はありません でした。 なお、事業の早期完 了に向けた事業再 建計画を構築してい るところであり、市は 適宜、指導・助言を行 いました。 | 妥当性 | A | 事業資金の困窮により組合事業運営が不安定な状況にある中、事業を進展させ、事業を早期完了に導くためには、土地地区画整理法第75条第1項に基づく、事業促進のための助言や援助など、市からの側面支援が不可欠となっています。 | 現行どおり | 市の側面支援なしに 組合が事業運営を 行っていくのは実質困 難な状況です。また、 居住環境の早期整備 は住民の求めるところ であることから、事業 を早期完了に導くた め、引き続き、側面支 援を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 施行者への指導、助言等の結果により、早期事業完了に向けた再建計画の構築が進められています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 現時点では、側面支援に当たっては、事業費がかからない方法により実施しています。 | | |
| 38 | 成台中土地地区画 整理事業関連事業 | 市街地整備課 | 公共施設の整備改善 と宅地利用を増進し、 健全な市街地形成を 進める。 | 成台中土地地区画整理 組合が施行する成台 中土地地区画整理事業 への技術的援助等を行 うとともに、事業を 円滑に推進するため 施行者・関係機関・関 係各課との協議調整 を行う。 | 令和3年度の換地処 分に向け、国・県・市 等の関係部署と協議 調整を行うとともに、 適切な指導・助言を 行った結果、都市計 画道路等の公共施設 整備を進めることが できました。 | 妥当性 | A | 事業完了に向けて、土地地区画整理法第75条第1項に基づく、事業促進のための助言や援助など、市からの側面支援が不可欠となっています。 | 現行どおり | 居住環境の早期整備 は住民の求めるところ であるから、事業を早 期完了に導くため、引 き続き、側面支援を行 います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 側面支援の結果、区画整理区域内における道路等の公共施設整備が進捗しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 側面支援に当たっては、事業費がかからない方法により実施しています。 | | |
| 39 | 物井新田土地地区 画整理事業関連 事業 | 市街地整備課 | 公共施設の整備改善 と宅地利用を増進し、 健全な市街地形成を 進める。 | 物井新田土地地区画 整理組合が施行する物 井新田土地地区画整理 事業への技術的援助 等を行う。 また、事業を円滑に推 進するため施行者・関 係機関・関係各課との 協議調整を行うととも に、事業完了に向け て必要な整備や措置 等を実施する。 | 資金不足により事業 が停滞しており、大き な進捗はありません でした。 なお、事業の早期完 了に向け、市は適 宜、指導・助言を行 いました。 | 妥当性 | A | 事業資金の困窮により組合事業運営が不安定な状況にある中、事業を進展させ、事業を早期完了に導くためには、土地地区画整理法第75条第1項に基づく、事業促進のための助言や援助など、市からの側面支援が不可欠となっています。 | 現行どおり | 市の側面支援なしに 組合が事業運営を 行っていくのは実質困 難な状況です。また、 居住環境の早期整備 は住民の求めるところ であることから、事業 を早期完了に導くた め、引き続き、側面支 援を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 施行者への指導、助言等の結果により、早期事業完了に向けた再建計画の構築が進められています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 現時点では、側面支援に当たっては、事業費がかからない方法により実施しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

都市部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-----------------------|--------|--|---|--|-------|--------|---|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 40 | 法第76条(建築行為等の制限)受付許可事業 | 市街地整備課 | 土地区画整理事業区域内の適正な土地利用を行うことで、整合のとれた良好な住宅空間を整備する。 | 土地区画整理事業区域内の適正な土地利用を行うため、建築行為等の申請に対する確認及び処分を行う。 | 申請箇所における建築行為や土地形質変更行為の内容についての的確に把握するとともに、必要に応じて指導改善等を行ったことにより、土地区画整理事業区域内の適正な土地利用が行われ、良好住宅空間の整備が進みました。 | 妥当性 | A | 土地区画整理法第76条に規定する知事の権限に属する事務について、地方自治法第252条の17の2(条例による事務処理の特例)により実施しています。また、事業施行上の障害となる建築行為等を制限するための処分行為であり、行政処分の性質です。 | 現行どおり | 土地区画整理法第76条に基づく申請内容に対する確認及び処分により、土地区画整理事業区域内の適正な土地利用を行い、整合のとれた良好な住宅空間の整備を進めます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 申請内容に対する確認及び処分の結果、土地区画整理事業区域内の適正な土地利用が行われ、整合のとれた良好な住宅空間の整備が進んでいます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 事務費を伴わない一般的な事務作業ですが、効率的に実施しています。 | | |
| 41 | 四街道駅南口地区市街地再開発事業 | 市街地整備課 | 四街道駅南口地区市街地再開発事業を推進し、当該地区の土地の高度利用を促進するとともに、駅を中心とした南北一体型の都市を形成する。 | 準備段階にある四街道駅南口地区市街地再開発事業を進展させるため、当該地区の権利者に対して先進地視察研修や勉強会等を開催し再開発事業への理解を深める。 | 再開発事業の実施に向け情報収集を行うとともに、組合による事業展開の可能性について協議・検討を行いました。 | 妥当性 | A | 事業を進展させるための第1段階作業(再開発事業に対する理解促進、権利者間の合意形成、法定組合の設立等)に当たっては、市が主体となって活動する必要があります。 | 一部改善 | 準備組合の総会を開催し、組合員の意向の把握を行うと共に、今後の事業展開について検討します。 |
| | | | | | | 有効性 | B | 再開発事業に対する理解促進に取り組んでいるものの、権利者間において考え方が異なるため合意形成には至っておらず、権利者による準備組合活動を一旦休止しました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 事業費のかからない協議・検討を実施しています。 | | |
| 42 | 建築行政事業 | 建築課 | 建築基準法に基づいた安全な建築物で市民が生活している。 | 建築基準法令に基づき劣化の著しい又は違反した建築物などに対する除却・移転・改築・増築・修繕・模様替・使用禁止・使用制限などの命令などを行う。また必要に応じて、地区計画区域内における公益上必要な建築物の許可に関する意見聴取をするための地区計画建築審議会の運営及び中高層建築物等の建築に係る紛争の調停に関する委員会を運営する。 | 住宅の品質確保の促進、住宅関連産業を中心とする市内業者の活性化および本市への定住促進することができました。 | 妥当性 | A | 建築基準法第10条他に定められています。 | 現行どおり | 法令に基づき、今後も引き続き住宅の品質確保に向けて周知していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 建築基準法に基づいた安全な建築物で市民が生活しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 建築基準法第10条他に定められています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

都市部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-----------|------|--|--|--|-------|---|---|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 43 | 建築防災行政事業 | 建築課 | 災害に強いまちづくりを推進することで、公共の福祉が推進され、家屋などの倒壊による道路閉鎖などの被害が最小限になっている。 | 住宅・建築物の耐震化の取り組みを計画的かつ総合的に促進するための耐震改修促進計画を改定する。また、耐震相談会等による相談の実施や耐震診断や耐震改修工事にかかる費用に対し、補助金を交付する。 | 木造住宅の耐震化を促進することができました。地震等の発生時における危険なコンクリートブロック塀等の倒壊等による被害を防止するための安全対策を促進することができました。また、令和元年台風第15号からの一連の災害により被災した市内の住宅の屋根又は外壁等の修繕工事を行う者に対する支援事業補助金の執行により、被災住宅の復旧を促進できたので、令和2年度で完了しました。 | 妥当性 | A | 耐震改修促進法第6条に定められています。 | 現行どおり | 法令による市促進計画に基づき、耐震化をするため、引き続き周知していきますが、更なる周知策として、訪問個別相談も実施します。また、地震等の発生時における危険なコンクリートブロック塀等の倒壊等による被害を防止するため、引き続き安全対策を促進します。 |
| | | | | | 有効性 | A | 災害に強いまちづくりの推進することで、公共の福祉が推進され、家屋などの倒壊による道路閉鎖などの被害が最小限になっています。 | | | |
| | | | | | 効率性 | A | 耐震改修促進法第6条に定められています。 | | | |
| 44 | 建設リサイクル事業 | 建築課 | 建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、特定建設資材の分別解体及び再資源化などがなされている。 | 建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出の相談・受付・審査・現地調査などを行う。 | 建設資材の分別解体及び再資源化の促進することができました。 | 妥当性 | A | 建設リサイクル法第10条に定められています。 | 現行どおり | 今後も解体については増加傾向が予想されるので、引き続き届出受理およびパトロールを実施し、再資源化を促進していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、特定建設資材の分別解体及び再資源化などがなされています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 建設リサイクル法第10条に定められています。 | | |
| 45 | 建築確認申請等事業 | 建築課 | 適正、迅速に審査などを行い、建築基準関係規定に適合している建築物が建築されるとともに、指定確認検査機関における確認・検査が適正に実施されている。 | 建築基準法に基づく確認申請の審査、検査及び済証の交付などを行う。指定確認検査機関の行う建築確認審査など及び検査、審査などを報告書により確認する。 | 建築行政共用データベースシステムを使用することにより確認申請審査業務を適正かつ円滑に遂行できました。 | 妥当性 | A | 建築基準法第6条に定められています。 | 現行どおり | 近年は建築確認申請審査件数が増加傾向にあるため、引き続きデータベースを利用し、適正に情報を管理していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 適正、迅速に審査などを行い、建築基準関係規定に適合している建築物が建築されるとともに、指定確認検査機関における確認・検査が適正に実施されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 建築基準法第6条に定められています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

都市部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-------------|------|---|---|---|-------|--------|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 46 | 建築物統計調査等事業 | 建築課 | 建築物の着工動態を明らかにし、建築及び住宅に関する基礎資料が作成されている。また、当該建築物利害関係者の建築物売買の経済活動が適正且つ迅速に行われる状態になっている。 | 知事に建築工事件数、建築物災害状況を毎月報告する。記載証明を利用する当該建築物の利害関係者に建築台帳記載証明申請書の受付、証明書の交付などを行う。 | 建築物の着工動態の基礎資料が作成されました。また建築物売買の経済活動が円滑に遂行されました。 | 妥当性 | A | 建築基準法第15条に定められています。 | 現行どおり | 引き続き建築物の経済活動のため、工事届および記載証明を円滑に実施できるよう情報を管理していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 建築物の着工動態を明らかにし、建築及び住宅に関する基礎資料が作成されています。また、当該建築物利害関係者の建築物売買の経済活動が適正且つ迅速に行われる状態になっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 建築基準法第15条に定められています。 | | |
| 47 | 市営住宅入居者管理事業 | 建築課 | 適切な家賃算定を行うため、入居募集・入居者の異動・収入などを把握し、市営住宅使用料の徴収業務を行い市営住宅の施設維持管理に反映されている。 | 入居者の募集・順位の決定、異動・同居・承継・退去の手続き管理人の委嘱・住宅使用料の決定、滞納家賃の納付指導を行う。 | 適正な予算の編成及び執行管理を実施したことにより市営住宅の適正な管理運営を行いました。また、公営住宅管理システムの運用を開始したことにより、家賃算定及び収納管理を適切に行うことができました。 | 妥当性 | A | 公営住宅法に基づき実施しています。 | 現行どおり | 入居者の募集から各種手続き、使用料の徴収など、市営住宅の適正な管理運営を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 公営住宅法に基づき、適正な入居等の手続きを行うことにより適正に管理をしています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 入居者の申請に対する適正な事務処理を怠らず、家賃徴収においては滞納をなくすよう指導しています。また、財源の確保については、適切な処理を行う必要があります。 | | |
| 48 | 市営住宅施設管理事業 | 建築課 | 市営住宅の施設・設備などの補修・維持管理をすることで、入居者が良好な生活を送っている。 | 市営住宅の施設・設備の維持管理を行う。（修繕費・工事費の適切な支出方法・委託内容の見直し） | 市営住宅入居者への適正な指導、助言を行い、また、住宅施設等について、管理委託及び維持工事を執行したことにより、適正に維持管理を行いました。 | 妥当性 | A | 公営住宅法に基づき実施しています。 | 現行どおり | 入居者が快適かつ安全に住めるように、市営住宅の補修等維持管理を引き続き実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 市営住宅の補修・維持管理をすることにより、入居者が安全に暮らしています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 退去時及び施設の老朽化に伴う危険箇所の工事・修繕は、事前に発生の予想が困難であり、必要な時点において適切で最小限な方法をとっています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

都市部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-------------|------|--|--|---|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 49 | 市営住宅改善事業 | 建築課 | 老朽化した市営住宅に現代の生活実態に即した設備を整備することにより、入居者が安心して生活をしている。 | 公営住宅等長寿命化計画に基づき、各市営住宅の個別改善を実施する。 | 公営住宅等長寿命化計画に基づき、各市営住宅の個別改善及び点検を実施し、市営住宅入居者の健全な住環境(居住性向上・安全性確保)の整備を行いました。 | 妥当性 | A | 長寿命化計画に基づき、老朽化した市営住宅の施設・設備を社会的なニーズに即したものに整備・更新し、安心して住める住宅を供給しています。 | 現行どおり | 公営住宅等長寿命化計画に基づき、各市営住宅の個別改善及び点検を実施し、市営住宅入居者の健全な住環境(居住性向上・安全性確保)を整備します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 施設の長寿命化を行うため、長寿命化計画に基づき適切な時期に必要な改修を行っています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 長寿命化計画に基づき、各市営住宅の個別改善を実施し、入居者の居住性を高めています。 | | |
| 50 | 住生活基本計画推進事業 | 建築課 | 市民の住生活の安定及び向上が促進されている。 | 市民の豊かな住生活の実現を目指し、少子高齢化対応、ストック重視、居住の安定確保など、関係する施策と連携し、バランスの良い住宅政策を総合的かつ計画的に推進するために「住生活基本計画」を推進する。 | 四街道市住生活基本計画を関係機関等に周知し、施策の実施を指導しました。 | 妥当性 | A | 住生活基本計画を策定したことから、良好な住環境整備のため、計画に基づき、各種施策を推進します。 | 現行どおり | 市民の豊かな住生活の実現を目指すため、住生活基本計画の施策を推進していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 住生活基本法に基づき、市の実状に対応した住生活基本計画を策定し、その施策を実施することにより、住環境の整備等が行われています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 住生活基本計画の重点施策等の実施を行います。 | | |
| 51 | 空家等対策事業 | 建築課 | 空家の適正な管理および有効活用を推進している。 | 地域景観の悪化、ごみなどの不法投棄等の誘発、防災や防犯機能の低下など、さまざまな問題の発生が懸念される空家等に対応するため、空家等の実態調査を進め、効果的な対策を検討し、推進する。 | 空家の適正管理のため、市民からの空家の相談に応じ、現地確認の上、対応しました。空家対策として、関係団体と協定を締結し、空家の所有者に対して相談業務を開始しました。 | 妥当性 | A | 空家等の適正管理や有効活用を推進することにより、地域における居住環境を向上させるため、引き続き実施する必要があります。 | 現行どおり | 空家の適正管理のため、市民からの苦情等に対し迅速かつ適正に対応していきます。また、空家所有者からの相談に対し、関係団体と連携して解決していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 空家の所有者等への指導や相談業務により、空き家の適正管理や有効活用が行われています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 四街道市空家等対策計画に基づき、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施します。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

都市部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|--------------|------|---------------------------|--|---|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 52 | 三世代同居・近居支援事業 | 建築課 | 子育てを中心とした若い世代の定住促進がされている。 | 市内に居住する高齢者世帯(子ども世帯)について、市外に居住する子ども世帯(高齢者世帯)が市内の世帯の近居に住宅を購入(建設)した場合、その費用に対して補助金を交付する。 | 子育て環境の向上及び高齢者が安心して暮らせるよう、三世代(親・子・孫)で同居・近居をする方に住宅取得等(住宅の新築・購入)の費用に対して補助金(補助率1/2)を交付しました。 | 妥当性 | A | 介護、子育てなど親世帯と子世帯がお互いに協力できる環境づくりを促進するため、必要な事業です。 | 現行どおり | 住環境の向上と若い世代の定住を促進するため、補助金の交付を継続し、事業を推進していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 三世代同居および近居を促進することにより、住環境の向上と若い世代の定住が促進されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 効率的・効果的な方法で実施しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

上下水道部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|----------|-------|---|---|--|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 1 | 庁舎維持管理事業 | 経營業務課 | 庁舎を適正に維持管理することにより、安全性や快適性を確保し、効率的に業務を執行する。 | 庁舎の適正な維持管理のため、各種設備の保守点検及び庁舎の現状把握を行う。 | 庁舎を適正に維持管理することにより、安全性や快適性を確保し、効率的な業務を執行することができました。 | 妥当性 | A | 上下水道事業の事務を執行する庁舎として安全性と快適性を満たす必要があります。 | 現行どおり | 庁舎を適正に維持管理することにより、安全性や快適性を確保し、効率的な業務を執行します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 事務の執行場所としての安全性や快適性を確保するため、適正な維持管理を行っており、設備の経年劣化の対応もしています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 保守点検等により不具合箇所の早期発見をし、適切に対処することでコストの削減にもつながっています。 | | |
| 2 | 契約事務事業 | 経營業務課 | 上下水道事業に係る契約事務を統括して行うことにより、適正な契約締結するとともに事務を効率化する。 | 契約依頼に基づき適正な入札・契約事務処理をし、事業者が公平に入札に参加することができ、公正な競争の促進、不正行為の排除及び適正な施工を確保する。 | 上下水道事業に係る契約事務を統括して行うことにより、適正な契約を締結するとともに事務を効率化することができました。 | 妥当性 | A | 上下水道事業の運営上必要な施設の管理や点検、工事等の契約を地方自治法等に基づいて行っています。 | 現行どおり | 上下水道事業に係る契約事務を統括して行うことにより、適正な契約を締結するとともに事務の効率化を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 契約事務の執行に関して、誤りなく執行できています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 問題なく執行しており、事務的であるためコストに関して大きな変化はありません。 | | |
| 3 | 料金徴収事務事業 | 経營業務課 | 水道の開閉栓、検針業務、転居に伴う料金の精算等を行うことにより、上下水道料金等の支払いの利便性の向上、滞納を抑制する。滞納者に対しては、適正な措置を行い対処する。 | 水道メーターの検針を隔月に行う。この使用水量に基づき、上下水道料金等を契約者に請求し、口座振替又は納入通知書での納付を依頼する。なお、滞納者に対しては、督促状の送付や給水停止処分を行う。 | 使用水量に基づき、料金等の請求を行い、口座振替又は納入通知書により収納しました。また、料金等未納者に対しては督促状の送付や給水停止処分を行いました。 | 妥当性 | A | 契約者から、使用量に応じた料金の徴収を行い、未納者へは督促状の送付や給水停止処分を行うことにより、契約者相互間の負担の公平性を保っています。 | 現行どおり | 四街道市上下水道料金等徴収事務受託者との連携のもと、未納者への対応を継続的に実施し、収納率の向上を目指します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 料金の未納者へは督促状の送付、給水停止処分を実施します。また、四街道市上下水道料金等徴収事務受託者との連携により、収納率の向上を目指しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 当該事務事業は一般競争入札により決定した民間企業に委託をすることで、コストを縮減しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

上下水道部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|----------|-------|--|---|--|-------|--|---|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 4 | 事業関連団体事業 | 経營業務課 | 上下水道事業の問題や動向について共通認識を持ち、地域における各上下水道事業者間の連携を強化するとともに、研修を通じ上下水道事業への理解を深める。 | 日本水道協会、日本下水道協会等が開催する会議、各種研修講習会などに参加する。 | 日本水道協会、日本下水道協会等が開催する会議、各種研修講習会などは、今年度の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面開催を実施する場合が多数であったものの、対面による開催では、可能な限り参加することで、事業者間の連携や、上下水道事業への理解を深めることができました。 | 妥当性 | A | 法令の定めはありませんが、上下水道事業を適切に経営するため必要な事業です。 | 現行どおり | 日本水道協会、日本下水道協会等が開催する会議、各種研修講習会などに参加します。 |
| | | | | | 有効性 | A | 上下水道事業者にとって重要な会議への参加や、上下水道事業職員として必要な知識の習得に寄与しています。 | | | |
| | | | | | 効率性 | A | 研修の費用対効果を十分に考慮した上での出席としており、コスト面も効率化しています。 | | | |
| 5 | 資金管理運用事業 | 経營業務課 | 事業活動における資金収支を健全な状態に維持し、資金需要に対する適正な調達及び運用を実践する。 | 出納取扱金融機関等により適切な資金管理を行うとともに、定期預金等により確実かつ有利な方法で資金運用を実践する。また、企業債を活用するなど適切に資金調達を行う。 | 出納取扱金融機関等により適切な資金管理を行うとともに、効果的な資金運用方法を検討した上で定期預金による確実かつ有利な方法での資金運用を実践し、収益を得ることができました。また、企業債についても、借入条件を比較し有利な条件で資金調達を行いました。 | 妥当性 | A | 法令に定めのある事業であり、現在の運用環境の中では適切な運用が行われています。 | 現行どおり | 出納取扱金融機関等により適切な資金管理を行うとともに、定期預金及び地方債等の購入により確実かつ有利な方法で資金運用を実践します。また、建設改良工事の財源として企業債を活用するなど適切に資金調達を行います。 |
| | | | | | 有効性 | A | 資金需要に対しても適切に管理されており、収益性の確保にも寄与しています。 | | | |
| | | | | | 効率性 | A | 事務的な事業であり、コスト面に圧縮の余地は少ないものです。 | | | |
| 6 | 予算編成執行事業 | 経營業務課 | 経営目標を明確化することにより、事業の経営活動を計画的かつ効率的に執行する。 | 当該事業年度における業務予定に対応した予算編成を行い、適切な予算執行を実践する。 | 当該事業年度における業務予定に対応した予算編成を行い、適切な予算執行を実践することができました。 | 妥当性 | A | 地方公営企業法により事業者の義務として位置づけられています。 | 現行どおり | 当該事業年度における業務予定に対応した予算編成を行い、適切な予算執行を実践します。 |
| | | | | | 有効性 | A | 適切な予算編成・執行を行っており、安定した経営に寄与しています。 | | | |
| | | | | | 効率性 | A | 事務的な事業であり、コスト面に圧縮の余地は少ないものです。 | | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

上下水道部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|----------|-------|--|---|---|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 7 | 決算報告事業 | 経營業務課 | 上下水道事業の財政状態及び経営成績を明らかにし、決算に関する適正な審査・監査を受ける。 | 当該事業年度終了後決算関係書類を作成し市長に報告する。また、決算統計、決算審査等一連の決算業務を行う。 | 当該事業年度終了後決算関係書類を作成し市長に報告しました。また、決算審査等一連の決算業務を行い、議会より決算認定を受けました。 | 妥当性 | A | 地方公営企業法により事業者の義務として位置づけられています。 | 現行どおり | 当該事業年度終了後決算関係書類を作成し市長に報告します。また、決算統計、決算審査等一連の決算業務を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 事業年度単位で経営状況を把握することで、経営の安定性等に寄与しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 事務的事业であり、コスト面に圧縮の余地は少ないものです。 | | |
| 8 | 固定資産管理事業 | 経營業務課 | 固定資産の現状把握に努めることにより、将来の資産管理や適正な減価償却計算を行うことができる。 | 固定資産の実地照合を定期的に行い、これに基づき固定資産台帳整備及び関連会計処理を行う。 | 固定資産の実地照合を定期的に行い、これに基づき固定資産台帳整備及び関連会計処理を行いました。 | 妥当性 | A | 地方公営企業法により事業者の義務として位置づけられています。 | 現行どおり | 固定資産の実地照合を定期的に行い、これに基づき固定資産台帳整備及び関連会計処理を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 上下水道事業の持つ膨大な資産とその減価償却を適正に管理できています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 事務的事业であり、コスト面に圧縮の余地は少ないものです。 | | |
| 9 | 計画等策定事業 | 経營業務課 | 経営計画等に基づく中長期的な事業を運営する。 | 現行計画の進捗管理を行うとともに、経営計画等を策定する。 | 四街道市上下水道事業ビジョンの進捗管理を実施し、水道・下水道事業ともに施設の更新が計画的に実施されました。また、令和3年3月に各種計画を踏まえて経営戦略を策定しましたが、公表については令和3年6月末となる予定です。 | 妥当性 | A | 法令に定めのある事業ではありませんが、関係省庁機関からの通知等により、実施すべきものと位置付けられています。 | 現行どおり | 四街道市上下水道事業ビジョンおよび経営戦略の進捗管理を行うとともに、四街道市水道事業及び下水道事業運営審議会において、今後の経営の在り方についての審議を受けます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 的確且つ適正な計画の策定が実行できています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 経営戦略においては、立案から策定まで職員が直接策定することにより大幅なコスト削減を実現しました。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

上下水道部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-----------|------|--|---|--|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 10 | 水道管布設事業 | 水道課 | 配水施設の整備により安定給水を確保し、需要家が安定的な水道サービスを利用する。 | 主要水道管、老朽管、狭小管を耐震管に更新する。 | 事業の進捗に伴い、より多くの需要家が安定的な水道サービスを利用できるようになりました。 | 妥当性 | A | 水道管布設工事の実施により配水管網が整備されるとともに、耐震化が進み今後も安定給水が確保されるため、必要な事業です。 | 現行どおり | 主要水道管、老朽管、狭小管の耐震管への更新を継続します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 配水施設の整備により安定給水を確保し、より多くの需要家が安定的な水道サービスを利用できるようになります。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 国、県の積算基準に基づく適正な積算により実施しています。 | | |
| 11 | 給水装置工事事業 | 水道課 | 需要家が安全で安定した水道サービスを利用する。 | 指定給水装置事業者より提出される給水装置工事承認申請書の設計審査・検査、その他関連する事務を行う。 | 給水装置の設計審査・検査を実施し、正確な設置状況を確認することにより、需要家が安心して給水装置を使用することができました。また、水道事業の安定経営に必要な財源となる給水申込負担金等が確実に納入されました。 | 妥当性 | A | 水道法第15条に規定され、事業運営に不可欠な業務です。 | 現行どおり | 給水装置の設計審査・検査を継続して実施するとともに、給水申込負担金等の徴収、水栓番号の付与に必要な事務を適正に実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 給水装置に関する業務を円滑に進め、適正な給水装置の設置を確認しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 申請書の受け付け、審査、現地検査業務など一連の業務を効率的に実施しています。 | | |
| 12 | 量水器購入管理事業 | 水道課 | 計量法、製品試験を遵守した量水器を提供することにより、正確な使用水量を得ている。 | 量水器の購入・管理、検定期間満了メーター交換に関する業務を行う。 | 量水器の購入、交換を実施し、正確な計量をすることにより公正な料金の徴収ができました。 | 妥当性 | A | 計量法第72条に基づく量水器の検定期間満了時(8年)の交換業務であり、公正な料金徴収のため必要となります。 | 現行どおり | 量水器の購入、交換を継続して実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 事業実施により適正な給水・料金徴収に反映しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 量水器の購入、交換を適切に実施しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

上下水道部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-------------|------|--|--|--|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 13 | 漏水・修繕対策事業 | 水道課 | 需要家が安定して給水を受けることを可能にする。 | 公道漏水及び宅内の水道メーター手前側の漏水修繕、給水鉛管のポリエチレン管等への入れ替え、消防からの依頼による消火栓の改修工事を実施する。 | 漏水修繕、給水鉛管の入れ替え及び消火栓改修工事を実施し、水道事故を防ぎ、需要家への安定した給水に資することができました。 | 妥当性 | A | 漏水修繕により、道路陥没などの二次災害を防ぐとともに、給水鉛管の入れ替えにより、漏水を未然に防ぎ、需要家が安定した給水に資することができるため、必要な事業です。 | 現行どおり | 漏水修繕、消火栓改修工事を継続して実施します。 最新の水道管の情報を更新し、事故を未然に防ぎます。 また、継続して最新の配水管の情報を提供し、現場に立ち会うことで、他工事による事故を未然に防ぎます。 (令和3年度より、「配水管管理事業」と統合し、「水道管維持管理事業」とします。) |
| | | | | | | 有効性 | A | 漏水を未然に防止し、漏水修繕により、二次災害を防止します。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 給水鉛管の入れ替え、漏水の修繕、消火栓改修については、今後の給水本管の施工計画などを踏まえ、できるだけ低コストで最大限の効果を発揮できる工事を行うようコスト削減を行っています。 | | |
| 14 | 配水管管理事業 | 水道課 | 工事事業者による配水管の事故を未然に防止する。 | 配水管工事及び給水装置工事をもとに、管網図を加筆修正し、より正確な配水管の情報を水道工事店や他工事事業者に提供する。また、立ち会いを行い、工事による配水管の事故を防止する。 | 正確な配水管情報を工事事業者に提供し、また、立ち会いを行うことで、配水管の事故の未然防止に資することができました。 | 妥当性 | A | 最新の配水管情報を管網図に反映させて把握し、工事事業者に提供し、立ち会いを実施することで、工事などによる事故を未然に防ぐことに資するため、必要な事業です。 | 現行どおり | 継続して最新の配水管の情報を提供し、現場に立ち会うことで、他工事による事故を未然に防ぎます。 (令和3年度より「漏水・修繕対策事業」と統合し、「水道管維持管理事業」とします。) |
| | | | | | | 有効性 | A | 各年度における加筆・修正を継続し、工事事業者等、配水管情報を必要な方に提供し、多方面に有効活用しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 当該事業については必要最小限のコストで行っています。 | | |
| 15 | 浄水場施設維持管理事業 | 水道課 | 浄水場の維持を万全にすることにより、需要家は安定的に水道サービスを利用している。 | 設備の老朽化に伴い、浄水場施設の更新、修繕工事を行う。 | 順次、老朽設備の更新を実施し、不具合を防ぐことにより給水区域全体への安定供給ができました。 | 妥当性 | A | 浄水場施設の管理を適正に行い計画的に整備することにより、水道水を安定的に供給する重要な事業です。 | 現行どおり | 老朽設備より順次更新を継続して実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 給水区域全体に安定供給を続け、需要家が常に安定した給水サービスを受けています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 各浄水場施設の設備を計画的に更新、修繕を実施しコスト削減を行っています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

上下水道部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|--------------|------|---|--|---|-------|--------|--|---------|-------------------------------|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 16 | 取水井戸施設維持管理事業 | 水道課 | 取水施設の維持管理を万全にすることにより、需要家は安定的に水道サービスを利用している。 | 施設の故障率を低下させるため、取水井戸施設の更新工事を実施する。 | 順次、老朽設備の更新を実施し、不具合を防ぐことにより給水区域全体への安定供給ができました。 | 妥当性 | A | 地下水を汲み上げる重要な施設であり、管理を適正に行い計画的に整備することで、水道水の安定供給が実現できるため、事業を継続して実施する必要があります。 | 現行どおり | 引き続き適切な維持管理を実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 給水区域全体に安定供給を続け、需要家が常に安定した給水サービスを受けています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 施設の故障率を低下させるため、取水井戸施設の更新工事を実施し、故障によるトラブルを未然に防いでいます。 | | |
| 17 | 安全・安定給水対策事業 | 水道課 | 水質検査を実施することにより、需要家が安全な水の給水サービスを受けている。 | 安全かつ清浄な水の供給を確保するため、水道法に基づく水質検査を年間を通じて実施する。 | 定期及び臨時に水質検査を実施し安全な給水ができました。 | 妥当性 | A | 水質検査計画に基づいて水質検査を実施し、飲用水の水質の安全性を確保しており、必要な事業です。 | 現行どおり | 水道法に基づく水質検査を継続して実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 水質の安全性を確保し、需要家が常に安定給水サービスを受けています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 水道法第20条により、計画的に水質検査を行っています。 | | |
| 18 | 応急給水事業 | 水道課 | ライフラインが遮断した際に必要となる飲料水を需要家へ提供できる体制を確保する。 | 給水車及び給水タンクまたは給水袋により需要家へ応急給水活動を実施する。 | 断水などに至る災害はなかったが、赤水発生時において需要家に対して迅速に給水を行うことができました。協定に基づき、南房総市へ応援給水を実施しました。 | 妥当性 | A | 赤水や断水が発生した場合に、応急的に水を必要とする需要家からの依頼に基づき、給水車や給水袋での給水活動を行う必要不可欠な事業です。 | 現行どおり | 赤水や断水が発生した場合に、必要に応じて事業を実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 赤水や断水が発生した場合、その他緊急時には給水車や給水袋による応急給水活動を行います。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 当該事業については必要最小限のコストで行っています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

上下水道部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|---------------|------|--|---|--|-------|--------|---|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 19 | 給水装置工事事業者指定事業 | 水道課 | 給水装置工事を依頼する際、水道法に基づく技術要件を満たした事業者を選択することができる。 | 給水装置工事事業者の指定申請に対し書類審査に基づいた指定手続きを行い、指定した事業者を公表する。 | 指定事業者の各種申請に対し、適切な手続きにより、指定事業者の履歴管理を行うことができました。 | 妥当性 | A | 水道法に基づき、水道事業者の業務として位置づけられています。 | 現行どおり | 給水装置工事事業者の指定申請等に対し書類審査に基づいた指定手続き等を行い、指定等した事業者を公表します。また、導入した更新制度に基づき必要な手続きを実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 工事事業者の審査を行うことで、給水装置工事の質を高め、安定給水に寄与しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 水道法に基づく事務を的確かつ円滑に処理するうえで、効率的に執行しています。 | | |
| 20 | 負担金徴収事業 | 下水道課 | 下水道が整備され衛生的な生活ができる。 | 下水道が整備された地域の土地所有者等に対し、下水道整備費の一部負担として受益者負担金を賦課徴収する。 | 受益者負担金の納付が促進され下水道整備費の財源の一部を確保することができました。 | 妥当性 | A | 下水道が整備された地域において、都市計画法第75条により条例で定めた受益者負担金を、下水道整備費の一部として下水道整備地域の土地所有者等に負担してもらう事業です。 | 現行どおり | 定められた納期前に受益者負担金を納入した受益者に対し、条例で定められた率に応じた報奨金を交付します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 前納報奨金制度の活用により納付が促進され、下水道整備費の財源が確保できています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 四街道市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例施行規程に基づき、報奨金を交付しています。 | | |
| 21 | 下水道普及・促進事業 | 下水道課 | 水洗化率が向上している。 | 水洗化を促進するため、普及啓発活動を行うとともに、供用開始後3年以内に下水道へ接続した者に対し、補助金を交付する。 | 下水接続促進のため普及啓発活動を行いました。 | 妥当性 | A | 計画区域の水洗化率が90%を超えたことから初期の目的は達成していますが、未接続者への継続的な啓発活動が必要なため実施する事業です。 | 現行どおり | 下水道普及促進のために行う、供用開始後3年以内の切り替えに対する改造資金の助成は、助成対象が無いため休止します。未接続の方に対する啓発活動は継続します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 供用開始から3年以内の切り替えに対し改造資金の助成を行うことで水洗化率が向上しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 四街道市水洗便所改造資金助成条例に基づき、補助金を交付しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

上下水道部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|------------|------|-----------------------------|---|--|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 22 | 下水道整備・計画事業 | 下水道課 | 下水道が整備され、使用することができている。 | 下水道事業に必要な各種計画策定を行う。 | 下水道法第4条に定められた、事業計画の変更を行いました。 | 妥当性 | A | 下水道法第4条に定められた事業計画等を策定するなど下水道事業に必要な事業です。 | 現行どおり | 国の交付金を活用した計画的な下水道整備を行うため、下水道法の事業計画を適正に処理します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 事業計画に基づいた計画的な下水道施設整備により市民生活環境が向上しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 下水道法第4条等に基づき効率的に実施しています。 | | |
| 23 | 下水道維持管理事業 | 下水道課 | 下水道を快適に使用することができている。 | 下水道施設の保守管理や下水道台帳の作成を行う。また、印旛沼流域下水道へ汚水処理に要する費用を負担する。 | 施設の保守管理を適正に実施したことにより使用者が安心して公共下水道を使用することができました。また、汚水処理費用を負担したことにより当市の汚水を適切に処理することができました。 | 妥当性 | A | 下水道法第3条により定められている事業です。 | 現行どおり | 下水道施設の保守管理を適正に実施します。また、汚水処理負担金を支出することにより、印旛沼流域下水道において汚水を適正に処理します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 下水道施設の適正な保守管理により、使用者が安心して公共下水道を使用することができています。平成29年度より雨水幹線等維持管理事業を統合し、効率的に実施しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 公共下水道の機能を保持するため施設の点検、清掃及び保守工事を行い、効率的に事業を実施しています。平成29年度より雨水幹線等維持管理事業を統合し、効率的に実施しています。 | | |
| 24 | 下水道長寿命化事業 | 下水道課 | 長期にわたり安心して下水道を使用することができている。 | 施設の健全度(劣化状況等)を調査した上で、既存ストックを活かした施設の延命化のための改築等を行う。 | 長期にわたり安心して下水道を使用することができるよう改築工事を実施しました。 | 妥当性 | A | 下水道施設の老朽化が進む中、更新や修繕等を計画的に進めていく必要があり、長寿命化計画に基づき実施しています。 | 現行どおり | 今後も施設延命のため、既存ストックを活かした施設の延命化のため改築等を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 既存ストックの改築等により施設を延命することで、長期にわたり安心して下水道施設を利用することができます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 施設の健全度(劣化状況)を調査したうえで、既存ストックを利用しながら、効率的に延命化を行っていきます。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

上下水道部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|---------|------|--------------------------|---|---|-------|--------|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 25 | 指定工事店事業 | 下水道課 | 排水設備工事が適切に行われている。 | 排水設備工事店の指定手続、指導等を行う。排水設備の設計審査及び竣工検査を行う。 | 排水設備工事店の指定及び指導を行った結果、良好な排水設備の施工が行われました。 | 妥当性 | A | 排水設備工事を適切に行うため、四街道市下水道排水設備指定工事店規程により、排水設備工事店の指定手続きや指導等を実施しています。 | 現行どおり | 引き続き適正な排水設備工事が行われるよう、排水設備指定工事店に対して指導等を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 排水設備の設計審査及び竣工検査等により、基準に合った排水設備の施工が行われています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 人件費以外のコストはなく、効率的に事業を実施しています。 | | |
| 26 | 浸水対策事業 | 下水道課 | 浸水のない快適で安全な生活環境が実現されている。 | 市内の浸水区域の被害解消を目的として、雨水幹線及び枝線の整備工事を実施する。 | 浸水被害の軽減に向け、雨水管等の整備を計画的に進めました。 | 妥当性 | A | 下水道法第3条により、雨水管の整備が定められています。 | 現行どおり | 浸水被害の軽減に向け、雨水管等の整備を計画的に進めます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 計画的な雨水管の整備により市民生活環境が向上しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 一般競争入札で執行しており、効率的に実施しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）会計課・行政委員会

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-----------|-------|----------------------|---|--|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 1 | 会計事務運営事業 | 会計課 | 適正・適確な歳入、歳出事務が行えている。 | 債務者からの入金、債権者への支払い、歳入歳出日計表の作成、通帳管理・保管、千葉県収入証紙の販売を行う。 | 適正・的確な歳入、歳出事務を行うことができました。 | 妥当性 | A | 地方自治法第232条の4に基づき実施しています。 | 現行どおり | 引き続き、適正・適確に歳入、歳出事務を執行します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 適正・的確な歳入、歳出事務が実施できました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 業務が多岐にわたる中、効率的な方法により実施できています。 | | |
| 2 | 議会事務局事務事業 | 議会事務局 | 議会事務を効率よく円滑に進めている。 | 議会の庶務に係る事務経費を支出する。 | 議会の庶務に関する事務を効率的に行ったことにより、健全な議会運営を補助することができました。 | 妥当性 | A | 地方自治法第138条第2項、四街道市議会事務局設置条例、四街道市議会事務局規程に基づき実施しています。 | 現行どおり | 法令等に基づき事務を執行し、併せて法令等の改正の動向を注視し、議会に関する制度の見直しが行われる場合等には的確な対応を行っています(標準市議会会議規則の一部改正に伴い、四街道市議会会議規則の一部改正を行っています)。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 法令等の動向を注視し、議会に関する制度の見直しが行われる場合等には的確な対応を行っています(標準市議会会議規則の一部改正に伴い、四街道市議会会議規則の一部改正を行っています)。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 必要最低限の予算を編成し、事務を行っていることから、より効果的な議会運営を模索・検討しながら事業を実施しています。 | | |
| 3 | 議員人件費 | 議会事務局 | 議員報酬、議員期末手当等を支給している。 | 議員報酬、議員期末手当等、議員共済費を支出する。 | 議員報酬等を適正に支出することができました。 | 妥当性 | A | 四街道市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に基づき実施しています。 | 現行どおり | 四街道市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に基づき適正な支出を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 上記の条例に基づき、議員報酬等を支出しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 四街道市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に定められている議員報酬等の額及び支給方法により適正に支出しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）会計課・行政委員会

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-------------|------------|--|--|--|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 4 | 議員活動補助事業 | 議会事務局 | 議員が政務活動費の交付を受け、調査研究、研修会への参加などを行っている。 | 議員の市政に関する調査研究、その他活動に資するために必要な経費の一部を支出する。 | 政務活動費を支出し、議員が調査研究などを実施したことにより、市政の発展に貢献することができました。 | 妥当性 | A | 地方自治法で、政務活動費の交付の対象・額及び交付の方法並びに政務活動費に充てることができる経費の範囲は条例で定めることとされています。政務活動費交付条例及び同条例施行規則を平成25年3月1日付で施行し、その例規に基づいて事業を行っています。 | 現行どおり | 四街道市議会政務活動費交付条例及び同条例施行規則に基づき適正な支出を行います。また、ホームページに収支報告書等を掲載します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 議員が研修等を通して資質を向上することにより、市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させることに対する効果が期待されます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 政務活動費の更なる透明性を確保するため、政務活動に伴う経理を明確にすることにより、より適正な取扱いを進めています。 | | |
| 5 | 議会運営事業 | 議会事務局 | 議会運営が効率よく円滑に進められている。 | 会議録調製委託、議会広報事務など議会運営に関する事務を行う。 | 本会議及び各委員会の会議録の作成、議会定例会ごとに議会だよりの発行などを行ったことにより、議会運営が円滑に実施されました。 | 妥当性 | A | 議会については、地方自治法で定められています。また、運営については、条例、会議規則等により規定されています。 | 現行どおり | 市民に分かりやすく効果的な議会運営を目指します。また、法律等の見直しによる制度改正に合わせた的確な対応を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 議会の重要性は今後も高まるとともに市民の関心も高まることにより、市民に分かりやすく開かれた議会運営が行われています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 地方自治法改正の動向を注視し、議会に関する制度の見直しが行われる場合等には的確に対応し、円滑かつ効果的、効率的な議会運営を行っています。 | | |
| 6 | 選挙管理委員会運営事業 | 選挙管理委員会事務局 | 適正な事業の実施により委員会業務の円滑な運営と選挙の管理執行等の改善が期待できる。また、事務局内の事務が円滑に進む。 | 選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会の開催、選挙人名簿の調整や在外選挙人の登録、選挙の管理執行や選挙啓発など、委員会業務に関する事務を行う。 | 選挙人名簿の定時登録など定例の委員会のほか、選挙の執行等のため委員会を開催するとともに、各種連絡協議会及び研修会へ参加しました。 | 妥当性 | A | 法定された事業であるため、継続します。 | 現行どおり | 選挙人名簿の定時登録など定例の委員会のほか各種連絡協議会及び研修会に参加します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 法定された事業であるため、事業内容を変更することは、困難です。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 法定された事業であるため、現行どおりの運営を行うものと考えます。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）会計課・行政委員会

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|--------------|------------|---|----------------------------------|--|-------|--------|---|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 7 | 県知事選挙執行管理事業 | 選挙管理委員会事務局 | 正確性が確保された選挙人名簿等の調製整備により、選挙時の投票が円滑に行われ、投じた一票が有効投票として開票結果に反映される。 | 選挙人名簿の調製、選挙権・被選挙権の調査、選挙の執行を行う。 | 令和3年3月21日に千葉県知事選挙を執行し、公正で適正な選挙事務を行いました。 | 妥当性 | A | 法定された事業であるため、継続します。 | 休止 | 令和3年度選挙の予定は、ありません。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 法定された事業であるため、事業内容を変更することは、困難です。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 法定された事業であるため、現行どおりの運営を行うものと考えます。 | | |
| 8 | 選挙啓発事業 | 選挙管理委員会事務局 | 選挙が公明且つ適正に行われるよう、あらゆる機会を通じて選挙人の政治意識を向上することにより、投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認める事項が選挙人に周知されている。 | 各選挙での街頭啓発、選挙啓発ポスター・標語作品の募集審査を行う。 | 明るい選挙啓発ポスターや標語の募集と審査を行いました。また優秀な作品を県選管へ応募し、ポスター小学校5年生の部で「佳作」を受賞しました。 | 妥当性 | A | 法定された事業であるため継続します。 | 現行どおり | 有権者の政治意識の向上及び明るい選挙の実現などを目指して、明るい選挙啓発ポスター・標語の募集及び審査等の啓発活動に継続して取り組めます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 啓発活動を通じ、有権者の政治意識が向上しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 必要な時期に機会をとらえて実施しています。 | | |
| 9 | 直接請求名簿審査管理事業 | 選挙管理委員会事務局 | 正確性が確保された直接請求名簿等の調製整備により、直接請求に反映される。 | 直接請求を適正に執行管理する。 | 請求は行われませんでした。 | 妥当性 | A | 法定された事業であるため、継続します。 | 現行どおり | 地方自治法に基づき、直接請求があった際には、法令に沿った対応を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 法定された事業であるため、事業内容を変更することは、困難です。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 法定された事業であるため、請求があった際には、公正な請求事務に支障が生じないよう適切に対処します。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）会計課・行政委員会

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-----------|----------|----------------------------------|---|--|-------|--------|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 10 | 監査事務運営事業 | 監査委員事務局 | 的確な監査業務が実施されている。 | 決算審査、定期監査、例月出納検査、健全化判断比率等審査等を行う。 | 監査委員による定期監査・例月出納検査・決算審査等を実施したことにより、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事務等の管理について合理的かつ効率的な行政運営の確保ができました。 | 妥当性 | A | 監査・審査等を実施することは法令に規定されているため、今後も継続して実施する必要があります。 | 現行どおり | 監査の重要性は今後も高まることから、より効果的な監査手法を模索・検討しながら実施していくことが必要と考えます。また、監査基準にのっとり、監査・検査・審査を実施していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を適正に実施できていることから、現行のとおり実施しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を適正に実施できていることから、現行のとおり実施しています。 | | |
| 11 | 農業委員会運営事業 | 農業委員会事務局 | 各農家の意見を反映させながら円滑な農業委員会業務が行われている。 | 農地台帳の管理、農業委員会総会等の開催、各証明書の発行、農地に係る照会の回答、農地の利用調整、耕作放棄地解消のための業務、農業者年金業務、委員会だよりの発行等を行う。 | 農地法、農業委員会等に関する法律、農業経営基盤強化促進法、租税特別措置法、独立行政法人農業者年金基金法等に基づき実施しています。 | 妥当性 | A | 農地法、農業委員会等に関する法律、農業経営基盤強化促進法、租税特別措置法、独立行政法人農業者年金基金法等に基づき実施しています。 | 現行どおり | 農地法、農業委員会等に関する法律、農業経営基盤強化促進法、租税特別措置法、独立行政法人農業者年金基金法等に基づいて、今後も農業委員会総会の開催、農地の利用調整、耕作放棄地解消のための業務等、農業委員会運営事業を適正に行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 農地法、農業委員会等に関する法律、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業委員会総会の開催、証明書の発行、農地の利用調整や耕作放棄地解消のための業務等を行っており、その結果、農地の有効利用などができました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 関係法令に基づいた農業委員会を運営する上で必要な事業費のみを計上しています。対象となる交付金・補助金等は現状維持となっていますが、今後法律改正により新たな補助金等が提示された場合は確保していきます。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

教育部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | |
|----|--------------|-------|----------------------------------|---|-------|-------|---|--------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 |
| 1 | 教育委員会運営事業 | 教育総務課 | 教育行政が適正かつ円滑に運営されている。 | 教育委員会会議・委員協議会・総合教育会議を運営する。教育長、教育委員のスケジュール調整・出欠報告、教育長車運転業務を行う。 | 妥当性 | A | 本事業は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定められた事業です。また、教育行政に対する市民ニーズは高まっており、重要施策を審議決定する案件が多いため必要不可欠な事業です。 | 現行どおり | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律等に基づき、教育委員会会議を開催します。また、教育長、教育委員のスケジュール調整等を行います。さらに、総合教育会議を開催し、市長、教育長及び教育委員が教育行政について話し合います。 |
| | | | | | 有効性 | A | 市の教育施策等について審議することにより、円滑な教育行政の運営が行われています。 | | |
| | | | | | 効率性 | A | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律等により会議の実施方法が規定されています。また、効率的なスケジュール設定によりコスト削減を行っています。 | | |
| 2 | 教育委員会事務局運営事業 | 教育総務課 | 教育委員会内の事務が円滑に行われている。 | 公印管理、教育委員会事務局内の文書引継ぎ、教育委員会の規則・訓令の制定改廃、地方教育費調査、庁舎管理、教育委員会の規則・訓令の公示、部課長会議の開催、議会連絡調整及び学校災害賠償保険事務を行う。 | 妥当性 | A | 教育委員会の規則・訓令の制定改廃等は、教育行政の組織及び運営に関する法律に定められた事業です。また、各委託については、来庁者の安全管理及び第二庁舎や学校の環境を維持するために必要な事業です。 | 現行どおり | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の規則・訓令の制定改廃等、教育委員会事務局の適正な運営を行います。また、学校連絡便、駐車場、受付案内業務をシルバー人材センターに委託し、地域の人材を活用するなど、引き続きコスト削減を行っています。 |
| | | | | | 有効性 | A | 適切な部内調整や業務委託を通じて、円滑な教育委員会事務局運営が行われています。 | | |
| | | | | | 効率性 | A | 市教育委員会行政組織規則など、各種規則・訓令により実施方法が定められています。また、庁舎管理をシルバー人材センターに委託するなどコスト削減を行っています。 | | |
| 3 | 教育委員会表彰事業 | 教育総務課 | 教育、学術、スポーツ又は文化の振興に貢献した者が表彰されている。 | 教育、学術、スポーツ又は文化の振興に貢献した者を表彰する。 | 妥当性 | A | 本事業は県の表彰規程等を参考に市教育委員会表彰規程を作成し行っている事業です。また、市民の教育、学術、スポーツ又は文化の振興に対する意欲が高まることから、必要不可欠な事業です。 | 現行どおり | 市教育委員会表彰規程に基づき、教育委員会表彰を行い、教育、学術、スポーツ又は文化の振興において市民の模範となった方々を表彰します。 |
| | | | | | 有効性 | A | 教育委員会表彰を実施することにより、市民の教育意識を高揚させることができます。 | | |
| | | | | | 効率性 | A | 市教育委員会表彰規程により実施方法が定められています。また、円滑な式運営により、会場の利用時間を最小限にとどめるなど、コスト削減を行っています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

教育部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|---------------|-------|---|--|--|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 4 | 教育広報作成事業 | 教育総務課 | 教育に関する情報を分かりやすく市民にお知らせしている。 | 記事の編集・写真撮影等を行う。 | 市政だよりに「教育委員会特集」を年4回掲載し、教育委員会での出来事や事業及び施策について広く周知しました。（掲載号内訳）4月15日号、7月15日号、10月15日号、1月15日号 | 妥当性 | A | 教育に関する情報を市民にお知らせする事業です。 | 廃止 | 教育委員会特集のページが終了することに伴い本事業は廃止となりますが、教育に関する各種お知らせについては、引き続き市政だよりや市ホームページ等を通じて発信していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 市政だよりの特集記事を掲載することで、教育に関する情報を幅広く発信しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | B | 令和3年度から市政だよりがリニューアルされることに伴い、教育委員会特集のページが終了となります。 | | |
| 5 | 小学校施設設備維持管理事業 | 教育総務課 | 児童などの安全と快適性が維持されている。学校用地を借上げるにより、学校用地の面積が適正に確保され、円滑な教育が実施されている。 | 小学校施設の損耗、機能低下に対する機能回復の工事、点検委託等を行うとともに、学校用地の借上げ、目的外使用申請の許可等、学校用地の適正な管理を行う。また、全普通教室等へ空調設備が整備されるよう、教室数が増えた学校について、空調設備を追加する。 | 補修、改修、点検等を行うことで、施設の適切な維持管理ができました。 | 妥当性 | A | 学校教育法第5条、消防法、水道法、電気事業法、小学校設置基準第7条、地方自治法に基づき設置者が行うものです。 | 現行どおり | 引き続き使用可能な補助金や起債を使用し、委託等できるものは委託し、必要最低限の予算で施設の維持管理を実施していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 小学校施設の改修、点検等を行うことで、児童などの安全と快適性が維持されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 委託等できる事業は可能な限り委託し、必要最低限の予算と人員で事業を実施しています。財源として、使用可能な補助金、起債等がある場合は有効に活用しています。 | | |
| 6 | 中学校施設設備維持管理事業 | 教育総務課 | 生徒などの安全と快適性が維持されている。学校用地を借上げるにより、学校用地の面積が適正に確保され、円滑な教育が実施されている。 | 中学校施設の損耗、機能低下に対する機能回復の工事、点検委託等を行うとともに、学校用地の借上げ、目的外使用申請の許可等、学校用地の適正な管理を行う。また、全普通教室等へ空調設備が整備されるよう、教室数が増えた学校について、空調設備を追加する。 | 補修、改修、点検等を行うことで、施設の適切な維持管理ができました。 | 妥当性 | A | 学校教育法第5条、消防法、水道法、電気事業法、中学校設置基準第7条、地方自治法に基づき設置者が行うものです。 | 現行どおり | 引き続き使用可能な補助金や起債を使用し、委託等できるものは委託し、必要最低限の予算で施設の維持管理を実施していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 中学校施設の改修、点検等を行うことで、児童などの安全と快適性が維持されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 委託等できる事業は可能な限り委託し、必要最低限の予算と人員で事業を実施しています。財源として、使用可能な補助金、起債等がある場合は有効に活用しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

教育部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-----------|-------|---|---|---|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 7 | 小学校事務管理事業 | 教育総務課 | 適正な予算執行により、円滑な小学校運営が行われている。 | 小学校の事務管理に関する予算及び決算の調整に関するを行う。 | 事務用及び事業用消耗品として、各種事務用品、用紙類を購入するとともに、日常的な維持補修を実施したことで、円滑な学校運営及び良好な教育環境が整備できました。 | 妥当性 | A | 教育基本法、学校教育法に基づく小学校の運営に必要な事務経費を支出するものです。 | 現行どおり | 小学校の事務管理に関する予算及び決算の調整に関するを行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 学校事務用品を購入し、日常的な維持補修を実施することにより、円滑な学校運営ができています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 必要最低限の購入及び補修を心がけ、費用対効果を考慮して支出しています。 | | |
| 8 | 中学校事務管理事業 | 教育総務課 | 適正な予算執行により、円滑な中学校運営が行われている。 | 中学校の事務管理に関する予算及び決算の調整に関するを行う。 | 事務用及び事業用消耗品として、各種事務用品、用紙類を購入するとともに、日常的な維持補修を実施したことで、円滑な学校運営及び良好な教育環境が整備できました。 | 妥当性 | A | 教育基本法、学校教育法に基づく中学校の運営に必要な事務経費を支出するものです。 | 現行どおり | 中学校の事務管理に関する予算及び決算の調整に関するを行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 学校事務用品を購入し、日常的な維持補修を実施することにより、円滑な学校運営ができています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 必要最低限の購入及び補修を心がけ、費用対効果を考慮して支出しています。 | | |
| 9 | 小学校施設管理事業 | 教育総務課 | 適正な予算執行により、円滑な小学校運営が行われ、一般管理用備品を購入することで、教育環境が整備される。 | 小学校の施設管理に関する予算及び決算の調整に関するを行う。学校の一般管理用備品に関するを行う。 | 各小学校に必要な備品を購入し、良好な環境が整備できました。 | 妥当性 | A | 小学校の施設管理に関する予算及び決算の調整に関する事業であり、円滑な学校運営のため必要です。 | 現行どおり | 小学校の施設管理に関する予算及び決算の調整に関するを行います。学校の一般管理用備品に関するを行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 必要な学校備品を購入することにより、良好な教育環境整備ができています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 限られた予算で最適に事業を実施しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

教育部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|----------------|-------|---|--|--|-------|--------|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 10 | 中学校施設管理事業 | 教育総務課 | 適正な予算執行により、円滑な中学校運営が行われ、一般管理用備品を購入することで、教育環境が整備される。 | 中学校の施設管理に関する予算及び決算の調整を行う。学校の一般管理用備品に関することを行う。 | 各中学校に必要な備品を購入し、良好な環境が整備できました。 | 妥当性 | A | 中学校の施設管理に関する予算及び決算の調整に関する事業であり、円滑な学校運営のため必要です。 | 現行どおり | 中学校の施設管理に関する予算及び決算の調整に関することを行います。学校の一般管理用備品に関することを行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 必要な学校備品を購入することにより、良好な教育環境整備ができています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 限られた予算で最適に事業を実施しています。 | | |
| 11 | 教育費小中学校国庫補助金事業 | 教育総務課 | 財政負担を軽減し、事業の円滑な実施が確保されている。 | 国庫補助金(負担金・交付金)に関する認定申請、整備計画、交付申請、実績報告などを千葉県審査を受けて文部科学省に提出する。 | 四街道小学校、八木原小学校、和良比小学校、四街道中学校の空調設備設置工事及び八木原小学校、千代田中学校、旭中学校のトイレ改修工事の交付申請書を提出しました。和良比小学校空調設備設置工事及び災害復旧国庫負担事業に係る実績報告書を提出しました。 | 妥当性 | A | 義務教育諸学校施設費国庫負担金法、補助金等に係る予算の適正化に関する法律に基づき市が実施する事務です。 | 現行どおり | 国の制度に基づいた手続きを行い、可能な限り補助金を活用していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 国庫補助金を活用した効果的な施設改修方法等の検討を行っています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 限られた財源の中で、利用できる補助金等は最大限に活用する必要があります。 | | |
| 12 | 小学校大規模改造事業 | 教育総務課 | 老朽化した施設を改修することで児童などの安全と快適性が維持されている。 | 小学校施設の損耗、機能低下に対する大規模な機能回復の工事を行う。 | 八木原小学校校舎大規模改造工事の設計ができました。 | 妥当性 | A | 学校教育法第5条に基づき設置者が行うものです。 | 現行どおり | 八木原小学校校舎大規模改造工事を2か年で実施していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 経年劣化した施設の大規模な改修を行うことで、長期的に生徒などの安全と快適性が維持されます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 国庫補助金を活用し、限られた予算で最適に事業を実施しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

教育部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-----------|------|--|---|---|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 13 | 通学路安全管理事業 | 学務課 | 児童生徒が、登下校時に安心して通学路を利用している。 | 学校で指定された通学路を認定し、当該通学路に係る学校からの危険箇所現況報告書により、現地調査や関係各課と協議を行い、改善策について要望する。開発行為などについては、通学路に係る場合は協議を行う。 | 通学路の安全確保のため、関係機関との連携による合同点検を実施し、危険箇所を改善しました。 | 妥当性 | A | 学校保健安全法第27条により義務付けられているため、継続的に実施する必要があります。 | 現行どおり | 平成27年度に策定した通学路交通安全プログラムに基づき、合同点検を計画的に実施していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 関係各機関との連携による合同点検により、危険箇所の改善ができています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 通学路交通安全プログラムにより、計画的に実施できています。 | | |
| 14 | 児童就学助成事業 | 学務課 | 保護者の経済的負担が軽減されたことにより、児童を安心して就学させることができる。 | 経済的な理由により就学困難な児童の保護者及び特別支援学級等に就学する児童の保護者に対し、学用品費等・給食費を援助しました。令和3年度の新1年生の保護者に新入学用品費を入学前に支給しました。 | 経済的理由で就学が困難な児童や特別支援学級等に就学する児童の保護者に対し、学用品費等・給食費を援助しました。令和3年度の新1年生の保護者に新入学用品費を入学前に支給しました。 | 妥当性 | A | 学校教育法第19条に義務付けられているため、継続的に実施する必要があります。 | 現行どおり | 学校から提出された就学援助申請書に基づき、対象者を認定し、国が定める支給単価に従い援助費の支給を行います。新1年生の新入学学用品費については入学前に支給できるようにします。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 保護者の経済的負担が軽減されたことにより、児童を安心して就学させることができます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 市の認定要領に従い、適切に業務を遂行しています。 | | |
| 15 | 生徒就学助成事業 | 学務課 | 保護者の経済的負担が軽減されたことにより、生徒を安心して就学させることができる。 | 経済的な理由により就学困難な生徒の保護者及び特別支援学級等に就学する生徒の保護者に対し、学用品費等・給食費を援助しました。令和3年度の新1年生の保護者に新入学用品費を入学前に支給しました。 | 経済的理由で就学が困難な生徒や特別支援学級等に就学する生徒の保護者に対し、学用品費等・給食費を援助しました。令和3年度の新1年生の保護者に新入学用品費を入学前に支給しました。 | 妥当性 | A | 学校教育法第19条に義務付けられているため、継続的に実施する必要があります。 | 現行どおり | 学校から提出された就学援助申請書に基づき、対象者を認定し、国が定める支給単価に従い援助費の支給を行います。新1年生の新入学学用品費については入学前に支給できるようにします。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 保護者の経済的負担が軽減されたことにより、生徒を安心して就学させることができます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 市の認定要領に従い、適切に業務を遂行しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

教育部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-----------|------|--|---|--|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 16 | 教科書無償給与事業 | 学務課 | 児童・生徒が、教科書を無償で給与されている。 | 次年度の教科書需要数の報告及び当該年度の教科書の受領・給与の確認及び報告をする。 | 次年度の教科書需要数の報告及び当該年度の教科書の受領・給与の確認及び報告をしました。 | 妥当性 | A | 義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律、義務教育諸学校の教科書の無償措置に関する法律により義務付けられているため、継続的に実施する必要があります。 | 現行どおり | 次年度の教科書需要数の報告及び当該年度の教科書の受領・給与の確認及び報告を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 児童生徒に適切に教科書を配布することで、就学の遂行に寄与しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 各学校に対するチェックにより適正に報告を行っています。 | | |
| 17 | 児童派遣等助成事業 | 学務課 | 保護者の経済的負担が軽減されたことにより、児童を安心して就学させることができる。 | 吉岡地区から吉岡小学校へバス通学している児童の保護者に対し、通学費の全額助成を行う。 | 吉岡地区から吉岡小学校へバス通学している児童の保護者に、定期券代の助成を行いました。 | 妥当性 | A | 吉岡地区から吉岡小学校へバス通学している児童の保護者に、定期券代の助成を行うことは、保護者の経済的負担を軽減するため必要です。 | 現行どおり | 吉岡地区から吉岡小学校へバス通学している児童の保護者に対し、通学費の全額助成を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 吉岡地区から吉岡小学校へバス通学している児童の保護者に、定期券代の助成を行うことにより、保護者の経済的負担を軽減できました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 規則、要綱に基づき適切な方法で実施しています。 | | |
| 18 | 生徒派遣等助成事業 | 学務課 | 保護者の経済的負担が軽減されたことにより、生徒を安心して就学させることができる。 | 生徒が部活動で関東大会以上へ出場した場合、交通費、宿泊費を補助する。また、バス通学が必要でかつ利用した場合に、定期券代を助成する。 | バス通学が必要でかつ利用した場合に、定期券代を助成しました。 | 妥当性 | A | 保護者の経済的負担軽減及びスポーツ、文化を振興させるとともに、生徒の学校生活を充実させるために必要です。 | 現行どおり | 部活動で関東大会以上への出場に際して、交通費、宿泊費の一部を補助します。また、バス通学が必要でかつ利用した場合に、定期券代を助成します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 大会参加者の保護者にかかる経済的負担軽減及びスポーツ、文化を振興させるとともに、生徒の学校生活を充実させるため、適正な助成が行われています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 規則、要綱に基づき適切な方法で実施しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

教育部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-------------|------|--|----------------------------------|---|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 19 | 中学校部活動補助事業 | 学務課 | 保護者の経済的負担が軽減されたことにより、生徒を安心して就学させることができている。 | 生徒の部活動の活動事業、大会参加事業に要する経費などを補助する。 | 中学校部活動における保護者負担を軽減するとともに、活動を活性化するため、部活動にかかわる経費に対する補助を行いました。 | 妥当性 | A | 保護者の経済的負担軽減及びスポーツ、文化を振興させるとともに、生徒の学校生活を充実させるために必要です。 | 現行どおり | 生徒の部活動に必要な消耗品や備品購入費、大会参加事業に要する経費などを補助します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 大会参加者の保護者にかかる経済的負担軽減及びスポーツ、文化を振興させるとともに、生徒の学校生活を充実させるため、適正な助成が行われています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 規則、要綱に基づき適切な方法で実施しています。 | | |
| 20 | 小学校学習教材整備事業 | 学務課 | 教材用の備品が整備され、教育指導が向上している。 | 教科用備品の備品購入要望書受付、入札、契約及び備品管理を行う。 | 学習指導を進めるうえで、教師の指導の幅が広がるとともに、児童の理解度、学習の定着度を高めることができました。 | 妥当性 | A | 学力向上を目指した質の高い授業を実施していくため、教材の充実が重要であり現行どおり継続していく必要があります。 | 現行どおり | 各校から提出される、教科用備品購入計画書の品目や内容を精査し、予算の範囲内で計画的に整備を進めます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 教材用の備品を整備することにより、教育指導が向上します。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 整備方法を効率的に実施しています。 | | |
| 21 | 中学校学習教材整備事業 | 学務課 | 教材用の備品が整備され、教育指導が向上している。 | 教科用備品の備品購入要望書受付、入札、契約及び備品管理を行う。 | 学習指導を進めるうえで、教師の指導の幅が広がるとともに、生徒の理解度、学習の定着度を高めることができました。 | 妥当性 | A | 学力向上を目指した質の高い授業を実施していくため、教材の充実が重要であり現行どおり継続していく必要があります。 | 現行どおり | 各校から提出される、教科用備品購入計画書の品目や内容を精査し、予算の範囲内で計画的に整備を進めます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 教材用の備品を整備することにより、教育指導が向上します。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 整備方法を効率的に実施しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

教育部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|----------|------|--|--|---|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 22 | 災害共済事業 | 学務課 | 学校生活におけるけがなどの不慮の事故に対して、保護者の経済的負担が軽減している。 | 学校管理下における負傷・疾病にかかる医療費の支払いの請求事務を行い、給付額決定後に学校長を通じ保護者に支払いを行う。 | 学校管理下における負傷・疾病にかかる災害給付を実施しました。 | 妥当性 | A | 独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき実施しています。 | 現行どおり | 学校管理下における負傷・疾病にかかる医療費の支払いの請求事務を行い、給付額決定後に保護者に支払いを行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 学校生活におけるけがなどの不慮の事故に対して、保護者の経済的負担が軽減しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 請求、支払いはマニュアルに基づき実施され効率化されています。 | | |
| 23 | 学校保健安全事業 | 学務課 | 学校保健に関する正しい知識を習得することにより、健康問題についての啓発と意識が向上している。 | 学校保健に関する正しい知識や情報の提供、薬物乱用防止教室の普及、啓発を行う。 | 市内小学校で8校、中学校全校で実施することができました。児童生徒は、薬物に対する正しい知識を身につけ、啓発活動につながりました。 | 妥当性 | A | 社会情勢や文部科学省からの通達等を鑑み、今後も継続して実施していくべき事業です。 | 現行どおり | 児童生徒の薬物所持及び使用が報道される中、学校保健に関する正しい知識や情報の提供、薬物乱用防止教室の更なる普及、啓発を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 薬物に対する正しい知識を身につけることにより規範意識が醸成されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 警察、保健所等の関係機関と連携をすることで、犯罪に巻き込まれないようなスキル等の育成につながっています。 | | |
| 24 | 学校衛生管理事業 | 学務課 | 児童・生徒の衛生的な学習環境が維持されている。 | 市内小中学校(保健室)における衛生消耗品の購入を行う。学校の環境検査を行う。(小学校のプール水検査、小・中学校の飲料水検査・ダニ又はダニアレルゲン検査) | 市内各小・中学校(保健室)における衛生消耗品の購入を行いました。学校の環境検査を行いました。(小・中学校の飲料水検査・ダニ又はダニアレルゲン検査) | 妥当性 | A | 児童生徒の健康的で衛生的な環境を保つため、保健室で使用する衛生消耗品の購入が必要です。学校環境検査は、学校保健安全法に基づき実施しています。 | 現行どおり | 市内小中学校(保健室)における衛生消耗品の購入を行います。学校の環境検査を行います。(小・中学校の飲料水検査・ダニ又はダニアレルゲン検査) |
| | | | | | | 有効性 | A | 衛生消耗品の購入及び学校環境検査により、児童・生徒の衛生的な学習環境が維持されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 衛生消耗品の適正な管理及び購入を行っています。また、学校環境検査は、学校保健安全法に基づき実施しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

教育部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|---------|------|---|--|--|-------|--------|---|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 25 | 学校保健会事業 | 学務課 | 子どもたちの健康に関する情報の収集、調査、研究などを行うことで、学校保健が普及・発展している。 | 市学校保健会、郡学校保健会の運営を行う。 | 郡学校保健会では、会報の発行、管内の学校保健の情報収集を行いました。市学校保健会では、研修会、歯と口の健康審査会事業、各部会（保健主事部会・養護部会・栄養士部会）の研修、健歯・処置完了者の表彰、学校検尿第三次精密検査結果の調査、会報の発行を行いました。 | 妥当性 | A | 子どもたちの健康に関する情報の収集、調査、研究などを行うことで、学校保健が普及・発展しています。 | 現行どおり | 市学校保健会、郡学校保健会の運営を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 学校保健の各活動により、市及び郡内での学校保健が研究・普及されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 市及び郡内での情報交換や連携が必要であり、学校保健会に所属して活動することで効率的に事業を実施しています。 | | |
| 26 | 健康診査事業 | 学務課 | 児童・生徒・教職員の健康状態を管理することにより、病気等が予防又は早期発見されている。 | 児童・生徒・教職員の各種健康検査の日程調整、検査機関との契約・支払いの事務を行う。学校医・学校歯科医が学校における保健管理に関する専門的指導を行う。 | 児童・生徒・教職員の健康診断を実施しました。 | 妥当性 | A | 学校保健安全法に基づき、実施しています。 | 現行どおり | 児童・生徒・教職員の各種健康検査の日程調整、検査機関との契約・支払いの事務を行います。学校医・学校歯科医が学校における保健管理に関する専門的指導を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 検診事業により、病気の予防や早期発見等につながっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 健康診断は、学校医・学校歯科医や検査機関等により実施されているため、専門性が高いです。 | | |
| 27 | 学級編制事業 | 学務課 | 学級編制の事前調査により、適正な教員の配置が行われている。 | 翌年度の学級編制を事前に協議し、県教育委員会が教員の適正な配置を行う。 | 教員を適正に配置しました。 | 妥当性 | A | 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律により義務付けられているため、継続的に実施する必要があります。 | 現行どおり | 翌年度の学級編制を事前に協議し、県教育委員会が教員の適正な配置を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 学級編制の事前協議により、適正な教員配置が行われています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 適正な学校運営・学級編成及び教職員の配置を行っています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

教育部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-----------|------|---------------------------------------|---|---|-------|--------|---|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 28 | 調査統計事業 | 学務課 | 調査・統計に基づく適正な学校経営・学級編制及び教職員の配置が行われている。 | 学校基本調査、学齢前児童数調査、教職員定数調査、学校教員統計調査を行う。 | 調査・統計に基づき適正な学校経営・学級編成及び教職員の配置を行いました。 | 妥当性 | A | 統計法等により義務付けられているため、継続的に実施する必要があります。 | 現行どおり | 学校基本調査、学齢前児童数調査、教職員定数調査、学校教員統計調査を行い、県に報告します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 適正な統計調査を行うことにより、適正な学校運営・学級編制及び教職員の配置が行われています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 適正な学校運営・学級編制及び教職員の配置を行っています。 | | |
| 29 | 就学事務事業 | 学務課 | 申請に基づき、適正な就学が行われている。 | 転出入、入学及び区域外就学などに伴う児童生徒の正確な就学の確認を行う。 | 転出入、入学及び区域外就学などに伴う児童生徒の正確な就学の確認を行いました。 | 妥当性 | A | 学校教育法等により義務付けられているため、継続的に実施する必要があります。 | 現行どおり | 転出入、入学及び区域外就学などに伴う児童生徒の正確な就学の確認を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 保護者の申請を適正に審査することにより、児童生徒が適切に就学しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 学校教育法に基づき、適切な方法で実施しています。 | | |
| 30 | 教職員給与事務事業 | 学務課 | 適正な手当での支給を受けることができる。 | 学校職員の昇給内申及び3手当についての報告を適正に行えるよう、各小中学校へ指導及びチェックを行う。 | 学校職員の昇給内申及び3手当についての報告を適正に行えるよう、各小中学校へ指導及びチェックをしました。 | 妥当性 | A | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、実施しています。 | 現行どおり | 学校職員の昇給内申及び3手当について各小中学校の指導及びチェックを実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 事前の指導及びチェックにより、適正な手当での支給につながっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 各学校に訪問し適正なチェックを実施しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

教育部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-----------|------|--|---|--|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 31 | 教職員履歴事務事業 | 学務課 | 職員の履歴を整備することにより現状の把握を行うことができる。 | 学校から報告がある教職員の履歴異動事項を常に最新の情報で管理する。 | 学校から報告がある教職員の履歴異動事項を常に最新の情報で管理しました。 | 妥当性 | A | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、実施しています。 | 現行どおり | 教職員の履歴異動事項について、学校から報告があるとき、最新の情報で管理します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 教職員の履歴を整備することにより、現状の把握を行うことができます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 学校から報告を受け、県教育委員会に適切に報告をしています。 | | |
| 32 | 教科書採択事務事業 | 学務課 | 教科書採択が円滑に実施できている。 | 教科書採択を行うための資料を作る。 | 教科用図書印旛採択地区協議会の選定結果に基づき、中学校の令和2年度使用教科書の採択を行いました。 | 妥当性 | A | 学校教育法により義務付けられているため、継続的に実施する必要があります。 | 現行どおり | 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、教科用図書印旛採択地区協議会と綿密に連携を行い、本市における教科書採択を遺漏なく進めます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 教科書図書印旛採択地区協議会により、公平かつ慎重に採択することができます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 印旛各市町と連絡を密に行い、法令に則り適正に採択しています。 | | |
| 33 | 学校評議員事務事業 | 学務課 | 地域に開かれた学校づくりが推進され学校評議員制度の円滑な実施が行われている。 | 地域住民の学校運営への参加を促し、地域に開かれた学校づくりを推進するため、各学校5名以内の学校評議員を委嘱する。学校長は、学校運営について学校評議員の意見聴取を行う。 | 地域や学校の実情に応じて、学校評議員からできる限り幅広く意見を求めることができました。 | 妥当性 | A | 学校教育法施行規則第49条に基づき実施しており、地域住民に学校運営への参加を促し、地域に開かれた学校づくりを推進するため必要な事業です。 | 現行どおり | 各学校長により推薦された保護者や地域住民等を学校評議員として委嘱し、意見交換を行い、学校運営に生かします。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 各学校ごとに学校評議員から意見を聴取することで、学校運営に生かしています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 地域や学校の実情に応じて、推薦する者の構成分野を考慮することにより幅広い意見の聴取が行われています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

教育部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-----------------|------|---|--|--|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 34 | 表彰事務事業 | 学務課 | 学校教育について、顕著な功績のある教職員が表彰される。 | 表彰に関する事務を行う。 | 国の叙勲事務に基づき、「高齢者叙勲」事務手続きを行いました。印教連教育功労者表彰事務に基づき「教育功労者」事務手続きを行いました。 | 妥当性 | A | 教職員の資質向上や意識の向上につながるものであるため、継続して実施します。 | 現行どおり | 法令の基準に則り、表彰対象者がいる場合には、準備を進めます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 現行の基準により職務に貢献した職員の表彰が適切に行われています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 規定に従い確実に実施しています。 | | |
| 35 | 学校事務共同実施運営協議会事業 | 学務課 | 学校事務共同実施の円滑な運営により、学校間連携、きめ細かな教育が推進している。 | 円滑な学校運営を行うための学校事務共同実施を効率的かつ効果的に行えるよう支援及び調査研究をする。 | 円滑な学校運営を行うための学校事務共同実施を効率的かつ効果的に行えるよう支援及び調査研究をしました(コロナ対策のため書面にて通知)。 | 妥当性 | A | 学校事務職員の資質の向上やより正確な事務処理により、円滑な学校運営を行うため必要な事業です。 | 現行どおり | 学校事務共同実施を効率的かつ効果的に行えるよう支援及び調査研究をします。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 効率的かつ効果的に支援及び調査研究をすることにより、学校間の連携やきめ細かな教育が推進されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 年度始めと終わりに運営協議会と定期的な共同実施を行っていきます。 | | |
| 36 | 学校支援事業 | 学務課 | 円滑に学校運営が行われている。 | 円滑な学校運営が行われるよう学校に必要な新聞や、新入生用防犯ブザー等の購入及び児童・生徒の緊急搬送用自動車借上等を行う。 | 円滑な学校運営が行われるよう学校に必要な新聞や、新入生用防犯ブザー等の購入及び児童・生徒の緊急搬送用自動車借上等を行いました。 | 妥当性 | A | 学校現場からの要望・評価ともに高いため、今後も継続すべき事業です。 | 現行どおり | 円滑な学校運営が行われるように、新入生用防犯ブザー等の購入及び児童・生徒の緊急搬送用自動車借上等を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 効率的かつ効果的に支援することにより、円滑な学校運営及び各学校の教育活動が推進されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 児童生徒の安全面を考慮し、円滑な学校運営の支援を効率的に実施しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

教育部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|--------------|------|---|--|--|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 37 | 少人数教育推進事業 | 学務課 | 小学校におけるきめ細かな指導が実現し、基礎・基本の定着や円滑な学級・学年運営が行われている。 | きめ細かな教育を推進するために、市雇用の少人数指導教員を市内小学校に配置する。 | 児童一人一人の実態に応じたきめ細かい指導を行うため、小学校に少人数指導教員を配置しました。 | 妥当性 | A | 小学校におけるきめ細かな教育を推進するため、継続して実施する必要があります。 | 現行どおり | 児童一人一人の実態に応じたきめ細かい指導を行うため、小学校に少人数指導教員を配置します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 小学校におけるきめ細かな指導により、基礎・基本が定着されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 学校のニーズにあった推進教員を確保しています。 | | |
| 38 | 学校支援職員派遣事業 | 学務課 | 児童生徒への個別の支援と教職員への支援により充実した教育が実施できている。 | 個別の支援が必要な児童生徒及び教員への支援を行うために小中学校に職員を派遣する。 | 帰国・外国人児童生徒で日本語指導が必要な児童生徒が在籍する小・中学校に語学指導員を派遣しました。 | 妥当性 | A | 外国籍の児童生徒が増加する中、日本語指導が必要な児童生徒への個別の支援を継続して実施する必要があります。 | 現行どおり | 帰国・外国人児童生徒で日本語指導が必要な児童生徒が在籍する小・中学校に語学指導員を派遣します。教職員に突発的な事由で欠員が生じた際、小・中学校に休暇等代替講師を派遣します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 日本語指導が必要な児童生徒への個別支援により、落ち着いた教育環境が維持されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 語学指導員の確保と学校の実態に応じた派遣を行っています。 | | |
| 39 | 小中一貫教育体制整備事業 | 学務課 | 小中一貫教育の在り方について実践研究を行い、成果を市内の全小中学校へ広めることで、子どもの学力向上、豊かな心の育成、基本的な生活習慣が確立されている。 | 義務教育の9年間を一体的に捉え、子どもの学力向上、豊かな心の育成、基本的な生活習慣を確立できるよう、市内の小中学校の中からモデル校を選定し、小中一貫教育の在り方について実践研究を行い、その成果を市内の全小中学校へ広める。 | 「市小中一貫教育基本方針」に記載する「具体的な取組」の進捗状況について確認しました。コーディネーター会議等において各中学校区ごとに成果と課題を抽出し、来年度の取組について協議しました。 | 妥当性 | A | 「市小中一貫教育基本方針」に基づき、各中学校区で義務教育の9年間を一体的に捉え、子どもの学力向上、豊かな心の育成、基本的な生活習慣が確立されるように、成果と課題を抽出し、今後の方向性を示していきます。 | 現行どおり | 「市小中一貫教育基本方針」に記載する「具体的な取組」の進捗状況について確認します。その分析から得られた成果と課題をもとに、コーディネーター会議等において、今後の方向性や取組の重点等を示していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 今後の方向性や取組の重点等を示すにあたって、進捗状況の分析が有効です。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 各中学校区で定めた「めざす15歳の姿」の実現を目指し、地域の特性や児童生徒の実態に応じた「具体的な取組」の進捗状況を進捗状況調査等により確認します。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

教育部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-----------------------|------|--|---|---|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 40 | 外国人市民コミュニケーション事業 | 学務課 | 外国にルーツをもつ児童生徒に対する言語・文化等の相違への対応など、教育現場のコミュニケーション能力と児童生徒の包括的な支援を行っている。 | 外国にルーツをもつ児童生徒に対する言語・文化等の相違への対応など、教育現場のコミュニケーション能力と児童生徒の包括的な支援を行うため、大学と連携し、多文化教育スーパーバイザーの養成や保護者向け説明会等への講師の派遣を行う。 | 新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言を受けて大学も休校となったため、大学での講義は中止となりました。外国籍児童生徒の円滑な入学を進めるため、5ヶ国語の入学案内を作成しました。市内モデル校で多文化教育に関わる研修を行いました。 | 妥当性 | A | 市内小中学校で増加している外国にルーツをもつ児童生徒に対応するため、教育現場のコミュニケーション力を高める必要があります。 | 一部改善 | 大学と連携し、多文化教育スーパーバイザー及び多文化教育スーパーバイザー候補教員の養成を行うとともに、保護者向け説明会等への講師の派遣を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | B | 外国にルーツをもつ児童生徒に対する言語・文化等の相違など、教育現場での対応力が必要ですが、即効性がないため事業を継続して行う必要があります。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 教育現場のコミュニケーション力の養成と児童生徒の包括的な支援を行うため、大学と連携して事業を進めます。 | | |
| 41 | 新型コロナウイルス対策児童就学特別支援事業 | 学務課 | 新型コロナウイルス感染症の影響等により、経済的な理由で就学が困難な家庭を支援する。 | 準要保護世帯に対して一律5万円を支給する（準要保護世帯のうち「ひとり親家庭等の臨時特別給付金」が支給される世帯については対象外となる）。 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的な理由で就学が困難な家庭に一律5万円を支給することにより経済的に支援ができました。 | 妥当性 | A | 地方創生臨時交付金活用事業として新型コロナウイルス感染症による就学における保護者の経済的な負担を軽減させるため必要です。 | 完了 | 令和2年度のみのも事業です。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 新型コロナウイルス感染症による就学における保護者の経済的負担が軽減されたことにより、児童を安心して就学させることができます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 「四街道市準要保護世帯への特別支援事業実施要綱」に従い、適切に業務を遂行しています。 | | |
| 42 | 新型コロナウイルス対策生徒就学特別支援事業 | 学務課 | 新型コロナウイルス感染症の影響等により、経済的な理由で就学が困難な家庭を支援する。 | 準要保護世帯に対して一律5万円を支給する（準要保護世帯のうち「ひとり親家庭等の臨時特別給付金」が支給される世帯については対象外となる）。 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的な理由で就学が困難な家庭に一律5万円を支給することにより経済的に支援ができました。 | 妥当性 | A | 地方創生臨時交付金活用事業として新型コロナウイルス感染症による就学における保護者の経済的な負担を軽減させるため必要です。 | 完了 | 令和2年度のみのも事業です。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 新型コロナウイルス感染症による就学における保護者の経済的負担が軽減されたことにより、生徒を安心して就学させることができます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 「四街道市準要保護世帯への特別支援事業実施要綱」に従い、適切に業務を遂行しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

教育部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|------------|------|--|--|--|-------|--------|--|---------|--------------------------------------|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 43 | 学校給食管理運営事業 | 指導課 | 学校給食を衛生的かつ効果的に管理運営をすることで、児童生徒に安心安全な給食を提供し、心身の健全な発達に寄与する。 | 学校給食法に基づいた望ましい環境のもと衛生的な給食を提供するために、施設の衛生管理、細菌検査、衛生管理講習会等を実施する。また、教職員の負担軽減等を目的とし、学校給食の適正かつ円滑な運営のため、給食費を公会計で実施する。 | 児童・生徒に安心安全で栄養バランスのとれた給食を提供することができました。 | 妥当性 | A | 学校給食法において、市が当該事業にかかる役割が規定されています。 | 一部改善 | 計画的に設備を更新し、安心安全な学校給食を提供します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 本市の児童・生徒への安心安全な学校給食提供に寄与しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | B | 施設・設備の老朽化が進む中で、コストの増大は避けられませんが、給食施設の在り方、方向性を十分に検討し対応していく必要があります。 | | |
| 44 | 給食企画調整事業 | 指導課 | 給食に関する重要事項等を調査・検討することで、学校給食が適性かつ円滑に運営される。 | 学校給食が適正かつ円滑に運営されるために、各種調査及び改善策の検討を行う。 | 学校給食に関し、衛生管理の徹底、食育の推進ができました。 | 妥当性 | A | 学校給食の調査研究及び問題解決を行う必要があり、本市における学校給食を提供していくうえで必要です。 | 現行どおり | 衛生管理の徹底、食育の推進と併せて地場産物の活用をしていきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 諸業務を円滑に遂行するために必要です。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 当該事業については、課題が多い中で、現在、最大限効果的、効率的に行っています。 | | |
| 45 | 指導事務事業 | 指導課 | 課内及び各学校との事務を円滑に執行できている。 | 課の所管する一般事務を行う。 | 「四街道市の学校教育」のリーフレットを作成して市内小中学校児童生徒の保護者に配付し、学校教育に関する施策について周知することができました。県標準学力検査を市内全小中学校で実施し、結果分析を行いました。結果分析をもとに、授業改善のポイントについて、市内小中学校に指導・助言を行いました。 | 妥当性 | A | 教育施策の周知は、学校・地域・家庭が連携して学校教育を充実していく上で必要です。また児童生徒一人一人の生きる力の育成のため、学力向上に関する事務も必要です。 | 現行どおり | 学校教育に関する施策を周知するとともに、学力向上に関する事務を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 教育施策の周知と学力向上に関する事務について円滑に実施されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 効果的な事業運営を行っています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

教育部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|------------|------|--|--|---|-------|--|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 46 | 教職員研修事業 | 指導課 | 教職員の指導力が高まり、充実した教育活動が推進されている。教職員の資質向上、児童生徒の学力・体力が向上し、円滑な学校運営が行われている。 | 教職員の資質向上のために、市主催研修会を行っている。また、教職員の研究活動の充実、各学校の研修の充実、さらに学校の円滑な管理運営のために、各種補助金を交付する。 | 市教育委員会主催教職員研修会として、教育課題や新学習指導要領への対応ができるよう感染症対策を取りながら、14講座17回の研修会を様々な方法で実施し、教職員の指導力、資質の向上につながりました。また、各学校及び市教育研究会への補助金の交付により、各学校における研修、各研究部の研究活動等を充実させることができました。 | 妥当性 | A | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第45条第1項の規定により、実施しています。 | 現行どおり | 感染症対策を取りながら、教職員の指導力と資質向上のために、市主催研修会を実施します。 |
| | | | | | 有効性 | A | 市主催研修会を実施することにより、教職員の指導力、資質が向上しています。 | | | |
| | | | | | 効率性 | A | 限られた予算の中で効果的な事業運営を行っています。 | | | |
| 47 | 教育相談体制支援事業 | 指導課 | 教職員、児童生徒への支援が効果的になされ、児童生徒が学校生活に適応している。 | 長期欠席児童生徒の学校復帰や社会的自立のため、長期欠席児童生徒指導員が児童生徒、教職員、保護者を対象に相談を行う。また、臨床心理士等の資格を持つ心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、電話相談、来室相談、訪問相談を行う。 | 教育サポート室を中心として、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、青少年育成指導員、長期欠席児童生徒指導員及び各関係機関との連携して、不登校やいじめ等の諸問題に対して、円滑に相談、支援活動を行うことができました。 | 妥当性 | A | 長期欠席児童生徒の学校復帰や社会的自立を目的とした事業であり、児童生徒や保護者のニーズに応える教育相談を行っていくには、現在の取組を継続していく必要があります。 | 現行どおり | 不登校をはじめとするいじめ等の多様化・複雑化する問題に対し、教育サポート室を中心として、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、青少年育成指導員、長期欠席児童生徒指導員及び各関係機関との連携を強化し、当事者の悩みに寄り添った相談支援活動を継続的にを行います。 |
| | | | | | 有効性 | A | 児童生徒や保護者のニーズに応える教育相談を行い、学校生活、不登校、いじめ等の多様化・複雑化する悩みなどの解決につながっています。 | | | |
| | | | | | 効率性 | A | 不登校やいじめ等の多様化・複雑化する相談は年々増加しており重要性を増しています。児童生徒、保護者のニーズに応える教育相談を行っていくには、相談体制のさらなる整備が必要です。 | | | |
| 48 | 教育支援事業 | 指導課 | 教育支援委員会の審議結果をもとにニーズに応じた教育支援を行い、一人一人の児童生徒が適切に就学している。 | 児童生徒の適切な就学を目的として、各種検査や専門的な調査を行い、教育支援委員会で審議を行う。 | 就学前児や児童生徒一人一人のニーズに応じた教育支援・就学相談を行うことができました。 | 妥当性 | A | 児童生徒がニーズに応じた適切な就学をしていくためには現在の取組を継続していく必要があります。 | 現行どおり | 関係機関と連携し、早期からの就学相談、教育支援の充実及び就学後のフォローアップを行います。 |
| | | | | | 有効性 | A | 専門性を有する委員で構成する教育支援委員会で慎重な審議を行うことにより、適切に教育支援を行っています。 | | | |
| | | | | | 効率性 | A | 年間3～4回教育支援委員会を開催し、委員からの助言をもとに見通しを持って就学相談を進めています。 | | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

教育部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-------------------|------|---|--|---|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 49 | 特別支援教育推進事業 | 指導課 | 各学校における特別支援教育推進体制が整い、特別な支援を必要としている児童生徒がニーズに応じた支援を受けている。 | 特別支援連携協議会を開催し支援体制の整備を促進する。巡回相談員により児童生徒に対する支援方法等を教職員に対し助言するとともに、特別支援教育支援員による特別な支援の必要な児童生徒への支援を行う。 | 新型コロナウイルス感染症の影響はありましたが、会議を可能な限り実施しました。特別支援連携協議会の開催により、関係部局等と共通理解のもと、特別支援教育推進について理解を得ました。発達相談では、子どもたちのより良い学校生活に向けて適切な支援ができるよう、教職員や保護者への助言を行いました。 | 妥当性 | A | 特別な支援を必要とする児童生徒は増加しており、対象児童生徒への支援はもちろんのこと、家庭への支援や在籍する学校、学級への支援も必要とされています。 | 現行どおり | インクルーシブ教育システムの構築に向けて、特別支援教育推進体制のさらなる充実を目指し、専門家チームや巡回相談員の活用します。専門家チームや巡回相談員の学校訪問の機会を増やし、児童生徒の教育ニーズに応じた適切な支援を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | インクルーシブ教育システムの構築に向けて、特別支援教育推進体制のさらなる充実をさせていきます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 児童生徒の増え続けるニーズに対応するため、学校現場への人的支援(支援員の派遣)や丁寧な教育相談の実施は必要不可欠です。さらなる体制整備の充実が必要です。 | | |
| 50 | 学校安全事務事業 | 指導課 | 安全・安心な学校づくりが推進され、児童生徒、教職員の安全意識が高まっている。 | 学校における防災教育や交通安全指導等が充実するよう、情報提供や指導・助言を行い、児童生徒及び教職員の実践的な危機回避能力を育成する。 | 市内小中学校において、児童生徒の防災・防犯意識や実践力を向上させるため、地震対応・火災対応の避難訓練以外にも、不審者対応訓練を実施する等、様々な訓練を実施することができました。 | 妥当性 | A | 社会情勢の悪化、環境の変化に伴い、犯罪や災害の発生率が高まっており、児童生徒が自身を守ることができるよう実践的な危機回避能力を育成する必要があります。 | 現行どおり | 社会情勢や環境の変化に伴い、小中学校における安全教育、防災教育は、児童生徒が安全に健康的な生活を送る上で不可欠であることから、引き続き、各学校において充実した防災訓練、防犯訓練が行われるよう支援します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 市教育委員会からの情報提供や指導・助言により、学校の防災・防犯に対する意識が高まっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 効果的に実施されており、実施手段は適切です。 | | |
| 51 | 小学校コンピュータ機器管理整備事業 | 指導課 | 小学校におけるICT機器の整備が進められ、授業等に活用しやすい環境が整っている。 | 小学校のコンピュータ室の機器等の環境整備とともに、トナーカートリッジ等の消耗品の購入・配布を行う。 | トナーカートリッジは、学校の要望に応じて配付することができました。 | 妥当性 | A | 授業等に活用しやすい環境を整えることを目的として、小学校におけるICT機器の整備を進める必要があります。 | 現行どおり | 教育用・校務用パソコン機器の更新に向けて、整備を進めていきます。また、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、タブレット型パソコンのさらなる活用を目指して、各学校を支援していきます。(令和3年度より「教育ネットワーク基盤整備事業」と統合します。) |
| | | | | | | 有効性 | A | これまでは、コンピュータ室中心の環境整備を行ってきましたが、普通教室でのタブレット型パソコンによる活用を中心に環境整備を行うようにし、有効性を高めています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | タブレット型パソコンを増やすとともに電子黒板やデジタル教科書等を導入するなど、さらなる拡充が必要です。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

教育部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|---------------|------|---|---|---|-------|---|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 55 | 中学校キャリア教育推進事業 | 指導課 | 職場体験等、キャリア教育に係る活動が充実され、生徒の自己実現に向けたキャリア発達が促進される。 | 生徒がキャリア教育に関わる体験的な活動を行う際の支援を行う。 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため体験的なキャリア教育の実施はできませんでしたが、学校における教育活動の中で基礎的・汎用的能力を育む視点を持って、取り組むことができました。また、キャリアパスポートについては、市教育委員会でひな形及びフラットファイルを作成し、各学年5枚ポートフォリオとして記録を残すことができました。 | 妥当性 | A | 新学習指導要領では、キャリア教育は特別活動を要として各教科の特質に応じて、小学校から高等学校まで学校教育全体で組織的・計画的に進めるとされました。キャリアパスポートの活用をとおして、キャリア教育を推進する必要があります。 | 現行どおり | 新型コロナウイルス感染症拡大防止により、見学先の受け入れ状況が見通せないことから、具体的な数値目標は設定しないものの、ICTを活用し、さまざまな職業人から話をうかがう機会を確保するなど、体験的なキャリア教育を補完します。また、キャリアパスポートの活用をとおして、生徒のキャリア発達を促進します。 |
| | | | | | 有効性 | A | キャリアパスポートの市独自の様式を作成し、キャリアパスポート用のフラットファイルを児童生徒一人一冊購入・配付したことにより、キャリアパスポートの活用・管理が容易になり、学年・学校段階間の引継ぎも容易になり、キャリア教育が推進されています。 | | | |
| | | | | | 効率性 | A | キャリア教育推進会議を開催し、基礎的・汎用的能力を育成し、児童生徒のキャリア発達を促す取り組みについて、市小中一貫教育の目指す「15歳の姿」と併せて各中学校区で共通理解を行っていくことができます。 | | | |
| 56 | 読書活動活性化支援事業 | 指導課 | 学校図書館の人的・物的な整備が整うことで、授業での活用が進み、児童生徒の読書活動が充実する。 | 市子ども読書活動推進計画(第三次)に基づき、読書活動を推進する。学校司書を全校に配置し、読書環境と活動を充実させるだけでなく、小学校においては学校図書館システムを活用して蔵書管理を、また、全小中学校で図書購入システムを活用して図書購入を効率的に行う。 | 市子ども読書活動推進計画(第三次)に基づいた取組を進めました。読書環境や学校図書館を活用した授業を充実させるため、学校司書を全校に配置し、各学校の実態に応じて、感染症対策を講じながら読書活動を推進することができました。全小中学校で図書購入システムを活用して図書購入を効率的に行うことができました。また、学校図書館システムを活用し、蔵書管理や学校間での情報を共有することができました。 | 妥当性 | A | 市教育振興基本計画や市子ども読書活動推進計画に具体的な項目が示されています。 | 現行どおり | 市子ども読書活動推進計画(第三次)に基づき、さらなる子どもの読書活動を推進していきます。また、学校図書館システム、図書購入システムを活用して、図書の購入や廃棄などを進めるとともに、蔵書管理や業務の効率化を行います。また、学校間の情報共有を行っていきます。令和4年度から実施する第四次計画の策定を行います。 |
| | | | | | 有効性 | A | 学校図書館システム、図書購入システムを活用して蔵書の管理や業務が効率化されています。また、学校司書の全校配置や学校司書対象の研修の実施により、読書活動及び環境が充実されています。 | | | |
| | | | | | 効率性 | A | 日常の学校司書の勤務時間数や勤務日数を拡充し、さらなる読書活動を推進していく必要があります。臨時休校に伴い、夏季休業日が縮小し、勤務を必要とする日数が増えた分の追加を行いました。 | | | |
| 57 | 地域学習支援事業 | 指導課 | 身近な地域の学習のための環境を整備することで、地域の伝統や文化を大切にし、郷土を愛する心が育成される。 | 小学校3、4年生が地域の学習を行う際の郷土学習教材としての社会科副読本を作成し、3年生全員に配付する。また、地域の特色を知るための校外学習で利用するバスの借上げを行う。 | 借上げバスについては、感染症予防のため中止しました。社会科副読本「わたしたちの四街道」を新学習指導要領を踏まえた改訂を行いました。市歴史民俗資料室見学のモデル案を示し活用を呼びかけました。地域への理解が深まるとともに、郷土愛の育成につながりました。 | 妥当性 | A | 市教育振興基本計画に、「ふるさと四街道についての学習」が位置付けられています。 | 現行どおり | 児童が地域のよさを知ることで、郷土を愛する心を育てることができるよう、社会科見学を実施するとともに、学習指導要領に沿って社会科副読本を活用した学習を行います。 |
| | | | | | 有効性 | A | 社会科の学習内容にある地域学習の一環として、副読本を用いて学習することにより、地域に対する理解を深めることができます。 | | | |
| | | | | | 効率性 | A | 感染予防のため中止しましたが、児童数の実状に合わせて、最適な方法で継続する必要があります。 | | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

教育部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|------------|------|--|--|---|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 58 | 学校体育振興事業 | 指導課 | 学校体育に関する人的・物的な環境を整えることで、児童生徒の体力と健康意識が向上する。 | 児童生徒の健康・体力づくりのため、運動施設等の確保とともに、小学校の陸上練習や中学校の運動部活動への専門的指導者の派遣を行う。 | 新型コロナウイルス感染症対策により小中学校による部活動の制限により小学校へは指導者を派遣することができませんでした。中学校については、部活動指導員を全5校に7名を配置しました。 | 妥当性 | A | 児童生徒が体力の向上や生涯スポーツへの資質能力を高めるためには、必要な事業です。 | 現行どおり | 近隣の大学等との連携や、地域人材の活用により、小学校へは児童体力づくり指導者の派遣、中学校へは部活動指導員の配置を行うことで、小学校での体力づくりや中学校の部活動のさらなる充実を目指します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 児童生徒が体力の向上や生涯スポーツへの資質能力を高めるためには、現在の遂行状況を継続することが有効です。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 児童生徒が体力の向上や生涯スポーツへの資質能力を高めるために最適な方法で行っています。 | | |
| 59 | 外国語教育推進事業 | 指導課 | 中学校卒業までに実用英語技能検定(英検)3級を取得することを目標とし、生徒の英語学習への意欲が向上するとともに、学習が充実し、英語力が向上する。各学校で外国語指導助手が活用され、外国語に係る授業の充実が図られている。また、児童生徒の外国の生活・文化への興味関心やコミュニケーション能力が高まっている。 | 市内中学校3年生に対し、年1回実用英語技能検定(英検)の検定料を負担する。外国語指導助手を中学校に配置するとともに、小学校にも派遣し、英語や外国語活動の授業支援を行う。また、各学校の国際理解教育に係る活動への支援を行う。 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止による渡航制限により、新規に来日予定であったJETプログラムによる外国語指導助手は配置できませんでした。英語検定も、臨時休校期間により第1回の実施を見送りました。小学校は、今年度から市内12校を教育課程特例校として小学校1年生から外国語科の授業をスタートさせました。 | 妥当性 | A | 新学習指導要領において、ネイティブ・スピーカーの協力を得て指導体制を充実させることが示されています。また、市教育振興基本計画には「中学校卒業までに市内中学生の英検3級合格率を向上させること」を掲げており、外国語教育の充実のため、継続して実施する必要があります。 | 現行どおり | 新学習指導要領の完全実施及び小中一貫教育における9年間を見通した連続性のある英語教育の推進のため、外国語指導助手を活用し、さらなる授業の充実を目指していきます。市内在住の中学校3年生が、これまでの英語学習で身につけた英語力を試すために、実用英語技能検定(英検)を受験できるよう、検定料を年1回に限り負担することで、生徒の英語力の向上を目指します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | JETプログラムによる外国語指導助手を中学校に配置し、小学校には人材派遣委託による外国語指導助手を配置・派遣することで、小中一貫教育における義務教育9年間を見通した英語教育が推進され、児童生徒のコミュニケーション能力の向上が見られます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 新学習指導要領の完全実施に向けて、さらに質の高い外国語指導助手の雇用や派遣日数の増加等、さらなる拡充が必要になります。 | | |
| 60 | 小中一貫教育推進事業 | 指導課 | 義務教育9年間を見通した教育課程の系統化を行い、9年間を一体的にとらえて掲げられた学校教育目標と共通した児童生徒像の実現を目指した実践を行うことで、子どもの学力向上、豊かな心とたくましく生きる力が育成されている。 | 義務教育の9年間を一体的に捉え、子どもの学力向上、豊かな心の育成、基本的な生活習慣が確立できるよう、市内の全小中学校に小中一貫教育コーディネーターを置き、小中一貫教育推進委員会を中心に小中一貫教育を推進していく。 | 学習マップ及びサンプル指導案については、臨時休校後の学習保障を優先させるため、改訂作業・発行を次年度に繰り越しました。市内全校を教育課程特例校として義務教育9年間を見通した連続性のある英語教育のあり方についての研究実践を各校で進めました。 | 妥当性 | A | 市教育振興基本計画に小中一貫教育の推進が位置付けられており、推進する必要があります。 | 現行どおり | 教科協力員を中心に、新学習指導要領を踏まえて、学習マップ及びサンプル学習指導案の改訂作業を行うとともに、市内全校を教育課程特例校として義務教育9年間を見通した連続性のある英語教育のあり方についての研究実践を進めることで、小中学校の円滑な接続を意識した系統的な学習指導を充実させていきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 小中一貫教育の推進のため、継続して取組を行う必要があります。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 各中学校区ごとに、児童生徒の実態に応じて具体的な取組を行っており、実施手段は適切です。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

教育部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-------------------------|------|--|---|---|-------|--------|---|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 61 | 新型コロナウイルス対策児童生徒家庭学習支援事業 | 指導課 | 新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休校による学習保障と読書活動を推進する。 | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う、児童生徒の読書活動の奨励、家庭での学習支援を目的として、1人5千円分の図書カードを配付する。 | 市内小中学校に在学している児童生徒には、学校ごとの設定日に配付しました。配付できなかった児童生徒及び市内小中学校に在学していない市内在住の児童生徒については、10月末まで市教育委員会指導課にて配付を行いました。 | 妥当性 | A | 児童生徒の学習保障、読書活動の推進には必要な事業です。 | 完了 | 令和2年度のみのも事業です。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 児童生徒の学習保障、読書活動の推進に効果的な事業です。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 図書カードの配付金額及び配付方法については、適切です。 | | |
| 62 | 学校教育活動再開支援事業 | 指導課 | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による学校の一時閉鎖に係る対応及び臨時休業からの再開を支援する。 | 学校における感染症対策を徹底しながら児童及び生徒の学びの保障をする体制の整備を促進する。 | 学校における感染症対策を徹底しながら児童及び生徒の学びの保障をするため、校長の判断で消耗品、備品を購入することができました。 | 妥当性 | A | 感染症対策を徹底しながら児童生徒の学びの保障をするためには必要な事業です。 | 完了 | 令和2年度のみのも事業です。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 各学校の実態に合わせ、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応するためには効果的な事業です。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 効果的な事業運営を行っています。 | | |
| 63 | 学校教育活動継続支援事業 | 指導課 | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による学校の一時閉鎖に係る対応及び臨時休業からの再開及び学校教育活動の継続等を支援する。 | 学校における感染症対策を徹底しながら児童及び生徒の学びの保障をする体制の整備を促進する。 | 学校における感染症対策を徹底しながら児童及び生徒の学びの保障をするため、校長の判断で消耗品、備品を購入することができました。 | 妥当性 | A | 感染症対策を徹底しながら児童生徒の学びの保障をするためには必要な事業です。 | 現行どおり | 各学校が感染症対策等を徹底しながら、夏季休業期間の短縮等により研修機会を逸した教職員に対し研修に必要な経費を支援する取組及び児童生徒の学習保障をするための取組を実施するに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校教育活動の円滑な運営を支援します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 各学校の実態に合わせ、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応するためには効果的な事業です。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 効果的な事業運営を行っています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

教育部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-----------------------|----------------|---|---|---|-------|--------|--|---------|-------------------------------------|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 64 | 新型コロナウイルス対策児童生徒学習支援事業 | 指導課 | 市内小中学校における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する。 | 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、市内小中学校の全ての児童生徒に飛沫防止ガードを配付する。 | 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、市内在籍の児童生徒及び令和3年度小中学校入学予定の児童生徒分に飛沫防止ガードを配付しました。 | 妥当性 | A | 新型コロナウイルス感染症の感染防止には必要な事業です。 | 完了 | 令和2年度のみのも事業です。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 新型コロナウイルス感染症の感染防止には効果的な事業です。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 効果的な事業運営を行っています。 | | |
| 65 | 共同調理場運営事業 | 指導課(学校給食共同調理場) | 調理場が適正かつ円滑に運営されることで、児童・生徒に安心安全な給食が提供されている。 | 学校給食の普及と健全な発展を目指すため、給食調理業務委託、備品購入などを実施する。 | 学校給食の普及及び健全に発展をすることができ、児童生徒に安心安全な給食を提供することができました。 | 妥当性 | A | 学校給食法及び学校給食衛生管理基準に、市での役割が規定されていることにより、実施する事業です。 | 一部改善 | 計画的な設備の更新を行い、児童生徒に安心安全な給食を提供します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 適正かつ安定的な事業を行うことにより、児童・生徒に安心安全な給食を提供することができています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | B | 施設・設備の老朽化が進む中で、コストの増大は避けられませんが、給食施設のあり方、方向性を十分に検討し対応していく必要があります。 | | |
| 66 | 共同調理場維持管理事業 | 指導課(学校給食共同調理場) | 調理場の施設・設備・備品が適正に保守管理されることで、児童・生徒に安心安全な給食が提供されている。 | 共同調理場の施設の安全性、衛生管理を高める上で、給食施設、設備機器などの整備改善、修理及び点検を実施する。 | 学校給食共同調理場の施設の安全性、設備機器等の整備改善、修理点検等を実施することで、児童・生徒に安心安全な給食を提供することができました。 | 妥当性 | A | 学校給食法に、市での役割が規定されていることにより、実施する事業です。 | 一部改善 | 計画的な設備・施設の更新を行い、児童生徒に安心安全な給食を提供します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 施設・設備の安全性・衛生管理を定期的に点検することで、児童・生徒に安心安全な給食の提供ができています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | B | 施設・設備の老朽化が進む中で、コストの増大は避けられませんが、給食施設のあり方、方向性を十分に検討し対応していく必要があります。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

教育部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-----------|-------|--|---|---|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 67 | 社会教育支援事業 | 社会教育課 | 市民団体主体の社会教育活動が活性化される。 | 市民団体主体の社会教育活動を支援するため、社会教育関係団体へ補助金を交付する。 | 補助金の交付によりその活動を支援することができました。 | 妥当性 | A | 社会教育関係団体の自主性を尊重しながら、その活動を支援することは市の役割です。 | 現行どおり | 市民団体主体の社会教育活動を支援するため、社会教育関係団体へ補助金を交付します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 社会教育関係団体へ補助金を交付することにより、社会教育活動が活性化されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 定期的に補助金の見直しを行っています。 | | |
| 68 | 人権教育事業 | 社会教育課 | 学習機会を提供することによって、市民の人権尊重の意識が向上している。 | 人権週間に合わせて、社会情勢の中から各種人権について学ぶ機会を提供している。 | 新型コロナウイルス感染拡大のため人権週間に合わせた講演会は開催できませんでしたが、人権啓発担当部署や市民団体と連携して会議を開催するなど、人権意識を高める機会の提供に寄与できました。 | 妥当性 | A | 人権教育は全ての社会事業に不可欠であり、人権啓発担当部署と市民団体と連携して会議を開催し、人権意識を高める事業として妥当です。 | 現行どおり | 市民団体と連携して講演会を開催することにより、広く市民に人権について学ぶ機会を提供します。人権啓発担当部署等と連携し、人権意識を高める機会を提供していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 人権週間に講演会を開催することにより、全国各地で行われる様々な活動と合わせて、集中的な意識啓発が行われています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 市民団体と連携して人権関連事業を検討することにより事業内容を充実することができました。 | | |
| 69 | 社会教育活性化事業 | 社会教育課 | 社会教育委員の専門知識が反映された事業が展開されている。社会教育指導員の家庭教育、青少年教育等に対する指導助言により、適切な社会教育事業が行われている。 | 家庭教育、青少年教育等の教育に対する指導助言により、社会教育事業を活性化している。 | 社会教育委員会議の開催及び社会教育指導員の委嘱により、社会教育行政への意見の反映と指導を行うことができました。 | 妥当性 | A | 社会教育法に定められていることから、社会教育委員を設置することは妥当です。 | 現行どおり | 社会教育委員会議を通じ、社会教育事業に助言をいただき、市の社会教育を活性化します。また、社会教育指導員の指導助言により、学校・家庭・地域の連携を強化します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 定期的に会議を開催し、本市の社会教育について意見をいただいています。また、印旛郡市、千葉県の会議・研修に出席をいただき、情報収集等を行うことで社会教育事業の活性化されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 家庭教育の普及や団体への指導助言等、社会教育事業の普及ご助力をいただいています。また、社会教育委員会議にて、助成金や補助金について審議し、効果的な交付が行われています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

教育部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|--------------|-------|---|---|--|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 70 | 文化講演事業 | 社会教育課 | 家庭・学校・地域の連携に必要な課題をとりあげ、講演会を開催することにより、効果的に課題解決に向けた学習する機会が提供されている。 | 文化祭期間中に、幅広い層に対して教育力向上及び文化・教養を高めるための講演会事業を行う。 | 幅広い層に対し文化・教養を高めるための講演会を行う事業ですが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。 | 妥当性 | B | 幅広い層の市民が集まり同じ情報を共有できる講演会は、学習の場として必要です。しかし、参加者は関係者（教職員・PTA）がほとんどで、一般の参加者は少ないのが現状です。 | 一部改善 | 家庭・学校・地域の連携に必要な課題を取り上げ、講演会を開催し、市民の学習の場を提供していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 市教育委員会、市PTA連絡協議会、市教育研究会により、家庭・学校・地域の連携に必要な課題を取り上げ、保護者等の教育力を高めるための学習の場の提供が行えています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 課題解決に向け適任の講師の選定ができています。 | | |
| 71 | 子育て学習事業 | 社会教育課 | 保護者等を主体とし、小中学校などと連携をとりながら子育てに必要な教育を必要な時期に効果的に学習する機会を設けることにより、家庭教育が向上している。 | 就学時健康診断や入学説明会の際に、家庭教育の重要性を認識するための講座等を開催する。また、家庭や地域における子育て意識を啓発し、家庭教育を支援するため、地域・家庭教育学級を実施する。 | 学校や保護者のニーズに合ったテーマで講座の開催や資料の配布をすることにより、小学校及び中学校の入学を控えた児童生徒の保護者に、家庭教育の重要性を学ぶ機会を提供することができました。 | 妥当性 | A | 教育基本法第10条第2項（家庭教育）、社会教育法第5条第7号で定められている事業です。 | 現行どおり | 家庭・学校・地域の連携により家庭教育力の向上させるため、小中学校児童生徒の保護者や地域住民を対象とした学習機会を提供していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 家庭・学校・地域のもつ教育力を高めあうために、小中学校と連携をとりながら、子育てに必要な教育を必要な時期に学習する機会を設けることにより、家庭教育力が向上しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 小学校の就学時健康診断、中学校の入学説明会は保護者が一同に会する数少ない機会であり、その際に子育て学習講座を実施し家庭教育を支援することは最も適しています。 | | |
| 72 | 放課後子ども教室推進事業 | 社会教育課 | 子どもが放課後に安全で安心な居場所で過ごしている。 | 放課後子ども教室事業を市民団体に委託し実施する。 | 子ども達が安心・安全に過ごせる放課後の居場所を提供できました。また、本事業を活用してもらうための広報活動を行いました。 | 妥当性 | A | 四街道市こどもプランに位置づけられています。 | 現行どおり | 子ども達に安心・安全な居場所を継続して提供していきます。希望団体があった場合、新たに開設できるよう取り組んでいきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 地域・学校・家庭の連携で、青少年の健全育成や地域人材を活用しながら地域で子どもを育てる事業として実施しています。福祉的要素のある事業となっており、主任児童委員の存在は大きいと考えます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 参加児童・生徒の参加人数と事業従事者の費用対効果が悪く、また、新規開設の選考基準が高いため増設に難しい部分があります。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

教育部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|----------|-------|---|---|--|-------|--------|---|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 73 | 成人式事業 | 社会教育課 | 新成人が社会人としての自覚と責任を持つようになっている。 | 成人式実行委員会を組織し、新成人の門出を祝福する。 | 式典は中止となりましたが、記念品の配布や写真スポットの設置により、新成人の門出を祝福するとともに将来の幸福を祈念し、共に楽しいひとときを過ごす機会を提供できました。 | 妥当性 | A | 「新成人のつどい」を実施し、新成人の門出を祝福する不可欠な事業です。 | 現行どおり | 成人式実行委員会との共催により、「新成人のつどい」を実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 成人式実行委員会を組織し、新成人自らの企画により式典を運営することで、社会人としての自覚と責任を持ち、思い出に残る素晴らしい行事となっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 成人式実行委員会が中心となり、式典の企画、準備、運営を行っています。 | | |
| 74 | 生涯学習推進事業 | 社会教育課 | 市民が市政を知るための学習機会が提供され、まちづくり活動のための学習活動が盛んに行われている。学習成果を市民に提供する人材が登録され、市民の自主的な学習活動が盛んに行われている。 | 市民の生涯学習意識の高揚と生涯学習活動支援のため、学習情報の提供、生涯学習生きがいがいづくりアシスト事業一日体験講座、出前講座などを行う。 | 市民の生涯学習活動を支援し、生涯学習情報を提供し、意識啓発を行いました。生涯学習審議会を開催し、生涯学習推進のための意見を聴取することができました。 | 妥当性 | A | 生涯学習を通じた地域活性化の取り組みを促進するためには、生涯学習環境の提供が必要であり、市の事業を学習する出前講座及び学習状況の提供は、市が行うべき事業です。 | 現行どおり | 市民の生涯学習意識の高揚と生涯学習活動支援のため、学習情報の提供、生涯学習生きがいがいづくりアシスト事業一日体験講座、出前講座などを行います。また、生涯学習審議会を通じ、生涯学習事業に対する助言をいただき、市の生涯学習を推進します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 生涯学習事業については、市内の人材活用と市民の学習機会の提供を併せ持っており、生涯学習の推進に有効です。また、生涯学習審議会の開催により、生涯学習の推進に関する市民の意見を反映します。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 市政だよりやホームページでの広報活動のほかに、一日体験講座を行い広報活動を拡大し、市民ニーズに応える事業の提供を行います。また、生涯学習審議会を開催し、生涯学習推進計画の進捗管理を行います。 | | |
| 75 | 市民大学講座事業 | 社会教育課 | 学習成果を活かし、まちづくりに積極的に参加する市民の育成がなされている。 | 市民に専門的知識等を提供し、まちづくり（市民協働）推進に役立てるため、市民大学講座を開講する。 | 一般課程では郷土愛を育む内容や、市民活動団体の紹介を取り入れ、地域づくりに貢献するきっかけをつくることができました。専門課程は新型コロナウイルス感染拡大のため開催できませんでした。 | 妥当性 | A | 学習機会の提供により、歴史を学ぶことにより郷土愛を育む、市民の自発的な活動を知る等の機会を得ることにより、まちづくりに貢献するきっかけをつくるため必要な事業となっています。 | 現行どおり | 効果的に周知を行い、新規受講生の増加を目指します。また、市民の学習意欲に応え、多様な講座内容を提供します。受講生アンケートを実施し、市民ニーズをカリキュラムに反映していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 市民に学習機会を提供することによって、自己学習意欲や地域活動への参加意欲の向上に寄与しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 毎回の講座で取っているアンケートから、満足度の高さが確認できており、事業評価に繋がりました。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

教育部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|------------|-------|---|--|--|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 76 | 市民文化祭事業 | 社会教育課 | 市民が芸術文化活動の発表の場を得ることで活動が活性化している。市民全体の文化への関心、学習意欲が高まっている。 | 市民が芸術文化活動の成果を発表する機会や、市民が身近に芸術文化に接する場を提供するため、市民文化祭実行委員会等との共催により、市民文化祭を開催する。 | 市民が芸術文化活動の成果を発表・鑑賞する機会及び相互交流の場を提供する事業ですが、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催できませんでした。 | 妥当性 | A | 文化芸術振興基本法第4条、社会教育法第5条第11号に基づき、実施しています。市を代表する文化イベントである市民文化祭により、芸術文化活動に触れる機会と発表の場を提供することは、市民が創造的な文化活動を拡大するために必要です。 | 現行どおり | 市を代表する文化イベントとして、芸術文化活動に触れる機会と発表の場を提供し、市民による創造的な文化活動を拡大していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 児童生徒作品展と一般作品展等を同時期に開催することにより、より活力にあふれた事業展開になっています。芸術文化活動に対する市民文化意識の高揚する場として有効であり、文化の創造に寄与しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 開催日程や参加団体数の増減が、会場費等の経費に影響を与え、難しい運営を迫られています。しかし、実行委員会により運営方法を見直し、経費の削減に努力するとともに、実行委員会の自己負担部分の明確化等に励んでいます。 | | |
| 77 | 市民芸術公演事業 | 社会教育課 | 芸術文化公演、展覧会などにより市民の芸術文化活動が活性化している。 | 市民が質の高い芸術文化に接する機会の拡充のため、市に縁のある芸術家の展示会や市民活動による演劇等の芸術鑑賞の機会を提供する。 | 学校音楽鑑賞教室を和良比小学校にて開催し、質の高い芸術を鑑賞する機会を提供しました。なお、年度内に予定していた子供ミュージカル公演、市民演劇等については、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となりました。 | 妥当性 | A | 社会教育法第5条第11号に基づき、実施しています。芸術文化活動の土壌を培うためには継続的に取り組まなければならない事業であり、公的な支援は必要です。 | 現行どおり | 事業経費については、共催団体と内容を精査し、広告収入の拡大や入場料の見直しが必要です。また、学校音楽鑑賞教室については、質の高い芸術を鑑賞する機会を提供できるよう開催校と協議します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 和良比小中学校にて学校音楽鑑賞教室を実施し、より若年層にも事業が展開できるようになりました。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 今年度は、新型コロナウイルス拡大防止のため会場である文化センターは利用しませんが、引き続き事業経費も含め、共催団体と行政の役割分担を見直し、より市民活力あふれる事業にするべく支援方法の検討が必要です。 | | |
| 78 | 芸術文化活動支援事業 | 社会教育課 | 市民団体主体の芸術文化活動が活性化している。 | 市民ギャラリーの利用等により、市民に学習成果の発表の場と鑑賞の機会を提供する。また、芸術文化活動を支援するため、市民芸術文化活動団体へ助成金、補助金を交付する。 | 自主的な市民活動を積極的に支援することにより、より活力あふれた芸術文化活動が行われることを目的とした、市民オペラ公演等は中止になりました。なお、市民ギャラリーにおける展示については、新型コロナウイルス感染症の影響により、休館の期間がありました。 | 妥当性 | A | 社会教育法第11条第2号、市芸術文化振興助成金交付要綱及び市補助金交付要綱により実施しています。自主的に運営されている芸術的な市民活動は積極的に支援すべきです。 | 現行どおり | 芸術文化活動を行う市民団体を助成することにより、より市民の要望に応じた事業運営が行えるよう支援します。また、市政だより等の広報に加え、ソーシャルネットワークサービスも利用し、助成金事業の募集を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 助成金については、社会教育委員会議の審査を経て公益性・公平性などを重視して交付しています。継続的に財政支援を実施することにより、自主的な団体活動が行えるように支援しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 補助金・助成金ともに3年毎の要綱見直しを実施し、内容に関しては社会教育委員会議の審議を得ています。補助金額・助成金交付対象事業の見直し等は実施しますが、これ以上のコスト削減は難しいです。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

教育部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|--------------|-------|--|--|--|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 79 | 文化財保護管理事業 | 社会教育課 | 文化財を保存・活用することで、市民・保存団体の活動が活性化している。 | 伝統行事等保存団体への補助金の交付や歴史広場等の管理を通じ、文化財を保護していきます。また、見学会や学習教室を開催し、地域の文化財を活用します。 | 歴史広場等の市管理史跡の保存維持を行いました。また、文化財の普及啓発を行うため、文化財散歩を予定しておりましたが、新型コロナウイルス拡大防止のため、中止としました。 | 妥当性 | A | 文化財保護法、四街道市文化財の保護に関する条例を根拠としています。地域に根ざした伝統行事等の保存活用や文化財の調査・公開等、行政が果たすべき役割は大きいです。 | 現行どおり | 市管理の歴史広場等の保存維持のため、条例等に基づき、管理体制や保護環境を整備していきます。また、文化財の調査や普及事業に取り組み、文化財を活用します。（新型コロナウイルス感染症の影響により文化財散歩は中止します。） |
| | | | | | | 有効性 | A | 文化財の保護及び活用の観点から、継続性がさらに求められる事業です。市民のふるさと意識向上のための文化財の役割も大きく、積極的に活用していきます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | コストを意識しながら効果的な方法で実施しています。 | | |
| 80 | 歴史民俗資料施設整備事業 | 社会教育課 | 歴史民俗資料が適正に保存・管理・活用されることにより、市民の郷土の歴史認識が深まる。 | 八木原小学校内歴史民俗資料室の運営・民具資料の活用を行う。収蔵施設において文化財資料の適切な管理・保存を行う。 | 歴史民俗資料の収集・保管を行いました。また、八木原小学校内歴史民俗資料室見学及び民具活用の出前授業等を実施しました。その他、歴史民俗資料館基本設計書を作成しました。 | 妥当性 | A | 文化財保護法、四街道市文化財の保護に関する条例等を根拠としています。歴史民俗資料の適切な収集・管理をし、普及活用を行います。 | 現行どおり | 歴史民俗資料の収集・保管作業を行います。それらを活かした活用事業の推進を行い、老朽化の目立つプレハブ整理室及び文化財整理室については、文化財活用員及び一般事務員の協力により、管理及び修繕を行っていきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 歴史民俗資料の整理作業を随時行っています。歴史民俗資料室の活用については、小学校3年生の社会科見学の一環となり、定着しています。また、小学校への民具出前授業も行っています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 民具資料の有効な活用のため、次期整理作業員の補充及び育成事業は急務です。 | | |
| 81 | 埋蔵文化財発掘調査事業 | 社会教育課 | 国民共有の財産である埋蔵文化財が法令に基づき、適正に保存される。 | 各種開発行為に伴う埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについての調整指導や文化財保護法に基づく埋蔵文化財発掘調査を実施し、記録保存する。 | 各種開発行為に伴う埋蔵文化財の取り扱い等について調整指導を行いました。また、発掘調査を実施するとともに、発掘調査報告書を刊行することにより、埋蔵文化財を適切に保護しました。 | 妥当性 | A | 文化財保護法等により、地方公共団体には埋蔵文化財の保存措置を講ずることが求められています。また、千葉県教育委員会より手続きに関する事務を移譲されていることから、市が実施すべき事業です。 | 現行どおり | 常に埋蔵文化財に対する適切な調整指導を行えるよう専門職の配置、技術を向上させ、円滑な事務処理体制を整備していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 開発行為等に対応し、国・県の指導に準じて届出事務等を円滑に実施しなければなりません。発掘調査等の実施により、国民共有の財産である遺跡が適切に記録保存されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 埋蔵文化財に関する取扱履歴を整備したことにより、適切な調整指導が行えました。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

教育部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-----------|-------|--|---|---|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 82 | 市史編さん事業 | 社会教育課 | 郷土史料が保存・活用されることで、市民が郷土の歴史を学び、市の歴史が明らかにされる。 | 事業計画に基づき、必要な調査や史料の収集を行い、郷土の歴史について執筆・刊行する。 | 市史編さん基本方針・刊行計画に沿って「市制施行40周年記念写真集」の資料収集を行いました。また、古文書調査を実施し収集した史料の整理を進めました。 | 妥当性 | A | 刊行計画に基づき、必要な史料の収集整理を実施し、郷土の歴史について執筆・刊行するものです。 | 現行どおり | 市史編さん基本方針・刊行計画に沿って、市制施行40周年記念の写真集を刊行します。また、上記に伴う体制作りを更に進めていながら、古文書調査を実施し、保管・作業スペースの確保を検討していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 郷土の歴史を学ぶための、貴重な史料を調査収集し、適切に整理保存をするものです。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 過去の刊行物の販売数も増えています。今後は収集した史料の整理を進めながら、古文書の保管・整理作業スペースを確保する必要があります。 | | |
| 83 | 公民館管理運営事業 | 社会教育課 | 公民館の運営・施設の維持管理を行い、施設の安全性、利便性を向上させることにより、効果的な生涯学習推進のための環境が整備されている。市民が生涯学習に取り組み、教養の向上、健康の増進、情操の純化がされている。 | 老朽化した公民館の設備改修などにより快適な環境整備を行うとともに、指定管理により円滑な管理運営を行う。公民館主催講座の対象として大きく分類すると、成人・高齢者・青少年・親子と4分類の内容の講座を行う。（主なものとして高齢者大学（長寿、福寿、あさひ寿）の開講などがある。） | 老朽化した公民館の設備改修などにより、適切な学習環境の整備を行うとともに、指定管理により円滑な管理運営を行いました。 | 妥当性 | A | 社会教育法に基づき設置している公民館の管理運営に関する事業です。実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行っており、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を通じて、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与しています。 | 現行どおり | 引き続き指定管理者制度を活用した施設の管理運営を行います。また、施設の安全性等を確保するため、必要に応じた修繕及び改修等を適宜行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 定期講座の開設により幅広い分野で学びの機会を提供しているほか、学術・文化に関する事業や青少年の健全育成に関する事業の活動拠点として施設が有効に活用されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 指定管理者制度の活用により、効果的・効率的な施設の管理運営を行っています。 | | |
| 84 | 学校支援活動事業 | 社会教育課 | 地域の方々が学校を支える仕組みを整備することで、地域とともにある学校づくりが推進される。 | 学校と地域ボランティアの調整役として、各学校に地域コーディネーターを配置する。地域ボランティアによる登下校の見守り等の安全活動、草刈や樹木剪定等の環境美化活動、地域人材としての授業支援等、学校を支援する体制づくりを行う。 | 地域コーディネーターが中心となり、ボランティアが学校の求めに応じた支援をしたことで、学校と地域の連携協力体制が深まり、地域に根ざした学校づくりを推進することができました。地域コーディネーター会議は紙面開催となりましたが、成果や課題等について地域コーディネーター同士の情報交換ができ、各校での体制づくりの推進に役立てることができました。 | 妥当性 | A | 学校現場の多忙化解消に向け、学校の求めに応じて地域ボランティアの力を借り、地域の教育力をより子どもたちの教育のために活用していくことが必要です。 | 現行どおり | 各本部において組織的な支援体制づくりを進めることで、地域の教育力を学校運営にさらに有効に活用できるよう支援していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 地域ボランティアの支援により、子ども達の学習活動に広がりがみられ、学習環境の整備も進められています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 多くのボランティアに支えられ、円滑に事業を進めています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

教育部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|--------------|----------|-------------------------|--|-------------------------------|-------|--------|---|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 85 | 青少年健全育成事業 | スポーツ青少年課 | 青少年を温かく見守り、育てる市民が増えている。 | 青少年健全育成推進大会を開催する。また、青少年健全育成功労者の表彰を行う。 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止しました。 | 妥当性 | A | 市民一人ひとりが、大人としての責任を持ち、青少年の健やかな人間形成に求められる真のコミュニケーションと明るい環境づくりを推進するため、その体制づくりへの積極的な取り組みを啓発するため実施しています。 | 現行どおり | 青少年問題協議会の開催や青少年健全育成推進大会、青少年健全育成キャンペーンを行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 青少年健全育成推進大会は、毎年700名を超える参加があり、青少年健全育成の推進や活動及び意義の普及啓発に大きく寄与しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 平成28年度から青少年健全育成推進大会と青少年健全育成キャンペーンを続けて実施することにより、スタッフへの昼食代を削減する等、経費の節減を行っています。 | | |
| 86 | 青少年体験活動事業 | スポーツ青少年課 | 青少年の生きる力が増進されている。 | 青少年体験活動実行委員会が実施する地域体験活動事業を支援する。 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止しました。 | 妥当性 | A | 本市では、子どもたちの社会性、自主性、協調性を伸ばし生きる力を育むため、青少年体験活動の一環として通学合宿を実施しています。通学合宿は、県教育委員会においても広く普及をさせている事業であり、県内各市町村で積極的に取り組んでいます。 | 現行どおり | 市内3公民館とわろうべの里で、日帰りの体験活動を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 子どもたちが親元を離れ、団体生活の中で日常生活の基本を学ぶ効果的な機会となっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 宿泊施設に公民館を活用することで経費の節減を行っています。また、市内関係団体で構成される実行委員会において主体的な企画及び運営がされていることから、公的な支援は必要最小限となっています。 | | |
| 87 | 地域青少年活動活性化事業 | スポーツ青少年課 | 地域全体で青少年を育む機運が高まっている。 | 青少年相談員を委嘱し、青少年相談員連絡協議会が主催する、体験学習事業、ユニカール大会、つなひき大会等の青少年育成事業を支援する。 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止しました。 | 妥当性 | A | 青少年相談員は、「千葉県青少年相談員設置要綱」に基づき県及び市で委嘱する有志活動者であり、地域における様々な活動を通じて、青少年の健全育成に貢献しています。青少年相談員の活動には、公的な支援が不可欠です。 | 現行どおり | 青少年相談員連絡協議会が主催する、夏の体験学習、秋の青少年ユニカール大会、春の青少年つなひき大会など、地域青少年活動活性化事業を支援します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 青少年相談員（本市30名）で構成される青少年相談員連絡協議会が主催する体験学習事業（農業体験）やスポーツ活動事業を支援することにより、子どもたちの地域間の交流や異年齢間の交流が行われ、青少年の健全育成を推進しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 千葉県青少年相談員活動費補助金を活用しています。また、青少年相談員連絡協議会の自主性を尊重しながら、効率的に事業を実施しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

教育部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|--------------------|----------|---|---|---|-------|--------|---|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 88 | 青少年育成活動支援事業 | スポーツ青少年課 | 青少年健全育成を推進する団体を支援することで、団体の活動が活性化され、団体が育成されている。 | 市民団体主体の青少年育成活動を支援するため、青少年育成関係団体へ補助金を交付する。 | 子ども会育成連合会（市・印旛郡市）への補助金や負担金の交付により、その活動を支援することができました。 | 妥当性 | A | 各団体の自主性を尊重し、事業を展開させるとともに、事業資金として補助金を交付する役割は市の役割です。 | 現行どおり | 子ども会育成連合会（市・印旛郡市）への補助金や負担金の交付により、その活動を支援します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 子ども会育成連合会の事業で、ジュニアリーダー認定講習会を実施し、子ども会リーダーを育成することができています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 補助金や負担金の交付により、青少年育成活動を活性化することができています。 | | |
| 89 | スポーツ普及促進事業 | スポーツ青少年課 | 各種スポーツの普及促進をすることで、市民の健康増進に寄与する。 | 市民の健康増進のため各種（ジュニア、高齢者など）スポーツ教室及び体育の日の行事などを開催する。 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止しました。 | 妥当性 | A | 体育の日の行事は、スポーツ基本法第23条で開催の努力義務が謳われています。 | 現行どおり | 広く市民にスポーツへの参加機会が確保できるよう市教育委員会主催の各種教室を実施します。また、体育の日の行事について内容を見直し事業経費削減に取り組むとともに、スポーツ教室の参加費についても経費バランスを考慮し設定します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 継続的に広く市民に対しスポーツの普及促進を行うことで市民の健康増進や体力の向上に寄与しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 各種スポーツ教室において、受益者負担の観点から参加費を徴収しています。また、講師は市スポーツリーダーバンク制度を活用することによりコストの削減ができています。 | | |
| 90 | 総合型地域スポーツクラブ育成支援事業 | スポーツ青少年課 | 安定的で且つ自主的な運営を支援し、生涯スポーツを実現することで、市民が気軽にスポーツに親しむことができる。 | 子どもから高齢者までのあらゆる世代の市民が様々なスポーツに親しめる、総合型地域スポーツクラブの安定的な運営のための支援を行う。 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため活動を休止しました。 | 妥当性 | A | スポーツ基本法に基づき国のスポーツ基本計画の施策目標の中でも、総合型スポーツクラブを育成し、指導者や施設を充実させることは行政の役割とされています。 | 一部改善 | 更なる会員の増加を目指すこと等により経済的に自立した運営ができるよう支援・助言を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 四街道SSCについて多世代のクラブ会員が様々な種目を実施しており、施策目標の達成に寄与しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | B | 四街道SSCについて活動場所など自主的運営に向けて改善する余地がありますが会費の値上げなどは会員の減少に繋がる恐れがあり慎重な対応が必要です。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

教育部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|---------------|----------|--------------------------------------|--|--|-------|--------|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 91 | ガス灯ロードレース大会事業 | スポーツ青少年課 | ガス灯ロードレース大会を通じて、四街道市がより多くの方に周知されている。 | 市内外に誇れるイベントとして、障害のある人もない人も一緒に楽しめるガス灯ロードレース大会を開催する。 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止しました。 | 妥当性 | A | 警備にかかる経費が増大しており事業費の大半を警備費に費やしている状況です。しかしながら警備は大会を安全に運営する上で最も重要な課題であり、警察当局からも強く求められていることから今後も費用の増加が見込まれます。 | 現行どおり | 沿道の環境変化、感染症対策など今まで以上に安全に配慮が求められており、そのための費用が増加することが予想されます。引き続き事務経費の削減に取り組んでいきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 市民参加型のスポーツイベントとして定着しており、市内外から多くの方に参加していただいている事業で市のPRに効果があります。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 参加者や沿道応援の安全確保及び市内交通網の適正な管理を考慮した場合、今後も更にコストの増加が見込まれ費用の確保が厳しい状況です。 | | |
| 92 | 印旛郡市民体育大会事業 | スポーツ青少年課 | 広く印旛郡市民の間にスポーツが普及し、各種競技レベルが向上する。 | 印旛郡市民体育大会各種競技種目へ、本市の代表として選手を派遣する。 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止となりました。 | 妥当性 | A | 印旛郡市町、市長教育委員会、印旛郡市体育協会の共催のため実施すべき事業です。 | 現行どおり | 当市でバレーボール競技とテニス競技を運営し、16競技24種目に代表選手を派遣します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 市代表選手を各競技に派遣し、地域スポーツの振興発展と青少年の健全育成に効果が得られています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 本市での開催競技種目によっては既存施設の大幅な改修が必要となるため単発的にコスト増となる恐れがあります。 | | |
| 93 | 体育協会事務事業 | スポーツ青少年課 | 各競技団体において大会開催及び教室開催が円滑にできている。 | 各競技団体において開催されているスポーツ大会・スポーツ教室の調整を行うとともに、負担金を支出する。 | 当協会が統一した感染症対応策を各競技団体に通知し、コロナ禍における可能な限りの活動を行い、市民スポーツ活動の推進及び普及に寄与しました。 | 妥当性 | A | 継続的に広く市民に対してスポーツの普及促進に尽力している公共性の高い団体であり、行政が支援する必要があります。 | 現行どおり | 当協会や各競技団体が予定している大会・教室を周知し、さらなる市民スポーツ活動の推進及び普及を目指します。また、市民のニーズに対応できるよう要望していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | ほぼ目標通りに成果が得られていますが現状の水準を保ちつつ市民のニーズに的確に対応した事業内容を要望していきます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 近隣市と比較して補助金額が低い状況にありコスト削減の余地がありません。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

教育部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|------------|----------|---|--|---|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 94 | 小中学校施設開放事業 | スポーツ青少年課 | <p>体育施設開放については、スポーツ・レクリエーションの身近な拠点として、市民が気軽にスポーツ活動ができる場所が確保される。特別教室開放については、市民の社会教育活動を活発にしている。</p> | <p>多くの市民にスポーツ・レクリエーション活動の場を提供するため、市内小中学校の体育施設を開放する。また和良比小学校及び四街道中学校の特別教室を、社会教育活動の場として開放する。</p> | <p>新型コロナウイルス感染症の影響による事業中断期間もありましたが、体育施設及び特別教室の開放により活動場所を提供することができました。</p> | 妥当性 | A | <p>スポーツ基本法第13条において「学校教育に支障のない限り学校の体育施設を一般のスポーツのための利用に供するように努めなければならない」と規定されています。</p> | 一部改善 | <p>市民が身近にスポーツ・レクリエーション活動ができるよう法令に基づき、市内小学校の校庭及び体育館、中学校の体育館を開放し、引き続き受益者負担の導入について、調査検討を行います。また和良比小学校及び四街道中学校の特別教室を開放し、社会教育活動を行う団体に対して、活動場所を提供します。</p> |
| | | | | | | 有効性 | A | <p>市民がいつでもどこでも気軽にスポーツを楽しんだり社会教育活動を行うことに寄与している事業です。</p> | | |
| | | | | | | 効率性 | B | <p>受益者負担の導入について調査・検討を行います。また、学校の特別教室の開放では安全管理上、管理人が必要ですが委託料は団体の利用状況によって変動します。</p> | | |
| 95 | 体育施設管理運営事業 | スポーツ青少年課 | <p>市民が健康増進・競技力向上・交流の場として利用している。</p> | <p>温水プール、総合公園体育施設（体育館、野球場、多目的運動場）など、安全で快適な体育施設の環境を整備する。</p> | <p>適宜、体育施設の修繕、工事等を実施し、安全で快適な環境の整備を行いました。</p> | 妥当性 | A | <p>スポーツ基本法、当市総合基本計画で位置づけられています。</p> | 現行どおり | <p>施設の経年劣化に伴い維持補修費用は増加していきませんが、引き続き安全で快適な環境を整備していきます。</p> |
| | | | | | | 有効性 | A | <p>市民ニーズの高さ、施策目標の達成からも継続して実施する必要があります。</p> | | |
| | | | | | | 効率性 | A | <p>体育施設は建設から長年経過しており維持補修に係る費用は年々増加することが予想されることから将来的にはその対応策を検討する必要があります。</p> | | |
| 96 | 図書館管理運営事業 | 図書館 | <p>図書館内の施設環境を整備することにより、利用者が快適な環境のもと、図書館サービスの提供を受けることができる。図書館協議会委員から意見を聴取することで、図書館が適切に運営されている。</p> | <p>図書館内の清掃や施設の保守点検を行い、必要に応じて修繕等を行う。図書館協議会を開催し、図書館サービス計画を実施するとともに、質の高いサービスを行う図書館の運営を検討する。</p> | <p>令和2年度図書館サービス計画を策定するとともに、図書館協議会を開催し、意見を参考にしながら図書館サービスの充実に努力しました。施設の改修工事として、令和2年度は設置後37年を経過したエレベーターの改修工事を実施しました。</p> | 妥当性 | A | <p>社会教育法第5条第4項、図書館法、四街道市立図書館条例により、市が設置し、運営を行い、市民の生涯学習に資するための活動を行います。</p> | 現行どおり | <p>図書館運営方針に基づき、年次計画を立て、図書館運営を行っています。施設の維持と利用者の安全確保のため、修繕等を行い適切に施設環境を維持していきます。令和3年度は空調室ドレンパン補修工事を行います</p> |
| | | | | | | 有効性 | A | <p>社会教育施設の中で図書館は最も利用の多い施設であり、その施設を適切に維持管理することで、市民が安全・安心して利用することができます。</p> | | |
| | | | | | | 効率性 | A | <p>専門業者に施設設備の管理委託を行いながら、経年劣化による施設の補修の必要性について、優先順位をつけて効果的・効率的に実施しています。</p> | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

教育部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|---------------|------|--|---|---|-------|--------|---|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 97 | 資料管理整備事業 | 図書館 | 利用者が読書、学習要望に必要な図書館資料の提供を受けている。 | 市民ニーズや時代に即した図書館資料の整備を行うとともに、電算システムにより管理し、利用者への貸出を行う。視聴覚機材、教材を社会教育団体等へ貸出を行う。 | 市民からの要望を取り入れながら生涯学習や娯楽としての読書に役立つ資料を収集し、提供に努めました。移動図書館の小学校巡回用資料を整備しました。地方創生臨時交付金を活用して、図書除菌機等を設置し、感染予防対策を行いました。 | 妥当性 | A | 社会教育法第5条第4項、図書館法、四街道市立図書館条例により、市が設置し、運営を行い、市民の生涯学習に資するための活動を行います。 | 現行どおり | 市民の生涯学習および読書に役立つ資料を収集し提供していきます。窓口業務等の一部委託による効率的な図書館運営と市職員の専門知識を生かした図書館サービスの展開により、市民サービスの向上に取り組んでいきます。 |
| | | | | | 移動図書館の小学校巡回用資料を整備しました。地方創生臨時交付金を活用して、図書除菌機等を設置し、感染予防対策を行いました。 | 有効性 | A | 市民の生涯学習及び娯楽のために求められる情報を提供しています。それらに役立つ資料の収集と提供を行っています。また、郷土・行政資料の収集等により地域の情報拠点となるよう努力しています。 | | |
| | | | | | 窓口業務の一部委託による効率的な図書館運営と市民対応等を向上させています。 | 効率性 | A | 窓口業務の一部委託による効率的な図書館運営と市民対応等を向上させています。 | | |
| 98 | 読書学習推進事業 | 図書館 | 利用者等が、読書の推進と学習、研究の援助を受けている。 | 読書相談、レファレンスを行う。読書推進のための各種事業を実施する。 | 市民からの調査・相談に対し、委託職員と連携して迅速・的確な回答を行いました。市内小中高等学校との連携では、授業支援図書の相談貸出により、支援協力体制を拡充しました。新型コロナウイルス感染症予防対策のため定例の主催事業は開催できませんでしたが、感染対策を考慮した事業を行いました。 | 妥当性 | A | 社会教育法第5条第4項、図書館法、四街道市立図書館条例により、市が設置し、運営を行い、市民の生涯学習に資するための活動を行います。 | 現行どおり | 市民からの調査・相談については、委託職員による所蔵探索や簡易な案内対応と、市職員による専門的レファレンス対応双方の連携を取りながら質と量の維持・向上に取り組んでいきます。小中高等学校との連携については情報提供、資料相談、配送体制により連携を深め、子ども読書活動の推進に取り組んでいきます。 |
| | | | | | 市民からの調査・相談に対し、委託職員と連携して迅速・的確な回答を行いました。市内小中高等学校との連携では、授業支援図書の相談貸出により、支援協力体制を拡充しました。新型コロナウイルス感染症予防対策のため定例の主催事業は開催できませんでしたが、感染対策を考慮した事業を行いました。 | 有効性 | A | 主催事業や資料展示により乳幼児から高齢者まで幅広い市民の読書を推進しています。小中高等学校との情報交換、資料提供により連携を深めています。図書館サポーター制度や学習講座の実施により市民ボランティアを育成しています。 | | |
| | | | | | 市民からの調査・相談に対し、委託職員と連携して迅速・的確な回答を行いました。市内小中高等学校との連携では、授業支援図書の相談貸出により、支援協力体制を拡充しました。新型コロナウイルス感染症予防対策のため定例の主催事業は開催できませんでしたが、感染対策を考慮した事業を行いました。 | 効率性 | A | 専門知識と経験を持つ司書により、主催事業や読書相談を実施するとともに、市内小中高等学校の授業支援につながる資料を提供しています。 | | |
| 99 | 電子図書館サービス導入事業 | 図書館 | 利用者が図書館に来館しなくても、365日いつでも読書、学習要望に必要な図書館資料の提供を受けている。 | インターネット上に電子図書館を構築し、貸出・返却を行う。図書館に来館しなくても24時間、365日インターネットを介してサービスを行う。 | 地方創生臨時交付金を活用し、新しい生活様式に合った非接触型サービスとして電子図書館サービスを導入しました。 | 妥当性 | A | 社会教育法第5条第4項、図書館法、四街道市立図書館条例により、市が設置し、運営を行い、市民の生涯学習に資するための活動を行います。 | 現行どおり | いつでも、どこにいても読書が楽しめる電子書籍の提供を通して、幅広い世代に向けた図書館サービスに取り組んでいきます。 |
| | | | | | 地方創生臨時交付金を活用し、新しい生活様式に合った非接触型サービスとして電子図書館サービスを導入しました。 | 有効性 | A | 非来館型の図書館システムであり、音声による読み上げ等のバリアフリー機能や、映像・音声コンテンツ等多彩な楽しみ方ができるものなど、開館時間内の利用が難しい高齢者・障害者・子育て世代に役立つ資料を整備します。 | | |
| | | | | | 地方創生臨時交付金を活用し、新しい生活様式に合った非接触型サービスとして電子図書館サービスを導入しました。 | 効率性 | A | インターネット上の「四街道市電子図書館」により市民がいつでも、どこにいても図書館サービスを受けることができます。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

教育部

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|-----|-----------------|-----------|---|--|--|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 100 | 青少年育成センター管理運営事業 | 青少年育成センター | センターの施設・設備・備品を適正に保守管理することで、市民が安心・安全に活用できている。 | センターの施設・設備・備品などの管理事務、運営に関する事務を行う。 | 施設の安全性・利便性を向上させるとともに、適切な維持管理を行うことで円滑に業務を遂行することができました。 | 妥当性 | A | 青少年育成センターを利用する市民や青少年が安心・安全に施設を活用できるように、維持管理するために必要な事業です。 | 現行どおり | 市民のニーズに対応するため、市民が安心・安全に利用できるように施設・設備を整備し、適正に維持管理します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 施設を青少年の居場所の一つとして開放することや相談業務での利用者も多く、継続して実施する必要があります。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 最低限の予算の範囲で施設・設備等を維持管理していることや施設利用者の増加に伴う光熱水費等の経費の増加が見込まれるため、コストの削減は不可能です。 | | |
| 101 | 青少年育成支援事業 | 青少年育成センター | 相談活動や街頭補導活動など青少年育成センターの取組により、青少年が健全に成長することができている。 | 青少年の健全育成及び非行防止を目的として、地域や関係機関と連携し、相談、街頭補導、環境浄化、広報・啓発等の活動を行う。また、多様化・複雑化する青少年問題に対して、専門的な支援ができるスクールソーシャルワーカー等を配置し、学校及び家庭支援を強化する。 | 相談活動では専門的な視点から相談・支援を行うスクールソーシャルワーカーと青少年育成指導教員の相互連携の強化により、きめ細やかな相談・支援等ができました。また、街頭補導活動では、青少年補導委員及び関係機関等と連携して、非行の早期発見・未然防止のための「愛の一声」運動を推進することができました。 | 妥当性 | A | 多様化・複雑化している青少年問題に対応するための組織的な体制の構築や青少年の健全育成を推進する上で必要な事業です。 | 現行どおり | 相談活動については、スクールソーシャルワーカーと青少年育成指導教員の相互連携の強化により、より効果的な支援を行います。また、街頭補導については、青少年補導委員とのパトロールに加え、不審者出没危険箇所の所員パトロールを実施する等、青少年の健全育成・非行防止等を行うため、補導活動を推進します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 相談活動を通じての支援体制は有効であり、街頭補導活動も非行の早期発見や未然防止への効果が期待されることから、現行どおり実施する必要があります。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 福祉面の専門性を持つスクールソーシャルワーカーと青少年育成指導教員の相互連携により効率的に相談活動を行っています。また、青少年の健全育成及び非行防止を行うため、適正に街頭補導活動を推進しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

消防本部・署

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | |
|----|----------|---------|--|--|---|--|---------------------------------------|--------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 |
| 1 | 消防人事管理事業 | 消防本部総務課 | 職員の労働意欲を喚起することで、公務が能率的に向上している。 | 職員採用・昇任・昇格、配置、任免、服務に関する事務、昇任試験の実施、勤務年数の記録及び消防職員委員会の庶務を行う。 | 職員を有効的、能率的に活用するため、計画的な人事管理を行うことができた。 | 妥当性 A | 消防組織法第11条～16条、地方公務員法に基づき実施しています。 | 現行どおり | 経験豊富な職員が定年退職することにより、組織力の低下を招かないよう前段で計画的な人事管理を実施していきます。 |
| | | | | | 有効性 A | 消防行政をめぐる社会情勢が目まぐるしく変化してきていることから、今後、活動内容については見直す必要が生じてくる可能性はありますが、現状では最適な事業となっています。 | | | |
| | | | | | 効率性 A | 消防職員の定員に欠員が生じた場合は補充するなどの対応を行う必要がありますが、職員の大量退職に対応した計画的な人員補充が必要です。 | | | |
| 2 | 消防研修厚生事業 | 消防本部総務課 | 消防業務遂行上必要な資格を取得することにより、スキルアップすることができる。また、職員の執務環境が充実する。 | 研修計画の作成、各研修機関への入校負担金の支払い、入校事務手続き、公務災害認定請求手続き、施設等の安全衛生管理、健康診断の実施、職員共済組合関係事務、福利厚生に関する事務等を行う。 | 消防職員として必要な知識・技術を習得し、災害対応能力の向上を推進することができました。 | 妥当性 A | 消防組織法第6条において、消防行政を運営する上で重要な事務となっています。 | 現行どおり | 消防職員としてのスキルアップが直接市民サービスの向上に繋がっていくことから、予算内で最大限の効果をあげるよう取り組んでいきます。 |
| | | | | | 有効性 A | 経験豊富な職員の退職により、職員の入れ替えが増加することから消防業務遂行上必要な資格を取得し、スキルアップをするために多くの研修に参加します。 | | | |
| | | | | | 効率性 A | 厳しい財政状況の中で最大限の効果を発揮できるよう、研修を精査しています。 | | | |
| 3 | 消防表彰等事業 | 消防本部総務課 | 消防行政に対する市民の関心が高まり、消防職、団員の士気が高揚する。また、消防の陣容を市民が認識する。 | 功績のあった市民、消防団員及び消防職員等の表彰を行う。 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、消防出初式については中止しましたが、功績のあった市民、消防団員及び消防職員等に対し表彰物件を交付しました。 | 妥当性 A | 消防表彰規程・千葉県消防表彰規程に基づき実施しています。 | 現行どおり | 目的である消防行政に対する市民の関心を高めるため、消防出初式の来場者増員に向けた広報を行い、表彰を実施します。また、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視し、適切に消防出初式を実施できるよう調整します。 |
| | | | | | 有効性 A | 消防職員、消防団員の士気の高揚を推進し、消防行政に対する認識を市民に深めてもらっています。 | | | |
| | | | | | 効率性 A | 最低限の予算・人員で業務を遂行しています。 | | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

消防本部・署

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|------------|---------|---|---|---|-------|--------|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 4 | 消防団管理運営事業 | 消防本部総務課 | 消防団に関する種々の事務事業の実施により、消防団組織の運営が円滑化する。 | 消防団員の任命及び退団、服務、報酬・費用弁償の支給、被服貸与、公務災害認定請求、教養訓練、消防団本部会議、分団長会議などの事務を行う。 | 消防団組織の活動全般にわたり、円滑に運営することができました。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市消防操法大会等の各種イベントについては中止しました。 | 妥当性 | A | 消防組織法第6条において、消防行政を運営する上で重要な事務となっています。 | 現行どおり | 「消防防災施設強化事業補助金」等を活用して、各種災害への資機材を整備し、消防団としての対応能力向上を目指します。また、市消防操法大会等の各種イベントにおいて市民に消防団への入団を促進するための広報・啓発活動を実施していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 消防団は災害の備えとして、市民の安全のため必要不可欠であり、継続して実施していく必要がある事業です。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 消防団の充実強化に向け、補助金を活用し団員数の確保・増員を行っています。 | | |
| 5 | 消防総務業務運営事業 | 消防本部総務課 | 庁内の事務を円滑に進め、効率的で、効果的な組織管理を行う。また、他の消防団体との情報交換により、消防体制の充実化・連携強化を行う。 | 消防本部会議等を開催、消防長秘書業務、勤務時間・勤務条件等に関する事、消防の情報化に関する事、消防長会関係事務等を行う。 | 消防業務支援システム等の活用により、消防行政全般の事務事業を円滑に推進することができました。 | 妥当性 | A | 地方公務員法及び消防組織法に基づき実施しています。 | 現行どおり | 消防行政全般の事務事業を円滑に実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 庁内の事務を円滑に進めるためにも継続して実施する必要性が高い事業となっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 消防業務支援システムを運用することで、職員管理、消防団員管理、防火対象物管理及び出動報告書の作成等が効率的に行われています。 | | |
| 6 | 消防施設等整備事業 | 消防本部総務課 | 消防施設等の整備計画を作成し、適正な消防力を強化することにより、市民の生命や財産の安全を確保する。 | 狭あいでの老朽化した消防本部・消防署及び老朽化した消防団詰所等の整備を行う。 | 消防施設等の改修等により、消防拠点の機能強化を推進することができました。 | 妥当性 | A | 消防組織法に基づき実施しています。 | 現行どおり | 市公共施設等管理計画に基づく庁舎整備を実施するとともに3年に一度の整備計画の見直しにより、施設整備に関する手法や場所を精査し、実施していきます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 基本計画に基づき消防施設を整備し、より良い環境を作ることで、消防力が強化されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 基本計画に基づき実施している事業であるため、コストに変動はありますが、3年に1度の整備計画の見直しにより、効率的に行われています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

消防本部・署

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-------------|---------|--|---|---|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 7 | 消防施設等維持管理事業 | 消防本部総務課 | 職員の執務環境を確保するため、消防施設の適正な維持管理を行う。 | 消防施設や、消防用地等の財産を維持管理する。 | 消防施設等の軽微な改修等により、消防拠点の機能維持を推進することができました。 | 妥当性 | A | 消防組織法第6条において、消防行政を運営する上で重要な事務となっています。 | 現行どおり | 消防施設等の適正な維持管理を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 消防組織法第6条において、消防活動、救急活動、救助活動を適正に行うために、必要な消防庁舎を中心とする施設を適正に管理することが、市民の安全・安心に寄与することに繋がっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 消防庁舎の修繕や消耗品の購入等、予算運用方法を精査し実施しています。 | | |
| 8 | 消防広報事業 | 消防本部総務課 | 消防行政を広報することで、防災意識が高まり、市民一人ひとりが防火・防災を自らの課題として考え、行動する。 | 消防行政に対する理解と協力を得ること、更には、防火思想を高揚させるため、消防年報の作成、市政だより等による広報、消防関連イベントを実施する。 | 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、消防フェスティバルについては中止しました。 | 妥当性 | A | 消防行政を広報することで、防災意識が高まり、市民一人ひとりが防火・防災を自らの課題として考え、行動できているため、必要な事業となっています。 | 現行どおり | 新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視し、適切に消防フェスティバルを開催できるよう調整していきます。また、効果的な広報内容や方法を検討しつつ、消防行政の実態を伝えるため、消防年報の作成、市政だより等による広報、消防関連イベントを実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 市民の消防行政への理解や防火意識を高揚させるため、今後も継続して実施していく必要のある事業ですが、イベントの集客率や注目度を上げ、より効果的な広報を実施することを課題とし、イベントの内容や手法を検討していきます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 補助金を活用し、事業を実施しているので現状においては、最適な事業となっています。 | | |
| 9 | 火災予防事業 | 消防本部予防課 | 適正な防火管理・防火意識が高揚している。 | 火災予防推進のため、住宅用火災警報器設置普及の啓発を行う。また、防火指導員に対し、事業計画に基づき各種研修を実施し、火災予防指導の普及啓発を行う。 | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、防火指導員の年間を通じての活動や、住宅用火災警報器設置促進街頭啓発活動を自粛としましたが、代替の広報手段を模索し、市内事業者の協力を得て大型電光掲示板での火災予防啓発、住宅用火災警報器設置促進啓発を行うことができました。 | 妥当性 | A | 住宅用火災警報器は、消防法の規定により一般住宅の設置が義務付けられており、火災予防条例により設置の基準が定められています。四街道市基本計画の施策目標にもなっており、設置率向上には必要な事業です。 | 現行どおり | 住宅用火災警報器の設置率の向上のため、継続的な広報を実施します。また、設置後10年を経過した場合の住宅用火災警報器取り換えについても併せて広報します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 火災件数を減少させるため、火災予防に関する各種広報を行っています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 火災予防のための広報活動については、各関係機関からの無償配布の啓発物品を使用するなど、経費削減を行っています。また、多数の市民が集まる行事等の際に啓発物品を配布しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

消防本部・署

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-----------|---------|---|------------------------------|---|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 10 | 消防査察指導事業 | 消防本部予防課 | 火災件数の減少、防火対象物の防火体制が充実している。 | 火災原因調査・立入検査・違反処理を行う。 | 火災原因調査については製品に起因する火災について原因を究明するなど、火災原因判明率を維持することができました。立入検査については新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、計画どおりに実施することができませんでした。 | 妥当性 | A | 消防法の規定に基づき、火災原因及び火災による損害額の調査、防火対象物の立入検査を実施しています。また、消防組織法の規定により、市町村は消防責任を果たすべき責務を有しています。 | 現行どおり | 立入検査については、重大違反対象物の防火対象物を重点的に進めます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 火災原因判明率を上げ、消防年報等に掲載することにより、類似火災の発生を予防する効果があります。また、立入検査を実施し違反事項を是正させることにより、防火対象物の火災発生及び火災による死傷者の発生、損害の拡大を防ぐことができます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 火災原因調査及び立入検査については、基本的には人件費が主体であり、コスト削減の余地はありません。立入検査については、限られた人数の中で違反対象物処理を効率的に実施しています。 | | |
| 11 | 警防業務運営事業 | 消防本部警防課 | 多様化する災害や特殊災害に対応するための資機材等を整備し、災害現場における部隊活動を効率的に行う。 | 燃料の購入及び特殊災害に対応するための資機材整備を行う。 | 燃料の購入や各種資機材の整備などを、適切に執行管理し、災害現場における警防業務を円滑に遂行することができました。 | 妥当性 | A | 消防組織法第6条「市町村の消防に関する責任」を果たすため、消防部隊を運用するにあたり、燃料及び資機材等の購入は必要不可欠な事業です。 | 現行どおり | 12ヶ月点検・車検点検整備を実施するとともに、資機材の整備、燃料の購入、突発的な不具合等の修繕を速やかに実施し、消防活動体制を万全にします。(令和3年度より消防機器保全事業と統合します。) |
| | | | | | | 有効性 | A | 消防燃料及び資機材等の購入で出動体制が維持されます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 消防部隊を効率的に運用するための燃料及び資機材等の購入を効率的に行っています。 | | |
| 12 | 消防団車両管理事業 | 消防本部警防課 | 消防団車両の維持管理を行い、災害時に効率的な現場活動を行う。 | 消防団車両が使用する燃料の購入等、事務の執行を行う。 | 消防団車両の燃料購入や車両等を適切に維持管理し、適正かつ円滑な消防団活動を確保できました。 | 妥当性 | A | 消防組織法第6条「市町村の消防に関する責任」を果たすため、消防部隊を運用するにあたり、燃料及び資機材等の購入は必要不可欠な事業です。 | 現行どおり | 12ヶ月点検・車検点検整備を実施するとともに、燃料の購入、突発的な不具合等の修繕を速やかに実施し、消防団活動体制を万全にします。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 消防団車両の車検点検整備や突発的な不具合等の修繕を速やかに行うことにより、災害現場活動や地域の消防団活動体制が維持されます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 各種資機材の突発的な修繕費などの支出により、コスト削減の余地はなく、実施方法も適切に行っています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

消防本部・署

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|----------|---------|---|---|--|-------|--------|--|---------|--|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 13 | 消防水利管理事業 | 消防本部警防課 | 消防水利の設置及び既設消防水利の維持管理を行い、消防水利を確保する。 | 消防水利の設置及び既設消防水利の維持管理を行う。 | 消防水利を適切に維持管理し、経年劣化等による消火栓使用に伴う事故の防止措置を行うことにより、適正かつ円滑な消防活動が確保できました。 | 妥当性 | A | 消防組織法第6条「市町村の消防に関する責任」及び消防法第20条第2項「消防に必要な水利の基準」並びに水道法に基づく事業です。 | 現行どおり | 水道配管工事に併せての消火栓の新設・改修工事を行い、経年劣化による固定ボルト・フランジボルト・消火栓本体等の改修を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 消防水利の新設及び既設消防水利の適切な維持管理をすることにより、災害現場における効率的な消防活動が展開されています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 新設消火栓については、水道配管工事に併せて設置しています。また、経年劣化による固定ボルト等の腐食改修工事についても、水道配管工事に併せて改修していますが、単独で実施する件数も多く、その数も増加傾向にあり、計画的に改修を行っています。 | | |
| 14 | 消防車両整備事業 | 消防本部警防課 | 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車などの消防車両の更新整備を行い、消防活動が効率的に行えるようにする。 | 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車などの消防車両の更新、整備を行う。 | 年度途中に緊急消防援助隊整備費補助金を活用し、災害対応特殊救急自動車の更新整備が決定したことにより、消防活動の万全な体制が確保できました。 | 妥当性 | A | 消防組織法第6条「市町村の消防に関する責任」を果たすため、公用車購入要領に基づき老朽化した消防車両を計画的に更新整備する必要があります。 | 現行どおり | 災害対応特殊救急自動車及び救助工作車の更新整備を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 「消防・救急の充実」に必要不可欠な事業です。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 補助金等を有効活用し、更に仕様変更等により、コスト削減を行っています。 | | |
| 15 | 消防広域応援事業 | 消防本部警防課 | 各協定に基づく訓練に参加することにより、効果的な部隊運用及び他市消防との連携ができる。 | 各協定に基づく訓練への参加及び実災害発生時において被災地へ応援出動する。また、被災地となった場合の受援体制を確立する。 | 新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止となった訓練もありましたが、成田国際空港消火救難総合訓練に参加し、県内消防相互間の連携強化を行うことができました。また、広域応援時に必要な資機材の購入、備蓄品等の更新整備を行い出動体制の維持が確保できました。 | 妥当性 | A | 消防組織法第29条「市町村の消防の相互の応援」・第43条「非常事態における都道府県知事の指示」・第44条「非常事態における消防庁長官等の措置要求等」の法令に基づく事業です。 | 現行どおり | 県内で、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、消防救急体制を構築するため、広域応援を実施します。また、成田国際空港消火救難総合訓練等に参加します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 非常事態(大規模災害・航空機事故等)に対するための事業であり、首都直下型地震、南海トラフ地震等の災害対応の効果的な部隊運用及び他市消防との連携が行われています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 国、県の指導のもと、最適な方法で実施しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

消防本部・署

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|--------------|---------|--|--|---|-------|--------|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 16 | 市町村消防計画整備事業 | 消防本部警防課 | 災害現場活動の安全を確保することにより、二次災害などによる市民の被災を予防する。 | 四街道市火災等出動計画、風水害等警防計画、訓練時安全管理要綱の修正などを行う。 | 各種計画及びマニュアルの見直し、組織及び体制の整備を行うことにより、消防活動の万全な体制を確保できました。 | 妥当性 | A | 消防組織法第4条第2項第15号（防災計画に基づく消防に関する計画の基準に関する事項）に基づく事業です。 | 現行どおり | 関係法令等の改正に伴い、適宜計画やマニュアルの見直しを行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 改正の必要に応じて、適宜計画の見直しを行うことにより、災害現場活動の安全が保たれています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 関係法令の改正に伴い、適宜計画の見直しを行うことにより、消防・救急活動を効率的に実施しています。 | | |
| 17 | 消防職・団員安全管理事業 | 消防本部警防課 | 災害現場及び訓練時における隊員の安全を確保する。 | 災害現場及び訓練時における安全管理に関する調査研究を行う。 | 新型コロナウイルス感染拡大に伴い安全管理に係る会議は実施できなかったが災害現場における事故等を未然に防止することができました。 | 妥当性 | A | 災害現場での安全確保が整わなければ、安全に活動することができないため継続する事業です。 | 現行どおり | 安全管理に係る会議を上半期・下半期に各1回開催し、安全管理について周知します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 災害現場及び訓練時における安全管理に関する調査研究を行い、安全管理について職・団員に周知し、災害現場等での事故の未然防止がなされています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 人件費のみの事業でコスト削減の余地はなく、実施方法についても適時・適切に行っています。 | | |
| 18 | 防災普及事業 | 消防本部警防課 | 防災に関する訓練に参加することにより、市民の防災対応力と防災意識を向上させる。 | 訓練などを企画・参加することにより、市民の現場対応能力の向上及び防災意識と防災対応力が向上する。 | 今年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、各種訓練は中止となりましたが機会をとらえ市民の防災対応力と防災意識を向上させています。 | 妥当性 | A | 首都直下型地震、南海トラフ地震等の大規模災害時に自助・共助等の地域防災力を向上するために必要な事業です。 | 現行どおり | 地域防災訓練、自治会の自主防災訓練及び学校等の消防訓練時の地震体験車の運用、初期消火訓練、煙体験ハウス、避難誘導訓練などを通じ、防災意識の高揚、防災対応能力の向上に取り組めます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 初期消火訓練や地震体験車による地震体験等を通じ、市民の防災意識及び対応能力が向上します。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 防災に関する訓練の企画を工夫することにより、効率的に事業を実施しています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

消防本部・署

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|----------|---------|--|---|--|-------|--------|--|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 19 | 消防機器保全事業 | 消防本部警防課 | 消防車両及び資機材などを万全な状態で維持管理することにより、災害に対応できるようにする。 | 消防車両及び資機材などが円滑に機能するように点検整備（車検整備、法定点検、年次点検整備など）を行い、また、不具合が発生した場合は、災害対応に支障をきたさないように、迅速に交換修理などを行う。 | 消防車両及び資機材等を万全な状態に維持管理し、各種災害に対応することができました。 | 妥当性 | A | 消防組織法第6条「市町村の消防に関する責任」を果たすため、消防部隊を運用するにあたり、消防車両等の維持管理（整備）は必要不可欠な事業であり、道路運送車両法第48条「定期点検整備」にも規定されています。 | 現行どおり | 引き続き点検整備計画に基づき、点検整備を実施します。また、突発的な不具合等の修繕を速やかに実施するとともに、消防車両及び資機材等を万全な状態で維持管理し、円滑な災害対応に取り組みます。（令和3年度より警防業務運営事業へ統合します。） |
| | | | | | | 有効性 | A | 消防車両及び資機材などが円滑に機能するように点検整備等（車両整備・法定点検・年次点検整備など）を行うとともに、突発的な不具合等の修繕を速やかに実施することにより、効率的に消防活動が行われています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 点検整備計画に基づく車検整備・法定点検整備及び資機材の修繕であり、老朽化による修繕費の支出が増加傾向にありますが、コストを削減しつつ、適正に予算を執行しています。 | | |
| 20 | 救急救助事務事業 | 消防本部警防課 | 救急・救助隊員が各種研修会に参加し、資格を得ることにより、知識や技術を向上させる。 | 救助技術大会に出場させるための事務及び救急、救助隊員に対して、各種研修会に参加させるための事務を行い、必要な資格を習得する。 | 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、中止となる研修等がありましたが、可能な限り研修会等に参加させ、救急・救助隊員の知識、技術を向上させることができました。 | 妥当性 | A | 災害の多様化、資機材の高度化などにより、必要とされる資格等を取得する必要があるため、必要不可欠な事業です。 | 現行どおり | 救急、救助隊員が受講する各種研修会の参加事務手続きを行い、救急、救助隊員の技術向上に取り組みます。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 災害の多様化、資機材の高度化などにより、必要とされる資格等を取得することで隊員のスキルアップがなされています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 災害の多様化、資機材の高度化などにより、資格等を取得しなければならず、コスト削減の余地がなく、実施方法についても適切に行っています。 | | |
| 21 | 救急業務啓発事業 | 消防本部警防課 | 市民が応急手当普及講習を受講することにより、知識や技術を習得でき、応急手当の重要性を認識させる。 | 救命率向上の為、応急手当普及講習の実施計画（上級、普通Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、救命入門コース）を策定し、市政だよりによる講習開催の広報を行い、受講者に講習修了証を交付する。 | 市民等を対象に救命講習を開催しました。（新型コロナ感染拡大の影響により、9月末までの間、及び緊急事態宣言下での講習を中止としました。）また、指導については、応急手当指導員（四街道市シルバー人材センター会員）を派遣し、人件費の削減を行いました。なお、救急フェアを開催し、AEDの使用法や救急車の適正利用等の広報活動を行う予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により中止となりました。 | 妥当性 | A | 「四街道市応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に基づき実施し、「消防・救急の充実」に必要不可欠な事業です。 | 現行どおり | 市民等を対象に救命講習を開催します。指導については、応急手当指導員（四街道市シルバー人材センター会員）を派遣し、人件費の削減を目指します。目標については、新型コロナの影響下での開催を考慮した数値です。さらに、各種イベント開催時に、AEDの使用法や救急車の適正利用等の広報活動を行う予定です。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 応急手当普及講習会を通じて、知識や技術を習得でき、その重要性を認識することで救命率が向上しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 応急手当普及講習会を応急手当指導員（四街道市シルバー人材センター会員）に委託することで指導に当たっていた救急隊員の負担軽減及び人件費削減ができました。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

消防本部・署

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|--------|------|---|--|--|-------|--------|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 22 | 指揮指令事業 | 消防署 | 火災、救急、救助、その他災害において、現場指揮及び無線統制を行い、迅速かつ効率的な部隊運用を行うことにより、市民の生命、身体、財産の保護及び被害を軽減させる。 | ちば消防共同指令センターと緊密に連携し、災害現場における、部隊の効率的な運用及び活動統制を行う。 | 災害現場活動向上のため、消防通信設備等を維持管理するとともに、部隊の効率的な運用及び活動統制を行うことができました。 | 妥当性 | A | 消防通信規程第1条、火災、救急、救助、その他災害の対処及びその他の消防業務を迅速かつ的確に処理するため、消防救急デジタル無線装置の運用には必要不可欠な事業です。 | 現行どおり | 消防通信設備等を万全な状態に維持管理し、多種多様な災害に備え、部隊運用訓練等を行い、指令センターとの連携強化及び現場活動能力の向上を目指します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 消防通信設備等の維持管理及び点検整備を行うことで、出勤、現場活動の際にトラブルなく万全な状態で活動できます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 火災、救急、救助、その他災害に対して、現場指揮及び無線統制を行って迅速かつ効率的な部隊運用により、市民の生命、身体、財産の保護及び被害の軽減に繋がっています。 | | |
| 23 | 予防事業 | 消防署 | 火災による被害の低減、防火対象物の防火安全対策の徹底、市民の防火意識を高揚させる。 | 火災予防条例第45条に関する届出の受理、火災原因調査、防火対象物に対する消防訓練指導や立入検査の実施、出前講座や住宅用火災警報器設置状況調査などを通じた火災予防啓発活動を行う。 | 防火対象物に対する消防訓練指導や立入検査の実施、出前講座や住宅用火災警報器設置状況調査を通じ、防火対象物の関係者、市民の防火意識を向上させることができました。また、火災原因調査についても、円滑に遂行することができました。 | 妥当性 | A | 消防法、火災予防条例等によるものであり、火災による被害を軽減するためには、防火対象物の関係者や、市民一人ひとりの防火意識を高めることが重要であり、そのために必要不可欠な事業です。 | 現行どおり | 火災による被害を最小限に抑えるため、防火対象物の適正管理、市民等の防火意識の高揚に取り組み、円滑な消防活動を実施します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 防火対象物に対する立入検査を実施し、関係法規に基づいた指導を行うことで、防火対象物の関係者に設備の適切な維持管理及び防火意識の高揚を促し、火災予防の推進に繋がっています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 秋季及び春季の年2回実施している火災予防運動期間中に、一般市民に対する火災予防啓発のため、市内の一般住宅を訪問し、住宅用火災警報器の設置状況の調査及び広報を行い、住宅用火災警報器の設置率を向上させています。 | | |
| 24 | 警防事業 | 消防署 | 消防水利の維持管理、災害現場部隊運用、消防資器材の配備・維持管理を行うことで、市民が災害時に受ける被害を軽減させる。 | 防火対象物の警防調査、消防水利点検、各種訓練計画、災害現場活動に関すること、各種資器材の点検維持管理などを行う。 | 消防活動に必要な各種資器材の整備及び点検、訓練を実施し、現場活動全般を円滑に遂行することができました。 | 妥当性 | A | 消防組織法第1条の他、各関係法規を遵守し、消防の責務を果たすことにより、市民の安全に直接的に繋がる事業です。 | 現行どおり | 災害現場活動を安全・確実・迅速に遂行するため、消防資器材の更新整備、点検等を実施するとともに、消防組織法に基づく市民の生命・身体・財産を守るために消防体制の充実・強化します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 消防体制を充実強化して、未然に事故を防ぎ、災害時の被害の軽減に寄与しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 限られた予算内で資器材の点検及び更新整備を行っています。 | | |

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

消防本部・署

| 番号 | 事務事業名 | 担当部署 | 目的 | 事業概要 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|-----------|------|---|--|---|-------|--------|---|---------|---|
| | | | | | 事業成果 | 事業の評価 | 具体的な内容 | 事業の方向性 | 事業の展開方針 | |
| 25 | 救助事業 | 消防署 | 各種救助資器材を適切に維持管理し、各種訓練を実施することにより、災害対応能力を向上させ、市民が災害時に受ける被害を軽減させる。 | 救助資器材の点検整備及び更新整備、各種訓練計画の作成、年間訓練計画に基づく各種救助訓練の実施等、各種災害現場活動における人命救助に関するを行う。 | 救助現場活動及び訓練に必要な資器材の更新整備、点検を実施することで、救助活動を円滑に行うことができました。 | 妥当性 | A | 消防組織法第1条の他、各関係法規を遵守し、消防の責務を果たすことにより、市民の安全に直接的に繋がる事業です。 | 現行どおり | 救助現場活動に備え、救助隊員の知識、技術向上のために、各種訓練の実施、救助資器材の整備及び維持管理をすることで救助体制を強化します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 救助体制を充実強化し、災害時の人命救助活動及び、被害の軽減に寄与しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 限られた予算内で訓練資器材の点検及び更新整備を行っています。 | | |
| 26 | 救急事業 | 消防署 | 救急現場活動を実施することにより、救命率を向上させる。市民が応急手当の知識、技術を習得することで、救命率を向上させる。 | 救急現場活動を実施する救急隊員の知識技術の向上のために、各種訓練の実施と、研修への参加、資器材の整備及び維持管理をする。また、救命講習や救急訓練講習を実施する。 | 研修や訓練により知識や手技が向上し、さらに救急資器材の整備・維持管理を適正に行ったことにより、業務を円滑に行いました。 | 妥当性 | A | 消防組織法第6条及び消防力の整備指針第3条により、救急業務及び費用の点から、民間会社による運営はできないこと、また、傷病者の社会復帰を可能にするには、適切な判断が必要であり不可欠な事業です。 | 現行どおり | 救急現場活動に備え救急隊員の知識、技術の向上のために各種訓練の実施と研修への参加、資器材の整備及び維持管理をします。また、救命講習などを通して、応急手当の普及啓発を行います。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 安心安全の実現及び市民のニーズに対処するため、救急救命士の育成及び増員、資器材を整備、維持管理し、関係法令や印旛地域救急業務MC協議会プロトコルに沿って活動しています。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 法令で定められている事業であり、高齢化による救急出動の増加により、人件費の増加、処置の高度化とそれに伴う維持管理費の増大が今後予想されますが、引き続きコストの削減を行っていきます。 | | |
| 27 | 指令施設等管理事業 | 消防署 | ちば消防共同指令センター設備及び消防救急デジタル無線の適正な維持管理を行うことにより、通信体制を充実させる。 | ちば消防共同指令センターの維持管理に関する事務及び負担金の支出、消防救急デジタル無線に関する事務及び負担金支出の処理を行う。 | 災害現場活動向上のため、指令システム等を維持管理するとともに、部隊の効率的な運用及び活動統制を行うことができました。 | 妥当性 | A | 火災、救急、その他の災害の対処を迅速かつ的確に処理するため、指令システム等を維持管理し、部隊の効率的運用を行うためには必要不可欠な事業です。 | 現行どおり | 災害は多種多様化しているため、災害時には現場部隊により多くの情報を配信し、活動が迅速かつ確実に進むよう指令システムを万全な状態で維持管理します。 |
| | | | | | | 有効性 | A | 消防情報共有システムへ情報入力することにより、車両端末装置へ反映され、出動する車両が常に最新の情報で活動することができます。 | | |
| | | | | | | 効率性 | A | 指令業務を20の消防本部で共同運用することにより、指令システムが高規格化でき、事務の効率化にも繋がっています。 | | |